

生物多様性国家戦略 2012-2020 の 実施状況の点検結果

平成 26 年 3 月 14 日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

<目次>

はじめに	1
点検の実施方法	2

第1部 5つの基本戦略に関する取組状況

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる	3
数値から見る達成状況	3
取組例	4
1－1 生物多様性に関する広報の推進	
1－2 多様な主体の連携の促進	
1－3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進	
1－4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進	
1－5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実	
1－6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進	
1－7 生物多様性に配慮した消費行動への転換	
基本戦略1 まとめ	15
基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	16
数値から見る達成状況	16
取組例	17
2－1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進	
2－2 鳥獣と共存した地域づくりの推進	
2－3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進	
2－4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進	
2－5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	
基本戦略2 まとめ	25
基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する	26
数値から見る達成状況	26
取組例	27
3－1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進	
3－2 森林の整備・保全	
3－3 都市の緑地の保全・再生など	
3－4 河川・湿地などの保全・再生	
3－5 沿岸・海洋域の保全・再生	
3－6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進	

基本戦略3 まとめ	44
基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する	45
数値から見る達成状況	45
取組例	45
4－1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献	
4－2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進	
4－3 生物多様性に関わる国際協力の推進	
4－4 世界的に重要な地域の保全管理の推進	
基本戦略4 まとめ	54
基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	56
数値から見る達成状況	56
取組例	56
5－1 基礎的データの整備	
5－2 生物多様性の総合評価	
5－3 科学と政策の結びつきの強化	
基本戦略5 まとめ	58
(参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表	59

第2部 愛知目標の達成へ向けたロードマップの進捗状況

戦略目標A関連	60
国別目標A－1	
戦略目標B関連	66
国別目標B－1	
国別目標B－2	
国別目標B－3	
国別目標B－4	
国別目標B－5	
戦略目標C関連	84
国別目標C－1	
国別目標C－2	
戦略目標D関連	91
国別目標D－1	

国別目標D－2

国別目標D－3

戦略目標E関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98

国別目標E－1

国別目標E－2

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

数値目標の進捗状況・・・・・・・・・・・・・・・・102

具体的施策の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・108

はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国の基本計画として、平成 7 年 10 月に初めて策定され、その後、平成 14、19、22 年に見直しが行われました。平成 20 年には生物多様性基本法が制定され、同法第 11 条に基づく計画として位置づけられています。平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）における生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）の採択、翌 23 年の東日本大震災の発生という、二つの大きな出来事を背景に、平成 24 年には「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下「戦略 2012-2020」という。）が策定されました（9 月 28 日に閣議決定）。戦略 2012-2020 は、自然のしくみを基礎として自然と共生する真に豊かな社会の実現に向けた方向性を示す役割を担っています。

戦略 2012-2020 は、「第 1 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」と「第 2 部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」、「第 3 部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の 3 部で構成されています。第 1 部では、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や、生物多様性を取り巻く現状と課題を記述するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の目標、自然共生社会における国土の将来像としてのグランドデザイン、「科学的認識と慎重かつ順応的な態度」など施策展開にあたっての 7 つの基本的視点、「生物多様性を社会に浸透させる」などこれまでの 4 つの基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加えた 5 つの基本戦略について示し、おおむね 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。第 2 部には、愛知目標を踏まえて我が国の目標等を示し、そのうち可能なものについては、目標年次と目標達成や進捗状況を把握するための関連指標を示し、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、第 3 部は、具体的な行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に記述しました。

戦略 2012-2020 では、生物多様性条約に基づく第 5 回国別報告書の提出（2014 年 3 月が期限）にあわせて「国家戦略の実施状況について、最初の総合的な点検を実施」するとしており、本点検はそれに基づき実施するものです。なお、平成 26 年 10 月に韓国で開催される生物多様性条約第 12 回締約国会議において、各国から提出される国別報告書を踏まえ、愛知目標の進捗状況等に関するレビュー等が行われる予定です。

点検の実施方法

今回の点検は、原則として平成 24 年 9 月 28 日の戦略 2012-2020 の策定から平成 25 年 9 月末までの約 1 年間を対象として行いました。構成は戦略 2012-2020 に対応し 3 部構成となっています。

第 1 部では、個別の具体的施策の進捗状況等をもとに 5 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける）毎の達成状況を整理しました。

第 2 部では、COP10 において採択された愛知目標の達成に向け、戦略 2012-2020 第 2 部に掲げる我が国の 13 の国別目標について、その達成に向けて設定した主要行動目標にかかる取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて達成状況を点検しました。

第 3 部では、生物多様性に関する政府の行動計画として、体系的に整理した約 700 の具体的施策について、進捗状況及び今後の課題等を施策毎に記述しました。点検にあたっては、多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、具体的施策においては 50 の数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても点検を行いました。

また、本点検結果のとりまとめにあたっては、平成 26 年 1 月 27 日に中央環境審議会自然環境部に報告するとともに、平成 26 年 1 月 27 日～平成 26 年 2 月 20 日にパブリックコメントを実施しました。

第1部 基本戦略に沿った取組の点検結果について

第1部では、生物多様性国家戦略 2012-2020 第1部第4章第2節に掲げる基本戦略ごとに、その達成状況を点検した結果を報告します。

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

数値から見る達成状況

環境省が実施したウェブ調査（平成19～24年度）の経年変化を見ると、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合は、平成22年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を境にして、平成22年8月実施の回から平成22年11月実施の回にかけての3ヶ月間で約20%増加しており、COP10の開催が我が国における生物多様性の認知度の拡大普及に大きく貢献したと言えます。その後、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合と自然に関心がある人の割合は年々わずかず減少しており、生物多様性国家戦略 2012-2020 策定後の調査（平成24年度）でもその傾向に変化はないものの、それぞれ75%以上、70%以上となっています。平成24年度の調査で「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合を年代別に見ると、20代は80.0%、30代は72.0%、40代は74.5%、50代は74.5%、60代は75%となっており、20代における認知度が最も高いという結果が得られました。なお、生物多様性国家戦略 2012-2020 策定以前の平成24年6月に実施された内閣府世論調査では、「自然に関心がある」と回答した人は90%以上でした。

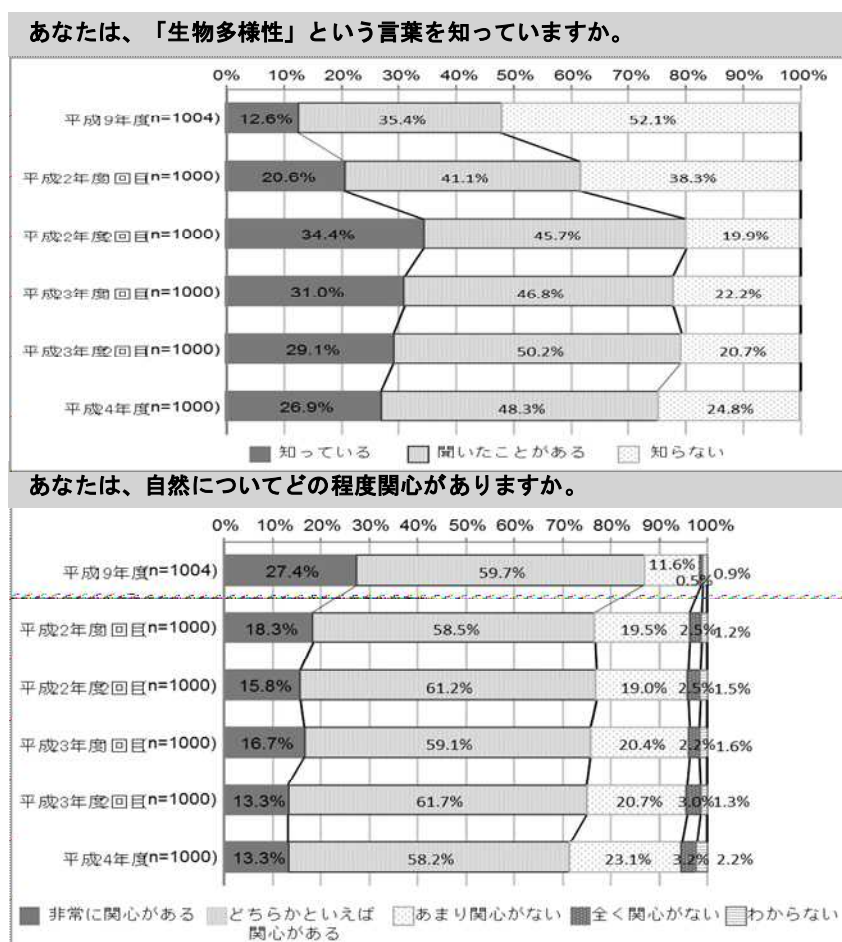


図1-1 生物多様性認知度等調査経年比較結果

出典：環境省資料

表1-1 第3部における基本戦略1関連数値目標例

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
「生物多様性」の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	75%以上 [H31年度末]	56% [H24年度]	-	-	-
生物多様性国家戦略の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	50%以上 [H31年度末]	34% [H24年度]	-	-	-
生物多様性新聞掲載数	1,500件 [H31年度]	736件 [H20]	-	-	-
生物多様性地域戦略策定済自治体数	47都道府県 [H32]	18都道府県 [H24.3]	23都道府県 [H25.9]	17.2%	48.9%
外来種の認知度	75% [H29]	64.3% [H23年度]	62.6% [H24年度]	-20.4%	83.5%
外来生物法の認知度	25% [H29]	11.8% [H23]	17% [H24年度]	39.4%	68.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= $\{(\text{点検値} - \text{当初値}) / (\text{目標値} - \text{当初値})\} \times 100 (\%)$

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= $(\text{点検値} / \text{目標値}) \times 100 (\%)$

取組例

【1-1 生物多様性に関する広報の推進】

生物多様性の現状や重要性について国民の理解を深め、行動へとつなげていくため、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る普及啓発を目的として、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J) による広報活動やイベント開催等の取組が行われているほか、白書やパンフレット等の作成・配布、インターネット上の情報サイト (<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>) の設置などを通じて、生物多様性に関する基礎情報、生物多様性と普段の生活との関わりや各主体の取組等について情報発信しています。

①国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

国連により、2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」と定められており、2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で採択された、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされています。これを受け我が国において、国、地方公共団体、事業者、民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するため、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J) が2011年9月に設立されました。事務局は環境省に置かれています。

UNDB-Jにおいては、様々なセクターが連携し、(i) セミナー等による情報交換、(ii) 委員会が推奨する連携事業の認定、(iii) 推薦図書等の選定、(iv) 著名人やキャラクターによる広報、(v) 普及啓発

ツールの展開など、幅広い取組を行っています。

UNDB-Jのような取組を行っている国はほかに例がなく、国際的にも先進的な取組として生物多様性条約事務局から高く評価されています。

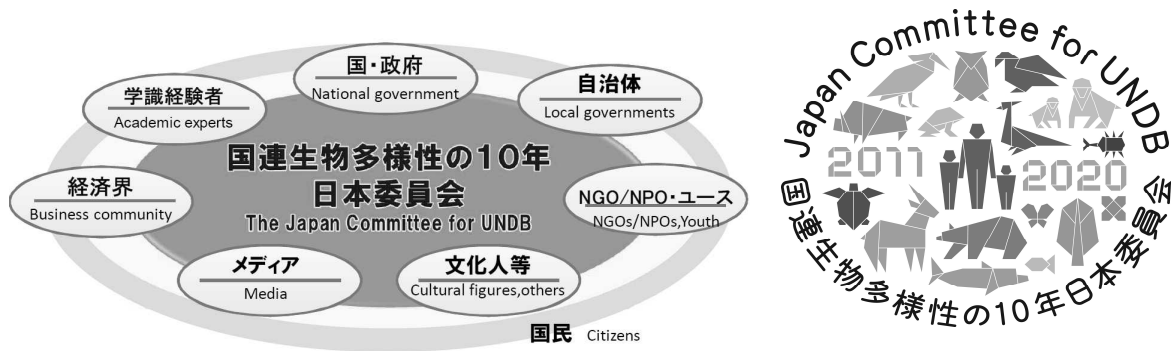


図 1－2 UNDB-J 組織図（左）、UNDB-J のロゴ（右）

UNDB-Jにおいては、生物多様性の保全と持続可能な利用のために身近な暮らしの中で実践できる5つの行動の中から自ら選んで宣言を行う「MY行動宣言」シートの活用を広く呼びかけ、平成24年度は91件のイベント（参加者数約20,680人）で活用されました。また、国連が定めた国際生物多様性の日（5月22日）を中心に世界各地の子どもたちが植樹等を行う「グリーンウェイブ」（主唱：環境省、農林水産省、国土交通省）への参加呼びかけ等を実施しており、「グリーンウェイブ2013」では567団体の参加により約41,000本の植樹など様々な活動が行われました。

また、著名人による「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」や「生物多様性キャラクター応援団」等が協力して普及啓発に取り組んでいるほか、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図っています。

さらに、UNDB-Jが選定した子供向け推薦図書（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものとともに100冊～）の読み聞かせ会の開催、生物多様性マガジン「Iki・Tomo」の発行など、様々な活動により着実に普及啓発を進めています。

②普及啓発を目的としたイベント等の開催

生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への出展を実施しました。前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「上野の森 親子フェスタ」、「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発を進めています。

〔課題〕 生物多様性の普及啓発を目的としたイベント等を開催し、多くの国民の参加を得て生物多様性についての理解を促進しているものの、未だ社会への主流化は十分であるとは言えません。今まで自然に興味のなかった層を含め、より多くの国民に生物多様性の損失を身近な問題として感じてもらい、保全や持続可能な利用に向けた自主的な取組を促すためには、今後国が行う普及啓発に係る取組の中で、各種のメディアとも連携・協力しながら、身近な暮らしとの関係性についてわかりやすく伝えるなど、魅力的かつ

効果的な方法で情報発信を行うよう、より一層努めていく必要があります。

【1－2 多様な主体の連携の促進】

持続可能な自然共生社会の実現に向けて、地域ごとの生物多様性に関する課題に対してその地域における各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要です。

これまで、愛知目標の達成に向け、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J）による取組や、各種法令により地域が主体となって行う計画づくりや地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促進するための取組が行われています。また、全国各地の活動地域・団体の交流の場の設置、優良事例の紹介やニーズのマッチングなどの取組も行われており、これらの取組により、活動地域・団体間のさまざまなレベルでの重層的なネットワークづくりが着実に進んでいると考えられます。

①国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

UNDB-Jにおいては、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」等の観点から推奨する連携事業を認定・広報しており、平成25年9月までに31事業を認定しています（表1－2）。さらに、全国の多様なセクターが一堂に会して取組の発表や意見交換を行う「生物多様性全国ミーティング」や、各地での「生物多様性地域セミナー」、「生物多様性出前講座」を開催し、委員会が認定した連携事業の紹介や、参加者によるワークショップなどを通じて、生物多様性保全活動を行っている地域・団体間の情報交換や、さまざまなレベルでのネットワークづくりを促進するなど、多様な取組を行っています。

②地域主体の取組の支援

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく地域連携保全活動計画や生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、地域が主体となった法定計画の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係る事業を、地域生物多様性保全活動支援事業により、支援しています。この事業を活用し、平成24年度末までに22の法定計画が策定されています。また、生物多様性保全推進支援事業により地域の多様な主体が連携した生物多様性の保全活動に対して財政的な支援（国費1／2）をしています。平成25年度までに55団体の活動を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は展開しています。

そのほか、自然再生、森林の整備、鳥獣被害防止、外来種対策、希少種保全、エコツーリズムの推進に関し、地域主体の取組やさまざまな主体が連携・協力して進めている取組に対するアドバイザー派遣や地域協議会等の行うエコツーリズムに関する活動に対する財政的支援等を行い、支援を行っています。

表 1－2 国連生物多様性の 10 年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業一覧

	No	事業名	団体名	地域
第 1 弾	1	田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト	NPO法人ラム サール・ネットワーク日本	全国
	2	生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会	全国
	3	Earthwatchにじゅうまるプロジェクト 市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	認定NPO法人アースウォッチ・ジャパン	全国
	4	みんなで守ろう！ 日本の希少生物種と豊かな自然！ SAVE JAPAN プロジェクト	株式会社損害保険ジャパン 日本興亜損害保険株式会社	全国
	5	ウミガメ類の生態調査・生息環境保全プロジェクト	NPO法人日本ウミガメ協議会	全国
	6	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	東北
	7	味わって知る 私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク	中部
	8	御所実業高校農業クラブ School Gene Farm Project	奈良県立御所実業高等学校農業クラブ	近畿
	9	トンボの里プロジェクト	真庭・トンボの森づくり推進協議会	中国
	10	徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議	四国
第 2 弾	11	ICTと映像教材の活用による子ども向け次世代環境教育の推進	株式会社TREE	全国
	12	動物園・水族館種保存事業	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	13	いのちの博物館実現プロジェクト	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	14	Come Back Goose ―甦れシジュウカラガン！ 日本の空に―	日本雁を保護する会	東北 海外
	15	生命のにぎわい調査団等の普及啓発活動	千葉県生物多様性センター	関東
	16	副業型林業による「さんむ木の駅プロジェクト」	NPO法人元気森守隊	関東
	17	トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略	佐渡市	北陸
	18	伊予農希少植物保全プロジェクト	愛媛県立伊予農業高等学校 伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム	四国
	19	綾の照葉樹林プロジェクト	てるはの森の会	九州
	20	海外希少野生動物保全支援活動	認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金	海外
第 3 弾	21	湿地のグリーンウェーブ	NPO法人ラム サール・ネットワーク日本	全国
	22	公益信託経団連自然保護基金を通じた自然保護活動支援	経団連自然保護協議会	全国 海外
	23	食農環境プログラム （田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト）	伊豆沼から全国へ超元気を発信する協議会 有限会社伊豆沼農産	東北
	24	グリーンオイルプロジェクト	一般社団法人グリーンオイルプロジェクト	関東
	25	穴塚の里山における自然と人の関わりにつづる 聞き書きと多様な調査にもとづいた保全活動	認定NPO法人穴塚の自然と歴史の会	関東
	26	コウノトリも住める自然と共生する地域づくり （田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト）	株式会社野田自然共生ファーム	関東
	27	くれは悠久の森事業	悠久の森実行委員会	北陸
	28	コウノトリと生きるまちづくり事業 （田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト）	豊岡市	近畿
	29	中海自然再生事業	中海自然再生協議会	中国
	30	第十堰水辺の教室	川塾	四国
	31	REDD+推進事業	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	海外

③市民参加型調査の推進と得られた情報の公表による普及啓発の取組

日本を代表する生態系について基礎的な調査を長期にわたって継続して行い、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するため、民間団体等と連携し、全国的なモニタリング調査「モニタリングサイト1000」を実施しており、その結果をウェブサイト等で公表しています。

また、生物多様性に関する市民の関心と認識を深めるため、平成20年から身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査として「いきものみつけ」を実施し、結果をウェブサイトで公表してきました。この「いきものみつけ」は、平成26年3月に終了しますが、後継として、環境省が実施した生物調査データのほか、専門家や地方公共団体、全国各地の市民から新たに集めた生物の情報を集約し、各主体の情報発信・共有が可能となるデータベース「いきものログ」の平成25年10月からの公開に向け、準備を進めました。

〔課題〕 地域主体の取組への支援については、多くの分野で、財政的な支援やアドバイザーの派遣等による技術的支援など、さまざまな支援がなされています。今後も引き続き、技術的支援も組み合わせた総合的な支援が求められます。また、市民と協力・連携したモニタリング調査は、「モニタリングサイト1000」等で継続して実施されてきていますが、経年変化を把握するための継続的な調査手法やデータの公表の仕方等について検討を行い、生物種の減少など、生態系の変化をいち早く捉え、迅速かつ適切な生態系及び生物多様性の保全施策の立案のために活用しやすいものとなるような工夫を行うことが重要です。

【1-3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】

生物多様性国家戦略を地域ごとの活動に結びつけ、さまざまな主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた活動を促進していくためには、地域ごとに異なる生物多様性の特徴や社会的条件等を踏まえた地域独自の戦略の策定が重要です。生物多様性基本法第13条で地方公共団体に策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定について、国は地域生物多様性保全活動支援事業を通じた財政的な支援や「生物多様性地域戦略策定の手引き」の作成・公表等による技術的支援を行いました（※地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）。これらの取組の成果として、地域戦略を策定済みの都道府県は平成25年9月時点で23都道県となり、平成23年度末時点から5つの地方公共団体増加したほか、市町村においても11の政令指定都と17の市区町で策定済みとなっています。現在策定過程にある地方公共団体もあり、策定数は今後も着実に増加する見込みです。

都市における生物多様性の確保を図るためには、緑に関するマスタープランである「緑の基本計画」を地方公共団体が策定又は改定する際に、地域戦略に留意し生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが望まれます。これまで都市の生物多様性の確保を推進するため、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定するなどの取組を行っており、地方公共団体に対する技術的支援や指標の普及を通じて、生物多様性の確保に配慮した「緑の基本計画」の策定及び地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を進めて行くことを推進しています。

このほかにも、野生鳥獣に対する被害防止計画や漁場改善計画等、生物多様性保全に関連する計画の地域主体の策定やその計画に沿った取組を総合的に支援しています。

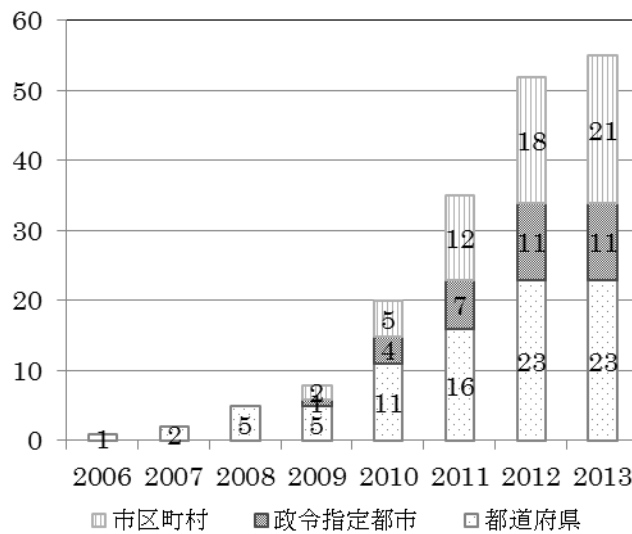


図 1-3 生物多様性地域戦略の策定状況
(平成 25 年 9 月時点)

〔課題〕 生物多様性地域戦略については、平成 32 年までにすべての都道府県が策定済となっていることを目標としています。平成 25 年 9 月時点での策定済の地方公共団体の数は 23 都道府県、目標値に対する到達率は 48.9%となっており、国家戦略策定前の平成 24 年 3 月時点の 18 都道府県から 1 年半の間に 5 つの地方公共団体が増加したほか、平成 25 年 9 月現在で 13 府県が策定中です。生物多様性地域戦略の策定・改定や関連計画等との連携をより一層促進するとともに、流域や山地などの一定のまとまりを有する複数の地方公共団体により共同で戦略を策定するなどの効果的な取組を推進するため、国は、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要があります。

【1-4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えています。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っています。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。近年では、様々な生態系サービス（フロー）を生み出す自然環境を、事業者の経営基盤を支える資本（ストック）として捉える「自然資本」という考え方が注目されています。

政府では、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」をホームページで周知し事業者に対する活動促進を働きかけています。さらに、事業者による取組状況の調査及びの先進的な取組事例の収集、国際的な動向の情報収集及を行い、それ

らの結果を民間参画関連情報としてウェブサイト上で公開しています。

経済界においては自主的な取組が進められており、一例として、自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、ウェブを通じた情報共有、ニュースレターの発信、事業者会員の取組状況及び取組内容の把握が行われています。その結果、経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成24年には85%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されています。同パートナーシップの会員数は、発足時の424企業・団体から平成25年9月には503企業・団体と、着実に増加しています。また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献することを目差す「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められています。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。

これに加え、国においては、市場経済の中で投資家に対するアプローチの一つとして、持続的な投資が期待される不動産分野の役割に鑑み、省エネルギー、低炭素化、生物多様性など環境価値を重視した優良な不動産（環境不動産）ストックの形成を図るため、環境不動産普及促進委員会を立ち上げ（平成25年9月に第1回開催）、課題に対する取組状況等についての情報共有や環境不動産への投資の促進に向けた検討が行われており、取組の遅れている項目については別途ワーキンググループを開催して検討する予定であるほか、生態系サービスの価値をわかりやすく伝え、行動を起こす際の参考としてもらうため、その価値を経済的に評価する試みを開始しました（※詳細は1－6参照）。

〔課題〕 国においても、国内外の動きを踏まえつつ、引き続き優良な取組事例の紹介やNPO/NGO等とのニーズのマッチングを行うなど、企業の取組を支援していく必要があります。また、生態系に配慮した生産活動の実施においては、生物多様性地域戦略等の計画の策定とそれに沿った取組の実施も重要です。

【1－5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

学校教育においては、全国の小学校の85%で自然に親しむ宿泊活動が実施されているほか、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換を行う場として環境学習フェアの開催や、米国の提唱するGLOBE計画に参加しGLOBE協力校の指定など、着実に取組を進めています。

学校外で自然とふれあい学ぶ機会については、さまざまな主体が、それぞれ多様なプログラムを用意しています。例えば、川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、関係主体が連携し、「子どもの水辺」再発見プロジェクトとして子どもの遊びやすい水辺の登録（平成24年度末現在で295箇所）、利用促進などを図っています。また、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」、国立公園内におけるこどもパークレンジャー、農山漁村への長期宿泊、身近な都市公園等での環境教育プログラムなど多岐に亘るメニューを用意するとともに、このようなプロジェクトを行う地方公共団体や民間団体と連携・協力を行っています。

自然とふれあう機会の創出については、子供向けのものだけでなく大人向けの自然観察会やエコツアー

ズム等のプログラムも用意しています。国立公園においては、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等が、平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で実施されました（平成25年9月時点）。これらの整備は、年齢や障害の有無に関わらずあらゆる人に多様な利用方法で自然を身近に感じ理解を深めてもらうための環境も含めて進められています。さらに、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業において、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援しています。平成24年度は24箇所において交付金事業が実施（新たに10箇所では交付金を活用）され、エコツーリズムの推進体制が各地で整備されつつあります。

また、環境教育に携わる人材を養成するための取組として、環境保全に取り組む地域の方々や教員を対象とした環境教育・環境学習指導者養成講座を始め、国立・国定公園の自然公園指導員の研修やパークボランティアの養成支援、エコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業などを実施しています。

〔課題〕 今後も引き続き、各主体による上記のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指導者の育成が求められるとともに、学校における一層の取組を促すため、学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要です。また、地域の自然と触れ合うなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地域の魅力を改めて感じることができるよう取組を通じ、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいと考えられます。

【1－6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

欧州委員会とドイツが提唱しCOP10 までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘しています。

我が国でもTEEBの趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、平成24年度にはウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」（<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/shuhou.html>）を作成し、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例等について紹介しています。

また、国内の自然保護地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値評価として、「奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値」と「全国的なシカによる自然植生への食害対策の実施により保全される生物多様性の価値」について評価を行いました。

また、経済価値評価に関する研究を推進しており、「環境経済の政策研究」では、平成24年度から平成26年度までの第Ⅱ期に「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の

普及・活用方策に関する研究」を実施しています。「地球環境研究総合推進費」では、平成23年度から平成25年度まで「藻場の資源供給サービスの定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を実施しています。

表 1－3 平成 24 年度 生物多様性の経済的価値の評価の結果

評価対象	有効回答 数※ ¹ ／回答 数	支払意思額 (1世帯あたり 年間※ ²)	評価額(年 間)
■生物多様性の経済的価値評価に関する検討会			
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671／1,051	中央 値※ ³ 1,728 円 平均 値※ ⁴ 3,227 円	約 898 億円 約 1,676 億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670／1,057	中央 値 1,666 円 平均 値 3,181 円	約 865 億円 約 1,653 億円
■環境経済の政策研究			
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793／937	中央 値 451 円 平均 値 2,538 円	約 234 億円 約 1,319 億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818／972	中央 値 571 円 平均 値 2,539 円	約 297 億円 約 1,319 億円

※1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

※2 アンケートでは一世帯あたり 10 年間継続して支払うものとして質問した結果

※3 統計的に YES と NO の回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

※4 統計的に算出した支払意思額の平均値

このほか、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割についての理解を促進し、生物多様性保全に資する農林水産業に伴う活動を支援するため、平成24年度は農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の経済的評価等を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討しました。

〔課題〕 今後も引き続きこのような経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していくとともに、さまざまな主体の意思決定の場面において、この評価結果を活用していく仕組みについて検討する必要があります。また、生物多様性の価値や生態系サービスの機能については未解明な部分が多く、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上が求められます。

ただし、評価の実施や評価結果の活用の際には、経済価値評価のみにより生物多様性の価値の全容を明らかにすることは困難である点に留意が必要です。

【1-7 生物多様性に配慮した消費行動への転換】

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります（表1-4）。

こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、我が国においては、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標等について情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等を取り扱う事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提供しています。また、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業者の行っている優良な取組事例等について、その普及促進に努めています（表1-4）。

また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、平成25年3月末までに8,782の林業・木材事業者が国内で合法性証明の取組に登録しています。国は引き続き、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図ります。

〔課題〕 平成24年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約47%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言えます。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要です。

表 1-4 主な認証制度

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)		○各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PRFC 評議会が運営する森林認証プログラム。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	FSC® (Forest Stewardship Council® : 森林管理協議会)		○環境に配慮し、社会的利益にかなない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織である FSC が運営する認証制度。 ○FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)「緑の循環」認証会議		○我が国独自の森林認証制度。一般社団法人緑の循環認証会議が運営。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
農産物の認証制度	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度 (豊岡市)		○コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している。
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度 (佐渡市)		○2008 年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している。
漁業認証制度	MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)		○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。 ○漁業者に対する認証 (生産認証) と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、平成 20 年 9 月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得。 ○平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 3 件 (国内のみ)。CoC 認証が 54 件 (国内のみ)。
	ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会)		○持続可能で環境に配慮した養殖漁業を認証する制度。審査規格は魚種ごと。 ○平成 25 年 10 月現在、認証は 0 件。
	MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan : 大日本水産会)		○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。平成 19 年 12 月に発足。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 19 件、加工流通の認証が 51 件。

基本戦略1 まとめ

国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認知度はCOP10開催前に比べて現在も依然として高い状況であると言えますが、国連生物多様性の10年日本委員会における各種の普及啓発活動やセクター間の連携を促進するための取組、地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進のための取組、民間参画の促進に向けた取組、自然とのふれあいの体験の充実等により、生物多様性の社会における主流化に努めているものの、自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついていないといえませんが、

より多くの企業や国民に、生物多様性の損失が企業の安定した経営や安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、地方公共団体・企業・民間団体等における主体的な取組を促すため、今後も引き続き自然とふれあう機会等を提供し、特に企業の経済活動や身近な暮らしと生物多様性との関係性についてわかりやすく伝えけるとともに、各種のメディアとも連携・協力しながら、より魅力的かつ効果的な方法での情報発信や具体的な行動事例の紹介を行うよう努めていく必要があります。

さらに、従来適切に認識されてこなかった生物多様性の価値を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むための仕組みを検討する必要があります。

基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

数値目標の達成状況

地域固有の種の保全と地域活性化が結びついた好事例のひとつであるトキの野生復帰については、小佐渡東部を含む佐渡島（新潟県佐渡市）における野生個体数は、平成 27 年頃の達成を目指す目標値 60 羽程度を大きく上回り 98 羽（本州 1 羽を含む）となりました。生物多様性の保全に貢献する農業の推進についての指標であるエコファーマー累積新規認定件数については、毎年着実に増加してきています。一方で新規認定件数の増加が 1 万件程度に鈍化しているため、関連施策の推進と併せ、認定件数拡大のため総合的な取組の実施が必要です。バイオマスの利活用に係る指標については、目標達成に向けて、各種関連制度を組み合わせつつ利用拡大を図る必要があります。ほかの指標に関しても、目標値の達成に向けて着実に進捗しています。また、既に目標値に達した項目についても、引き続き達成している状況を確保するための取組を行う必要があります。

表2-1 基本戦略2に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7]	98羽 [H25.9]	450.0%	158.3%
エコファーマー累積新規認定件数	34万件 [H26]	266,896件 [H24.3]	278,540件 [H25.3]	15.9%	81.9%
総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の 策定自治体数	47都道府県	36都府県 [H24.5]	37都道県 [H25.9]	9.1%	78.7%
地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体 [H24～28年度]	191万人・団体 [H24.3]	187万人・団体 [H25.3]	-0.5%	18.7%
奄美大島のマングース捕獲数	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの 1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度]	38.5%	38.5%
里山林資源を活用した活動団体数	20%増 560団体 [H26年度]	466団体 [H22年度]	59%増 741団体 [H23年度]	295.0% 292.6%	295.0% 132.3%
木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600万m3 [H32]	55万m3 [H22]	88.5万m3 [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値－当初値)/(目標値－当初値)}×100 (%)

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= (点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】

①里地里山の保全・利用に向けた取組

里地里山では人と自然との関わりを通じて特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用されることにより維持されてきましたが、燃料革命や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小しており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。

こうした背景を踏まえ、国土の生物多様性保全の観点から、生態系ネットワーク形成の観点も踏まえつつ重要な地域を明らかにし、これを核に「国土レベルでの里地里山保全のランドデザイン策定」を進めるため、平成25年度から、生物多様性保全上特に重要性の高い里地里山の選定のための検討を行っています。また、地方公共団体において自然的・社会的要素を踏まえた地域単位を設定し、生態系ネットワークの考え方も踏まえつつ生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を設定するための考え方や、地域や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標と手法について策定し、普及を図りました。これらの施策の実施に向け、里地里山に関する科学的知見の充実を図るため、モニタリングサイト1000 事業では、国内の約200ヶ所の調査サイトにおいて地元で活動する市民を中心に、里地里山の植物相、里地の植物相、鳥類、水環境など9種類の調査を行っており、平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています。（※モニタリングサイト1000については、5-1 参照）

また、里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るため、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、野生生物の利活用による地域づくりに取り組む上での考え方や手順について整理しました。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を開始しています。

さらに、里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成22 年9月にとりまとめた「里地里山保全活用行動計画」に基づき、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価・継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、取組事例集を作成し、その普及に努めてきました。その一環として、里なびホームページ (<http://www.satonavi.go.jp/>) において検索可能なデータベースとして国内外の併せて479事例を掲載しています。また、平成25年3月に都市住民や企業等が里地里山を共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けたガイドラインを作成し、各地域へ普及を行ったほか、里地里山の保全に資するボランティア活動に関してホームページ等を通じた活動場所や専門家等の情報提供や研修会等の開催を実施しました。

②里海の保全・利用に向けた取組

里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域であり、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全され、私たちに多くの恵みを与えてくれます。

里海の創生に向けては、「里海づくりの手引書」の公開や里海づくりの情報サイト「里海ネット」の開

設等の支援を行っているほか、東日本大震災からの復旧・復興の一環として、平成24年度に岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しました。里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」の平成25年度中の策定に向け準備を進めています。

〔課題〕 地方における人口減少・高齢化が進む中で、都市と農山漁村との交流を積極的に進め、適正な管理のための情報の提供や活動地域のネットワーク化を図ることにより、多様な主体が担い手となり、意欲を持って持続的に地域資源を利用する枠組みを構築することが必要となっています。このため、引き続き、提供する情報の充実や新たな利活用の方策の検討・確立を図っていく必要があります。

【2-2 鳥獣と共存した地域づくりの推進】

近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣の分布域拡大と個体数増加に伴い、全国各地で生態系被害の拡大や農林水産業被害が深刻化するとともに、最近では住宅地や観光地への出没や、電車や車との衝突などの生活環境の被害も増加しています。図2-1のニホンジカの分布拡大状況と国立公園における被害発生状況のように、特にニホンジカについては、分布域拡大や個体数増加による生態系への被害が顕著であり、国立公園のお花畑の消失、森林の衰退、さらには土壌侵食や表土流出が発生するなど、生物多様性のみならず、国土保全上の懸念が発生している地域もあります。

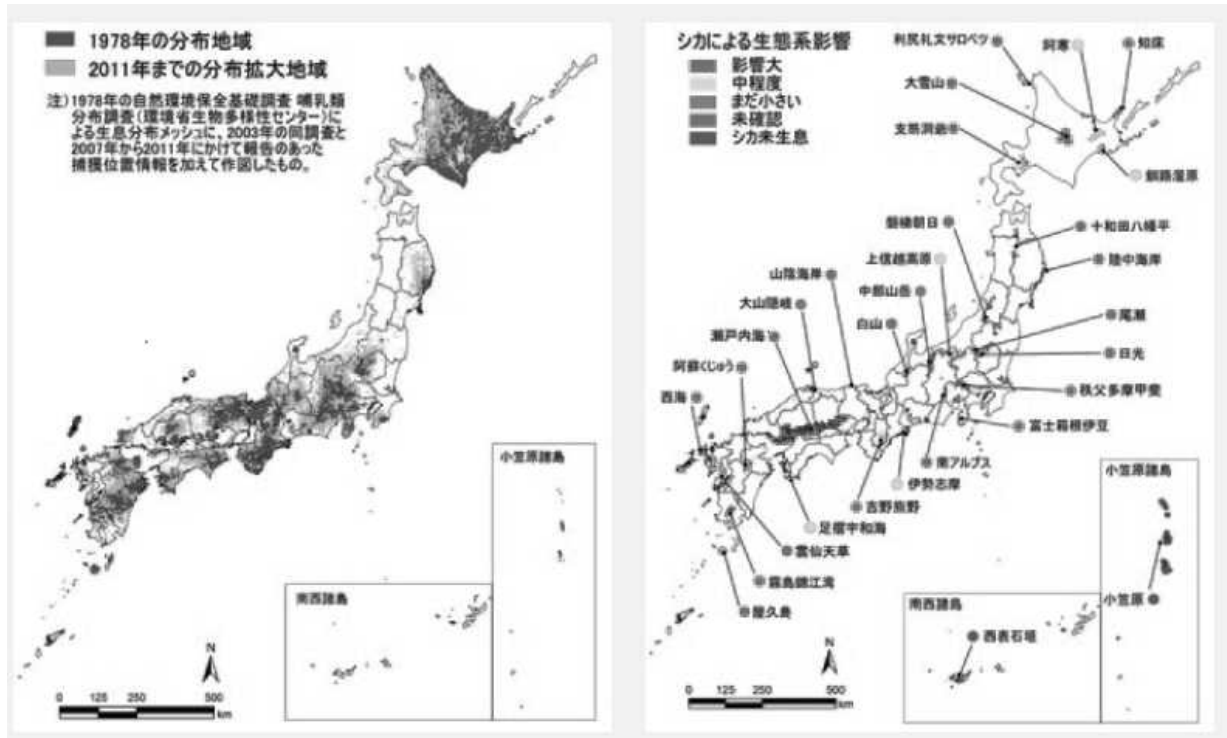


図2-1 ニホンジカの分布拡大状況（左）と国立公園における被害発生状況（右）

こうした背景を踏まえ、長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促す全般的ガイドライン「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。また、鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため、都道府県における特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）や、市町村における被害防止計画が策定され、これらに基づく取組が進められています。

特定計画については、平成25年4月現在で46都道府県、127計画が作成されており、国においては、都道府県における特定計画作成や保護管理のより効果的な実施を支援するため、平成24年度に、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新の知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。当該検討会で整理された内容や最新の知見について、特定計画作成のためのガイドラインの補遺となる「保護管理レポート」を平成25年3月に作成し（平成25年9月末現在で特定計画作成のためのガイドラインを5回補足・改訂）、都道府県へ配布し積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行いました。平成32年までに6種およびそのべ12回のガイドラインの補足・改訂を目指しています。

また、個体群が広域的に分布または移動する鳥獣の保護管理に当たっては、単独の都道府県による取組だけでは十分な効果が望めないことから、広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ類1地域、ニホンジカ1地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会や連絡会議を開催しています。国、地方公共団体、専門家等の関係者間で意見交換、情報共有等を進めるとともに、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画に基づき、関係機関の連携のもと、各種対策の実施を推進しています。

被害防止計画については、平成25年10月末現在で1,369市町村が計画を作成しており、平成23年からの2年間で241市町村増えました。国においては、被害防止計画に基づく総合的な取組や鳥獣の個体数抑制のための集中的な捕獲活動について、交付金措置を含む総合的な支援を行いました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約20万人（平成23年度）まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進に向けたフォーラムの開催、都道府県職員等への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみの捕獲を進めるモデル地域において先進地づくりを進めました。

鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮問し、現在、自然環境部会に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めています。

〔課題〕 近年、ニホンジカをはじめとする鳥獣の分布拡大と個体数増加に伴い、生態系、農林水産業又は生活環境に係る被害の拡大が問題となっています。このため、鳥獣保護管理の新たな担い手の確保、効率的な捕獲手法や体制の整備など、将来にわたって鳥獣との共存を図るための各種対策を総合的に実施し、各主体が連携して科学的・計画的な保護管理を一層推進していく必要があります。

【2－3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を果たしてきました。農林水産業は、多くの生きものに対して正・負どちらにも大きく影響しうるものである一方で、農林水産業自体が自然生態系から得られるめぐみを享受することで成り立っているため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全が不可欠です。

農林水産分野においては、平成24年2月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しています。農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範については、平成17年度以降、補助事業等の要件等への関連付けにより普及・定着を図っており、平成25年度は38事業において実施されました。農薬・肥料の使用量低減のための取組としては、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式を導入する農業者をエコファーマーとして認定しているほか、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への支援（環境保全型農業直接支援対策）を行っており、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha（前年比約2.5倍）と大幅に増加しました。

林業分野においては、森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）等に基づき、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指して、森林の整備・保全が進められています。国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めました。また、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に行うため、被害防除活動体制の整備への支援や被害対策技術の開発等を実施しました。（※林業分野における取組の詳細は、3－2参照）

水産業分野においては、水産資源の保護・管理について、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ってきています。また、保護水面の管理、「資源管理計画」の作成・実施、希少動物の混獲防止のための技術開発、生物資源の正確な資源量の変動予測のための研究開発等を実施しました。（※水産業分野における取組の詳細は、3－5参照）

また、農林業者や地域住民、NGO・NPO等の民間団体、事業者、地方公共団体など多様な主体による里地里山の保全活動の促進を図るため、地域の創意工夫と伝統的知識や技術の活用事例の再評価を行ったほか、農家等が行う生物多様性保全に関する生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用し、企業等による支援を促す仕組みについて検討するなど、幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進しました。これらの取組に加え、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、上記のような取組を効果的に推進するための科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発・実証に向けた検討を進めました。

〔課題〕 生物多様性の保全に資する農林水産業の取組を推進するための取組が行われ、エコファーマーの認定件数が増加するなど、着実に成果が得られています。農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外にも巻き込んだ地域ぐるみの取組が課題となっています。それらを促進するため、ガイドライン等の整備により新しく農林水産業に関わろうとする者の負担を軽減するとともに、生物多様性指標の開発・実証や生物多様性の観点からの農林水産業が育む生物多様性の経済的価値評価などにより農林水産業が果たしている役割を第3者にもわかりやすく示していくことが重要です。

【2－4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進】

日本で確認されている生物の種の総数は約9万種、まだ知られていない生物も含めると30万種を越えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）に多様な生物が生息・生育しています。また、陸生哺乳類及び維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が日本のみに生息・生育する生物（日本固有種）であり、その割合が高いことも特徴です。環境省が平成24年8月及び25年2月に公表した第4次レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種として掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18～19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました。今次のレッドリストで初めて干潟の貝類が評価対象に加わったという事情はありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

野生生物は人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しており、その保全は大変重要な課題です。このため、①絶滅のおそれのある種の保存と②外来種による生態系等への被害対策について、それぞれ以下の取組を行いました。

表 2-2 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

分類群		評価対象 種数 (a)	絶 滅 EX	野生絶滅 EW	絶滅のおそれのある種 (b)			準絶滅 危機 NT	情報不足 DD	掲載種 数合計	絶滅のおそれ のある種の割合 (b/a)
					絶滅危機Ⅰ類		絶滅危機 Ⅱ類 VU				
					ⅠA類 CR	ⅠB類 EN					
動 物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)			17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%
					24 (35)		10 (7)				
				12 (15)	12 (20)						
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	97 (92)			21 (18)	17 (17)	150 (141)	14%
					54 (53)		43 (39)				
				23 (21)	31 (32)						
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	36 (31)			17 (17)	3 (5)	56 (53)	37%
					13 (13)		23 (18)				
				4 (3)	9 (10)						
	両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	22 (21)			20 (14)	1 (1)	43 (36)	33%
				11 (10)		11 (11)					
			1 (1)	10 (9)							
汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	167 (144)			34 (26)	33 (39)	238 (213)	42%	
				123 (109)		44 (35)					
			69 (61)	54 (48)							
昆虫類	約32,000 (約30,000)	4 (3)	0 (0)	358 (239)			353 (200)	153 (122)	868 (564)	1%	
				171 (110)		187 (129)					
			65	106							
貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	563 (377)			451 (275)	93 (73)	1126 (747)	16%	
				244(163)		319 (214)					
その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	61(56)			42 (40)	42 (39)	146 (136)	1%	
				20 (17)		41 (39)					
動物小計			47 (46)	3 (2)	1338 (1002)			955 (608)	347 (305)	2690 (1963)	—
					660 (510)		678 (492)				
植 物 等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1779 (1690)			297 (255)	37 (32)	2155 (2018)	25%
					1038 (1014)		741 (676)				
				519 (523)	519 (491)						
	維管束植物以外	約9,400 [±] (約25,300)	34 (41)	2 (2)	480 (463)			125 (118)	157 (172)	798 (796)	5%
				313 (287)		167 (176)					
植物小計			66 (74)	12 (10)	2259 (2153)			422 (373)	194 (204)	2953 (2814)	—
					1351 (1301)		908 (852)				
10分類群合計			113 (120)	15 (12)	3597 (3155)			1377 (981)	541 (509)	5643 (4777)	—
					2011 (1811)		1586 (1344)				

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
(2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
(3) 植物等のうち、維管束植物以外(蕨類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
(4) 表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト(平成18、19(2006、2007)年公表)における掲載種数を示す。
(5) 昆虫類は今回から、絶滅危機Ⅰ類をさらにⅠA類(CR)とⅠB類(EN)に区分して評価を行った。
(6) 貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危機Ⅰ類のうちⅠA類とⅠB類の区分は行っていない。

注) 肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

カテゴリーは以下のとおり。

絶滅 (Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種

野生絶滅 (Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種

絶滅危機Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種

絶滅危機Ⅱ類 (Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種

準絶滅危機 (Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種

情報不足 (Data Deficient) : 評価するだけの情報が不足している種

①絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種としては、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の89種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

種の保存法については、平成25年3月に中央環境審議会より「絶滅のおそれのある野生生物の保全に

つき、今後講ずべき措置について」の答申を得たことを受け、第183回国会において罰則の強化等を図る改正がなされました。引き続き、レッドリストの掲載種の中で特に保護の優先度が高い種について、生息状況等に関する詳細な調査の実施等により更なる情報収集を行い、生息・生育地域の自然的・社会的状況を踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を2020年までに300種新規指定することを目指す等、必要な保護措置を講じていきます。

トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅のおそれが極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しい種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。これらの動物の保護増殖を進め、野生復帰を進める場合には、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の保全整備が必要です。現在、各地で多様な野生生物をはぐくむ空間づくりが進められており、そこで収穫された米の購入等を通じて地域外の人々がそうした活動を支援する「自然共生圏」の考え方に沿った取組も行われています（図2-2）。



図2-2 主な保護増殖事業の概要

②外来種による生態系等への被害対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、107 種類の特定外来生物（平成25年9月現在）の輸入、飼養等を規制しています。外来種による影響は、特に、固有の野生生物が生息・生育する島嶼部など特有の生態系を有する地域において大きいため、防除などの対策を進めました。

また、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島におけるグリーンアノールやアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマについての防除モデル事業等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

さらに、外来生物法施行後5年以上が経過したことを受けて、中央環境審議会野生生物部会において施行状況の検討が行われた結果、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置についての意見具申がなされました。この内容も踏まえ、第183回国会において外来生物法について外来生物が交雑することにより生じた生物も規制対象とできるようにする等の改正が行われ、平成25年6月に公布されました。

また、外来種全般に関する中期的な総合戦略である外来種被害防止行動計画（仮称）や、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のリストである侵略的外来種リスト（仮称）の作成に向けた会議を開催し、検討を進めています。

〔課題〕 地域固有の野生生物を保全するため、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等が進められていますが、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大など、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状態にあります。今後も引き続き、各主体による取組や支援を促進しつつ、科学的知見に基づき、規制的措施や防除事業、普及啓発などを総合的に組み合わせた対策を実施していくことが有効と考えられます。

【2－5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】

生命と物質の循環を健全な状態で維持し、持続可能な社会を形成するためには、生物多様性の保全と持続可能な利用、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、気候変動の緩和と適応の相互の関係をとらえ、統合的な取組を進めていくことが重要です。取組を進めるにあたっては、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させていくという複層的な「地域循環圏」の構築や、生態系サービスの需給でつながる地域間の連携や交流を深めていくための方策の検討を進めることも重要です。また、再生可能エネルギーを用いた自立・分散型のエネルギーシステムの普及にあたり、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが重要です。

地域が有する自然資源の有効活用と気候変動の緩和にも資するバイオマスについては、その活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本

計画が閣議決定されました。この基本計画では、平成32年までに600 市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定することなどが掲げられており、平成25年9月時点で18市町村が策定済みとなっています。またこの基本計画に基づき、バイオマス利用技術の横断的評価と事業化に向けた戦略検討、低コスト化・高効率化に向けた実証事業や技術開発の支援等を行いました。さらに事業者向けに、非化石エネルギーの利用促進に関する基本方針を策定し、目標設定やその達成のための措置に関する判断基準の公表などの支援を行っています。このほか、CO2吸収源としての森林の適切な整備・保全の推進、里地里山の草本質系バイオマス資源の有効活用法の検討、廃棄物系バイオマスのメタン・ディーゼル利用推進等を進めました。下水汚泥のリサイクル率は、平成23年度実績で55%まで増加しています。再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのバードストライクのリスク軽減の技術開発にも努めています。

また、適正で効果的なレアメタルのリサイクルシステム構築を目指し「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行されました。本法に基づく小型家電リサイクルの着実な実施は、資源採取に伴う自然破壊の防止にも資するものです。国は市町村と連携し、関係するリサイクルシステムの構築に向けた実証事業や国民への普及啓発、製品の長寿命化やレアメタル機能代替等の技術開発支援などを実施しています。また、海岸におけるごみ対策や清掃なども、地域住民と連携し、ボランティア、NGOなどの協力も得ながら進め、環境教育の充実やモラル向上のための啓発活動の充実にも努めています。これらに計画段階から住民等が参画することで、地域固有の課題に対応する官民一体の環境保全の取組が推進され、地域における人と自然との関係の再構築にも寄与しています。

〔課題〕 今後も、地域の自然資源が有効に利活用され生態系への負の影響が低減されるよう、各地域における再生可能エネルギーの利用や廃棄物・リサイクル対策を、引き続き推進していくことが必要です。その際、持続可能な社会を目指して生物多様性関連施策とともに統合的に取り組んでいくことが重要です。なお、再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、野生生物との共存のみならず景観を保護するための検討も併せて進めていく必要があります。

基本戦略2 まとめ

地方における人口減少・高齢化・ライフスタイルの近代化が進む中で、地域資源の適切な利用メカニズムの喪失や里地里山等の管理の担い手不足、鳥獣の生息と人間活動との軋轢の拡大、それらによる生物多様性の損失などの課題に対応するため、固有種の保全や外来種対策のための地域ぐるみの取組を着実に進めるとともに、鳥獣管理の担い手となる人材の確保や技術的支援を行いました。これらの取組により、トキの野生復帰など一定の成果が得られています。

引き続き、生物多様性を重視した農業など地域社会への多面的な貢献や、気候変動の緩和・資源の地域循環にも資するような地域資源の利活用等を促進するための制度整備や技術開発等の取組を進めるとともに、都市と農山漁村との交流を積極的に支援し、多様な主体がさまざまな関わり方で里地里山等の管理に携わり、持続的に利用する枠組みを構築することが必要です。

基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

数値から見る達成状況

基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況については、表3－1のとおりです。制度開始直後の取組などはほかの項目と比べて到達率が低めであるものの、おおむね全ての取組について着実に進捗しており、自然再生事業計画数などいくつかの項目については既に目標値を達成しています。目標値の達成に向けて、今後も引き続き取組を進めていくとともに、既に達成済みの項目については達成の継続を図るとともに、さらなる拡大・向上に努めます。

表3－1 基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域 [H32年度]	6地域 [H23年度末]	8地域 [平成25年度]	66.7%	88.9%
保安林面積	1,281万ha [H36.3]	1,202万ha [H23年度末]	1,209万ha [H24年度末]	8.9%	94.4%
ラムサール条約湿地	10箇所増 (56箇所) [H32]	－ (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
自然再生事業実施計画数	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	35 [H25]	100%	100%
自然再生協議会設置数	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	24 [H25]	0.0%	82.8%
CO2森林吸収量 (基準年年総排出量比) ※基準年＝1990年	3.5% [H25～32平均]	3.8% [H20～24平均]	－	－	－
周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落 [H25年度]	5.3万集落 [H22年度末]	5.4万集落 [H24]	33.3%	96.4%
水生生物の保全に係る水質環境基準に関する 類型指定水域	40水域 [H24年度末]	37水域 [H23年度末]	40水域 [H25年度]	100.0%	100.0%
藻場・干潟の保全・造成	5,500ha [H24～H28年度]	4,800ha [H19～22年度]	738ha [H24年度]	－	13.4%
干潟の再生割合	約40% [H28年度末]	37.8% [H23年度末]	38.0% [H24年度末]	9.1%	95.0%
農業集落排水処理人口整備率	76% [H28年度]	68% [H21年度]	87% [H24年度末]	240.0%	114.7%
漁場のたい積物除去	23万ha [H24～H28年度]	31.3万ha [H19～22年度]	3.6万ha [H24年度]	－	15.7%

魚礁や増養殖場の整備	6万ha [H24～H28年度]	4.1万ha [H19～22年度]	2.3万ha [H24年度]	—	38.3%
漁業集落排水処理人口比率	65% [H28年度]	49% [H21年度末]	53.9% [H23年度]	30.6%	82.9%
多国間漁業協定	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H23年度末]	52協定 [H25]	—	110.6%
海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合	9割 [H34]	7割台 [H22]	85.5% [H25.1]	67.6%	95.0%
三大湾における底質改善割合	約50% [H28年度末]	46.2% [H23年度末]	47.0% [H24年度末]	21.1%	94.0%
水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)	東京湾:177t/日 伊勢湾:146t/日 瀬戸内海:472t/日 [H26年度]	183t/日 158t/日 468t/日 [H21年度]	178t/日 153t/日 450t/日 [H23年度]	83.3% 41.7% —	99.4% 95.4% 104.9%
奄美大島のマングース捕獲数《再掲》	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭数《再掲》	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度末]	38.5%	38.5%
木質バイオマス利用量(間伐材等由来)《再掲》	600万m3 [H32]	55万m3 [H22]	88.5万m3 [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数《再掲》	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。
「進捗率」= {(点検値－当初値)/(目標値－当初値)}×100 (%)

※2 到達率:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【3-1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

①生態系ネットワークの形成

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは損なわれた生物相の回復を目的として、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保された生態系のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、マネジメント手法の検討や取組効果の評価等を実施して、平成21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて、北海道後志地域など、流域でつながった複数の地方公共団体が連携

して取り組む生態系ネットワークの形成を促しました。このほか、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワーク作りに向けた取組を進めるなど、さまざまなレベルで多層的なネットワーク作りを推進しています。

②重要地域の保全

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要です。我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っています。

<自然環境保全地域>

自然環境保全法に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。平成25年9月現在、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（21,593ha）を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じ、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として542地域（77,344ha）が指定されています。

<自然公園>

脊梁^{せきりょう}山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っています。自然公園法に基づいて指定される国立、国定公園については、平成25年9月現在で、それぞれ30箇所・面積2,095,786ha、56箇所・面積1,362,613haが指定されており、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。平成24年度は、瀬戸内海国立公園（淡路地域、山口県地域及び大分県地域）、阿寒国立公園、富士箱根伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果により選定した国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地のうち、三陸海岸については、平成25年5月に陸中海岸国立公園を拡張し、三陸復興国立公園として指定しました。また、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指し、平成25年8月に指定案についてパブリックコメントを実施しました。

自然公園の管理を充実させるため、生態系維持回復事業計画を新たに阿寒国立公園で2計画策定し、累計7つの国立公園での8つの計画に基づきニホンジカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種による捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ている小笠原国立公園及び西表石垣国立公園における外来種防除実施計画の策定とそれに基づく防除事業と生態系被害の調査モニタリングの実施、釧路湿原国立公園等における植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園の管理に当たっては、地方公共団体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策等と連携した魅力的な国立公園づくりを進めるとともに、協働型の管理運営体制を構築するため、国、地方公共団

体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による管理運営体制の構築を進めています。そのため、平成25年9月現在で2箇所の国立公園において、各関係機関が参画する協議会をモデル的に設置しています。また、地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、自然公園法に基づき、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し（平成25年9月末現在、国立公園で5団体、国定公園で2団体）、より実態に即したきめ細やかな管理を支援しています。さらに、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し貴重な野生生物の保護対策、外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。グリーンワーカー事業は平成25年度には、30の国立公園及び19の国指定鳥獣保護区で実施しました。また、海域についても国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施しています。平成25年度はマリンワーカー事業を、海域を有する14国立公園で実施しました。

このほか、厳正な保護管理に向け国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象とした民有地の買い上げ、国立公園内の自動車利用の適正化や衛生施設の整備による適正利用を推進しました。

<鳥獣保護区>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度です。平成24年度は、渡良瀬遊水地（わたらせゆうすいち）、円山川下流域（まるやまがわかりゆういき）、荒尾干潟（あらおひがた）を新たに指定し、全国の国指定鳥獣保護区は平成25年9月現在、82箇所、585,025ha、同特別保護地区は66箇所、158,853ha、同特別保護指定区域は2箇所、1,159haとなっています。国指定鳥獣保護区においては、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、関係機関との調整を図りながら、大規模生息地の保護区（行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣の保護区）、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣の生息地の保護区として適正な管理を進めています。

<生息地等保護区>

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成25年9月末現在、全国の生息地等保護区は9箇所、885ha、このうち管理地区は9箇所、385haとなっています。絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先し、生息地等保護区の指定の推進を図ります。

<名勝（自然的なもの）、天然記念物>

文化財保護法に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、名勝（自然的なもの）は平成23年8月から平成25年9月までの間に4県で計5件指定し累計157件（うち特別名勝12件）、天然記念物については、11県で計20件指定し、累計1,005件（うち特別天然記念物75件）が

指定されています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など23件について再生事業を実施しました。

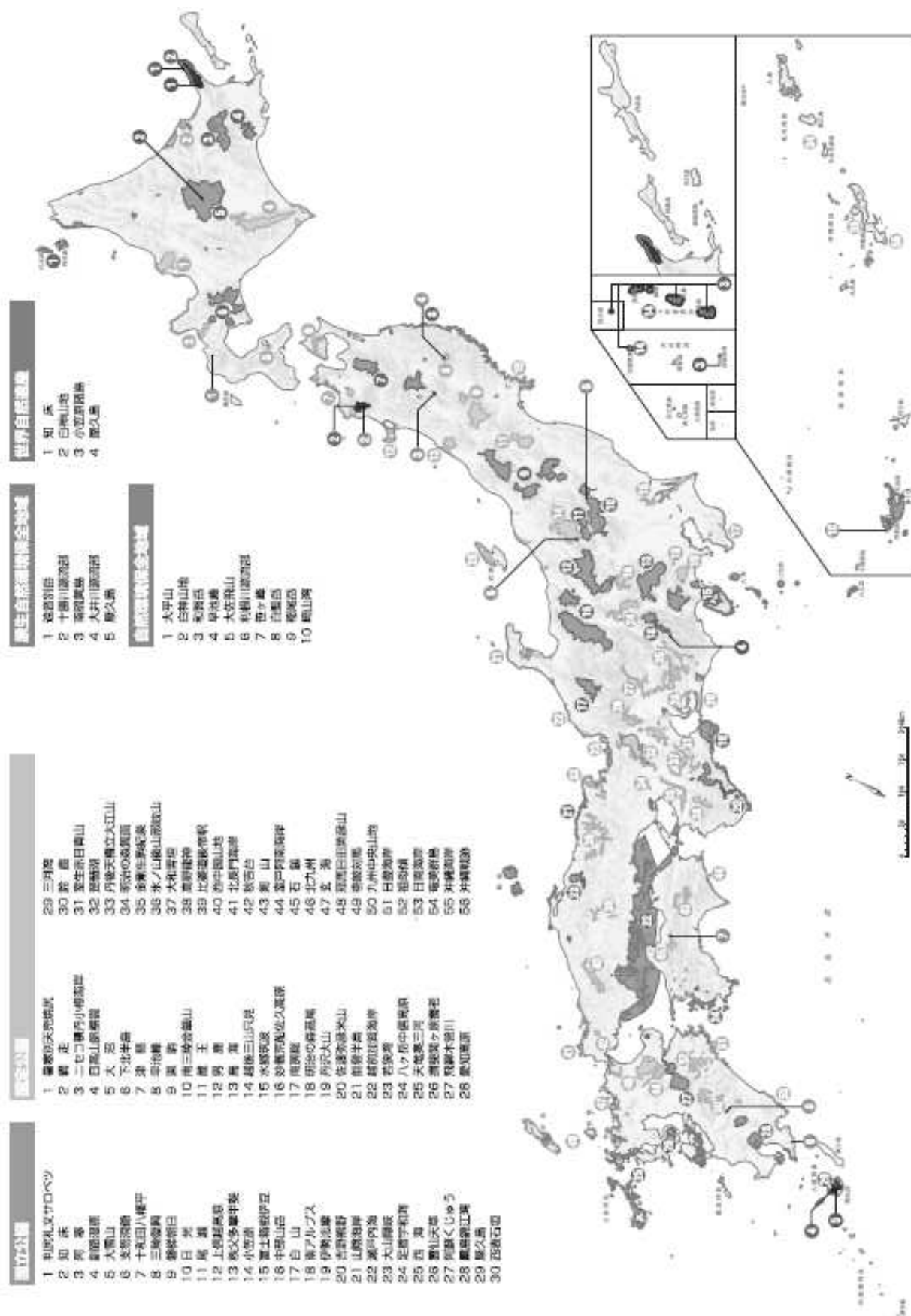
＜保護林、緑の回廊＞

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定しています。詳細は3－2参照。

＜特別緑地保全地区等＞

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区などの指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地が保全されています。詳細は3－3参照。

図3-1 日本の国立・国定公園と世界自然遺産



③自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、平成25年9月現在、全国で24ヶ所設立されています。この中で、24ヶ所で自然再生全体構想が作成され、うち20ヶ所で自然再生事業実施計画が作成されました（図3-2、表3-2）。平成24年度は、国立公園における直轄事業7地区、地域自主戦略交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました。多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進しています。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

また、自然再生推進法第7条に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として平成15年度に定められた自然再生基本方針については、平成20年10月に見直しが行われてから5年が経過しているため、その見直しについて検討を進めていきます。

都道府県による生態系の保全・回復のための事業を支援するため、平成24年度に地域自主戦略交付金のメニューとして生物多様性保全回復整備に関する事業を追加し、地域自主戦略交付金の廃止に伴い平成25年度に生物多様性保全回復施設整備交付金を創設しました。同事業により熊本県が実施する球磨川の自然再生事業等を支援しています。（※森林、都市、河川、沿岸・海域の各生態系に係る取組については、3-2～3-5参照）

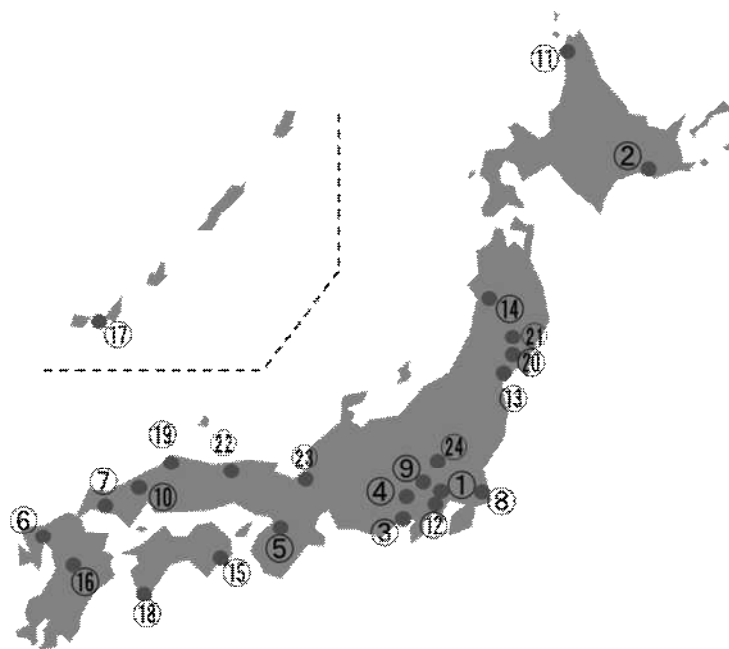


図3-2 自然再生協議会の設置箇所
(平成25年9月現在)

※図中の番号は表3-2に対応

表 3-2 自然再生協議会の設置状況（平成 25 年 9 月現在）

	協議会名	位置	構成員数	設立日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	39	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	108	H15.11.15	○	○
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	62	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	44	H16.3.5	○	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	45	H16.5.25	○	○
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	42	H16.7.4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	56	H16.8.1	○	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	39	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	72	H16.11.6	○	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	30	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	48	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	36	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	22	H17.6.19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	15	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	54	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	235	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	108	H18.2.27	○	○
18	竜串自然再生協議会	高知県	72	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	81	H19.6.30	○	○
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	38	H20.9.7	○	○
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	31	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	10	H22.3.21	○	○
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	60	H23.5.1	○	○
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	51	H24.1.22	○	—

出典：環境省資料

〔課題〕 物多様性の保全や生物相の回復を図っていくにあたり、気候変動への適応としての取組の必要性も踏まえ、生態系ネットワークの形成を進めることが重要です。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が着実に進められています。引き続き、これらの取組を進めるとともに、より効率的・効果的な実施を図るため、取組の基盤となる調査研究や技術開発のさらなる充実、人材の確保等にも努めていくことが重要です。

【3-2 森林の整備・保全】

①生態系ネットワークの構築に向けた取組と重要地域の保全

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林に指定し、適正な管理を行っています。

国有林野については、奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在し、その生態系は農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結びついており、生態系ネットワークの根幹として、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めています。

このため、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等については、厳格な保全・管理を行う「保護林」に設定しており、平成25年4月現在で96万5千haとなっています。「保護林」設定後は、設定状況を客観的に把握するため定期的に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査し、区域の見直し等に役立てています。また、「保護林」の適切な保全・管理の一環として、植生等の回復やニホンジカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を進めています。

また、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保存や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しており、平成25年4月現在で58万3千haとなっています。「緑の回廊」においては人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育に配慮した施業を行っており、より広範で効果的な森林生態系の保全に努めています。

②森林の適切な整備・保全

森林のもつ、国土保全、水源涵養、地球温暖化の防止、生物多様性保全等の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐の実施、伐採年齢の長期化、針広混交林化・広葉樹林化、モザイク的配置に留意した伐採及び的確な更新など、多様な森林づくりを推進しました。森林のもつ防災・減災の機能の活用にも資する取組としては、荒廃地における復旧対策等の実施や、東日本大震災からの復旧・再生の取組として平成24年2月に取りまとめた「今後における海岸防災林の再生について」に基づく海岸防災林の再生等を進めています。

過疎地域等の集落で、林業の担い手不足による森林の荒廃等の問題が発生していることを受け、森林資源を活用した新たな地域の取組を創出し山村集落の活力を高めるための取組の一環として、企業や森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動や全国植樹祭等の国土緑化行事等の普及啓発活動を行うとともに、森林資源のモニタリング調査、動態変化の解析手法の検討、身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発等を推進し、我が国におけるこれらの取組を国内外に発信しました。

〔課題〕 森林施業に当たって、野生生物の営巣、餌場等として重要な空洞木や目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものの保残に努める等の配慮を行うとともに、生物多様性保全上特に重要な地域を「保護林」等に設定し、モニタリング調査や外来種対策等の取組を行っているほか、多様な主体が林業に関わる機会を提供するための普及啓発・情報提供等を行っています。引き続きこれらの施策を進め、生物多様性の保全にも資するような森林の整備・保全に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

【3－3 都市の緑地の保全・再生など】

①緑地の保全・再生・創出・管理

都市における緑地は、生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークの要となります。

都市における緑地の保全・再生・創出・管理については、地方公共団体に対する社会資本整備総合交付金等事業による財政的支援等により推進しており、平成23年度には都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区の指定面積：43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：201ha、市民緑地の指定面積：8.2haが増加しました。平成24年3月現在、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については2,412ha、442地区、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域については97,330ha、25区域、そのうち近郊緑地特別保全地区については3,718ha、30地区を指定し、都市における生物の貴重な生息・生育空間を確保するとともに、都市公園法に基づく都市公園等については、119,016ha、101,111箇所を整備し、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進しました。

また、地方公共団体が緑の基本計画を策定又は改定する際、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた平成23年10月に策定した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及により、地方公共団体による都市における生態系ネットワークの形成の観点を踏まえた緑の基本計画の策定や改定を推進しました。平成23年度には新たに2市町村において策定、13市町村において見直しが実施されました。地方公共団体の緑の基本計画に基づく都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ等の支援、民有地も含めた緑化の推進、風致地区の指定等を行い、緑地の保全・創出・再生・管理を進めるとともに、都市において道路、河川、公園緑地などが事業連携した水と緑のネットワークの形成を推進しました。さらに、都市の生物多様性の確保の取組を一層推進する観点から、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を推進しました。

②都市域における水辺空間の保全・再生

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

都市地域から流入する汚濁負荷の低減に向けて、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進しました。また、地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、地方公共団体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。特に水環境の悪化が著しい河川等については、全国32箇所において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質改善の取組を進めてきているところです。

これらの取組により、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出や広域的な視点からの水循環系の構築を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供しています。

③住民や事業者の参画を促す取組

都市近郊の生物多様性の確保には、周辺の自然環境に関心が強い都市住民や都市地域で事業を行ってい

る事業者と連携した取組が有効です。

土地所有者等が地方公共団体との契約により緑地又は緑化施設を公開する制度（市民緑地制度）や、土地所有者等が緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（緑地協定制度）などの活用により、都市の住民による良好な緑地の保全・管理等が行われています。

また、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の活用により、民有地における緑化を推進しました。

開発事業において事業者が積極的に行っている緑地の保全・維持・活用のための取組を評価し、優秀な事例を認定・表彰することで事業者の努力を促す社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の普及に努めており、平成24年度には新たに2サイトが認定されました。これにより、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進しました。

このほか、緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援するなど、多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援しました。

〔課題〕都市においては、生態系ネットワーク形成の観点を踏まえつつ、緑地や水辺の保全・再生・創出・管理に向けたが行われており、緑地面積の増加などの成果が得られています。取組の実施に当たっては、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民など多様な主体の参加促進や活動支援を行い、一体的な取組を進めています。今後も引き続きこれらの取組を実施し、都市郊外の自然環境とのつながりも考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要です。

【3－4 河川・湿地などの保全・再生】

①河川の保全・再生

平成18年に策定した「多自然川づくり基本指針」及び平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」に基づき、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施し、河川全体を視野にいたした生態系ネットワークの形成を進めました。

適切な保全を行うにあたり必要となる知見の充実を図るための取組として、河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html>）として公表しているほか、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおける河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究や、生態学的な観点より河川を理解し川のあるべき姿を探ることを目的とした河川生態学術研究等が進められています。

②湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、平成25年9月までに国内で46箇所のラムサール条約湿地が登録されています。国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にも鑑み、平成32年までに新たに10箇所程度の登録を目指して新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を実施しています。

また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500箇所の湿地を平成14年に選定した「重要湿地500」については、モニタリングサイト1000などを活用して現状把握を行った上で見直しを行っています。モニタリングサイト1000事業では、湿原、湖沼、ガンカモ類、シギ・チドリ類などについて調査を実施しており、平成26年度当初の公表に向け、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5－1参照）。

〔課題〕 河川・湿地については、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土の生態系ネットワークの重要な基軸となることを踏まえ、取組が進められています。水系、特に湿原は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえます。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策に反映させることが必要です。より一層継続的・効果的な調査を実施するため、手法の見直しやほかの全国的な調査データとの相互活用を図り、得られた情報が水系全体の環境の特性や生物多様性の保全上重要な地域等を容易に把握できるような環境情報図等の作成等に活用されることが重要です。

【3－5 沿岸・海洋域の保全・再生】

海洋に囲まれた我が国は、内海・内湾を数多く有し、沿岸では寒流と暖流が流れ、北の流氷域から南のサンゴ礁域までの広がりがあります。海洋域は、深海に至るまでさまざまな環境を有し、海棲哺乳類、海鳥類、魚類をはじめ多くの生物が生息しています。海洋は、海流を通じて国境を超えてつながっており、その生態系は土砂の流下や栄養塩の供給などを通じて陸と密接な関係があります。陸域の水系が生態系ネットワークの縦軸とすれば、沿岸域は横軸として重要な役割を果たします。また、日本は世界で6番目に広い排他的経済水域等を持ち、その資源の保存及び管理や海洋汚染の防止に義務を負っています。

平成23年3月に策定した海洋生物多様性保全戦略及び海洋基本法に基づき平成25年4月に改定された新しい海洋基本計画に沿って、海洋環境の総合的な保全と管理のため、①規制的手法の対象範囲や内容の検討、②沿岸・海洋域の保全・再生、③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護、④海洋汚染への対策、⑤港湾、漁港及び漁場における環境整備等に取り組んでいます。また、これらの施策の立案及び実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、国内の主要な干潟、藻場、サンゴ礁等について生物相等に関する調査を実施しており、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月、サンゴ礁、砂浜（ウミガメ）等については平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5－1参照）。また、海洋生物について、平成28年度の公表を目指してレッドリストの検討を進めています。

①規制的手法の対象範囲や内容の検討

我が国では、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために規制や管理措置を講ずる区域としては海洋保護区を設定しています。平成23年度から、海洋保護区の検討に資する基礎情報として、海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性保全上重要度の高い海域（重要海域）の抽出作業を進めています。海洋保護区の一つである自然公園については、平成25年9月時点で、国立公園海域公園地区数として114箇所、国定公園海域公園地区数として68箇所が指定されています。さらに、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果において、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、紀伊半島沿岸海域や慶良間諸島沿岸海域などを選定しました。

資源管理手法としての海洋保護区の効果については、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施しています。また、パンフレットの配布を通じた国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行っています。

②沿岸・海洋域の保全・再生

沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾においては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行っています。この良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、「海辺の自然学校」等の取組を推進しています。（※里海の再生については、2－1参照）

■藻場・干潟の保全・再生■

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を継続して実施しており、平成24年度は738ha実施しました。平成24～28年度までの5年間でおおむね5.5千ha実施することを目標に取り組んでいます。

また、漁業者を中心とする多様な担い手によって、食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するため、平成25年度より漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しています。

■サンゴ礁の保全・再生■（※サンゴ礁に関する温暖化への対応は、3－6参照）

平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催しています。同会議の中でサンゴに対する人為的圧力について既存情報を取りまとめました。上記の計画については、計画に沿った行動の実施が、サンゴ礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念があるため、策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行うこととしています。

平成25年度はサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖（沖縄県）、竜串（和歌山県）で自然再生事業を実施するとともに、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援しています。また、サンゴの食害動物であるオニヒトデについて、平成24年度は5箇所の国立公園において駆除を実施しました。

■砂浜の保全・再生■

海岸侵食への対応として、「渚の創生」事業として、漁港、港湾内の浚渫土砂に加え、新たにこれらの施設周辺に堆積している土砂や河口、河道、ダムに堆積している土砂等を、海岸侵食箇所へ活用することにより、美しい砂浜を復元するとともに、広域的・効率的な海岸侵食対策を実施しています。また、平成24年度は11の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護

水産資源については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理が行われています。平成23年度からは、国および都道府県ごとの資源管理指針の策定と、漁業者団体による同指針に沿った資源管理計画の作成が行われており、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されています。資源管理計画の作成数は着実に増加しており、平成25年3月末時点で全国で1,705件の資源管理計画が作成され、漁業者はこれに基づき公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施しました。また、保護水面の管理や、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討、水産資源として利用されている希少種の生息環境・生態・資源状況の調査等を実施しています。

また、混獲対策として、ウミガメ、サメ、海鳥等の混獲状況の調査や地域漁業管理機関の保存管理措置に基づいた混獲回避措置の実施に加え、平成25年度からウミガメ混獲防止技術の開発等を実施しています。

④海洋汚染への対策

海洋の生物多様性の保全のためには、海洋汚染による生態系への影響や漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けることも重要です。このため、周辺海域の海洋汚染の状況を継続的に把握し、重金属類、有害な化学物質や赤潮の対策、漂流・漂着ごみの対策等を通じて海洋汚染の防止を図っています。

■海洋汚染対策■

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CEARAC）の活動を積極的に支援しています。特に、国連環境計画の地域海行動計画の1つとして採択された「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画」（NOWPAP）のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、平成23年に手法の案と手順書を策定するとともに、平成24～25年にはこれを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

また、閉鎖性海域については、各指定水域の水質等について経年的な調査を行っているほか、平成25年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討しています。

■漂流・漂着・海底ごみ対策■

漂着ごみについては、平成22年3月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援などにより、地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃の実施を推進するとともに、漂流ごみ・海底ごみについても実態把握に努めました。その結果、海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定数が平成24年度には33都道府県になりました。また、地域住民等との連携による対策も重要であることから、地域住民やボランティア、NGOと連携したごみ対策や清掃の実施及び普及啓発・環境教育活動、漁業資材の減容化などを実施しました。また、NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画（RAP-MALI）を通じた情報交換やケーススタディの実施により、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化しています。震災起因洋上漂着物に関しては、NGO連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報交換・意見交換等を実施しています。

⑤漁港及び漁場における環境整備

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、平成24年度には漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場作り推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心とした産後増殖技術の開発に取り組みました。このほか、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成も行いました。

〔課題〕 沿岸・海洋域については、保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、汚染対策の実施等により、国はさまざまな主体と連携して総合的に取組を進めています。特に海洋は他国ともつながっているため、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。

今後も、柔軟かつ機動的な管理を実現するための科学的知見の蓄積や技術開発を進めつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、適切な資源管理の一層の推進、地域の実情に応じた汚染対策の実施や関係各国とのさらなる連携を推進し、総合的に対策を実施していくことが必要です。

【3－6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

地球温暖化等の地球環境の変化により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されています。生物多様性は気候変動に対して特に脆弱であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007年）によると、特にサンゴ礁は約1～3℃の海面温度の上昇による白化や広範囲な死滅が頻発すると予測されています。また、気候変動の直接的・間接的影響により、世界各地での強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象の数と強さが増す可能性、海洋に

おける植物プランクトンの発生量の減少、海洋酸性化、人間や生物多様性に有害な影響を及ぼす生物の生息域の北上・拡大等が進行し、或いは進行する可能性も指摘されており、我が国においても自然環境の保全による緩和への貢献、及び生物多様性の保全と自然共生社会の実現の観点からの適応策の検討・実行が喫緊の課題となっています。

①気候変動の影響緩和に向けた取組

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の67%を占める森林においては、温室効果ガスの吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐、長伐期施業等を推進しました。国土の14.3%を指定している自然公園には、森林をはじめとした自然環境が多く含まれており、適切に保全することにより地球温暖化の緩和に貢献しています。(※自然公園の管理等については、3-1参照、森林の整備・保全については、3-2参照)

②温暖化の影響モニタリング、適応方策の検討

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの変化が生じており、さらなる気温の上昇とともに生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁など特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制の充実や分布変化の予測を実施することが必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、高山帯やサンゴ礁などにおいても継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務において、地球温暖化による影響が懸念される種として、ブナとイワナの生息・生育適地の変化予測地図を作成しました(図3-2)。

気候変動に特に脆弱なサンゴについては、環境研究総合推進費において平成23～27年度を研究実施期間として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響の予測等を行っています(図3-3)。また、平成25年6月には沖縄県で、独特の島しょ生態系を有する地域として県内の先進的事例を紹介しながら、地球温暖化防止やサンゴ礁保全への対応についての国際的な動向を踏まえつつ、環境と共生した持続可能なシマの社会のあるべき姿を検討し世界に発信していくために、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」を開催しました。

世界自然遺産地域においては、世界遺産委員会での議論を踏まえ、森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手しています。また、気候変動が一因となり生息数が増加し植生の食害が問題となっているエゾシカについては、平成24年3月に第2期知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めており、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも回復傾向が確認されました。

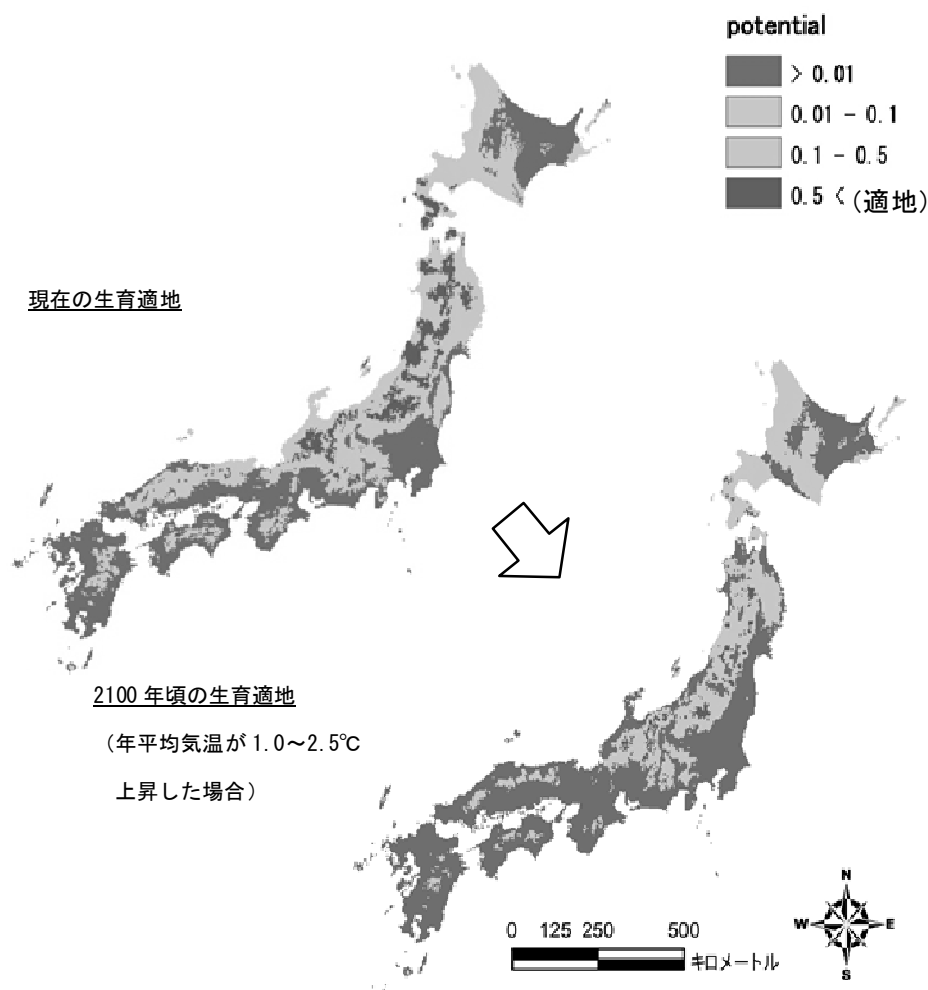


図 3 - 2 地球温暖化によるブナの生育適地の変化予測

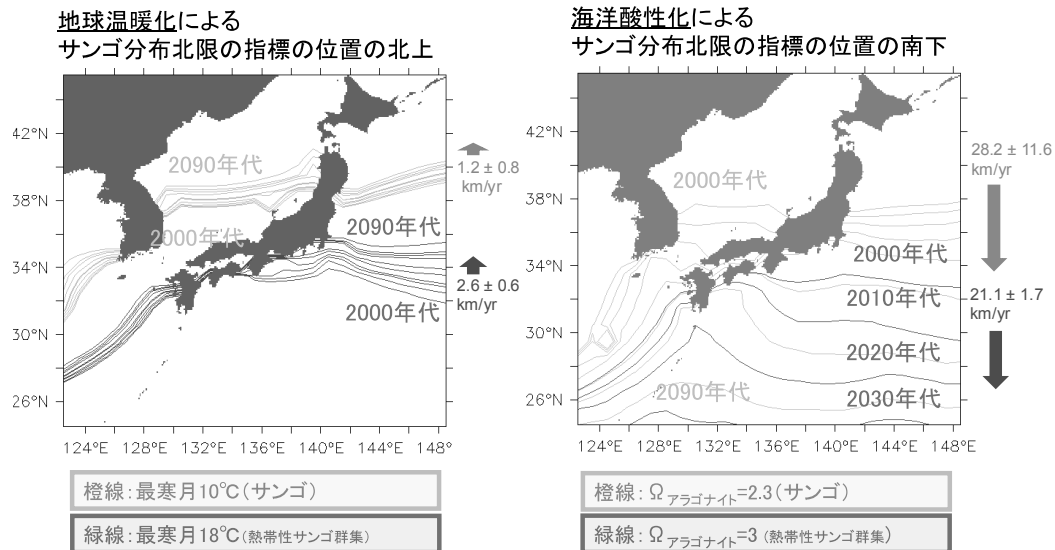
気候変動への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、生態系ネットワークを形成し、地球温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることが重要である国有林野において、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路となる「緑の回廊」を設定しています。

さらに、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対し、山地防災力の強化に向けた治山対策を推進しているほか、自然共生社会における対策の検討に向け、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組について情報収集を開始しました。平成26年度には、その防災・減災機能の定量評価を行う予定です。

気候変動の科学的知見については、2014年3月に、横浜でIPCC総会が開催され、IPCC第5次評価報告書第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）に関する報告書が承認・公表される予定です。

気候変動への適応については、平成27年夏頃を目途とした適応計画策定に向けて、「中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会」において、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議が進められています。

A2「なりゆき」シナリオでのサンゴ分布の将来予測



B1「低炭素」シナリオでのサンゴ分布の将来予測

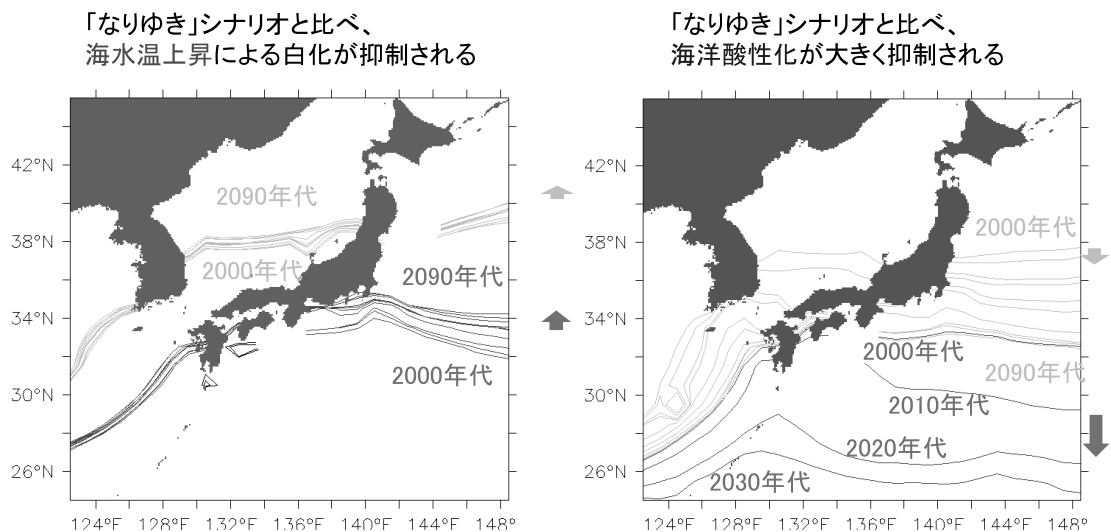


図 3-3 気候変動シナリオでの地球温暖化と海洋酸性化によるサンゴ分布の変動予測

〔課題〕 気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するため、モニタリングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めるとともに、気候の変化に対する適応としての生物の移動が円滑に行われるよう、生態系ネットワークの形成を進めることが必要です。また、自然共生社会の実現において、災害等の激甚化・有害生物の分布拡大の影響への対応も必要となっています。こうした状況の中で、生物多様性分野における適応策について早急に検討し、対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。その際、多様な種や生態系が時間をかけて地球温暖化に

伴い変化していくことに幅広く対応できるよう、生態系ネットワークの形成に関し、生物多様性が豊かな地域の配置とつながりを地域の特性に応じてまとめた規模で確保することや、南北方向や同じ山系での標高の高低方向などのつながりや配置も考慮しつつ生態系ネットワークの推進を図ることが重要です。また、自然共生社会の実現に向けて、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策を検討していくことが重要です。

基本戦略3 まとめ

我が国における総人口の減少、気候変動やそれにより増加すると予想されている自然災害等から私たち人間の存続基盤でもある生態系を保全し、再生していくためには、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸のつながりを確保していくとともに、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、自然公園等の生物多様性保全上重要な地域を核として自然生態系そのもののまとまりを確保していく必要があります。

現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生や、自然環境の保全・整備・管理に関する計画等を策定する際の生態系ネットワークへの配慮など、生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進められていますが、我が国の人口減少や気候変動等により引き起こされる影響から生物多様性を保全するために十分であるとはいえません。モニタリングの実施や将来予測等の基礎的調査・研究をより一層充実させ、科学的知見に基づき、生物多様性保全上重要な地域の抽出・保全・再生等を行うとともに、特に気候変動に関しては、早急な適応計画の検討・策定とそれに基づく取組の推進が求められています。また、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然共生社会の実現に向けて、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策の検討が重要です。

基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する

数値目標の達成状況

ラムサール条約湿地については、国家戦略策定からの1年間には新たな登録はありませんが、目標の達成に向けて、登録及び拡張の可能性のある湿地について調査を実施しています。また、アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地についても、国家戦略策定後に新たな登録はありませんでしたが、相手国において実地調査を実施するなど候補地の選定を支援しており、引き続き目標の達成に向けた取組を続けていきます。多国間漁業協定については目標値を達成しており、現在の協定数の維持・増大に努力していきます。東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）交流会については、平成26年3月に開催する予定です。

表4-1 基本戦略4に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率 ※1	到達率 ※2
ラムサール条約湿地《再掲》	10箇所増 (56箇所) [H32]	— (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
多国間漁業協定《再掲》	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H24.3]	52協定 [H25]	—	110.6%
アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加	3箇所 [H27]	— [H24.9]	0箇所 [H25.9]	—	0.0%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催	3回 [H32]	— [H24.9]	0回 [H25.9]	—	0.0%

※1 進捗率: 生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= {(点検値-当初値)/(目標値-当初値)}×100 (%)

※2 到達率: 戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= (点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【4-1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

我が国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながりを持っています。また、我が国は資源の多くを輸入しており、世界の生物多様性に影響を与えています。このため、地球規模での視野を持って、国内で利用される自然資源の適切な流通や持続可能な利用を推進するとともに、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について国際的な連携を進めていくことが必要です。

生物多様性の損失を止め、臨界点※を回避するばかりではなく、生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐためには、世界全体で愛知目標が達成されなければなりません。生物多様性条約締約国

において愛知目標を踏まえた国別目標の設定を行い、生物多様性国家戦略に組み込んでいくことにより、各国の生物多様性関連施策を強化していくことが最も重要な課題の一つとなっています。このため、国内での取組はもちろんのこと、途上国における能力養成の支援などの国際貢献を積極的に行っていくことが求められています。

我が国は、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を活用し、生物多様性国家戦略の改定支援を中心とした、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めています。

※それを超えると急激に生態系の状態が変化して別の平衡点に至る限界点

①COP10決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標等を踏まえ、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。同戦略においては、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、目標年次を含めたわが国の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、国別目標の達成状況を測るための指標（81指標）を設定しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。基金に対しては我が国から平成22、23年度に計50億円を拠出しており、この基金を活用して、愛知目標達成に向けて生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築ワークショップが開催されており、平成25年5月までに世界22準地域で約170カ国からの参加がありました（図4-1）。

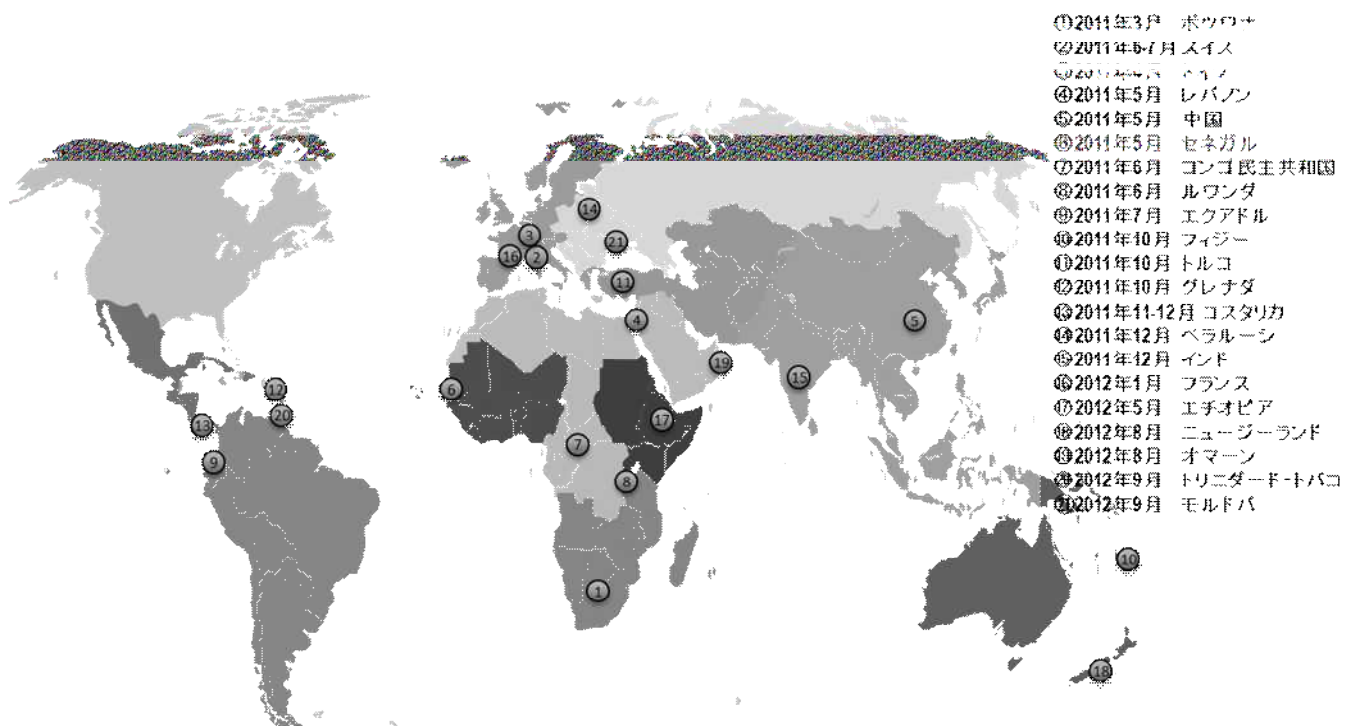


図4-1 生物多様性日本基金を活用したワークショップの開催状況

②遺伝資源へのアクセスと利益配分

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性の保全及び生物多様性の構成要素の持続可能な利用と並び生物多様性条約の目的の一つです。COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）に、我が国は平成23年5月に署名しました。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指すことを個別目標として掲げているところですが、国内措置の具体化を始めとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指します。名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では平成24年9月から関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行っています。平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、平成23年4月に10億円を拠出しました。現在、パナマ、コロンビア、フィジー等の国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

③遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と国内担保措置に関する検討を進めました。

④資源動員戦略

COP10で採択された愛知目標において、遅くとも2020年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に増加させるという目標（目標20）が掲げられ、平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催された生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）において、暫定的なものながら、開発途上国等に対する生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを平成27年までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意されました。我が国は、COP11直前に、暫定的報告枠組みに基づいて資源動員の状況を報告したところであり、平成26年2月末までに実施する予定の条約事務局への次回報告に向けて、さらに精度の高い調査を実施するべく検討を行っています。

[課題] 愛知目標の達成に向けて、生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて国内の取組を進めるとともに、生物多様性日本基金等を活用して途上国に引き続き支援を行うことが必要です。また、生物多

様性条約の3つの目的を地球規模で達成するため、引き続き途上国への資金的・技術的・人的支援を行うことが重要です。また、これらの目的を果たすための資源（資金、人的資源、技術等）動員の我が国における状況について、精度の高い調査を行い、報告枠組みを効果的なものとするための課題抽出や対策の検討を行うことが必要です。

【4－2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

人々が古くから持続的に利用・管理を行ってきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている里地里山のような二次的な自然環境は、社会生態学的生産ランドスケープとも呼ばれ、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の保全・向上に重要な役割を果たします。都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域でこれらの自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。（※持続可能な森林経営と違法伐採対策のための取組については、4－3参照）

①SATOYAMAイニシアティブ

COP10において締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブ[※]の推進等を含む決定が行われたことを踏まえ、COP10期間中に発足したSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）を通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

平成24年10月には、IPSIの第3回定例会合をインドのハイデラバードで開催し、「IPSI戦略」が採択されたほか、IPSIの活動報告、新規加入団体の紹介、「愛知目標達成への貢献」をテーマとした意見交換等を行いました。平成25年9月に開催したIPSI第四回第4回定例会合では、「IPSI戦略」を実施に移すための5年間の「IPSI行動計画」が承認されたほか、環境省、国連大学、及び公益財団法人地球環境戦略研究機関の協働活動の一環として、小規模プロジェクトを支援する枠組みとしてのSatoyama Development Mechanism (SDM) が創設されたことが紹介されました。SDMについては、平成25年11月末に6件のプロジェクトが採択されました。

これまでの取組の結果、平成24年9月時点のIPSIの会員数は、政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体でしたが、平成25年9月時点では37カ国の155団体となり、普及啓発に係る取組の成果が着実に得られていると考えられます。

※SATOYAMAイニシアティブは、自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ）における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

②我が国の自然との共生のあり方の発信

我が国では、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共存し、地域独自の文化を育んできました。こうした姿を発信するために、能登の里山里海が世界農業遺産に登録された石川県七尾市における「世界農業遺産国際会議」（平成25年5月）の開催、沖縄県における「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」（平成25年6月）の開催など、積極的に国際会議を開催し議論に貢献するとともに、持

持続可能な農林水産業など我が国の先進的な取組を世界各国に発信しています。

環境省と国際自然保護連合（IUCN）との共催により、アジア地域における国立公園等保護地域の管理の経験の共有と多様な関係者の協力体制の構築、愛知目標の達成と保護地域作業計画の実施に向けた活動の推進などを目的として仙台市で開催される「第1回アジア国立公園会議」に向けて、研究者やNGO、企業など様々な関係者とともに準備を進めました。同会議における「自然災害と保護地域」、「保護地域の協働型管理」など、アジア地域の保護地域の特色を踏まえたテーマ別の議論に基づき、アジア地域における保護地域の理念である「アジア保護地域憲章」などの成果文書を取りまとめ、平成26年にシドニーで開催される「第6回世界国立公園会議」等において世界に向けて発信していく予定です。

また、会議において、三陸復興国立公園をはじめとする日本の国立公園の取組を紹介することにより、日本の国立公園に関する国際的な関心を高めるとともに、災害からの復興に貢献する国立公園づくりや、地域との協働による国立公園管理など、日本の知見や経験を世界と共有し各国の保護地域管理にも役立つものとしていきます。

これらの取組を通じ、被災地を中心とした日本全国の観光地のPRにもつなげ、災害からの復興に貢献するとともに、国立公園等を通じたアジア近隣諸国との友好関係の構築を進めます。

③生物資源の持続可能な利用と流通に向けた取組

我が国は多くの生物資源を輸入しており、それらの生物資源が持続可能な形で利用されることが重要です。特に絶滅のおそれのある野生動植物の種に対する国際取引による影響を防ぐことは重要であるため、ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内での譲渡し等の規制を行っており、平成25年7月から同法における罰則規定を強化しました。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引撲滅に向けた取組等を進めました。

④水産資源の持続的な利用に向けた取組

我が国は、水産資源の持続的な利用に向け、周辺諸国と二国間・多国間による漁業協定を結んでおり、これを毎年度47協定以上に維持しています。

〔課題〕都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域で自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、我が国が古くから培ってきた、自然とともに生きるための知恵・知識や現在まで引き継がれている生活や考え方、新たな知見など、我が国における自然との共生のあり方についての価値を再評価し、世界に向けて発信することが求められています。

今後も引き続き、世界へ向けて情報発信を行い、技術的支援等の国際協力を進めるとともに、実際に我が国の美しい自然や地域との協働による地域の保全・管理を見てもらえるような機会を積極的に設け、日本全国の観光地のPRや地域振興にもつながるような取組を推進していくことが重要です。

【4－3 生物多様性に関わる国際協力の推進】

国境を越えて移動する動物の生息環境や地球規模の視点で生物多様性が豊かな地域を保全するためには、国際的な協力のもとで保全活動を進めていく必要がある一方、世界的には、農地の拡大や違法伐採などによる森林減少、砂漠化などが要因となり生物多様性の状況が悪化しています。我が国は、食料や木材等の資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球規模での生物多様性保全に貢献する必要があります。

①国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成24年7月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、平成25年9月に、シンガポールで第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。さらに、平成26－27年度は日本がICRI事務局をホストすることとなっており、我が国の一層の貢献が期待されます。

②アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。日本の取組の成果もあり、フライウェイネットワークへ新規で参加するパートナーの数が増加しました。

③二国間渡り鳥保護への取組

米国、豪州、中国、ロシア及び韓国との間で、渡り鳥等の保護のための共同調査等を引き続き実施するとともに、平成24年11月に韓国において開催された、中国、韓国及び豪州との間の二国間渡り鳥等保護に関する会議などにおいて、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました。

④ラムサール条約

ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として、平成24年7月に開催された同条約の第11回締約国会議の機会に、新たに9箇所（大沼、渡良瀬遊水地、立山弥陀ヶ原・大日平、中池見湿地、東海丘陵遊水地群、円山川下流域・周辺水田、宮島、荒尾干潟、与那覇湾）が登録されました。これにより、国内のラムサール条約登録湿地は46箇所となりました。引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を行っています。また、平成32年までにこれまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うことを目

標に、これまで登録された条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議（水田決議）について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し広く情報提供するなど、その積極的な推進に努めました。

国際的には、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、平成27年までにラムサール条約湿地を新たに3箇所追加することを目指しており、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力、アジア太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

⑤GEF

途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約の資金メカニズムであり、現在我が国が主要な拠出国の一つとして参加している地球環境ファシリティー（GEF：Global Environment Facility）の活動を支援しています。また、途上国の「生物多様性ホットスポット」（特に生物種が豊かで、かつ危機に瀕する地域として選定された地域）の保全活動を行うNGOなどを支援するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF：Critical Ecosystem Partnership Fund）を引き続き支援していくことを検討します。

⑥持続可能な森林経営と違法伐採対策

国連食糧農業機関（FAO）の報告では、世界の森林面積は、約40億haで、陸地面積の約3割を占めています。しかし、平成12年から平成22年の間、農地等への転用、森林火災、過放牧、薪炭材の過剰摂取、違法伐採等により年間約1,300万haの森林が減少しており、植林等による増加分を差し引いても年間約520万haが減少しています。

森林は、地球温暖化や生物多様性の損失などの地球環境問題との関連からもその重要性が認識されるようになり、保全と利用を両立させ、現在のみならず将来の世代の多様なニーズにも対応していく「持続可能な森林経営」を推進する取組が実施されています。

我が国は、国連森林フォーラム等の世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論に積極的に参加するとともに、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用するための国際的な取組である「モントリオール・プロセス」の事務局を務めるなど、持続可能な森林経営の達成に向けた体制構築やルールづくり等の議論の進展に貢献しています。また、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の温室効果ガス総排出量の約2割を占めるとされており、気候変動対策をすすめる上で重要な課題となっています。我が国は、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）」の対策の推進を図るため、REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画するとともに資金拠出を実施し、REDD+の取組に係る国際的な連携・協力の推進に貢献しました。

我が国は、これらの議論などを踏まえ、技術開発やNGO支援、JICAを通じた技術協力や資金協力による二国間協力、FAOや国際熱帯木材機関（ITTO）の国際機関を通じた多国間協力等、持続可能な森林経営の達成に向けた国際協力を行っています。JICAを通じた技術協力としては、国立公園及び周辺地域における荒廃地回復（インドネシア）、参加型の土地・森林利用管理を主体とする森林減少抑制システム

の開発（ラオス）、乾燥・半乾燥地における郷土樹種植林の普及（ケニア）等の技術協力プロジェクトを実施しました。

⑦砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で19百万km²の土地が劣化し、15億人が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。我が国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

〔課題〕 地球規模の視点で生物多様性の保全を進めるため、国境を超えて移動する動物の生息環境の保全に関する国際的枠組みへの積極的な参加や、持続可能な森林経営の推進や砂漠化対処に向けた議論への積極的な参画・貢献を行いました。今後も引き続き、国際的な議論への積極的な参画を行うとともに、地球環境ファシリティー等を通じた財政的支援や、ラムサール条約湿地登録のための技術的支援等を、着実に貢献していくことが重要です。

【4－4 世界的に重要な地域の保全管理の推進】

生物多様性の保全上重要な地域の保全管理について、地球規模の視点を持ち、国際的にも重要性を持つ地域の保全を進める必要があります。（※ラムサール条約に係る取組については、4－3参照）

①世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、自然環境や利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視や外来生物対策等を実施しているほか、関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施していま

す。特に平成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保安全管理に取り組みました。屋久島については、平成24年10月に、関係省庁及び関係する地方公共団体と共に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言を得て取組を進めました。

平成24年1月にユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産推薦書を提出した富士山については、平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に記載されました。また、世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、平成25年1月に、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定しました。同年4月には、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を設置し、世界自然遺産登録に向けた検討を進めています。

この他、平成24年は世界遺産条約が採択されて40周年に当たることから、同年10月に、鹿児島県において、環境省と林野庁の共催により「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウム―日本の世界自然遺産の未来」を開催しました。また、同年11月に京都において、世界各国で開催された記念行事を締めくく「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約のこれまでの成果等を踏まえて将来の方向性を示した「京都ビジョン」を発表しました。

②生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏（MAB：Man and Biosphere）計画」に基づく生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）については、平成24年7月に、「綾」（宮崎県）が新たに登録されました。同地域においては、国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。「綾」の登録は、国内5件目です。

平成25年9月には、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張登録について、ユネスコへの推薦が決定されました。

また、既にBRに登録されている「白山」（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、「大台ヶ原・大峰山」（奈良県、三重県）及び「屋久島」（鹿児島県）の各地域では、地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体等が参画する運営協議会を設立し、平成27年12月末までに拡張・ゾーニングの変更申請を行う方向で検討が進められています。

国は、BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクール[※]や持続可能な開発のための教育（ESD）との連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しており、複数の自治体から、ユネスコスクールの申請がなされています。

[※]ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を実践する学校。

③世界ジオパーク

国際的重要性を持つ地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に利用している地域として世界ジオパークがあります。世界ジオパークはユネスコの支援のもと、世界ジオパークネットワーク（GGN：Global Geoparks Network）が認定するものです。我が国では地形・地質等の専門家から構成される日本ジオパーク委員会が32地域（平成25年9月時点）を日本ジオパークとして認定しており、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島、室戸、隠岐の6地域が世界ジオパークとして認定されています。地形・地質は生物の生息・生育の「土台」として重要な役割を果たしており、国立公園と重複している地域も多いことから、ジオパークと連携した取組についても推進していきます。

④南極地域の環境の保護

南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の多様化に伴う環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として南極条約（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（平成10年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。

また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地における環境保全の方策等について検討を進めています。さらに、政府の職員が第54次南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

〔課題〕 地球規模での生態系ネットワークの構築に向けて、我が国における生物多様性の保全上、世界的に重要な地域の保全管理を進めています。今後も保全管理を継続的に進めつつ、地域と連携して、地域振興にも資するような新たな施策の展開などの検討について、地方公共団体を含む関係者と連携して進めるとともに、関係各国との相互の協力やネットワーク機能の向上を図っていきます。

基本戦略4 まとめ

我が国は生物多様性分野での国際的な議論への積極的な貢献、愛知目標の達成に向けた途上国の能力

養成等の支援や資金メカニズム等を通じた途上国支援等の国際協力を実施し、地球規模での愛知目標の達成に向けて貢献してきました。今後もこれらの取組を引き続き行うとともに、SATOYAMA イニシアティブの推進など、我が国の自然との共生のあり方についての情報提供が求められていることも踏まえ、独自の文化・制度、伝統的な知識、それらによって形作られてきた自然そのものについて国内での再評価の推進を並行して行いながら、積極的に世界に情報発信を行っていくことが重要です。

基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

数値目標の達成状況

我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報である 1/25,000 植生図の整備率は、平成 25 年 3 月時点で約 64% となり、着実に整備を進めているところです。調査未実施地点には地形的に調査の実施が難しい箇所等が残されているため、円滑な遂行に当たっては調査工程の工夫や技術開発が重要です。

なお、第3部において基本戦略5の達成状況の指標となるような数値目標はないため、今後の国家戦略改定において、適切な指標の追加が望まれます。

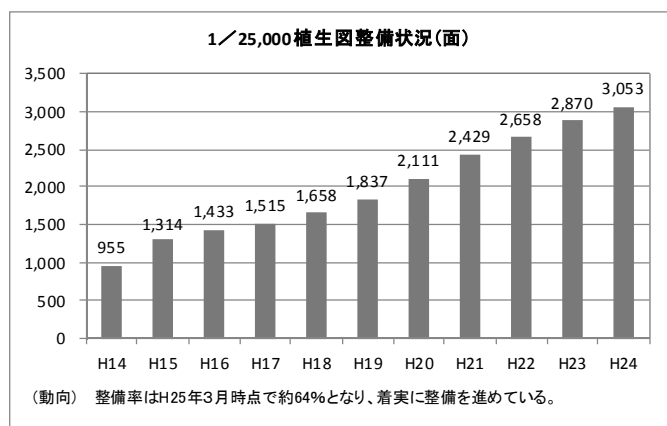


図5-1 1/25,000 植生図整備状況

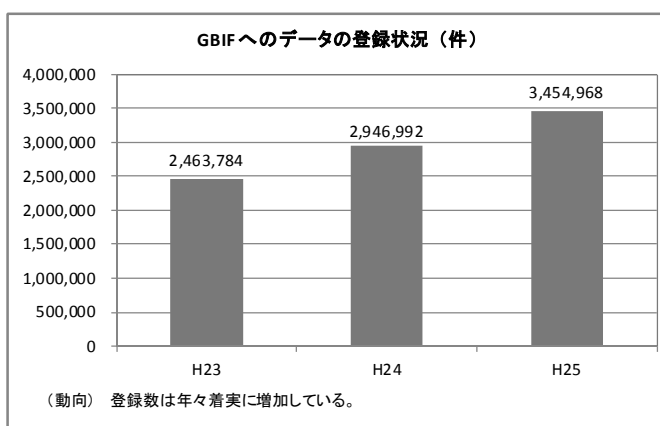


図5-2 GBIF へのデータの登録状況

取組例

【5-1 基礎的データの整備】

①自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報として、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5千分の1植生図を作成しています。平成24年度までに、全国の約64%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域(湖沼及び湿原)、沿岸域(砂浜、磯・干潟・アマモ場・藻場及びサンゴ礁)、小島嶼の各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1000箇所の調査サイトにおいてモニタリング調査を実施しており、平成24年度も引き続きモニタリングを実施しました。また、平成15年度のモニタリング事業開始から10

年が経過していることから、これまでの調査結果が愛知目標の進捗状況評価や各種保全施策に効果的に活用されることを目的として、生態系毎に5年に1度のとりまとめ作業を開始しました。とりまとめ結果は平成26年度当初、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月の公表を目指し、準備を進めています。

さらに、河川水辺の国勢調査として、魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査を実施・公表し、計画策定、事業実施の際に活用しています。

②研究・技術開発等

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約408万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

〔課題〕 自然環境データの充実を図るため、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間・コストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的変化を的確に捉えるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的なデータ更新や速報性の向上等を進める必要があります。

【5－2 生物多様性の総合評価】

環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」において、森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を示すデータをもとに、過去50年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向について評価を行い、その成果が平成22年5月に「生物多様性総合評価（JB0）」として公表されました。平成22～24年度にかけては、JB0において抽出された課題として国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして、多様な主体が利用できるよう、HPで成果を公表するとともに、GISデータ等も提供しています。

〔課題〕 今後は、本点検における施策の実施状況の確認も踏まえて、第2部に掲げる愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行う必要があります。また、これらの取組とも整合をとり、生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標の整備や数値化、モデル化の検討も含め、社会経済的側面も踏まえたわが国の生物多様性の全体像を把握するための総合評価を実施することは、科学的知見に基づいて状況に合った対策を講じる上で重要です。

【5－3 科学と政策の結びつきの強化】

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化するため、「科学的評価」、「能力開発」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を柱とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」が平成24年4月に設立され、平成25年1月にドイツ・ボンで開催された第1回総会において、総会議長を始めとするビューローメンバー及び学際的専門家パネル（MEP）のメンバー、初年度予算案等が決定されました。我が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、暫定事務局に対し拠出金を通じて、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議・調整、GBIFデータ集積を支援しました。また、IPBESの国内体制の整備も行っており、平成25年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始しました。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進しました。

〔課題〕引き続き、IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進めることが重要です。また、アジア地域における生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、引き続き同地域への総合的な支援を行うことが望まれます。

基本戦略5 まとめ

基礎的データの整備は着実に進められているものの、調査に必要な人材の不足や予算の削減等の課題が残されています。こうしたことを踏まえ、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間やコストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的変化を的確にとらえるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的な更新や速報性の向上等を進める必要があります。また、社会経済的側面も踏まえつつ我が国の生物多様性及び生態系サービスの全体像を把握するための総合評価を実施するなかで生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標や数値化、モデル化の検討を行い、それと整合性をとりつつ我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行うことが求められています。さらに、科学的基盤と政策との結びつきをより強固なものにするため、IPBESの国際的な作業への貢献とともに、国内の実施体制を整え、IPBESのグローバルアセスメントやサブグローバルアセスメントに資するような取組を行うことが望まれます。また、地球規模での課題解決に向け、引き続き、アジア地域における科学的基盤の強化のための支援を行う必要があります。

(参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表

基本戦略 1 生物多様性を社会に浸透させる	4、18、19、21、30、34、49、59、60、70、74～76、86、90、137～141、160～166、183、190、191、196、204～206、208、210、211、217、220、221、223、251、252、254、257、260、262、265、270、297～301、306、307、318、344、345、360、363、364、369、370、374、375、379、380、382、396、403、405～416、419～424、426、427、429～431、433、435～442、444～448、450、454、457、458、461、466、467、469、471～474、476～479、485、488～491、496～503、505、507、510、511、521、524～526、574、600、605、610～615、617、618、662、670～672、689、695、702、703、707、709、711、725、742、744～747、768、791、797、807、809、843～846、848～850
基本戦略 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	18、22、23、29、33、38、40、42、43、44、45、46、47、59、60、68、69、74、75、76、77、78、79、81、90、112、117、120、121、123、124、128、129、130、131、132、133、134、142、151、155、159、180、182、183、184、186、187、188、189、192、193、197、198、199、200、201、204、205、206、207、208、210、214、215、262、268、270、275、276、282、285、287、317、318、335、336、337、339、341、342、344、345、355、356、360、362、367、369、370、377、400、401、416、442、449、455、459、470、473、475、513、514、515、516、517、518、521、522、523、525、526、527、528、529、532、533、534、535、536、537、538、539、541、542、543、544、545、546、547、548、549、553、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、567、568、575、576、577、578、579、580、584、585、599、600、601、604、605、642、656、663、670、671、681、695、709、711、765、780、781、791、792、806、807、815、816、817、819、820、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、844、849、850、851、854、855、857
基本戦略 3 森・里・川・海のつながりを確保する	1～6、8～18、20～28、31、35、36、39、48、50～66、68、69、71～73、81、82、84～101、105～117、119～123、125、126、130、131、135、136、143～158、166～170、172、173、176、177、197、199、203、205、209、213、215、218～222、224、225、232、235～253、255～261、263～270、275、277、297、301～306、313～316、321、322、324～326、331、332、334、335、338～342、348、350～353、367、371、375～377、379、381、383～395、397～399、402、403、416～418、421、427、428、443、448、451、460、462～468、508、509、515、520、521、530、539、540、555、581～583、590、594～598、605、606、609、616、638、640、670～672、676、679、680、688、694～697、711、719、720、748、750～752、754～756、761、764、765、767～769、774、775、780～782、785、795、796、800、803～805、807、809～812、824、826、836、839、841、842、844、849、853
基本戦略 4 地球規模の視野をもって行動する	7、59、60、63、64、77、78、103、104、115、118、171、175～179、190、216、270、318、344、345、360、369、370、388、396、470、495、516、521、551、552、586、605、608、625、632、638、639、650～661、662、663、665、667、669～675、677、678、683～687、690～693、695～699、701、702、704～706、708～711、713～717、722～728、731、739、740、743、745、749、764、775、783、787～791、795、796、800、802、808、825、851、852、857
基本戦略 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	7、59、60、74、75、83、101、112、115、118、170、172、174、185、194、207、257、258、261、267、271、275、282、302～309、311、319、329、333、343、346、372、387、388、426、495、519、521、550、554、566、583、590、593、598、605、607、609、624、638、652～654、664、666、670、671、686、687、689、695～697、700、712、718、722、730～738、741、745、748、750、753～760、762、764～779、789、793、794、797、799、800、809、814、837、856

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップについて

第2部では、COP10 において採択された愛知目標の達成を実現するために、生物多様性国家戦略2012-2020 第2部に掲げるわが国の13の国別目標について、その達成に向けて設定した主要行動目標の取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて達成状況を点検した結果を報告します。

なお、関連指標群については、平成25年9月までの数字をとりまとめています。

1. 戦略目標A関連

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」の達成に向け、各種取組が進んでいます。

(1) 国別目標A-1

遅くとも2020年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。

生物多様性の社会における主流化に向けて、関係府省のみならず、国連生物多様性の10年日本委員会をはじめとする各種団体において、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組が進んでいます。

地方レベルにおいても生物多様性地域戦略の策定が進むとともに、生物多様性自治体ネットワークの参加自治体数が増加するなど進展が見られます。

また、民間レベルにおいても民間参画パートナーシップの参加団体数が増加するとともに認証マークの取組事例が拡大するなど進捗がみられます。

生物多様性や生態系サービスの経済的な評価についても事例の蓄積や収集が進みつつあります。

しかし、2020年の目標達成には、単に「生物多様性」の言葉の認知度を高めるだけでなく、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が社会の常識となり、それを意思決定や行動に自主的につなげていく「社会における主流化」が重要です。そのためには、生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を更に進め、政策や様々な主体の意思決定に反映していく必要があります。

また、奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

①主要行動目標A-1-1

生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。

(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有識者、経済界、NPO・NGO、地方自治体、政府など多様な主体の参画を得て、平成23年9月に設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)において、生物多様性全国ミーティングや地域セミナーの開催、推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定、「MY行動宣言」の実施など、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組の充実、強化を図っています。

また、関係各省においてホームページを活用した生物多様性に関する広報活動を実施しているほか、「子どもの水辺再発見プロジェクト」や「海辺の自然学校」など親子や児童を対象とした自然体験プログラムを通じた環境教育や社会教育の推進、それらのプログラムの実践の場となる都市公園等や自然との共生を考慮した学校施設の整備も進めています。

生物資源に関するアクセス及び利益配分を促進するため、説明会の実施や相談窓口による情報提供も行っています。

さらに、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きもののマーク」の事例紹介など、生物多様性に関する国民理解の増進を図る取組も実施しており、これらの取組を引き続き進めていきます。

②主要行動目標A-1-2

生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

平成24年度に「奄美大島の国立公園指定」や「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性について経済的評価を試行するなど、国内における評価事例の実施、収集、蓄積を進めています。

また、経済価値評価を活用して、農家等が行う生物多様性の保全に資する農業生産活動等に対して企業等による支援を促す仕組みづくりを検討したり、持続的な投資が促進される不動産市場形成への取組として環境不動産の普及を進めたりするなど、生物多様性及び生態系サービスの経済的評価の活用について検討を進めています。

これらの取組を引き続き進めていくとともに、事例収集や検証によりその成果を取りまとめていきます。

③主要行動目標A-1-3

地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する。また、2013年までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。(環境省)

地方自治体における生物多様性地域戦略の策定に対して、平成25年度までに27の地方自治体に支援を実施しています。これらの自治体も含め、平成25年9月までに、23都道府県、31市区町村において生物多様性地域戦略が策定されています。

また、平成25年度中の完成に向けて「生物多様性地域戦略の策定の手引き」の改定作業を進めており、その活用などにより引き続き地域戦略の策定の推進を図っていきます。

④主要行動目標A-1-4

生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国の戦略として、平成 24 年 2 月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定しており、同戦略に基づき生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に展開しています。

また、地域における生物多様性保全に関連する法定計画の策定やそれらの計画に基づく取組を推進するために地方公共団体等に対する支援を行い、平成 24 年度末までに 22 の法定計画（生物多様性地域戦略、特定外来生物防除実施計画など）が策定されています。都市においては、都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進しています。

また、地域の多様な主体の連携による生物多様性保全活動を奨励するため、生物多様性保全推進支援事業により、こうした活動に対して財政的な支援をしています。平成 25 年度までに 55 団体の活動を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は展開しています。

奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

これらの取組は、一部で内容の見直しを伴うものの、引き続き推進していきます。

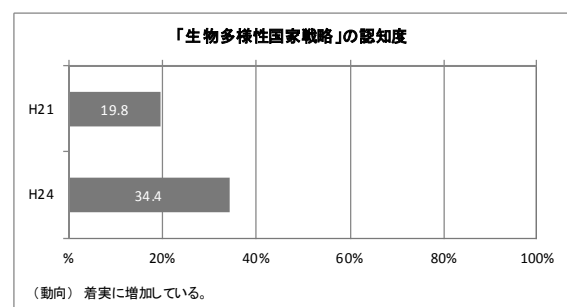
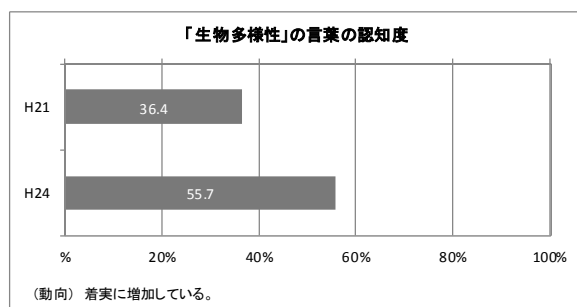
⑤主要行動目標 A－1－5

生物多様性に配慮した持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施を奨励する（生物多様性に配慮した環境管理システムの導入、サプライチェーンも考慮した原材料調達、生産活動、商品・サービスの販売、技術開発、廃棄物管理、投融資活動、土地利用、従業員教育等の実施の他、これらの取組に関する情報開示）。（環境省）

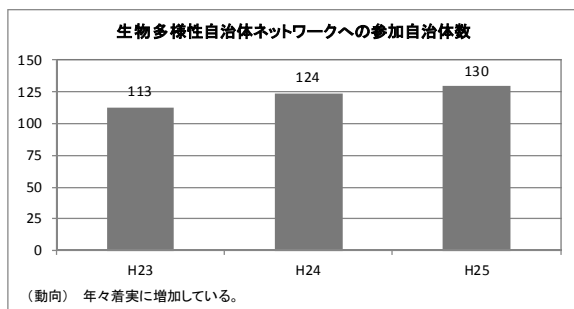
平成 24 年度に生物多様性分野における事業者による取組の実態調査を実施するとともに取組事例の収集を行い、それらをホームページで公表することにより、事業者による取組の更なる促進に取り組んでいます。平成 25 年度は業種や場面ごとの事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評価・分析を通じた事業者による取組の促進策の検討や国際的な動向の継続的把握、情報公開を進める予定です。

⑥関連指標群

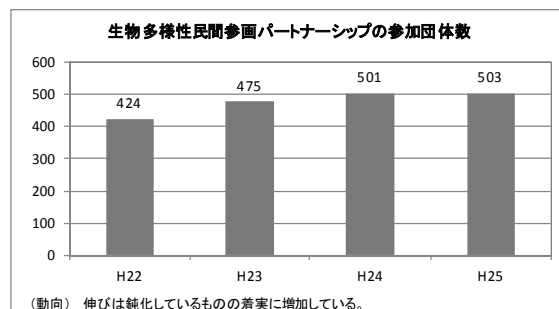
○生物多様性の重要性に関する認識状況（内閣府世論調査、環境にやさしい企業行動調査）



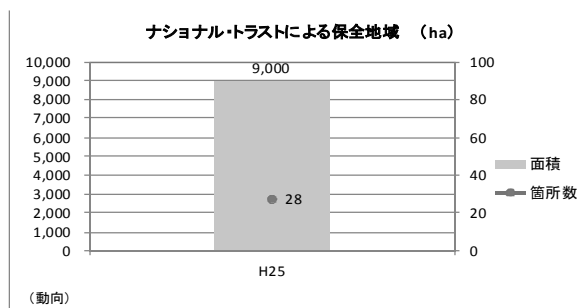
○生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数



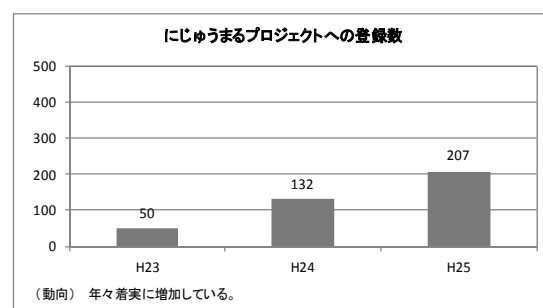
○生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数



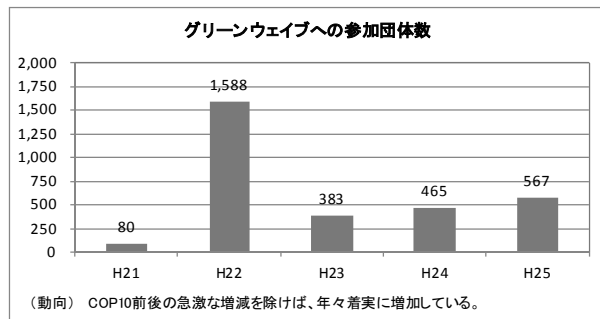
○ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積



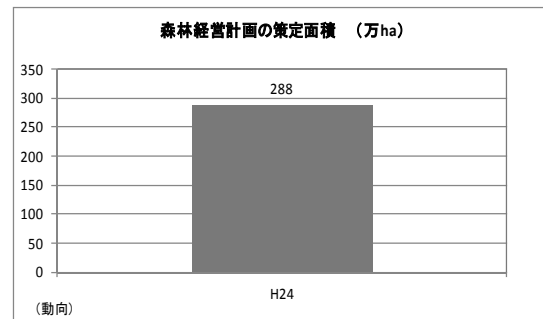
○にじゅうまるプロジェクトへの登録数



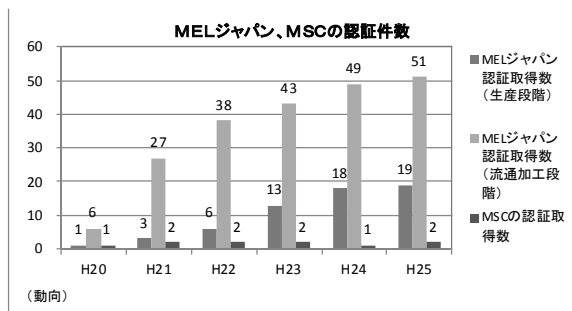
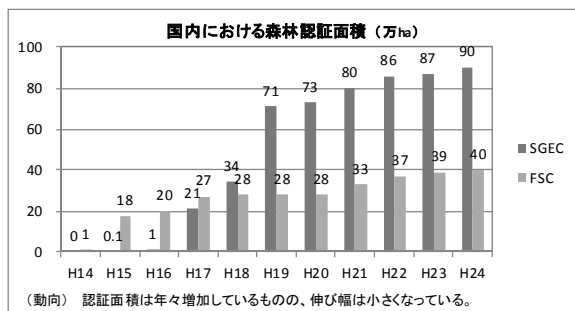
○グリーンウェイブへの参加団体数



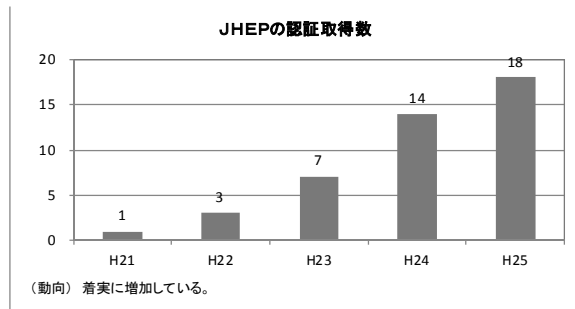
○森林経営計画の策定面積



○国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数



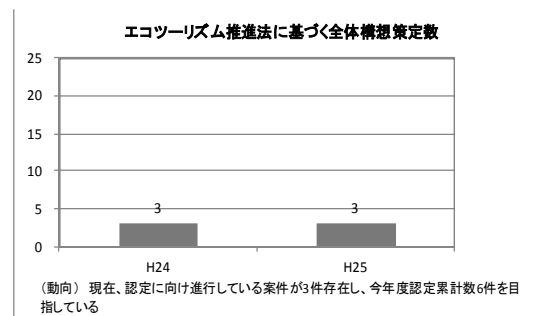
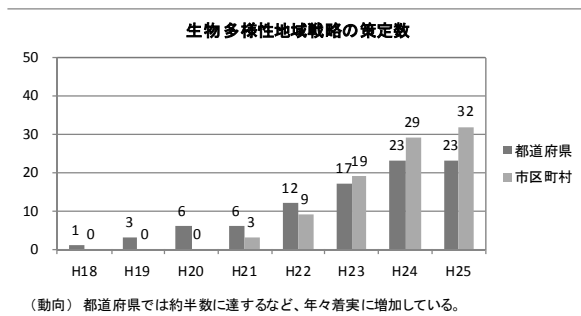
○国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEPの認証取得数（つづき）



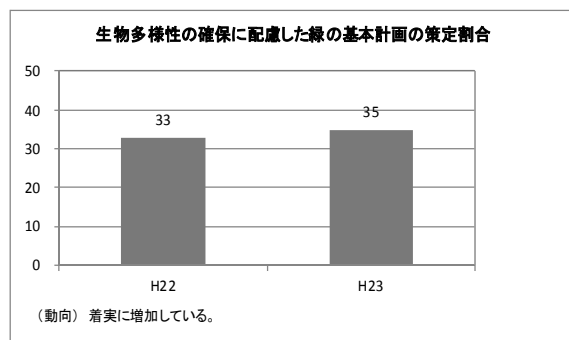
○自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした経済価値評価などによる生物多様性及び生態系サービスの可視化の実施数

※ 把握方法を検討中

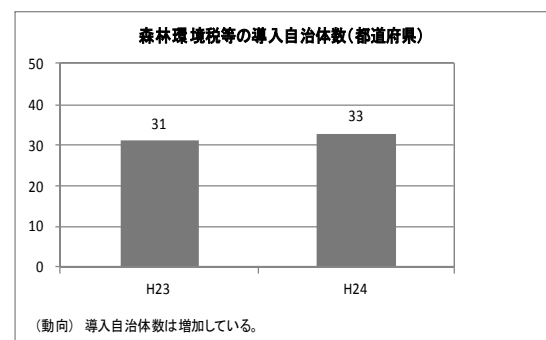
○生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画（生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等）の策定数



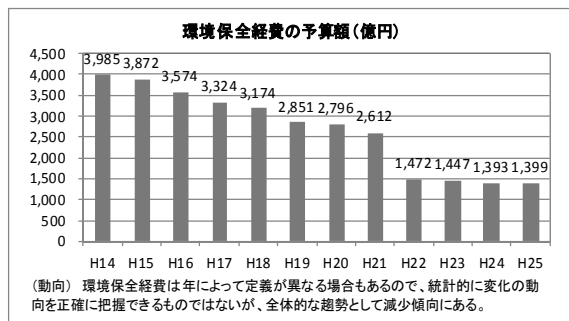
○生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定割合



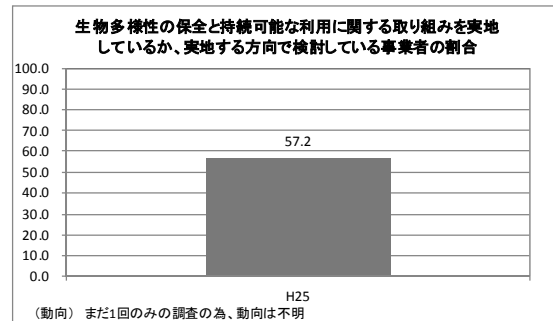
○生態系サービスへの支払い税（森林環境税等）の導入自治体数



○環境保全経費（自然環境の保全と自然とのふれあいの推進）の予算額



○生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況（環境にやさしい企業の行動調査、生物多様性民間参画ガイドライン等普及状況調査）



2. 戦略目標B関連

生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

生態系ネットワークの形成に向けた取組や自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実にに向けた検討、鳥獣との共生にも配慮した鳥獣被害防止対策の推進など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進められています。

ただし、自然生息地の損失速度や劣化・分断の状況を把握するための手法については引き続き検討が必要です。

(1) 国別目標B－1

2020年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

生態系ネットワークの形成に資する取組や自然再生など個別の取組は進んでおり、自然生息地の損失速度は減少傾向にあると推測されますが、その速度や劣化・分断の状況を把握するための手法については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標B－1－1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法として、データの継続性を考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積及び自然海岸線の延長を利用して把握することとしました。

その結果、森林面積については、大きな変動はなく安定して推移しています。湖沼面積についても同様に、大きな変動はありません。また、埋立面積は1970年代をピークに減少傾向にあり、自然海岸線の延長については18,000km超と推定されます。引き続き、これらのデータを用いて、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直すこととしています。

②主要行動目標B－1－2

2020年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、また、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟の再生等必要な取組を行う。(環境省、農林水産省、国土交通省)

生態系ネットワークの形成に資するよう、生物多様性地域戦略の策定や重要地域の保全・再生のための活動を支援したほか、地方公共団体における都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ等に対する支援を行い、緑地の保全・再生・創出・管理を実施しています。

国有林野においては地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全のモデルプロジェクトを実施しているほか、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理においては、生物多様性の保全・再生や生態系ネットワークの形成などの取組を進めています。

また、平成25年3月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24カ所、48万haに上

っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進められており、自然生息地の劣化・分断を減少させるための取組が進展しています。

さらに、都道府県が実施する生態系ネットワークの形成の取組について支援しています。

これらの取組を引き続き進め、自然生息地の損失や劣化・分断の改善に取り組んでいきます。

③主要行動目標B－1－3

鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うとともに、2020年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。
(環境省)

平成24年度に、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。また、鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年度に中央環境審議会に対して諮問を行い、鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めています。

④主要行動目標B－1－4

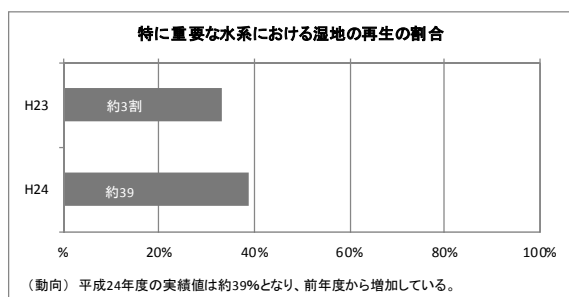
個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。(農林水産省)

鳥獣被害防止特別措置法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組に対して支援を行っています。また、森林整備と一体なった防護柵の設置や被害防除活動体制の整備に対して支援を行っているほか、国有林野では多様な主体と連携しながら、個体数管理や被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を実施しています。

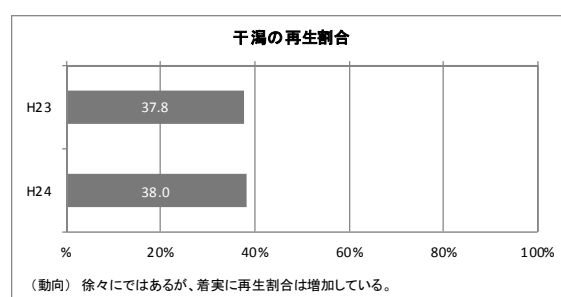
こうした施策により引き続き、鳥獣との共生に配慮した必要な対策を推進していきます。

⑤関連指標群

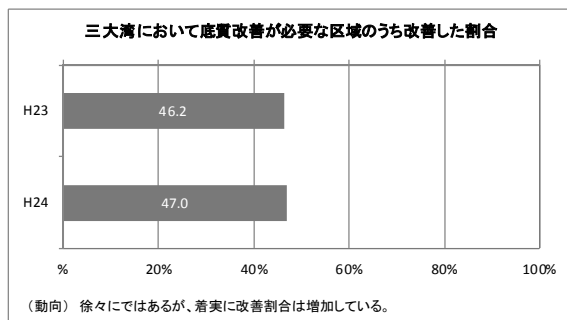
○特に重要な水系における湿地の再生の割合



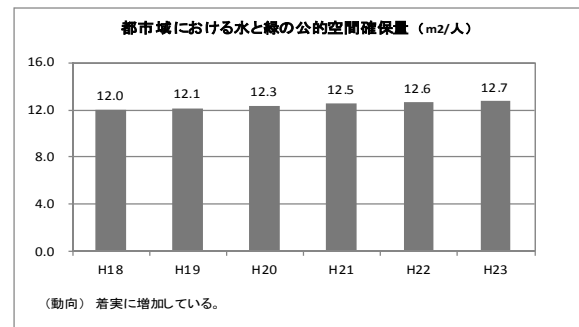
○干潟の再生の割合



○三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合



○都市域における水と緑の公的空間確保量



（２）国別目標Ｂ－２

2020 年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。

環境保全型農業の推進、多様で健全な森林の整備・保全、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備など、生物多様性の保全を確保した持続的な農林水産業の実施に向けた取組が進んでいます。

エコファーマーの認定件数や生態系のネットワークの保全に向けた整備、海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面の生産割合など、多方面において着実な進捗が見られました。

①主要行動目標Ｂ－２－１

持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）

農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定、環境保全型農業に対する直接支援を実施しています。その結果、エコファーマーの累積新規認定件数が増加するなど取組が進展しています。

また、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備により、生産関連活動と生物多様性保全を両立させる取組を促進しています。

引き続き、これらの取組を推進・支援していきます。

②主要行動目標Ｂ－２－２

森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森林の生物多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査（モニタリング調査）を推進する。（農林水産省）

森林・林業基本計画や全国森林計画における、森林の有する生物多様性保全機能やその発揮に資する森林に誘導するための森林施業において配慮すべき事項等を踏まえた森林の整備・保全を推進しています。国有林野においても森林生態系の過度な攪乱を抑制しつつ丁寧できめ細やかな施業を実施するとともに、立地特性に応じた広葉樹林化、長伐期化などにより多様な森林づくりを推進しています。

また、平成 22 年度より 3 巡目の森林生態系多様性基礎調査を実施しており、森林生態系の状況等の動向を把握しています。

引き続き、適切な施業による多様な森林の整備・保全や調査で得られたデータの活用に取り組んでいきます。

③主要行動目標Ｂ－２－３

藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。（農林水産省）

藻場・干潟の造成、漁場の堆積物の除去、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備、漁業集落排水施設整備、水産資源の動向把握、沿岸海亀混獲防止対策、二国間・多国間による漁業協定、資源管理計画の作成、赤潮・貧酸素水塊対策、水産エコラベル、トドによる漁業被害防止対策のほか、漁業者を中心とした地域の人々による産卵場や種苗生産施設等の整備に対する支援や地域におけ

る主体的な養殖漁場の改善計画の策定の促進などの取組を通じて、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させるための取組を進めています。

引き続き、水産資源の持続的な活用を図るため、科学的知見の活用や普及啓発も図りながら、取組を進めていきます。

④主要行動目標B－2－4

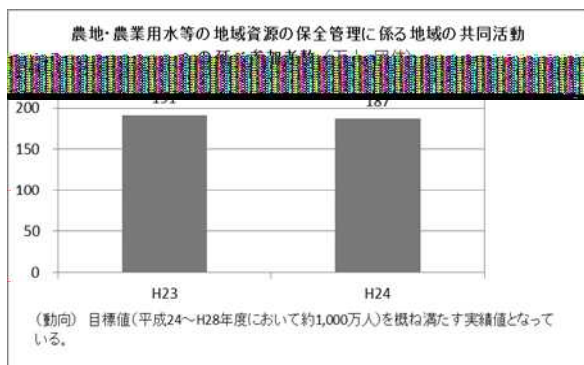
自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。

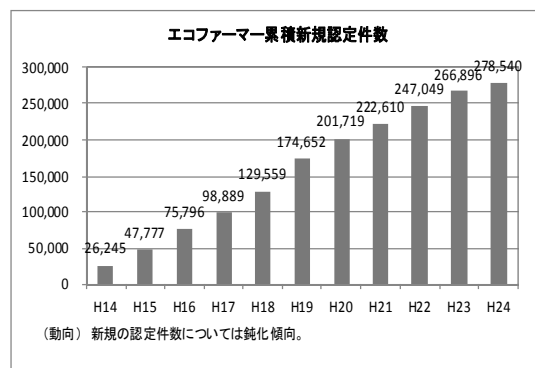
また、平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象として、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしています。

⑤関連指標群

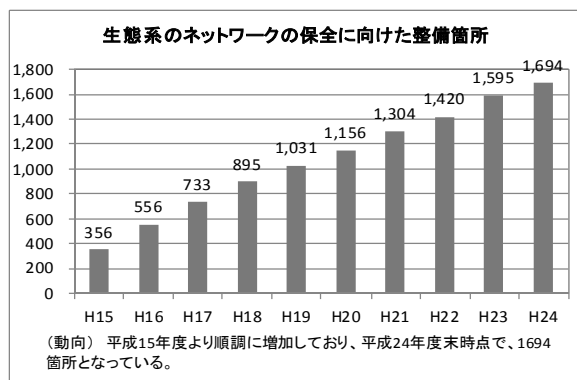
○農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数



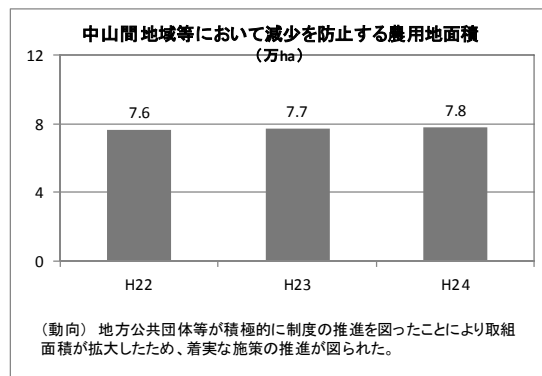
○エコファーマー累積新規認定件数



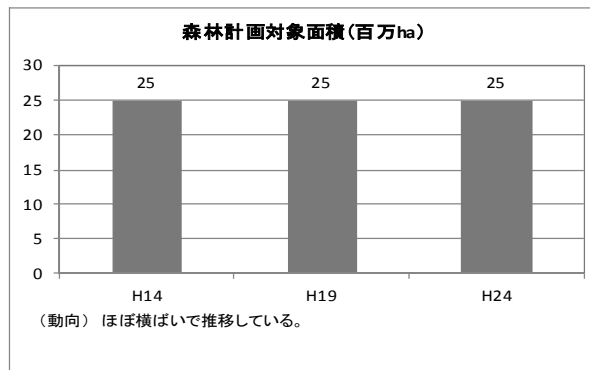
○生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所



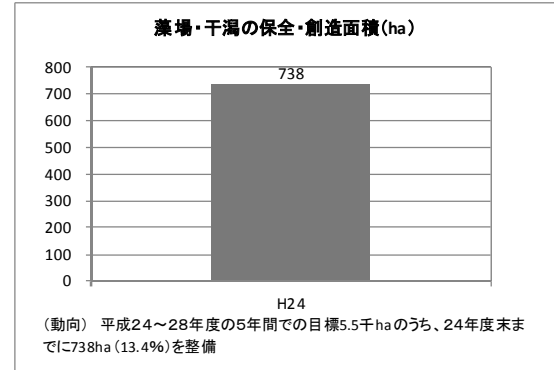
○中山間地域等において減少を防止する農用地面積



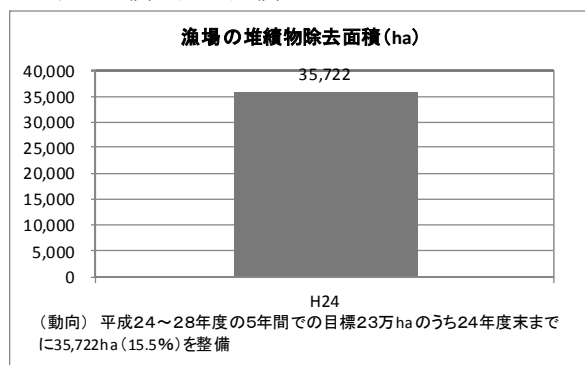
○森林計画対象面積



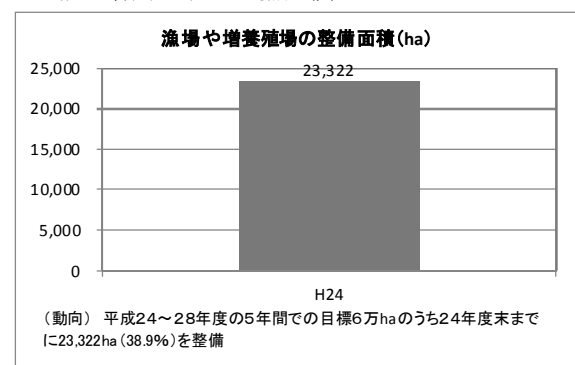
○藻場・干潟の保全・創造面積



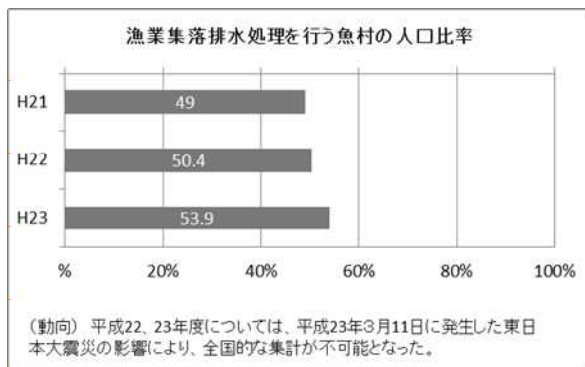
○漁場の堆積物除去面積



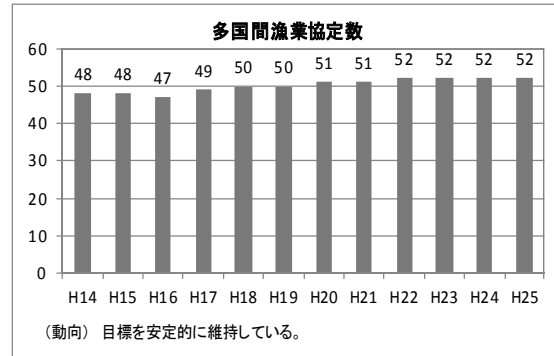
○魚礁や増養殖場の整備面積



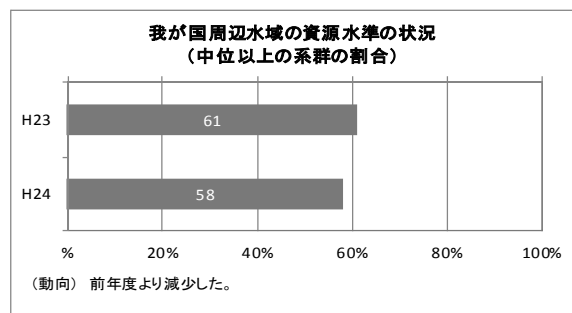
○漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率



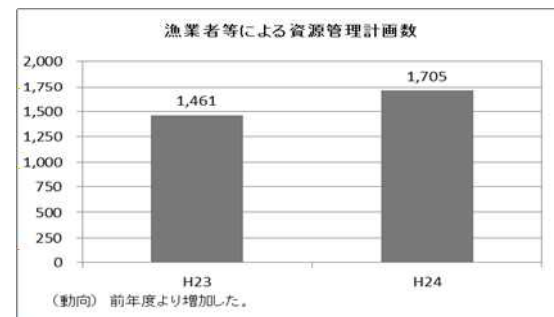
○多国間漁業協定数



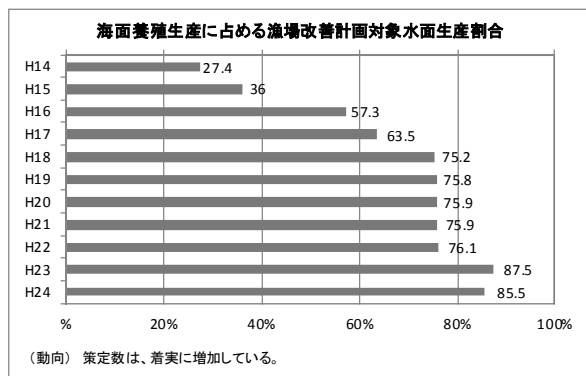
○わが国周辺水域の資源水準の状況
(中位以上の系群の割合)



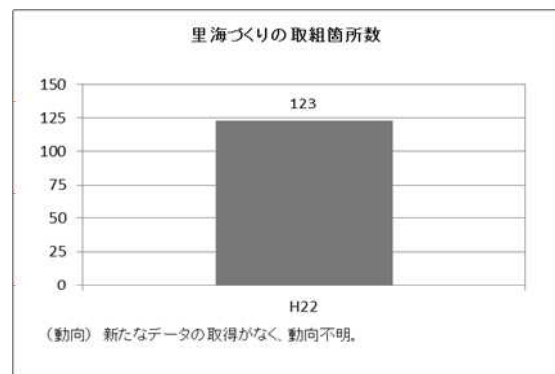
○漁業者等による資源管理計画数



○海面養殖生産に占める
漁場改善計画対象水面生産割合



○里海づくりの取組箇所数



（３）国別目標Ｂ－３

2020 年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。

水質汚濁防止法等に基づき、水環境改善のための各種対策を進めています。特に、閉鎖性水域のうち海域においては、第 7 次水質総量削減制度に基づき汚濁負荷削減等の各種対策を進めるなど、地域特性を踏まえつつ、水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しています。

その結果、水質の各種環境基準の達成状況は、湖沼など一部を除き高い水準を維持しています。

①主要行動目標Ｂ－３－１

流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015 年 3 月までに第 7 次水質総量削減を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

平成 26 年度を目標年度とした第 7 次水質総量削減制度により、指定水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量を設定し、生活系、産業系などの排出源ごとに対策を実施しています。毎年度、各指定水域の水質等について調査を実施し、海域の水環境状況の把握を行うことにより、汚濁負荷量の削減状況や水質改善の効果等の把握を行っています。その結果、各指定水域において汚濁負荷量は順次削減が進んでいます。また、平成 25 年度からは今後の水質総量削減制度のあり方についての検討を開始しています。

また、農業用排水施設や水質保全施設の整備、家畜排せつ物の管理の適正化、下水処理施設における高度処理や合流式下水道の改善対策などにより、流域からの栄養塩類や有機汚濁物質の流入負荷の削減に取り組んでいます。

引き続き、水質改善の取組を進めるとともに、今後の水質総量削減のあり方について検討を行います。

②主要行動目標Ｂ－３－２

閉鎖性水域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を行うとともに、2014 年までに水生生物の保全のための下層 D0 及び水生植物の保全のための透明度について環境基準化を検討する。（環境省、国土交通省）

第 7 次水質総量削減制度等に基づき、閉鎖性海域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しています。

浚渫土砂等を有効活用し閉鎖性水域において干潟・浅場等の保全・再生・創出や深掘跡の埋め戻し等を実施することにより、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進しています。

また、水生生物の保全のための下層溶存酸素量（下層 D0）及び水生植物の保全のための透明度については、環境基準設定に向けた調査、検討を実施しています。

③主要行動目標Ｂ－３－３

多様な水生生物等の生息・生育環境の保全と高い生物生産性が両立し、持続可能な利用の上で望ましい生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究を行う。（環境省）

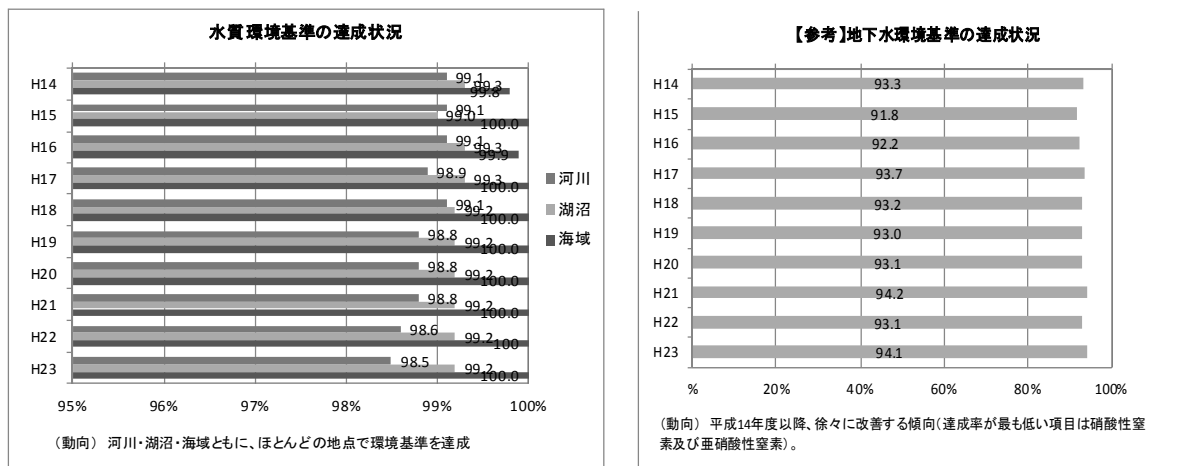
平成 24 年度にモデル地域（愛知県三河湾、兵庫県播磨灘北東部）を対象として、栄養塩循環状況と円滑な栄養塩循環が滞る要因解明のための調査や実証試験を行い、海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）を策定するとともに、他地域の計画策定を促す「ヘルシープラン策定の手引き」を策定しました。

また、平成 25 年度には、モデル地域（広島県三津湾）においてヘルシープランを策定するとともに、「ヘルシープラン策定の手引き」の改定について検討しています。さらに、瀬戸内海における湾・灘ごとの地域環境特性の把握、きめ細やかな水質管理に向けた手法開発の調査・検討を実施しています。

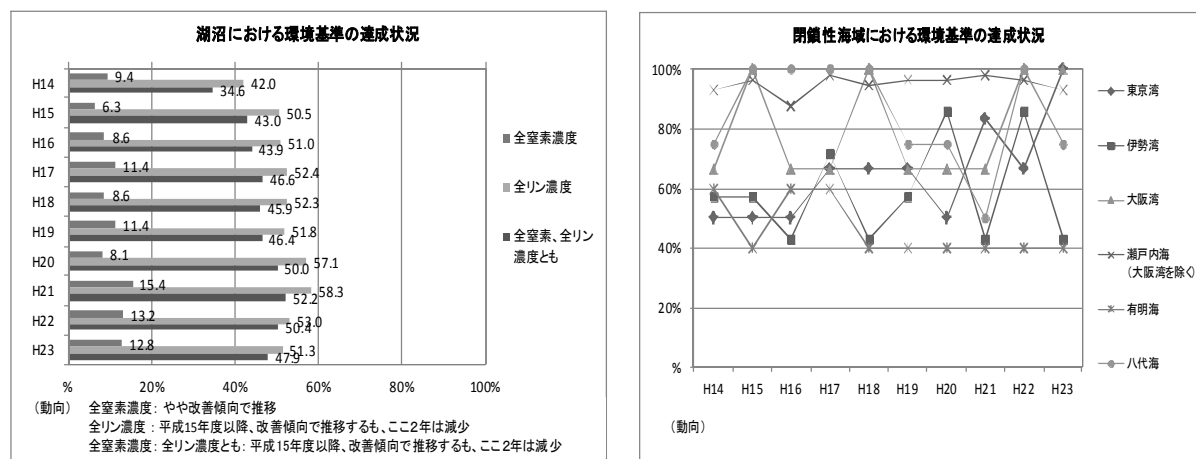
引き続き、水環境の改善を図っていくとともに、きめ細やかな水質管理に向けた手法について検討を行います。

④関連指標群

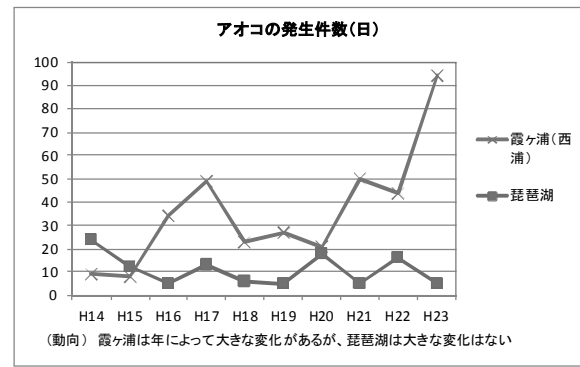
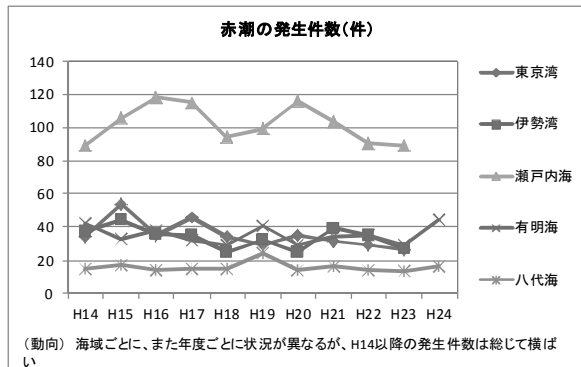
○河川・湖沼・海域の水質環境基準の達成状況



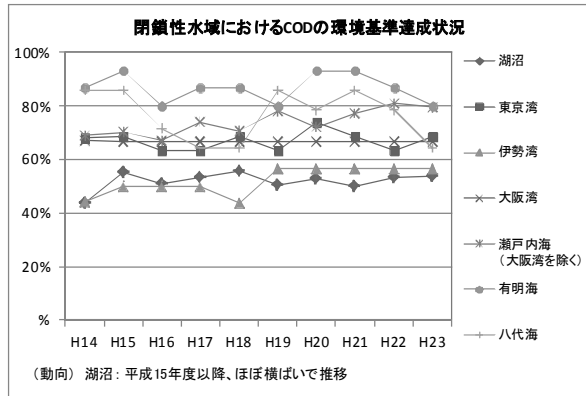
○閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況



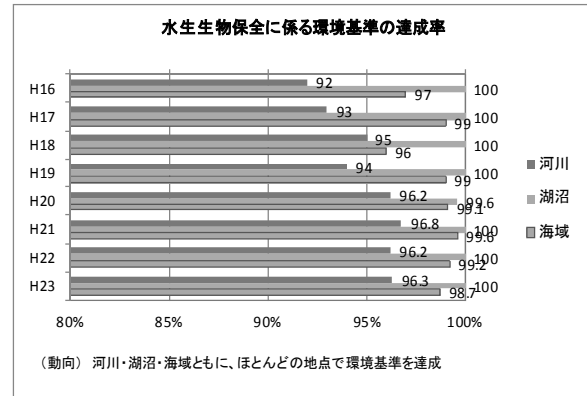
○赤潮・アオコの発生件数



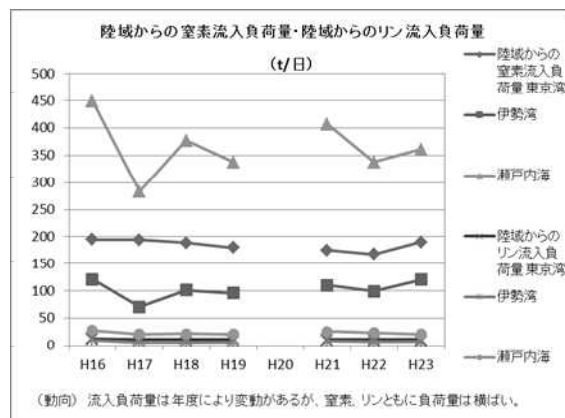
○閉鎖性水域における CODの環境基準の達成状況



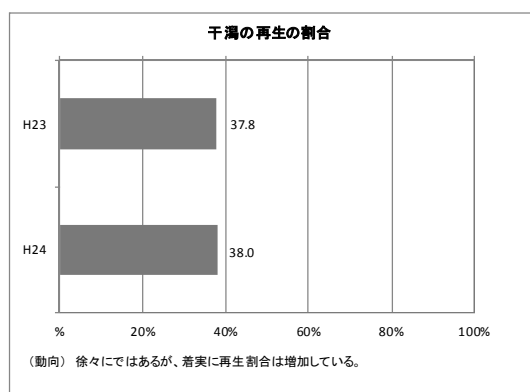
○水生生物保全に係る環境基準の達成状況



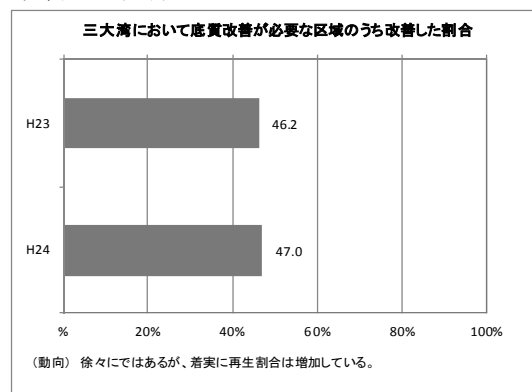
○陸域からの窒素・リン流入負荷量



○干潟の再生の割合



○三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

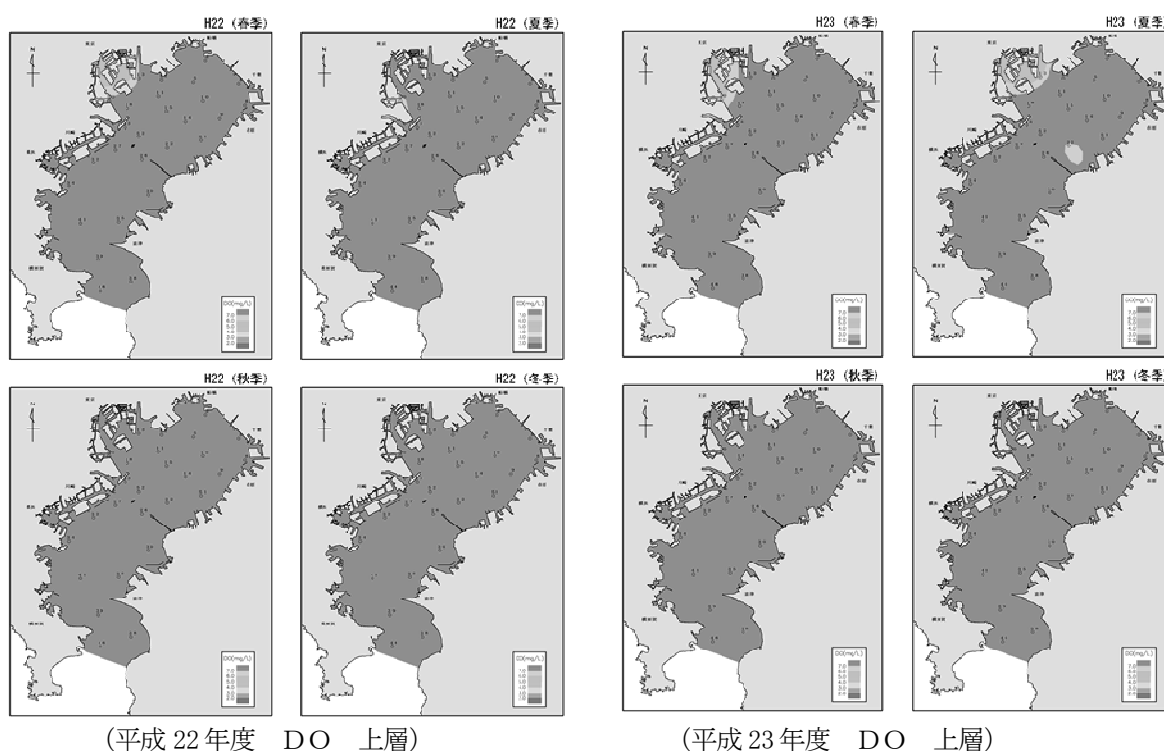


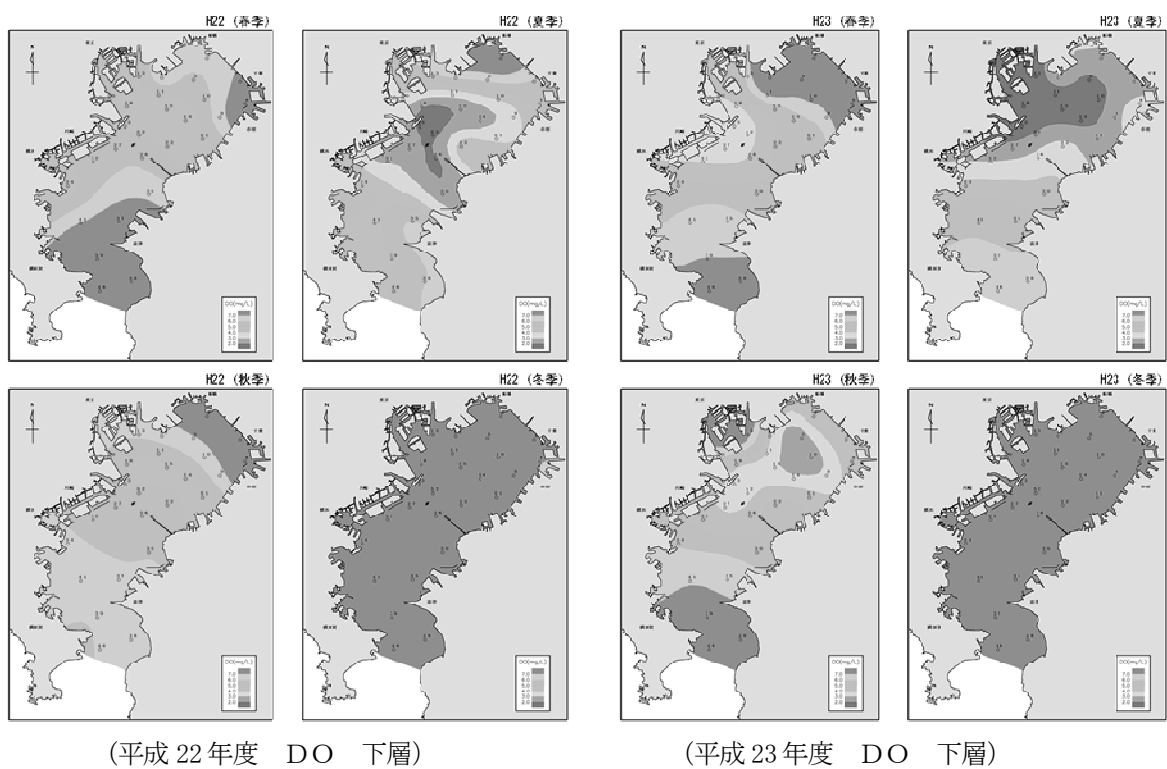
○地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の 達成状況

※ 硝酸性窒素は健康項目の環境基準であり、全窒素のような生活環境項目とは異なり、人の健康に直結するものであることから、取り扱わないこととする。

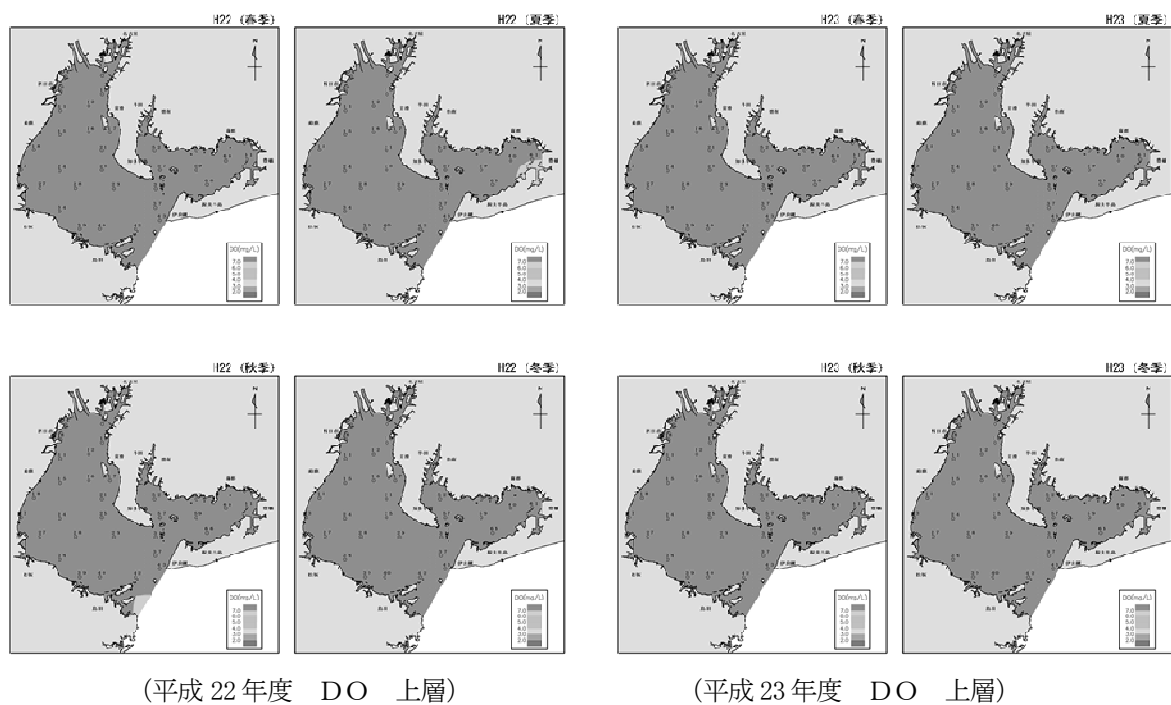
○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における
貧酸素域の分布状況

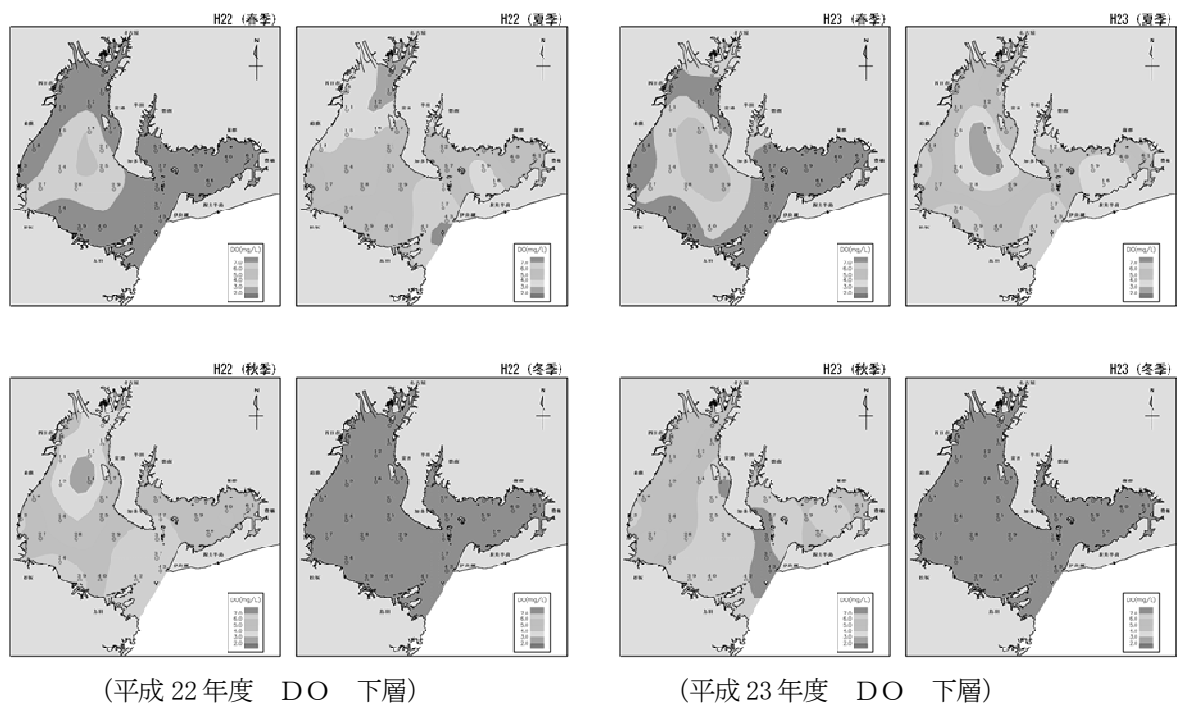
水平分布図【東京湾】



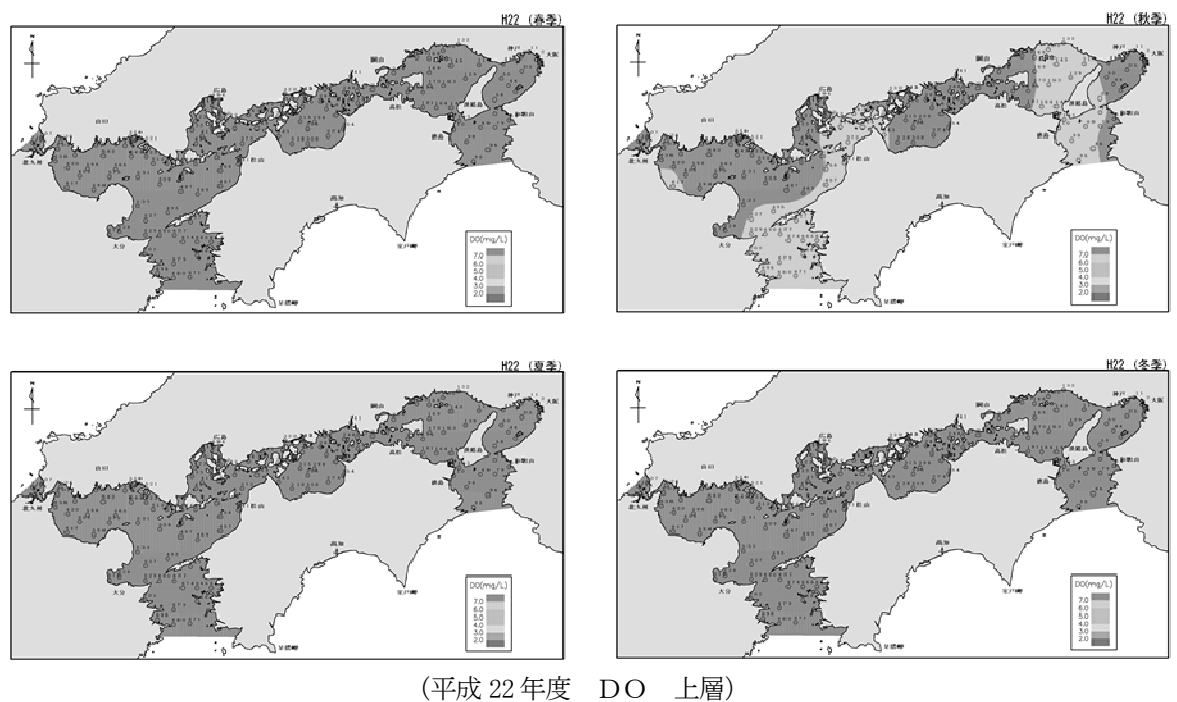


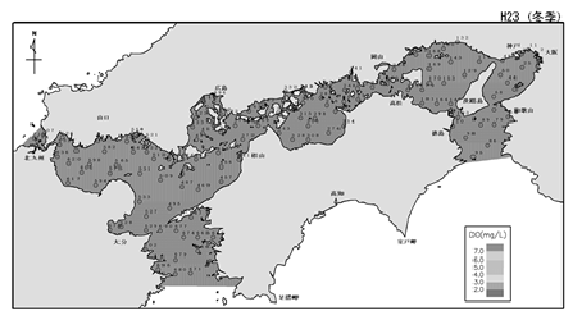
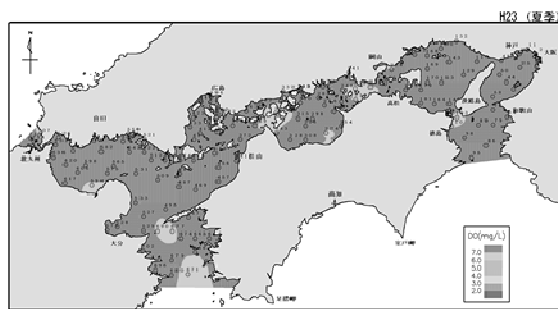
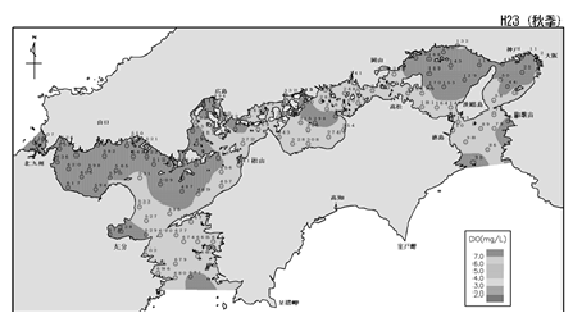
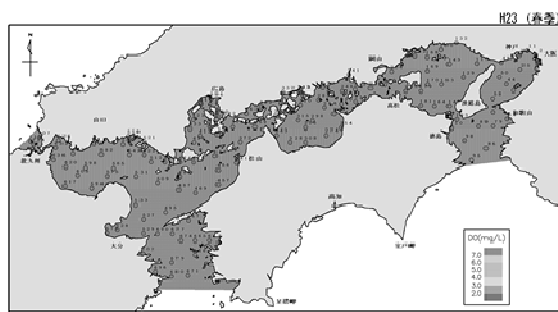
水平分布図【伊勢湾】





水平分布図【瀬戸内海】





(平成 23 年度 DO 上層)

(4) 国別目標B－4

2020 年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

目標達成に向けて、「侵略的外来種リスト（仮称）」の作成や「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定作業を進めるなど、侵略的外来種の特定や被害防止に向けた取組を計画的に進めています。また、生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除事業を継続して実施しています。その結果、奄美大島や沖縄島やんばる地域では、捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息域が回復傾向を示しているなどの成果も見られます。

しかし、気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のために、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組については強化が必要です。

①主要行動目標B－4－1

2014 年までに、侵略的外来種リスト（仮称）を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する。（環境省、農林水産省）

平成 25 年 9 月までに、特定外来生物法に基づく特定外来生物が 107 種指定されています。また、平成 26 年までに侵略的外来種リスト（仮称）を作成するために、関係府省の連携の下、有識者で構成される「愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議」での検討、関係者からの意見聴取などの作業を進めています。

②主要行動目標B－4－2

2014 年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

平成 24 年 11 月時点で、特定外来生物法に基づく防除の確認が 983 件、認定が 110 件なされています。

また、平成 26 年までに「外来種被害防止行動計画」（仮称）を策定するために、関係府省の連携の下、有識者で構成される「外来種被害防止行動計画策定会議」での検討、関係者からの意見聴取などの作業を進めています。

③主要行動目標B－4－3

優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。（環境省、農林水産省）

希少種の生息地や国立公園などの生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除事業を実施しています。また、アライグマなど広域に分布する外来生

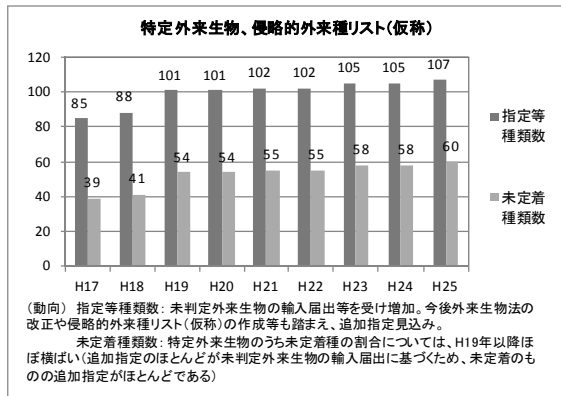
物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行っているほか、特定外来生物防除実施計画の策定や実証事業への支援（平成 25 年までに 5 件）、外来生物防除対策への支援（平成 25 年度までに 21 団体）などにより、地方公共団体などが実施する防除に対する支援を行っています。

これらの取組の結果、例えば、奄美大島や沖縄島やんばる地域では捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息確認地域が増加傾向にあります。2012 年に、これまでの成果を踏まえてマングースの防除実施計画の見直しを行い、2022 年度までに奄美大島及び沖縄島やんばる地域からマングースを完全排除することを目標とした第 2 期計画を 2013 年度から開始しています。

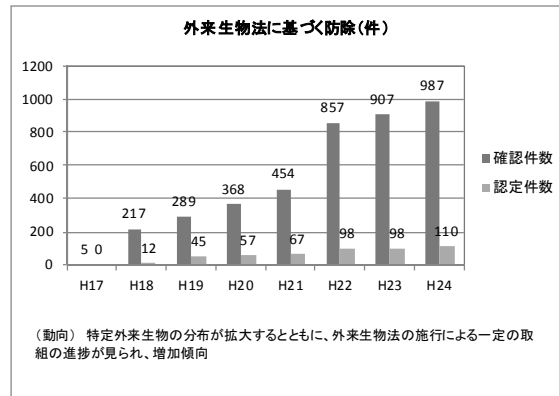
引き続き、支援制度については内容の見直しを図りながら、効果的な防除を進めていきます。

④関連指標群

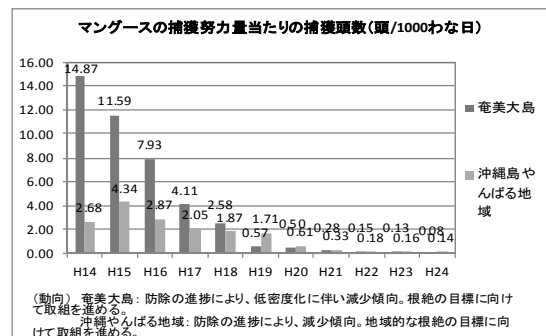
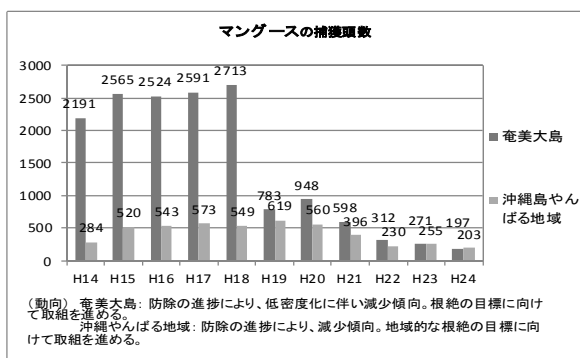
○特定外来生物、侵略的外来種リスト（仮称）の指定等種類数とそのうちの未定着種類数

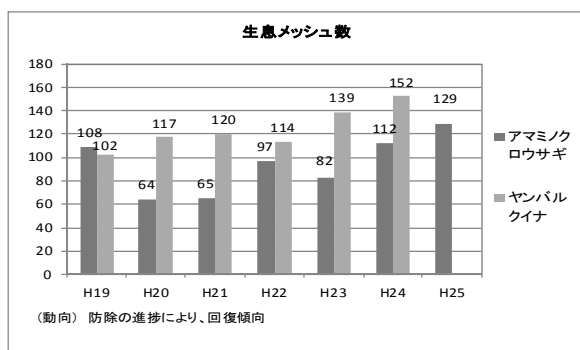


○外来生物法に基づく防除の確認・認定件数

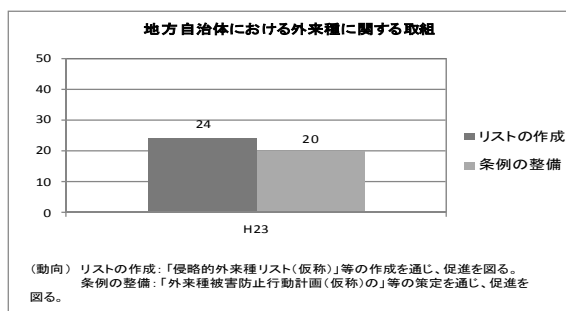


○奄美大島及び沖縄島やんばる地域（防除実施地域内（2012 年度時点））におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量あたりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況（生息メッシュ数）





○地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備（件数）



（５）国別目標Ｂ－５

2015 年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

サンゴ礁については、陸域からの負荷など人為的圧力の特定が進んでいますが、気候変動に対して脆弱な生態系として例示されている藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等においても人為的圧力等の最小化に向けた取組を進めていく必要があります。

①主要行動目標Ｂ－５－１

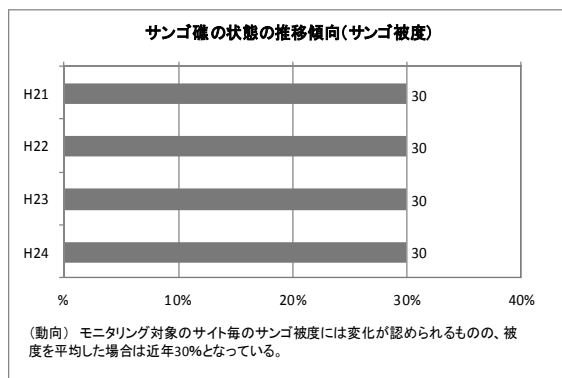
2013 年までに気候変動に脆弱なわが国のサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の生態系に対する人為的圧力等を特定し、2015 年までに人為的圧力等の生態学的許容値を設定し、生態学的許容値の達成のための取組を実施する。（環境省）

サンゴ礁については、平成 22 年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」のフォローアップ会議において、サンゴに対する人為的圧力について既存情報のとりまとめを行っているほか、沖縄県の石西礁湖の自然再生協議会の陸域対策ワーキンググループ等において、陸域からの負荷削減対策について検討が進められています。

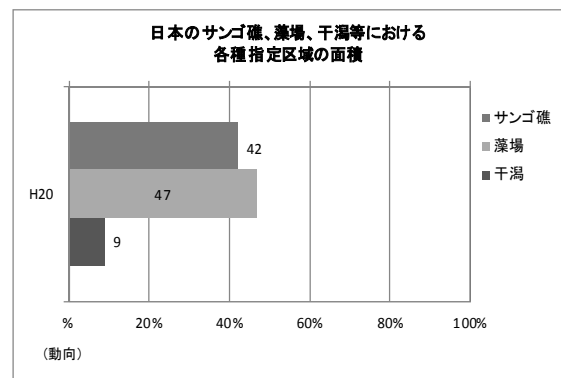
また、平成 27 年度の気候変動適応計画の策定に向け、日本における気候変動の影響及びリスク評価に関する検討を進めており、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や生態学的許容値の設定についても併せて検討を進めていく必要があります。

②関連指標群

○サンゴ礁の状態の推移傾向（サンゴ被度）



○日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積



○水質の指標（全窒素、全リン）、底質中懸濁物質含量（SPSS）

※場所によるため表示は困難

○人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数

※許容値が未設定であることから、示すことができない。

3. 戦略目標C関連

生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

自然公園や鳥獣保護区などの生物多様性の保全に寄与する地域の指定、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業の実施による絶滅危惧種の絶滅や減少の防止、農業生物資源ジーンバンク事業による農業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められています。

(1) 国別目標C－1

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。

自然公園、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生物多様性の保全に寄与する地域の指定が進んでおり、指定面積は増加傾向にあります。

その結果、少なくとも陸域及び内陸水域の約20.3%、沿岸域及び海域の約8.3%が保護地域として保全・管理されています。

目標達成に向けて、生態系ネットワークの考え方や重要海域の選定も踏まえ、引き続き重要地域の保全のための地域の指定や管理を進める必要があります。

①主要行動目標C－1－1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

陸域及び内陸水域については、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊等により保全・管理されている区域のうち、GISデータが得られたものについて、その重複を除いた面積は約76,800km²、国土面積に対する割合は約20.3%と整理しています。

沿岸域及び海域については、平成23年5月に総合海洋政策本部において、海洋保護区に関する我が国の考え方を整理した「我が国における海洋保護区の設定のあり方」が了承されており、わが国の海洋保護区としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等が該当し、その面積は約369,200km²、領海及び排他的経済水域に対する割合は約8.3%と整理しています。

②主要行動目標C－1－2

周辺地域との連続性も考慮して、生物多様性の保全に寄与する地域の指定について検討を進めるとともに、その適切な保全・管理を推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

自然公園法に基づく国立公園・国定公園については平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ検討や調整を進め、平成25年5月に三陸復興国立公園(陸中海岸国立公園を拡張)を指定したほか、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指した作業を進めています。

また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については区域拡張に向けた調査及び現地関係者との調整を実施しています。

また、平成 23 年 8 月から平成 25 年 9 月までの間に、文化財保護法に基づく自然的名勝を 5 件、同じく天然記念物を 20 件指定しているほか、地方公共団体等における史跡等保存管理計画の策定や保存整備等に対する補助事業により支援を実施しています。

国有林野において、原始的な森林生態系や希少な野生動植物が生息・生育している森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、森林や動物等のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に努めるとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施しています。

都市域においては都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区の指定を進めており、生物多様性の確保に資する地区の指定とその適切な保全・管理を推進しています。

さらに、海洋保護区については、資源管理手法としての効果について国内外の事例を調査するとともに、日本型海洋保護区の浸透に向けた普及啓発を実施しています。

引き続き、これらの取組を進め、保全・管理を進めていきます。

③主要行動目標 C-1-3

生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

地域における生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生のために、地方公共団体等に対して、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画の策定や実証事業への支援(平成 25 年度までに 2 件)、重要生物多様性地域対策への支援(平成 25 年度までに 21 件)等を実施しています。また、国有林野においては、「保護林」を中心とした生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めています。

都市においては、都市公園等の整備や特別緑保全地区等の指定等により緑地の保全・再生・創設・管理を進めています。

河川においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進するとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワーク形成の取組を進めています。

引き続き、これらの取組を進め、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策検討や形成について推進します。

④主要行動目標 C-1-4

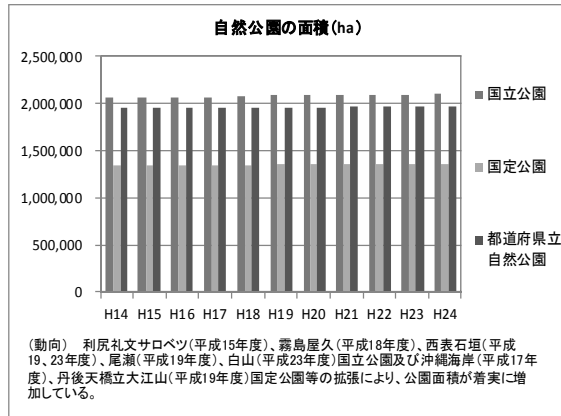
海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するため、2014 年までに野生生物の生息や繁殖にとって重要な地域などに着目して生物多様性の観点から重要な地域を抽出するとともに、保全の必要性及び方法を検討する。(環境省)

平成 23~25 年度において、生物多様性の観点から重要な海域(重要海域)の抽出作業を実施しており、重要海域の抽出後、その危機要因について検討を行い、保全措置の必要性や方法について検討を行う予定です。

⑤関連指標群

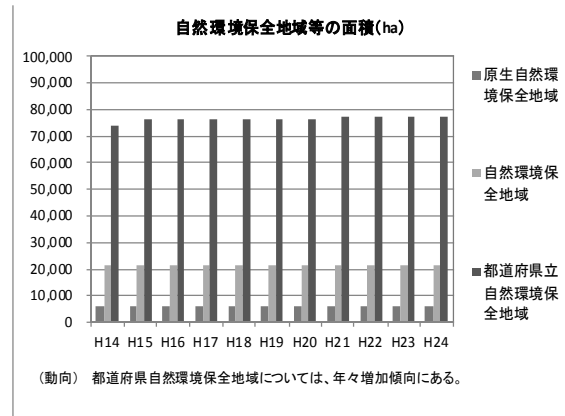
○自然公園面積

(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)

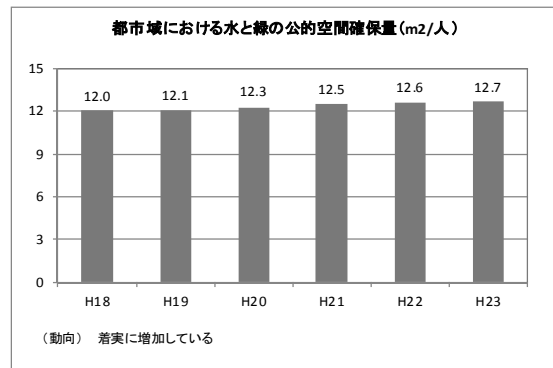


○自然環境保全地域等面積

(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)

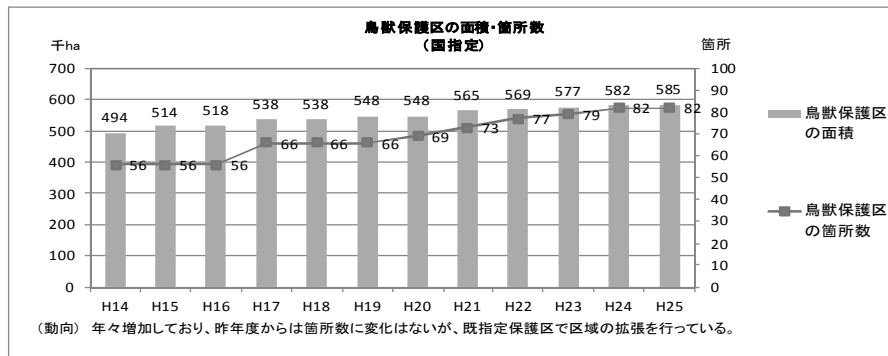


○都市域における水と緑の公的空間確保量

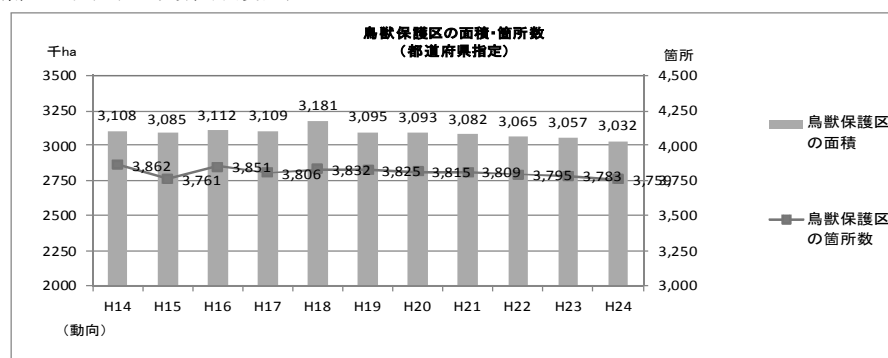


○鳥獣保護区面積

(国指定鳥獣保護区)

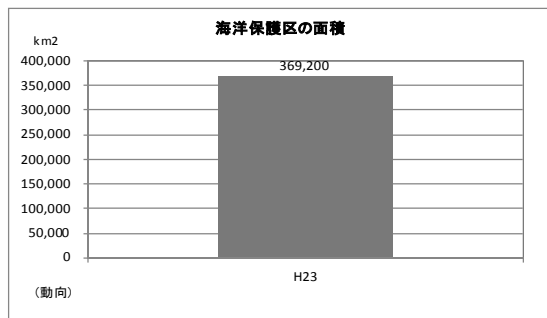


(都道府県指定鳥獣保護区)

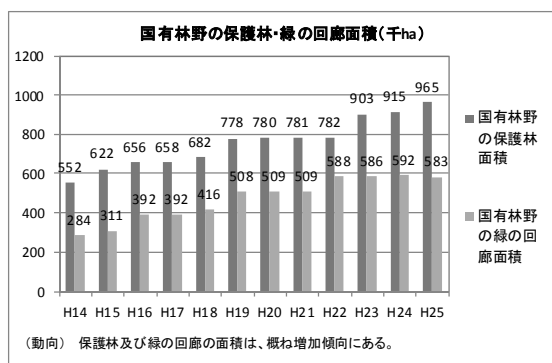


○海洋保護区面積

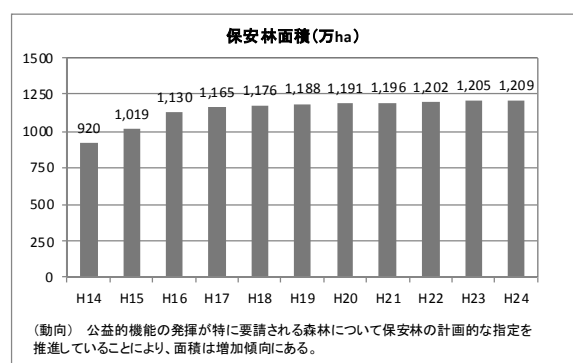
(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等)



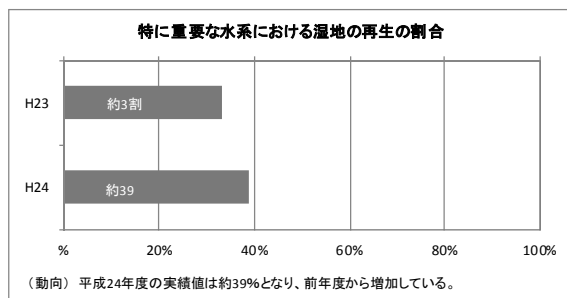
○国有林野の保護林及び緑の回廊面積



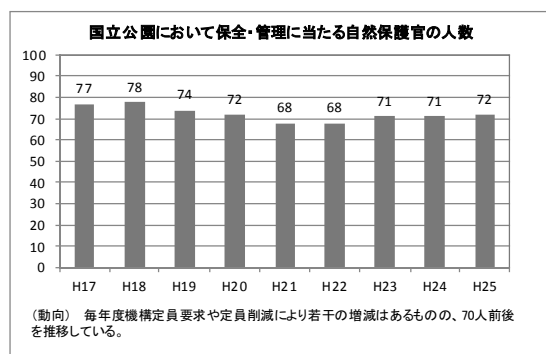
○保安林面積



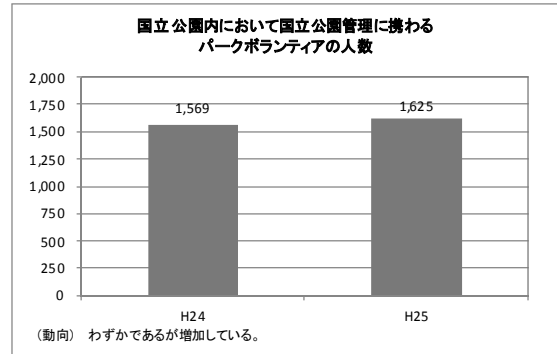
○特に重要な水系における湿地の再生の割合



○国立公園において保全・管理に当たる自然保護官の人数



○国立公園内において国立公園管理に携わるパークボランティアの人数



（２）国別目標Ｃ－２

2012年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について50年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧ⅠA類（CR）または絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が2012年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。

目標達成に向けて、環境省レッドリストの見直しや国内希少野生動植物種の選定の方針について検討を進めるとともに、保護増殖事業計画の策定や飼育下繁殖個体の野生復帰等、絶滅危惧種に対する各種取組を進めています。また、農業生物資源ジーンバンク事業により、遺伝資源の収集や保存等を進めています。

①主要行動目標Ｃ－２－１

2020年までに、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見（絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法・技術等）の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進するとともに、絶滅危惧種の状況を的確に反映したレッドリストの整備と定期的な見直しを行う。
（環境省）

平成24年度に第4次レッドリスト（陸上生物）を公表しており、概ね5年後の次期改定に向けた検討を開始しています。また、海洋生物については平成28年度の公表を目指してレッドリストの検討を進めています。

②主要行動目標Ｃ－２－２

2020年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略」において、保全に取り組む種の優先度の考え方を整理するとともに、国内希少野生動植物種を2020年までに新たに300種追加指定することを目指すこととしています。

また、平成24年度に新たに保護増殖事業計画を策定したライチョウを含め、現在、49種の国内希少野生動植物種について保護増殖事業計画を策定しており、国有林野内においては、生息・生育している国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施するなど、同計画に基づいた保護増殖事業を全国で展開しています。

更に、平成25年6月には保護増殖事業の円滑な推進に向け、種の保存法を改正したほか、地方公共団体における保護増殖事業計画の策定に対して支援（平成25年度までに2件）を行っています。

引き続き、希少野生動植物の種の保護管理に必要な事業を推進するとともに、希少性のある水産資源についても保全と持続的利用のあり方を検討します。

③主要行動目標C－2－3

絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止のため、地域での合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備を推進する。(農林水産省)

国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的な間伐を実施するなど多様な森林の整備・保全を行っています。

また、種の保存法に基づく保護増殖事業として、国有林野内において国内希少野生動植物種の生息・生育環境の維持・整備等を実施しています。

④主要行動目標C－2－4

2020年までに、トキ、ツシマヤマネコ等の絶滅の危険性が極めて高く生息域内における保全の取組のみでは種の存続が困難と考えられる種については、生息域外における保全にも取り組み、それにより飼育下で繁殖した個体の野生復帰を推進しながら、生態系の回復や地域社会の活性化を図る。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

トキについては、新潟県佐渡島ほか5つの生息域外で飼育繁殖を進めており、個体数は着実に増加しています。佐渡島においては生息環境の整備を進め、飼育下繁殖個体の放鳥を行った結果、平成25年9月末時点で野生下の個体は98羽(本州1羽を含む)にまで増加しており、野生下における自然繁殖による雛も誕生しています。

ツシマヤマネコについては、日本各地の動物園9施設の協力を得て飼育個体の分散飼育と繁殖に取り組んでいます。飼育下繁殖技術の向上・確立のための取組を促進するとともに、長崎県対馬において飼育下繁殖個体の野生復帰の技術確立に向けた野生順化関連施設の整備を進めています。

また、コウノトリについては、兵庫県において、平成17年度に野生復帰を開始し、野生下の個体は順調に増加しており、平成25年9月時点で82羽が野生下で生息しています。

文化財の保存・活用の観点も含め、引き続き関係機関が連携して取組を進めていきます。

⑤主要行動目標C－2－5

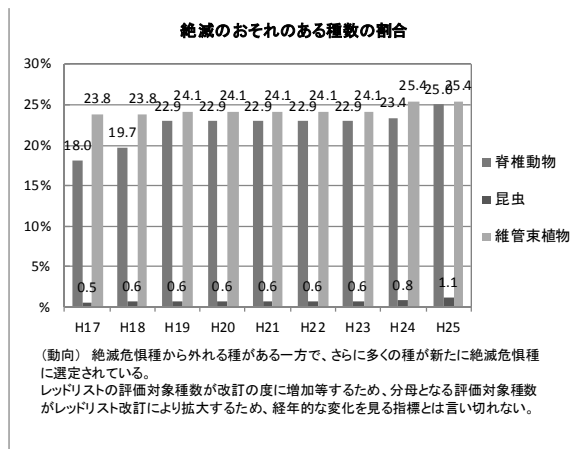
作物の遺伝資源については、国内における貴重な遺伝資源の消滅を防ぐため、植物遺伝資源の保全について、連携、補完する保全ネットワークを構築するとともに、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討する。また、家畜の遺伝資源については、和牛や地鶏、在来馬などのわが国固有の品種を中心に、遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推進する。(農林水産省)

農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、特性評価、保存及び配布を複数の機関で連携して行っています。

また、特に植物遺伝資源については、災害等に備えた国内外の植物遺伝資源の体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討します。

⑥関連指標群

○脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における
評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合



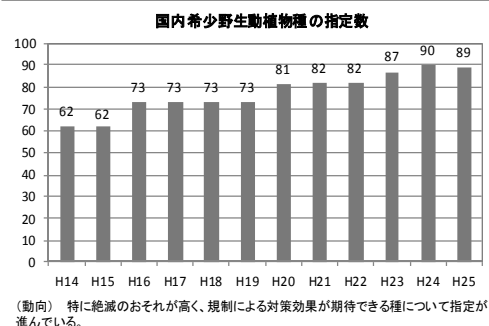
○環境省レッドリストにおいてランクが
下がった種の数

H24 に 295 種であり、その後新たなデータ
はない。

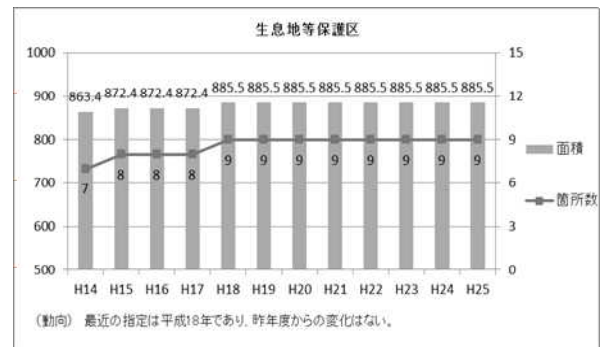
○脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群に
おける生息域外保全の実施されている種数

H23 に、脊椎動物は 133 種、
昆虫は 4 種、
維管束植物は 1,029 種
となっており、その後新たなデータはない

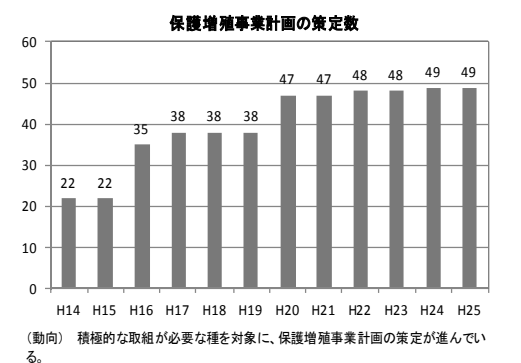
○国内希少野生動植物種の指定数



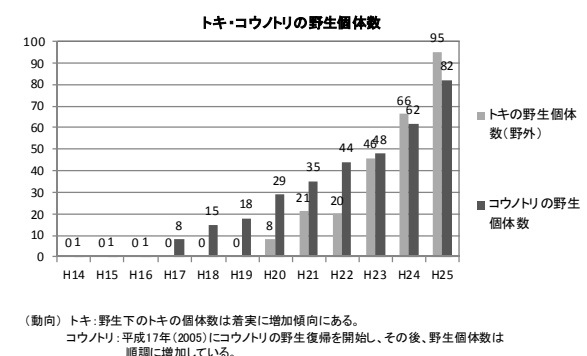
○生息地等保護区の箇所数及び面積



○保護増殖事業計画の策定数



○トキ・コウノトリの野生個体数



※ ツシマヤマネコについては野生復帰の技術確立を検討している段階である。なお、現存している生息域内の個体群の推定生息数は、最新の調査(2010年代前半)で多くても100頭程度で、前回の2000年代前半とほぼ同じ又はやや減少と推定されている。

4. 戦略目標D関連

生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

SATOYAMA イニシアティブなどの取組を通じて、気候変動の緩和と適応への貢献を含め、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。また、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化に資するよう、名古屋議定書の早期締結に向けた取組を進めています。

(1) 国別目標D－1

2020年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を、女性や地域社会などのニーズを考慮しつつ、国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性が認識され、各種取組が行われる。

SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップや SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの活動を通じて、SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進しており、持続的な森林経営や農業振興、里地里山の保全活用、里海づくりが全国で進められています。また、東日本大震災からの復興に向けた「グリーン復興プロジェクト」の推進や生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みの活用など、様々な形で生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

①主要行動目標D－1－1

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的機能の発揮を図る。(農林水産省)

間伐等の森林施業とこれと一体となった路網の整備を支援するとともに、森林の公益的機能の発揮が特に求められる保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する水源涵養等の多面的機能の発揮を図っています。

平成24年度末時点の保安林面積は1,209万haであり、毎年増加傾向にあります。

②主要行動目標D－1－2

農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。(農林水産省)

平成24年度には、187万人・団体の参加の下、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動が実施されています。

③主要行動目標D－1－3

生物多様性及び生態系サービスと人間の福利の向上を図る取組である SATOYAMA イニシアティブを国内外において推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の機会に発足した「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」の参加団体は発足当初の51団体から16カ国の政府を含む合計155団体に広がりを見せています。また、同イニシアティブの第4回定例会合(平成25年9月)の機会に、同イニシアティブ

ブの理念の下、国内関係団体の連携を促進する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が、101 団体の参加を得て設立されました。

国内における里地里山の保全活用に向けて、平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、技術研修会の開催、先進的事例に関する情報共有、保全対象地域の選定方法や保全管理の手引き書などの技術的支援を実施しています。

今後は、生物多様性保全上の重要性を考慮した保全活用を推進します。

④主要行動目標D－１－４

東日本大震災からの復興に向け、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、2013 年までに三陸復興国立公園を指定し、その後段階的に既存の自然公園の国立公園への再編成を推進する。また、生物多様性の保全にも配慮した海岸防災林の復旧・再生を推進する。(環境省、農林水産省)

平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル（東北太平洋岸自然歩道）の設定や復興エコツーリズムの推進、自然環境のモニタリングの実施など、グリーン復興プロジェクトを着実に実施しています。

また、東日本大震災の津波により被災した約 140km の海岸防災林のうち、平成 24 年度までに約 50km について復旧・再生に着手しており、平成 25 年度中にはがれき仮置き場等を除く約 100km 全てについて着手することとしています。

引き続き、これらの取組により復興、復旧・再生を推進していきます。

⑤主要行動目標D－１－５

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支援するため、里海づくりの手引き書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。

また、平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象に、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等を取りまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定する予定です。

⑥主要行動目標D－１－６

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進める。(文部科学省、農林水産省、環境省)

平成 25 年 9 月、日本ユネスコ国内委員会第 26 回人間と生物圏（MAB）計画分科会において、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク、以下 BR）の新規登録として「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、静岡県及び長野県）、拡張登録として「志賀高原」（長野県及び群馬県）のユネスコへの推薦が決定されました。今後、2014（平成 26）年 6 月にスウェーデンにて開催される第 26 回ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会において、登録・拡張の可否が決定される予定です。

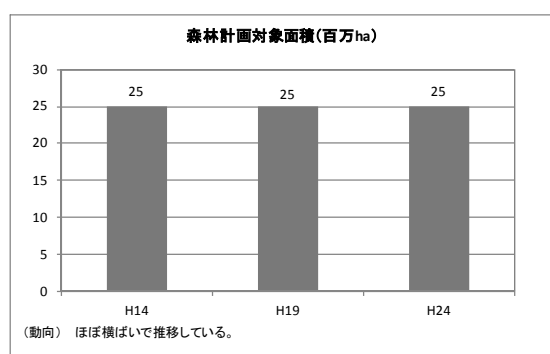
また、平成24年7月に登録された「綾」（宮崎県）においては、町内の全小中学校による、BRを活用した持続可能な地域づくりを担う次世代の育成を目指したユネスコスクールへの申請、照葉樹林の保護・復元等を目指す「綾の照葉樹林プロジェクト」の推進など、地元と連携した取組を進めています。

さらに、BRについて普及啓発を進めるとともに、地域コミュニティが主体の現地協議会へ関係省庁も参画するなど推進体制の整備が図られています。

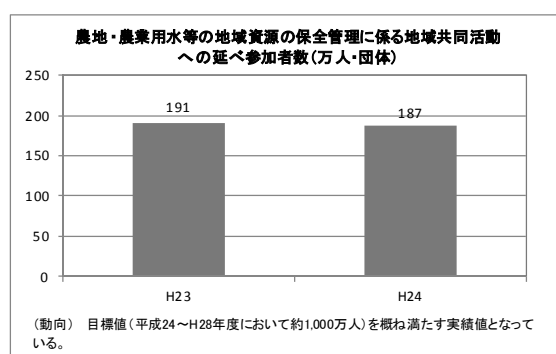
今後もBRの活動を推進するとともに、関係省庁が連携し、各地域の取組を支援していきます。

⑦関連指標群

○森林計画対象面積

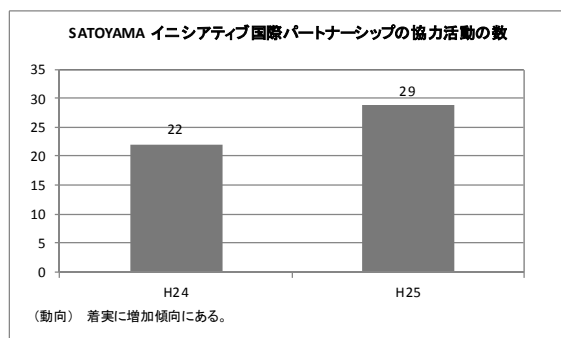


○農地・農業用水等の地域制限の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数

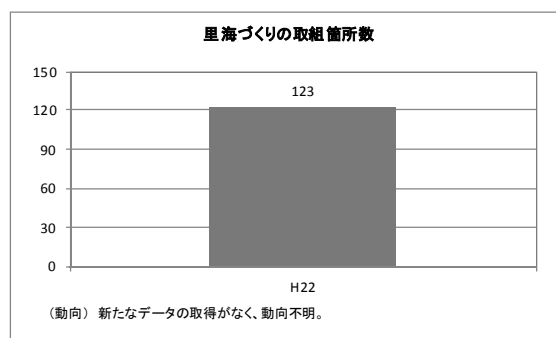


○SATOYAMA イニシアティブ

国際パートナーシップの協力活動の数



○里海づくりの取組箇所数



（２）国別目標Ｄ－２

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

自然再生推進法に基づく自然再生の取組が全国 24 カ所、48 万 ha において実施されるなど、全国各地で自然再生の取組や適切な森林施業、緑の回廊の設定が進んでおり、これらの取組を通じて気候変動の緩和や適応に貢献することが期待されます。

自然再生推進法による取組箇所数や国有林野の保護林及び緑の回廊面積は増加傾向にあるほか、森林の整備や都市緑化等の推進による吸収源対策も着実に進められています。

ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標Ｄ－２－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。（環境省、農林水産省）

生態系の保全と回復の状況を把握するための手法として、森林面積の推移により生態系の保全の状況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び河川、湖沼、海域、閉鎖性海域における水質の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握することとしました。

その結果、森林面積については約 2500 万 ha で安定して推移しています。

藻場・干潟の面積及び水質の環境基準達成度については、概ね 1980 年代或いは 1990 年代と比較して回復が見られます。特に河川、海域については、水質の環境基準達成率が概ね 1980 年代或いは 1990 年代と比較して 15%以上の回復が見られています。引き続き、これらのデータを用いて、保全や回復の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直すこととしています。

②主要行動目標Ｄ－２－２

生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

平成 25 年 3 月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24 カ所、48 万 ha に上っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進められています。

都道府県による自然再生の取組に対して支援を行っており、生物の移動経路の確保など、気候変動への適応に資する効果が期待されます。

また、森林の整備や都市緑化等の推進により吸収源対策を行うとともに、海洋生物における炭素固定についての調査研究を進めています。

さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じて、地域における共通の課題に関する研究やワークショップ等を行っています。

今後も引き続き森林吸収源対策をはじめとする施策を推進していくとともに、平成 27 年夏頃を目途とした適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価についての審議を進めていきます。

③主要行動目標D－2－3

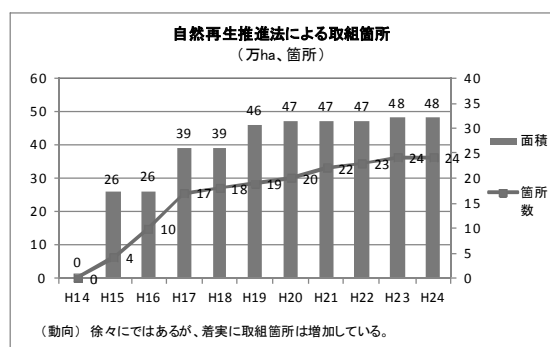
森林における間伐等の森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進や、野生生物の移動経路となる緑の回廊の設定等により、気候変動の緩和と適応に貢献する。(農林水産省)

「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐等の健全な森林の整備、保安林等の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等、森林吸収源対策を総合的に推進しています。

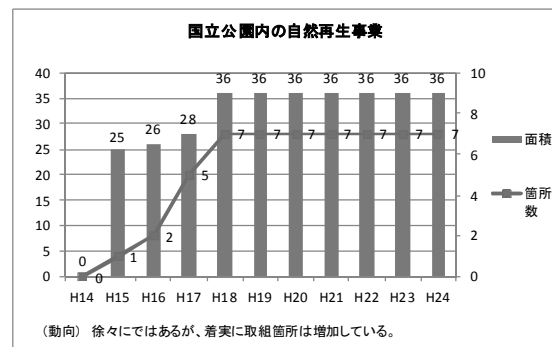
また、国有林野において、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、気候変動にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進しています。平成25年4月現在、国有林野における保護林は96万5千ha、緑の回廊は58万3千haに上り、概ね増加傾向にあります。

④関連指標群

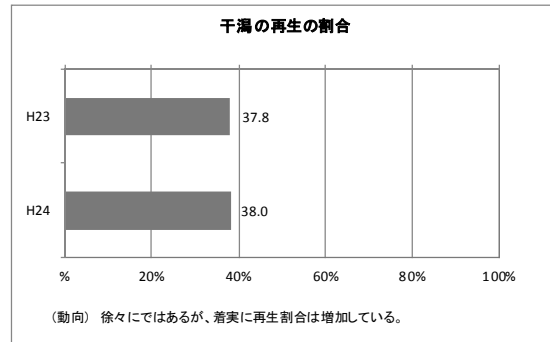
○自然再生推進法における取組面積・箇所数



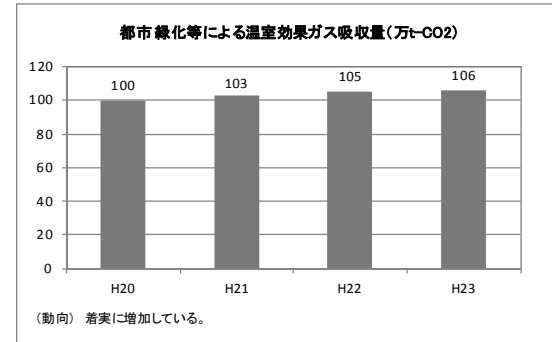
○国立公園内の自然再生事業面積・箇所数



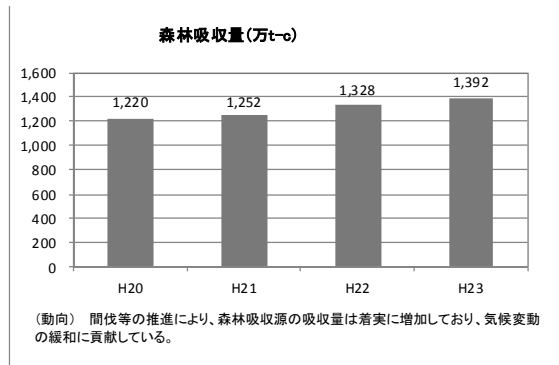
○干潟の再生の割合



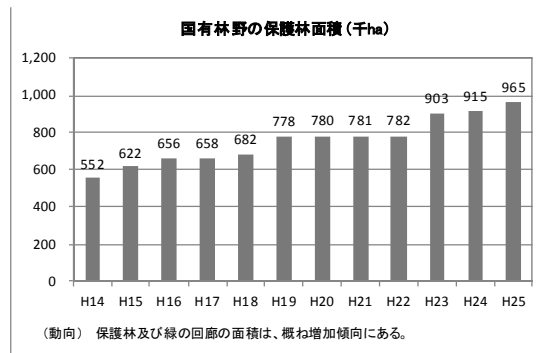
○都市緑化等による温室効果ガス吸収量



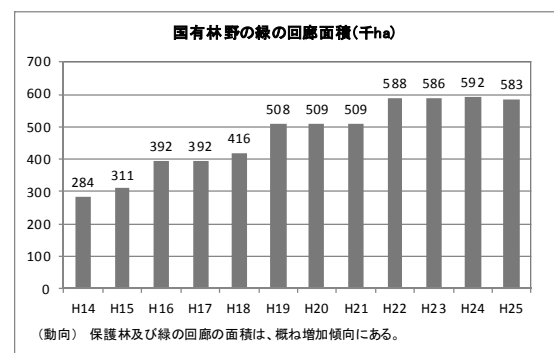
○森林による二酸化炭素吸収量



○国有林野の保護林及び緑の回廊面積 (保護林)



(緑の回廊面積)



（３）国別目標Ｄ－３

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施の目標達成に向けては、さまざまな課題があることから関係者及び関係省庁により検討を進めています。

また、個別目標 16 の世界的な達成に貢献するために、地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等により途上国を支援しています。

①主要行動目標Ｄ－３－１

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。（環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施に向けては、国内措置の具体化をはじめとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指しています。

名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行っています。

また、関係省庁により名古屋議定書の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して説明会や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

引き続き、関係者及び関係省庁が連携して検討を進めていきます。

②主要行動目標Ｄ－３－２

個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。（外務省、財務省、環境省）

名古屋議定書の早期発効や効果的な実施のため、地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金、生物多様性日本基金等を用いて、途上国における国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全・持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援が図られています。

5. 戦略目標E関連

生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、生物多様性分野における能力構築を推進する。

生物多様性国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図っています。また、国内において生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めているほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対する積極的な参加、貢献、国内体制の整備等により科学的基盤の強化を図っています。

さらに、地球環境ファシリティ（GEF）や生物多様性日本基金等を通じた支援により生物多様性分野における能力構築を推進しています。

（１）国別目標E－１

生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、個別目標 17 の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力を行う。

生物多様性国家戦略に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、最初の総合的な点検作業を実施しており、COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえて生物多様性国家戦略の見直しの必要性について検討します。

また、地球環境ファシリティ（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の達成に向けて途上国を支援しています。

生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国について、生物多様性国家戦略を改定した国数は着実に増加しています。

①主要行動目標E－１－１

2014 年または 2015 年初頭に予定されている COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ、必要に応じ 2015 年から 2016 年にかけて生物多様性国家戦略の見直しを実施する。（環境省、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

2014 年 10 月に韓国において開催される COP12 において愛知目標の中間評価が実施される予定であり、その基礎的な情報となる「第 5 回国別報告書」を作成しています。

生物多様性国家戦略の見直しの必要性については、COP12 における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ検討します。

②主要行動目標E－１－２

地球環境ファシリティ（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標 17 の達成に貢献する。（外務省、財務省、環境省）

生物多様性日本基金を活用し、世界の地域ごとに愛知目標の達成に向けた国家戦略を改正するための能力構築ワークショップを開催しています。平成 25 年 5 月までに世界各地において 22 回のワークショップが開催され、約 170 カ国の締約国から 700 名以上の政府担当者が参加しており、世界全体で

の愛知目標 17 の達成に向けた取組が進められています。

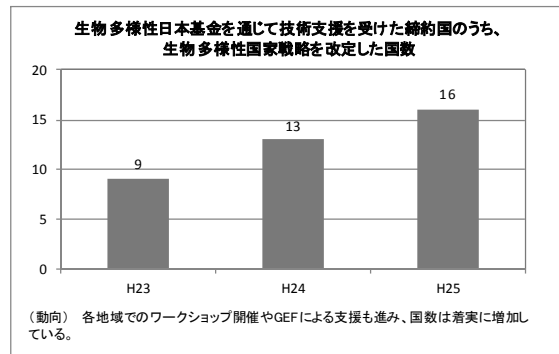
③関連指標群

○主要行動目標の実施状況

※平成 25 年に実施状況を点検

(動向) 概ね着実に実施されているが、
まだ 1 回のみ把握のため、
動向は不明

○生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた
締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した
国数



(2) 国別目標 E-2

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも 2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源（資金、人的資源、技術等）を効果的・効率的に動員する。

里地里山の保全活動に際して、伝統的な自然資源の利活用方策を図るなど、地域社会の智慧や技術を再評価し活用する取組を進めています。

海洋生物を含む生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が進んでいるほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対して、科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加しています。

ただし、わが国における資源動員の把握手法については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標 E-2-1

地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智慧や資源利用技術を再評価し、継承・活用の促進を図る。(環境省、文部科学省)

平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、国内における伝統的な自然資源の利活用方策の事例収集、情報発信を行っています。また、平成 24 年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法について検討しています。

また、適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観については文化財保護法に基づき「重要文化的景観」に選定し、その保護に努めています。

②主要行動目標 E-2-2

2020 年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

自然環境保全基礎調査の一環として、植生図の整備を進めるとともに、全国約 1000 箇所の地点において日本を代表する各生態系のモニタリング調査を実施しています。

また、国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査を実施するとともに、河川水辺の国勢調査として魚類や底生動物、動植物プランクトン等の調査を実施しています。

さらに、生物多様性に関する情報の収集・公開を行う地球規模生物多様性情報機構（GBIF）における日本ノード（JBIF）の活動を支援することにより、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めています。

③主要行動目標 E-2-3

2020 年までに、海洋生物及び生態系に関する科学的知見の充実に図る。（文部科学省、環境省、国土交通省）

海洋生物の生理機能を解明するとともに、海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施しています。

また、世界最大規模の干潟水槽を用いた調査研究や、自然干潟や造成干潟・藻場における広範な生物調査により、干潟における物質循環や生態系の機能・構造の解明を進め、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発しています。

④主要行動目標 E-2-4

わが国における生物多様性に関する総合的な評価を実施し、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価を行う。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

平成 25 年度中に生物多様性国家戦略 2012-2020 の最初の総合的な点検を行うとともに、生物多様性条約に基づく第 5 回国別報告書の作成を行っており、これらの作業の中で、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する評価も行っています。

なお、わが国における生物多様性に関する総合的な評価については平成 27 年度までに実施する予定です。

⑤主要行動目標 E-2-5

わが国として IPBES に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。（環境省、農林水産省）

平成 24 年 4 月に設立された IPBES に対して、関連会合への参加、専門家派遣を行っているほか、拠出金により IPBES の体制整備や活動内容の協議・調整に貢献しており、「IPBES への先住民及び地域住民の知識体系の貢献に関する専門家ワークショップ」や「IPBES アジア太平洋地域における科学的評価に関するワークショップ」などが開催されています。

平成 25 年度から、わが国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測を実施しています。

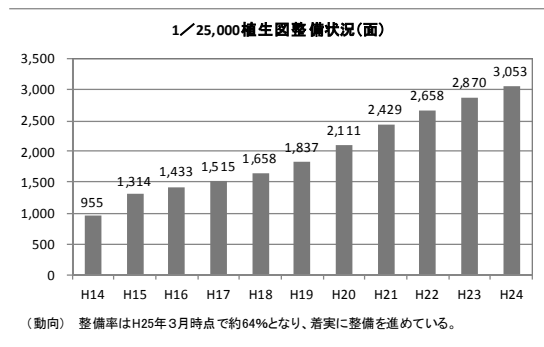
⑥主要行動目標E－2－6

COP10 決定に基づき、愛知目標を達成するためのわが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告の体制を整備する。(環境省)

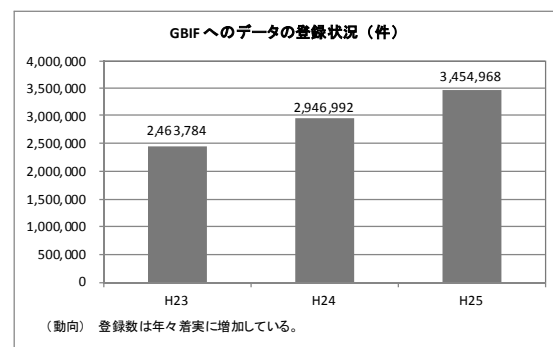
平成 24 年 10 月に開催された COP11 において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関する方針や方策に関する調査、分析を通じて、わが国における資源動員の把握手法について検討を行っています。

⑦関連指標群

○1/25,000 植生図整備状況



○GBIF へのデータの登録状況



(参考) ベースラインの整理結果について

主要行動目標 B-1-1、C-1-1、D-2-1 に定めるベースライン及び現状の整理結果は、以下の通りです。

国別目標 B-1 2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。
主要行動目標 B-1-1 2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

継続的に利用できるデータを考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長を利用して把握することとする。基準値は、愛知目標の決定年である平成 22 年(2010 年)または平成 22 年以前の直近の年の値とするが、年変動のある項目については平成 22 年までの 5 年間の平均値とする。

なお、平成 22 年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

【ベースラインと現状】

- ・森林面積：平成 19 年においては 2,510 万 ha である。
(天然林：1,338 万 ha、人工林：1,035 万 ha、無立木地：121 万 ha、竹林：16 万 ha)
近年、森林面積は大きな変動はなく安定して推移している。
- ・湖沼面積：平成 22 年は 2,356.61km² である。
- ・浅海域の埋立面積：平成 18 年から 22 年までの 5 年間では年平均約 7km² である。
なお、昭和 50 年(1975 年)前後の年間約 50km² をピークに減少している。
- ・自然海岸延長：平成 18 年から 22 年まで 5 年間の平均値では 18,105km と推定される。(環境省試算)

国別目標 C－1 2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸及び海域の 10%を適切に保全・管理する。
主要行動目標 C－1－1 2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。（環境省、農林水産省）

【考え方】

「適切に保全・管理する」対象としての「保護地域」の定義は、陸海域における制度の違い等に鑑み、「陸域及び内陸水域」と「沿岸及び海域」に分けて、それぞれ次のとおりとする。

なお、「沿岸及び海域」における保護地域（海洋保護区）の定義及び対象地域については、平成 23 年に総合海洋政策本部において了承されている。また、必要に応じて保護地域の定義を見直すとともに、適切に保全・管理された地域に該当する対象についても必要に応じて見直しを検討する。

○陸域及び内陸水域

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

○沿岸及び海域

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

【ベースラインと現状】

ベースラインは 2011 年度（平成 23 年度）当初とし、現状値は平成 25 年度または入手できる可能な限り最新のデータを用いて算出するものとする。

対象となる保護地域の面積は次のとおり。

○陸域及び内陸水域

ベースライン：約 76,800km²、国土面積（377,950km²）の約 20.3%

点 検 値：ベースラインと同じ

（地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊）

○沿岸及び海域

ベースライン：約 369,200km²、領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積（約 447 万 km²）の約 8.3%

点 検 値：ベースラインと同じ

（地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、沿岸水産資源開発区域・指定海域）

【保護地域に該当する区域】

「保護地域」の対象となる区域は次のとおり整理した。なお、対象とする地域は必要に応じて見直しを図るものとする。また、世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地（沿岸及び海域）及び生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）については、保護地域の目的に合致するが下記の制度により保護担保措置が

とられているため、面積計算の対象とはしない。

○陸域及び内陸水域

自然公園（自然公園法）：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園

自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）

自然環境保全地域（自然環境保全法）：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
都道府県自然環境保全地域

鳥獣保護区（鳥獣保護法）

生息地等保護区（種の保存法）

近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

特別緑地保全地区（都市緑地法）

保護林（国有林野の管理経営に関する法律）

緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）

天然記念物（文化財保護法）

都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

総合海洋政策本部による「海洋保護区」

自然公園（自然公園法）

自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）

自然環境保全地域（自然環境保全法）

鳥獣保護区（鳥獣保護法）

生息地等保護区（種の保存法）

天然記念物（文化財保護法）

保護水面（水産資源保護法）

沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）

都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）

共同漁業権区域（漁業法）

国別目標 D-2

2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

主要行動目標 D-2-1

2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

森林面積の推移により生態系の保全の状況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び、水質の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握する。森林については面積の変化、藻場・干潟の面積については保全・造成及び再生の累計面積、水質については環境基準達成度の 5 年間の平均値で整理する。

なお、平成 22 年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

【ベースラインと現状】

- ・森林面積：約 25 百万 ha で安定して推移しており、2007 年においても 2,510 万 ha となっている。
- ・藻場・干潟の面積：1978 年頃の約 263 千 ha から 20 年間で約 71 千 ha 減少し、約 192 千 ha となったが、2012 年までに約 22 千 ha を保全・造成及び再生し、この間の減少量の 15%以上に達している。
- ・水質の環境基準達成率
 - 河川の BOD：1970 年代の 5 割超から、2006 年～2010 年の平均では 9 割超
 - 湖沼の全窒素・全リン：1980 年代後半の約 4 割から、2006 年～2010 年の平均では 5 割弱
 - 海域の全窒素・全リン：1990 年代後半の 5 割超から、2006 年～2010 年の平均では 8 割超となっており、湖沼を除いて 15%を超えて大きく改善されている。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

生物多様性国家戦略 2012－2020 の第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画では政府の行動計画として約700（重複を除く）の具体的な施策を記載し、その中で50の数値目標を掲げています。

1. 数値目標の点検結果

数値目標の進捗具合を一覧表にまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的施策の記述を、国家戦略から抜き出しています。

■目標値、年次

国家戦略に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

■点検値、年次

数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■当初値、当初値の把握時期

国家戦略（平成24年9月）を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

■達成度（％）

国家戦略策定時をスタートとする現時点までの進捗度を示す「進捗率」と、国家戦略策定以前からの蓄積を含めた評価である「達成率」の2つの指標で記載しています。

進捗率、達成率の計算方法は以下のとおりです。

＜計算方法＞

- ・ 進捗率 = { (点検値－当初値) / (目標値－当初値) } × 100 (%)
- ・ 達成率 = (点検値 / 目標値) × 100 (%)

■課題と今後の方針

施策の進捗具合の評価や目標の達成に向けた取組等について記載しています。

■担当府省

施策を担当している府省名を記載しています。

数値目標の達成状況一覧表

番号	項目	目 標		点 検		当 初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
1	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数	100箇所	H23年度から10年間	8箇所	H24年度	4箇所	H23年度	4.2%	8.0%	自然環境保全のため、引き続き山小屋のし尿処理施設の整備に努める。	環境省
2	生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域	H32年度	8地域	H25年度	6地域	H23年度末	66.7%	88.9%	平成26年度に中部山岳国立公園及び剣路湿原国立公園においてもんがを対象とした計画を策定予定であり、目標年次までに達成できる見込みは高い。	環境省
3	保安林面積	1,281万ha	H35年度末	1,209万ha	H24年度末	1,202万ha	H23年度末	8.9%	94.4%	今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林の計画的な指定を推進。	農林水産省
4	ラムサール条約湿地	10箇所増 (56箇所)	H32まで	46箇所	H25.9	46箇所	H24.8	0.0%	0.0%	登録可能性のある湿地について調査を実施する。	環境省 農林水産省
5	管轄海域の保護区化	10%	H32まで	8.3%	H25.9	8.3%	H23.5	0.0%	83.0%	国立公園の海域部分の拡張は、全体に占める割合が小さく、また他の海洋保護区と重複している場合があり、数値の増加につながらにくい。	環境省
6	自然再生事業実施計画数	35	H27年度	35	H25	26	H23年度末	100%	100%	国家戦略で示した数値目標を達成した。	環境省
7	自然再生協議会設置数	29	H27年度	24	H25	24	H23年度末	0.0%	82.8%	国家戦略で示した数値目標を達成するため、引き続き自然再生協議会に係る情報提供などの支援に努める。	環境省
8	CO2森林吸収量 (基準年総排出量比) ※基準年＝1990年 (基準年総排出量比)	3.5%	H25～32	-	右記が最新	3.8%	H20～24	-	-	平成20～23年度までの4か年では概ね目標の達成が見込まれる状況となっている。平成25年以降も、引き続き国家的に合意された森林吸収量3.5%の確保に向け、森林吸収源対策を推進。	農林水産省
9	フォレスト認定人数	2,000～3,000人	H32年度	-	制度開始前	-	制度開始前	-	-	平成25年度から森林総合監理士の認定を開始。	農林水産省
10	森林施業プランナー認定人数	2,100人	H27年度	393人	H25.3	-	制度開始前	18.7%	18.7%	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。	農林水産省
11	森林の現場管理責任者等育成人数	5,000人	H32年度	765人	H25.3	436人	H23年度	7.2%	15.3%	引き続き、現場技能者の育成を推進する。	農林水産省
12	周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落	H25年度	5.4万集落	H24	5.3万集落	H22年度末	33.3%	96.4%	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	農林水産省
13	公共土木工事における木材利用量 (H16～18実績平均比)	1.5倍程度	H27年度	1.5倍 (139m3/億円)	H24年度	約1.8倍 (169m3/億円)	H22年度	100%	100%	引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用、庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	農林水産省
14	農業の登録保留基準等の策定	全ての農業	H32	284農業	H25.9末	201/543	H24.5.1	24.3%	52.3%	目標年次までに全ての農業に対して登録保留基準値の策定が済むように適宜検討会等を開催する。	環境省
15	エコファーマー累積新規認定件数	34万件	H26	27,854件	H24年度末	266,896件	H23年度末	15.9%	81.9%	エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたものの、新規認定件数の増加が1万件程度に鈍化しているため、関連施策(環境保全型農業直接支援対策)の推進と併せて、引き続き、エコファーマーの新規認定件数の拡大を図る。	農林水産省
16	農業生産工程管理(GAP)導入産地数	3,000産地	H27年度	2,462産地	H24年度末	2,194産地	H23年度末	33.3%	82.1%	現在の取組を継続して進めて行く。	農林水産省
17	里山林資源を活用した活動団体数	20%増 (560団体)	H26年度まで	59%増 741団体	H23年度	46団体	H22年度	295.0%	292.6%	目標値は達成したが、里山林の保全管理や資源活用は継続して行っていくことが重要であることから引き続き、取組の推進を図る。	農林水産省

18	総合的病害虫・雑草管理 (PM) 実践指標の策定自治体数	47都道府県	(定めず)	37都道府県	H25.9	36都府県	H24.5	9.1%	78.7%	農林水産省	今後もし引き続き都道府県等に対して、IPM実践指標の策定および実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行う。 農業に抵抗性を発達させて問題となっている病害虫に対する農業に頼らない防除体系の確立、効果的・効果的な防除を実施するための適切な発生調査および発生予防の手法の確立、IPMの実施効果を測定・評価する手法の確立が必要。
19	中山間地域等の農用地面積の減少防止	7.7万ha	H22～26年度	7.8万ha	H24年度末	7.7万ha	H23年度末	—	101.3%	農林水産省	引き続き高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能の確保を行う。また、平成25年度に公表した中間年評価や平成26年度に実施する最終評価等の結果を踏まえ、今後の支援方針について検討する。
20	地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体	H24～28年度	187万人・団体	H24年度末	191万人・団体	H23年度末	-0.5%	18.7%	農林水産省	引き続き地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を推進する。
21	水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40水域	H24年度末	40水域	H25年度	37水域	H23年度末	100.0%	100.0%	環境省	引き続き、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。
22	藻場・干潟の保全・造成	5,500ha	H24～28年度	738ha	H24年度	4,800ha	H19～22年度	—	13.4%	農林水産省	藻場・干潟を平成24～28年度までの5年間でおおむね5.5千ha造成することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 5,660ha)
23	干潟の再生割合	約40%	H28年度末	38.0%	H24年度末	37.8%	H23年度末	9.1%	95.0%	国土交通省	引き続き港湾清浄整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟・藻場の再生を推進。
24	農業集落排水処理人口整備率	76%	H28年度	87%	H24年度末	68%	H21年度	240.0%	114.7%	農林水産省	農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的な施設の整備を推進する。
25	漁場のたい網物除去	23万ha	H24～28年度	3.6万ha	H24年度	31.3万ha	H19～22年度	—	15.7%	農林水産省	漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24～28年度までの5年間でおおむね23万ha実施することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 33.9万ha)
26	奄美大島のマングース捕獲数	0頭	H34	179頭	H24年度	272頭	H23年度	34.2%	34.2%	環境省	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。
27	奄美大島のマングースの1000わな当たりの捕獲頭数	0頭	H34	0.08頭	H24年度	0.13頭	H23年度	38.5%	38.5%	環境省 農林水産省	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。
28	魚礁や増養殖場の整備	6万ha	H24～28年度	2.3万ha	H24年度	4.1万ha	H19～22年度	—	38.3%	農林水産省	魚礁や増養殖場の整備を平成24～28年度までの5年間でおおむね6万ha達成することを目標としており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 5.1万ha)
29	漁業集落排水処理人口比率	65%	H28年度まで	53.9%	H23年度	49%	H21年度末	30.6%	82.9%	農林水産省	平成22、23年度については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となった。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応していく。
30	多国間漁業協定	47協定 (維持・増加)	毎年度	52協定	H25	47協定	H23年度末	—	110.6%	農林水産省	現在の協定数の維持・増大に努力。
31	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合	9割	H34まで	85.5%	H25.1	7割台	H22	67.6%	95.0%	農林水産省	引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。
32	三大瀬における底質改善割合	約50%	H28年度末	47.0%	H24年度末	46.2%	H23年度末	21.1%	94.0%	国土交通省	引き続き港渚整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した深堀跡の埋め戻しを推進。

番号	項目	目 標		点 検		当 初		達成度		課題と今後の方針	担当府省
		目標値	年次	点検値	年次	当初値	年次	進捗率※1	到達率※2		
33	水質総量削減における 化学的酸素要求量(COD)	東京湾: 177t/日 伊勢湾: 146t/日 瀬戸内海: 472t/日	H26年度	178t/日 153t/日 450t/日	H23年度	183t/日 158t/日 468t/日	H21年度	83.3% 41.7% —	99.4% 95.4% 104.9%	汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。 今後の水質総量削減制度の在り方の検討を行う。	環境省
		75%以上	H31年度末	—	右記が最新	56%	H24	—	—		
		50%以上	H31年度末	—	右記が最新	34%	H24	—	—		
34	「生物多様性」の認知度	1500件	H31年度	—	右記が最新	736件	H20年度	—	—	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
35	生物多様性国家戦略の認知度	47都道府県	H32	23都道府県	H25.9	18都道府県	H23年度末	17.2%	48.9%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
36	生物多様性新聞掲載数	25種増 (115種)	H32年度まで	1種減 89種	H25.9	—	H24.9	—	−4.0%	地産生物多様性保全活動支援事業を通じた策定支援は行政事業レディユー(公開プロセス)の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、取組の推進を図る。	環境省
37	生物多様性地域戦略策定済自治体数	60羽程度	H27頃	98羽 (本州1羽を含む)	H25.9	50羽	H24.7	48.0%	163.3%	国内希少野生動植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、指定の検討を進める。	環境省
38	国内希少野生動植物種数	絶滅危惧種の15%	H32まで	16.0%	H25.3	12.9%	H24.3	147.6% 191.4%	106.7% 112.6%	引き続き、着実に野生復帰への取り組みを進める。	環境省
39	トキの野生復帰 (小笠原諸島を含む渡島における野生個体数)	6種 おおよそ延べ12回	H32まで	5種 5回	H25.9 H25.9	4種 4回	H22	50.0% 12.5%	83.3% 41.7%	引き続き、絶滅危惧植物の種子保存の取組を進める。	環境省
40	特定鳥獣保護管理計画策定のための ガイドラインの補足・改訂	延べ120回	H32まで	17回	H25.9	15回	H24年度	1.9%	14.2%	目標達成に向けた取組を着実に実施していく。	環境省
41	鳥獣保護管理担い手確保のための 研修・セミナー等の開催	H16年度から半減 (21万頭)	H29年度まで	22万頭	平成23年度	42万頭	H16年度	95.2%	95.5%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、平成16年度比75%減)を策定したことから、更なる取り組みの推進を図る。	環境省
42	都道府県等における犬・猫引取数	犬: 66% 猫: 36%	H29年度	36% 20%	平成22年度 平成22年度	33% 18%	H15年度	9.1% 11.1%	54.5% 55.6%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、犬72%、猫40%)を策定したことから、更なる取り組みの推進を図る。	環境省
43	犬・猫所有明示実施率	75%	H29	62.6%	H24年度	64.3%	H23	−15.9%	83.5%	「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「侵略的外来種リスト(仮称)」も踏まえ一層の普及啓発を図る。	環境省
44	外来種の認知度	25%	H29	17%	H24年度	11.8%	H23	39.4%	68.0%	改正外来生物法の適正な執行体制を確保するとともに、改正内容の周知等も含め、一層の普及啓発に努める。	環境省
45	外來生物法の認知度	3ヶ所	H27まで	0	H25.9	—	戦略策定時	—	0.0%	先方国において実地調査を実施する。	環境省
46	アジア太平洋地域における ラムサール条約登録湿地追加	3回	H32まで	0	H25.9	—	戦略策定時	—	0.0%	平成26年3月に開催予定。	環境省
47	東アジア・オーストラリア地域フライング・ バードナーシング(EAAFP)交流会の開催	600万m3	H32	88.5万m3	H24	55万m3	H22	6.1%	14.8%	課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。 また、固定価格買取制度を活用しつつ、木質バイオマスの利用拡大を図る。	農林水産省
48	木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600市町村	H32まで	18市町村	H25.3	0	(制度開始前)	—	3.0%	市町村・都道府県・バイオマス活用推進計画の作成に努めることとすなど、現在の取組を継続して進めていく。	農林水産省
49	市町村バイオマス活用推進計画の策定数										

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。「進捗率」= [(点検値－当初値)/(目標値－当初値)]×100 (%)

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= (点検値/目標値)×100 (%)

2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検するとともに、施策を分野ごとにまとめている節ごとに進捗状況を総括し、その結果を一覧表にとりまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■総括

分野ごとのとりまとめは、国土空間的施策として9節、横断的・基盤的施策として10節、更に東日本大震災からの復興・再生として2節を単位としおり、国家戦略本文に記載の各節の基本的考え方を踏まえ、取組・進捗状況をとりまとめました。

■施策番号

国家戦略に記載している順番に従い番号を付けています。

■具体的施策

国家戦略に記載している具体的施策の内容です。

■基本戦略

国家戦略第1部第4章第2節の基本戦略への該当を以下で示す番号で記載しています。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

〈基本戦略〉

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■国別目標

国家戦略第2部で設定した国別目標への該当を記載しています。複数の国別目標に該当する場合は、該当するもの全て記載しています。

〈国別目標〉

- A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成 等
- B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少
- B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施
- B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等
- B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等
- B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進
- C-1：陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理
- C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等

- D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等
- D-2：劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献
- D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施
- E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等
- E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員

■進捗評価

国家戦略の策定時（平成24年9月）以降の施策の進捗状況を、次の4つで記載しています。

- ・既に達成済み：施策の目的が既に達成されている場合
- ・進捗中：施策が着手され、進捗している場合
- ・検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

■施策の取組状況と成果

進捗状況の自己評価の理由を記載しています。

■課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載しています。

■達成目標

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■当初値

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■点検値

現状値が示せる施策について、平成25年9月時点で数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■主な予算・税制等事項名

当該施策に関する予算・税制等の事業名を記載しています。

■数値目標

「1. 数値目標の点検結果」に記載している一覧表の番号に対応しています。

施策番号	施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
第1章 国土空間的施策										
第1節 生態系ネットワーク										
(総括) 緑の基本計画、河川整備計画、生物多様性地域戦略、全国森林計画などの計画の中に取り入れる形で生態系ネットワークの形成に向けた取組を進めています。更に、各種計画の実施を通して、また、自然再生事業などにより、具体的な推進にも取り組んでいます。										
1 生態系ネットワーク										
1	生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③	進捗中 O-1	・生態系ネットワークの基本的な考え方、自治体向けの引き継ぎ等を国交省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。 ・生物多様性地域戦略を複数の自治体が共同で策定する取組を、鹿児島県の奄美大島地域において地域生物多様性保全活動支援事業を通じて支援している。	・生態系ネットワークの形成を一層促進するため、点検の実施により進捗状況の把握、課題の整理を行い、今後の方向性を検討する。	—	—	—	・自然資本の活用の観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	
2	広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、現状の把握を始め、その実施に向けた方策を検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 A-1	・国交省と連携し、生態系ネットワークの形成を促進する取組を、鹿児島県の奄美大島地域において地域生物多様性保全活動支援事業を通じて支援している。	・地方自治体が策定する生物多様性地域戦略について、広域的に取り組む効果等を考察していく。	—	—	—	・生物多様性国家戦略推進費	37
3	十分な規模と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保・保全するために、第2節の「重要地域の保全」に示す各種施策により、地域の拡大、管理水準の向上を進めます。さらに、国土の3分の2を占める森林については、陸域の動植物の多くがその生息・生育を依存していることを踏まえ、生態系ネットワークの根幹として適切な整備・保全を図るとともに、保護林相互を連絡する「緑の回廊」の設定をはじめ、漂流治いや尾根筋の森林などの保護林帯の設置による、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 O-1	・国有林野については、国土保全上重要な奥地背山山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林について「保護林」に設定し、適切な保全・管理を実施している。 ・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進した。	・引き継ぎ、「保護林」や「保護林」を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。また、漂流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	—	保護林面積: 90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積: 58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積: 96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積: 58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
4	緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者にその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。(国土交通省、農林水産省、環境省)	① ③	進捗中 A-1 B-1 B-2 C-1	・緑の基本計画については、平成23年度に新たに2市町村が策定され、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。 ・河川整備計画の策定にあたっては、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業実施に取り組んでいる。 ・全国森林計画においては、生物多様性保全機能を高度に発揮するための森林整備及び保全の基本方針を示すとともに、生物多様性保全に資する森林施策の方法を明記している。 ・国有林野では、地域管理経営計画等に緑の回廊等の生態系ネットワークの設置について記載しているほか、生物多様性保全に向けた取組を進めている。 ・生物多様性地域戦略を説明する中で、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付けるべきことを紹介している。	・緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定をより一層推進する。 ・河川整備計画の策定にあたっては、引き継ぎ、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業実施に取り組んでいくものとする。 ・全国森林計画や地域管理経営計画等の各種計画に基づき、引き継ぎ生物多様性の保全に関する取組を計画的に推進する。 ・平成25年に改定予定の「生物多様性地域戦略策定の引き継ぎ」により普及啓発を図る。	—	緑の基本計画 策定市町村: 650市町村 (平成24年3月)	緑の基本計画 策定市町村: 648市町村 (平成23年3月)	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・国有林森林計画に必要な経費 ・生物多様性国家戦略推進費	
5	地域域の生物多様性の保全・回復を図る先進的な取組に対し、地域自主戦略交付金(内閣府所管)等により支援します。(環境省)	③	進捗中 B-1 C-1 D-2	・平成24年度に地域自主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設整備交付金を創設。	・今後も引き継ぎ生物多様性保全回復施設整備交付金により、生物多様性保全上重要な地域と生態学的に密接な関連を有する地域における、都道府県による自然再生事業を支援していく。	—	—	—	・生物多様性保全回復整備事業	
6	第1章第3節の「自然再生事業」をはじめ、第5節から第9節及び第2章第4節に示す各施策により、流域圏など地形的なまとまりにも着目し、森林、農地、河川、道路、都市における緑地、海岸、港、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、道路断続構造物や魚道などの人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を関係機関が横断的な連携を図りながら総合的に進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 D-2	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き継ぎ、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
7	○「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」(EAAFP:East Asian-Australasian Flyway Partnership)」に基づく渡り鳥の重要生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI:International Coral Reef Initiative)による重要サンゴ礁ネットワークや国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やワミガミ類などの回遊ルートと保全に関連して国際的に議論されている保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。(環境省)	④ ⑤	B-1 B-9 C-1	進捗中	・EAAFPについては、日本の取組の成果もあり、新規にパートナーが加わり、またフライウェイネットワーク参加地も増加した。 ・ICRIについては、2008年より毎年「ICRI東アジア地域会合」を開催し、この中で策定した「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010」の実施フォローアップを継続している。	・事業の持続可能性の確保、地域の他のイニシアティブ等との連携及びフライウェイネットワーク参加地間の連携推進が課題。	東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に沿った取組の達成(期限定めず)	平成20年より毎年ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区地域データベース、海洋保護区地域ギャップ分析、サンゴ礁分布図、海洋保護区管理効果評価システム、海洋保護区ガイドライン等の要素を含んだ地域戦略の策定(平成22年)と実施のフォローアップ(平成23年から)を進めている	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	
第2節 重要地域の保全											
(総括) 国立公園、天然記念物、特別緑地保全地区等の新規指定への取組を進めており、富士山が世界遺産に登録されるなど指定地域の拡充が図られました。また、各種制度に基づく保全、管理計画についても、管理計画の策定やモニタリングの実施など、内容の充実を図っているところです。											
1 自然環境保全地域など											
8	○ 国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基本法調査や各種調査の結果などの科学的知見、や既存の指定地域の状況などを踏まえ、必要に応じて、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定又は拡張に向けた取組を進め、また、海域保全施策の充実を図るため、海域における自然環境保全地域の指定に向けた取組を進めます。(環境省)	③	O-1	進捗中	・既存の自然環境保全地域の拡張に向けて、調査及び現地関係者との調整を実施した。	・拡張手続きの着実な実施、新規指定候補地域の抽出。	—	既存の指定地域 原生自然環境保全地域：5地域 5,631ha 自然環境保全地域：10箇所 21,593ha(うち、海域を有する地域1地域) (平成24年9月)	—	・原生的自然環境の危機対策事業 ・特定地域自然林保全整備費	
9	○ 既存の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域指定地域においては、生態系に関する現況調査や利用状況の現況把握などを行い、必要に応じて、機軸の整備や巡視など適切な保全管理を進めます。(環境省)	③	O-1	進捗中	・原生自然環境保全地域4か所で調査を行い、自然環境保全地域1か所で対策を実施した。	・引き続き、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適切な保全管理に努める。	—	—	—		
10	○ 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全すること、は、国土全体を通じて多様な生態系を確保するうえで非常に重要であることから、都道府県と連携し、都道府県自然環境保全地域の生態系の保全状況などの把握に努めます。(環境省)	③	O-1	進捗中	・都道府県自然環境保全地域の指定状況などについて、とりまとめの上、公表予定。	・引き続き、都道府県の協力を得て、都道府県自然環境保全地域の指定状況などの把握に努める。	—	—	—		
11	○ 都道府県自然環境保全地域については、今後とも、都道府県による指定、管理に對して必要な助言などを行います。(環境省)	③	O-1	進捗中	・都道府県による指定、管理に對して必要な助言などを行っている。	・引き続き、都道府県による指定、管理に對して必要な助言などを行う。	—	—	—		
12	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行の状況を勘案し、必要があると思われるときは、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(環境省)	③	O-1	進捗中	・国立公園については、25年度に指定制度の改定に向けた検討会を開始する予定。	・引き続き、国立公園及び自然環境保全地域等の適切な保全管理に努める。	—	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 原生自然環境保全地域5箇所 自然環境保全地域：10箇所 都道府県自然環境保全地域541箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 原生自然環境保全地域5箇所 自然環境保全地域：10箇所 都道府県自然環境保全地域542箇所 (平成25年9月末)	・国立公園内生物多様性保全対策費	
2 自然公園											
13	○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化に対応して行った国立・国立公園の資質に関する総点検事業の結果等を踏まえ、陸域生態系、陸域生態系及び沿岸域生態系について保護の対象を検討し、全国的に国立・国立公園の指定の見直し、再配置を進めます。(環境省)	③		進捗中	・国立・国立公園総点検事業に基づき選定した新たな国立・国立公園は大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすめ、平成25年5月に陸中海岸国立公園を拡張した上で三陸復興国立公園として指定した。また、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指し、平成25年8月に指定案についてパブリックコメントを実施した。	・引き続き、国立・国立公園総点検事業に基づき選定した新たな国立・国立公園の指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすすめる。	—	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国立公園数56箇所 (平成25年9月末)	・国立・国立公園の新規指定等推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
14	○ 自然林と自然草原(植生自然度9、10)の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地域制度とあいまって、長期的に地方ごとにとまどまりのある十分な広がりを持つた地域を保護の対象として指定し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。(環境省)	③	進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき過去に国立・国定公園の新規指定された、国立・国定公園の総点検を実施した。国立・国定公園は本格的な拡張を検討する候補地には、自然度の高い地域を含めた。現在、候補地の国立・国定公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。	引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき過去に国立・国定公園の新規指定された、国立・国定公園は本格的な拡張を検討する候補地には、自然度の高い地域を含めた。現在、候補地について、植生自然度も考慮し、検討や調整をすすめる。	－	国立公園数30箇所 国定公園数56箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国定公園数56箇所 (平成25年9月末)	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
15	○ 海域については、広域的な生物多様性保全の新たな連携・平瀬・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、生物多様性が豊かな近海域などを海域公園地区として新規指定するなど、保護を進めます。また、採捕を規制する指定動植物の見直しを行います。(環境省)	③	進捗中	・平成25年度中に瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定するとともに、平成23年度中に鹿児島県薩摩国立公園及び山陰海岸国立公園に海域公園地区を指定することを旨として、平成25年8月及び9月にそれぞれパブリックコメントを実施した。また、採捕規制区域及び採捕規制動植物については、海域公園地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園で新創に指定を行っており、鹿児島県国立公園及び山陰海岸国立公園においても海域公園地区の指定に併せて、指定を行うべくパブリックコメントの実施等の作業を進めている。	引き続き、海域公園地区指定推進調査を進めるとともに、海域公園地区の新規指定や拡張を進める。	－	国立公園海域公園地区数:114箇所 国定公園海域公園地区数:68箇所 (平成23年度末)	国立公園海域公園地区数:114箇所 国定公園海域公園地区数:68箇所 (平成25年9月末)	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
16	○ 自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を進めます。(環境省)	③	進捗中	・平成25年9月末までの間に、阿寒・瀬戸内海、三股復興及び富士箱根伊豆国立公園並びに天竜奥三河国立公園の見直しを行った。	引き続き、公園区域及び公園計画の見直しを着実に進める。	国立公園の公園区域及び公園計画の見直しを5年ごとに実施	－	－	・国立・国定公園の新規指定等推進事業	
17	○ 地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地域における生物多様性の保全や自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に対して必要な助言を行います。(環境省)	③	進捗中	・平成25年9月末までの間に、田辺南部白浜海岸(和歌山県)、本堂山(愛知県)、兼左溪谷奥清澄(千葉県)県立自然公園の見直し機会があり、必要な助言を行った。	引き続き都道府県に対して必要な助言を行う。	－	－	－	－	
18	○ 国立公園の保護管理にあたっては、従来の自然保護官(レンジャー)に加え、平成17年から自然保護官補佐(アクティブ・レンジャー)の配置を進めており、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を、引き続き充実・強化するとともに、適正な保護管理を進めます。(環境省)	① ② ③	進捗中	・平成25年度末現在、全国の現地管理に關わる自然保護官事務所等(91カ所)のうち62事務所に84名のアクティブ・レンジャーを配置し、現地管理体制の充実・強化を図り、適正な保護管理を進めた。	現在の取組を継続して進めていく。	新設・拡充する国立公園や世界自然遺産・地域等の保全管理の強化を図るべき地域を中心に、自然保護官補佐が未配置の自に配りを一層深めている等の成果を上げている	82自然保護官事務所に自然保護官補佐を配置し(配置率71%:平成23年度末)、国立公園等の保全管理を進めるに当たって、地域とつながり自然保護官事務所配置していく	－	国立公園等管理体制強化費	
19	○ 自然公園指導員やパークボランティアに対する研修機会を増やすなど、活動の推進を図ることにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)	①	進捗中	・研修等を実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援している。	今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図っていく。	－	－	パークボランティア登録者数:1,825名(平成25年7月)	・自然公園利用ふれあい推進事業	
20	○ 国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)により、高山植物の盗掘防止・ハトロー、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施するとともに、海域の国立・国定公園保全管理強化事業(マリンワーカー事業)により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施し、管理水準の向上を図ります。(環境省)	③	進捗中	・グリーンワーカー事業により高山植物の盗掘防止・ハトロー、植生回復作業などを実施するとともに、マリンワーカー事業により、オニヒトデの駆除を行うとともに、11つの国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。	現在の取組を継続して進めていく。	グリーンワーカー事業:すべての国立公園で実施(平成24年度) マリンワーカー事業:海域を有する14国立公園で実施(平成24年度)	グリーンワーカー事業:30国立公園及び19国指定鳥獣保護区で実施(平成25年度) マリンワーカー事業:海域を有する14国立公園で実施(平成25年度)	・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業) ・海域の国立・国定公園保全管理強化事業(マリンワーカー事業) ・国立・国定公園の新規指定等推進事業		
21	○ 山岳環境保全対策支援事業により、自然公園内に位置する山小屋などのトイレ・排水処理施設の改善を図ります。また、山岳地などで有効な屎処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及に努めます。(環境省)	① ③	進捗中	・支援事業により、山小屋などのトイレ・排水処理施設を整備した。また、山岳地などで有効な屎処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及に努めた。	現在の取組を継続して進めていく。	山小屋等のトイレ・排水処理施設の整備数:4箇所 (平成23年度) 100箇所(平成23年度から10年間)	山小屋等のトイレ・排水処理施設の整備数:5箇所 (平成25年度)	・山岳環境保全対策支援事業 ・環境技術実証事業(自然地域・技術分野)		1

施策 番号	施策 内容	基本 戦略	進捗 評価	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
22	○ 国立公園の管理運営のビジョンや方針等について、地方自治体等との考え方を適切に反映し、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携した魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による国立公園の管理運営体制の構築を進めます。そのために、地方環境事務所の所管、国の出先機関、地方公共団体、公園管理団体などの各機関の意思決定権のある者が参画する協議会の設置を、全国の複数の国立公園においてモデル的に実施するとともに、全国展開に向けて、協働管理制度の制度化その他必要な措置を検討します。(環境省)	② ③	進捗中	進捗中	・現在、2箇所の国立公園において、モデル的な取組を進めているところ。	・国立公園における協働型の管理運営体制の構築を全国の国立公園において進めていく。なお、有識者による検討会を開催し、当該取組を踏まえ、今後の方針について、フォローアップを行っていく予定。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(国立公園協働型管理運営体制強化事業)	
23	○ 地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し、より実地に即したきめ細やかな管理を支援します。また、土地所有者による管理が不十分で風景・生態系などが荒廃した場所について公園管理団体と土地所有者間の風景地保護協定締結を推進し、団体の活動の場を増やすことにより、より一層の自然公園内の風景地の保全・管理を図ります。(環境省)	② ③	進捗中	進捗中	・現在2地域において風景地保護協定を締結しているところ。なお、平成23年度に締結された湯の丸高原風景地保護協定(上信越高原国立公園)に基づき、公園管理団体が実施している多様な団体や地域住民との連携した自然環境保全活動を環境省において支援している。	・引き続き、全国の国立公園における風景地保護協定締結を推進していく。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業(湯の丸高原風景地保護協定)	
24	○ ニホンジカによる自然植生等の食害、外来植物の導入による在来植物の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の改変が生じている、または生じるおそれのある国立公園において、予防的・順応的且つ科学的に生態系の維持回復を図るため生態系維持回復事業計画を策定し、生態系の維持回復を図ります。(環境省、農林水産省)	③	C-1 C-2	進捗中	・平成24年度に阿蘇国立公園においてシカ及び外来魚を対象とした生態系維持回復事業計画をそれぞれ策定した。また、平成26年度中には、中部山岳国立公園及び御嶽山国立公園でシカを対象とした計画を策定予定で作業を進めており、達成目標に向けて順調に取り組んでいる。	・シカ対策を中心に生態系維持回復事業計画に基づき対策を講じることが適当な公園においては、生態系維持回復事業計画の策定を積極的に進めていく。	生態系維持回復事業計画 計画 策定地域数: 9地域 (平成32年度) (平成32年度)	生態系維持回復事業計画 計画 策定地域数: 6地域 (平成23年度末)	—	・国立公園等シカ管理対策事業 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークス事業) ・国立公園内生物多様性保全対策費	2
25	○ 国立公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、希少な所県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援している。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	
26	○ 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種についても、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響を未然に防ぐための種の取扱方針の策定やリスク評価手法の検討を行うとともに、特別保護地区などにおける外来種の放牧の規制を行います。さらに法面緑化などにより用いられる外来緑化植物、外国産在来緑化植物及び在来緑化植物の取扱方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した緑化を推進します。(環境省)	③	B-4 C-1 C-2	進捗中	・小笠原国立公園のグリーンノーローアル策や西表石垣国立公園のオオヒギガエル対策などを地域の関係者とともに実施している。また、国立公園における法面緑化のあり方を検討する検討会を平成25年度より設置し、自然公園における法面緑化の適正化を図る指針策定に向けた検討を進めている。	・引き続き、国立公園内の生態系へ重大な悪影響を及ぼしている外来種の防除事業を実施する。また、自然公園における法面緑化の指針は平成26年度の策定を目標に検討を進める。	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークス事業)	
27	○ 国立公園内における動植物保全方針を策定し、保全方針を踏まえ、採捕を規制する指定動植物を指定するとともに、生息地管理も含めた生態系保全を図ります。(環境省)	③	C-2	進捗中	・指定植物制度については、平成24年度に有識者へのヒアリング等を行い制度改定に向けた論点整理を実施。平成25年度に制度改定に向けた検討会を設置し、制度改定に係る検討を実施。また、指定動植物制度及び放出規制動植物の制度については、見直し等を行うための情報整理を始めている。	・指定植物制度の改定作業が済み次第、指定動植物制度の改定及び放出規制動植物制度のあり方についての検討を行う。	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費 ・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークス事業)	
28	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行状況を調査し、必要があれば、自然公園法及び自然環境保全法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(環境省)	③	C-1	進捗中	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	
29	○ 優れた自然環境を有する自然公園をワールドに、自然観察会の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全に関する普及啓発活動を進めます。また、日本の自然環境のさらしさをパンフレットやホームページなどを活用して国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・国立公園などをワールドに普及啓発活動を実施するとともに、国立公園に関するホームページの情報更新や、パンフレットの多言語化に努めている。	・引き続き、最新情報の掲載や多言語化に努め、国内外に国立公園の情報を発信していきたい。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
30	○ 環境教育・環境学習の推進、エコツアーの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①	進捗中	・自然公園等におけるエコツアーの推進を図ることにより、生物多様性を保ちながら活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	・概略的な情報発信等を行い国立公園の魅力を増し、引き継ぎ地域活性化を図る。	—	—	—	—	
31	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損壊を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平常化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)	③	進捗中 B-1 B-5 C-2	・知床及び大台ヶ原の2箇所に利用調整地区を指定し、利用者の数の制限や事前のガイダンス等により植生破壊や野生動物の生息環境の損壊を防いでいます。	・引き継ぎ、利用調整地区の適正な管理を行います。	—	利用調整地区数:2地区 (平成23年度末)	利用調整地区数:2地区	—	
32	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損壊(からん)などを防止するため、湿原における本道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)		進捗中	・平成24年度は17の国立公園で、平成25年度は18の国立公園で、利用者による高山植物の踏み荒らし等を防止するための登山道整備等を実施。	・引き続き、国立公園の自然環境保全のために必要な施設整備を実施。	—	—	—	・自然公園等事業費	
33	○ 国立・国定公園内の利用の集中する場所でもマイカー規制の取組を推進するとともに、代替交通の低炭素車導入を支援することと、渋滞などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。(環境省)	②	進捗中	・新たな地区におけるマイカー規制の実施や期間延長等、マイカー規制の取組みが進められている。	・引き続き、自動車利用適正化対策の支援等を実施。	—	—	—	・マイカー規制による低炭素化促進事業	
34	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集約施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(標識整備、洗濯所の整備、相生覆元など)、地域と一体となったエコツアーの取組を推進するため必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一した整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	①	進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、エコツアー活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	—	—	—	・自然公園等事業費	
35	○ 平成22年3月に宮内庁から環境省へ所管移された、日光国立公園内には那須御用邸用地については、園路やピクニックセンターの整備を進め、平成23年度「那須平成の森」として開園しました。引き続き、自然環境の保全及び国民が自然に直接ふれあえる自然体験活動を推進します。(環境省)	③	進捗中	・自然環境モニタリングを行い、順応的な生態系管理を行うとともに、那須平成の森フイールドセンター、那須高原ピクニックセンターを中心に、ガイドツアーの実施等自然体験活動を実施している。	・引き続き、那須平成の森の自然環境の保全及び自然体験活動を推進していく。	—	—	—	・日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	
36	○ 自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干潟・藻場などの自然環境の再生・修復を実施します。(環境省)	③	進捗中 D-2	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	
37	○ 国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)		進捗中	・国立公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生の推進、自然公園や文化財を有複的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成24年度は地域自主戦略交付金(内閣府所管)を33都道府県に交付した。また、平成24年度で地域自主戦略交付金が廃止されたため平成25年度に自然環境整備交付金を創設し、引き続き支援を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・自然公園等事業費	
3 鳥獣保護区										
38	○ 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な鳥獣から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保存戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	進捗中 C-1	・国指定鳥獣保護区について新規指定や既指定保護区の区域の拡張を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	国指定鳥獣保護区: 82箇所、582,409ha (平成24年9月)	国指定鳥獣保護区82箇所 585,025ha(平成25年9月)	・国指定鳥獣保護区管理強化費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
39	○ 自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)	③	進捗中 C-1	・渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進めている。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
40	○ 鳥獣保護法の施行状況について点検を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。(環境省)	②	進捗中 B-1	・鳥獣保護法の施行状況のモニタリングについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮問し、現在、自然環境部会に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めているところ。	・引き続き検討を進め、平成25年内を目途に報告をとりまとめる予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
41	○ 鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生息などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っています。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)		進捗中 O-1	・国指定鳥獣保護区における生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干潟の造成、進入防止柵の設置等を行った。	・引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
42	○ 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動物植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する総覧のおそれのある野生動物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	検討中 C-2	・新規指定または既指定保護区の拡張に向けて調整中である。	・調整が整い次第、指定・拡張を進める必要がある。	—	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区：9箇所、885ha (平成25年9月)	・希少野生動物植物種生息地等保護管理費	
43	○ 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	②	進捗中 C-2	・保護区ごとの指針に従い、適切な管理等を実施している。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・希少野生動物植物種生息地等保護管理費	
5	名称・天然記念物、文化的景観									
44	○ わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を対象として、天然記念物・自然的名勝の指定を推進します。(文部科学省)	②	進捗中	・平成23年8月から平成25年9月にかけて、自然的名勝については、4県で計5件指定した。 平成23年8月から平成25年9月にかけて、天然記念物については、11県で計20件指定した。 ・全国の自然的名勝の指定件数は157件。平成23年8月から平成25年9月で3.7%増加し、効果を上げている。 ・全国の天然記念物の指定件数は1,005件。平成23年8月から平成25年9月で2.0%増加し、効果を上げている。	・文化財の保存・活用・観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	天然記念物の指定件数：994件(平成24年3月末) 自然的名勝の指定件数：154件(平成24年3月末)	—	・文化財の保存・活用・推進	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
45	○ 指定された地域については、地域の自然を踏まえ文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な自然の多様性と生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②	進捗中	・天然記念物緊急調査費の国庫補助実績(H24) 交付件数 13件 の内数 交付金額 250万円 の内数 ・史跡等保存管理計画等策定費の国庫補助実績(H24) 交付件数 36件 の内数 交付金額 820万円 の内数 ・史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 333件 の内数 交付金額 4,531百万円 の内数 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 の内数 交付金額 100百万円 の内数 ・天然記念物食害対策費の国庫補助実績(H24) 交付件数 48件 の内数 交付金額 217百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等 (天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策)	—	・有形文化財等の保存整備等(天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策)	
46	○ 適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②	進捗中	・史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 353件 の内数 交付金額 4,531百万円 の内数 ・史跡等総合整備活用推進事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 32件 交付金額 909百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 の内数 交付金額 100百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等 (保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	—	・有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	
47	○ 自然と人間とが関わりながらはくまわれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要な文化的景観の選定を推進します。(文部科学省)	②	進捗中	・平成23年8月から平成25年9月にかけて、重要な文化的景観については、11件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要な文化的景観の選定件数は35件。平成23年8月から平成25年9月で45.8%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	重要な文化的景観の選定 :30件 (平成24年3月末)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
48	○ 文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要な文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	③	進捗中	・文化的景観保護推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 51件 の内数 交付金額 194百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等 (文化的景観関係)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
49	○ 文化的景観の普及・啓蒙を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	①	進捗中	・文化的景観保護推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 51件 の内数 交付金額 194百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	有形文化財等の保存整備等 (文化的景観関係)	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
6 保護林、保安林										
50	○ 国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山、知床や小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」(大正4年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動物植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野は、国土保全上重要な奥地・森林山地や水源地域に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林については、「保護林」に設定し、適切な保全・管理を実施している。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物等を保護する観点から「保護林」を設定し、適切な保全・管理を推進する。	—	保護林面積:90万5千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
51	○ 保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、樹木の回復や二本シカなどによる食害を防ぐための保護網の設置などを実施します。(農林水産省)	③	進捗中 C-1	・「保護林」において、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施した。 ・「保護林」の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護網の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
52	○ 国有林野においては、野生動物植物の生息・生育地を結びつたネットワークを形成することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保するため、保護林相互を連結したネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施する。(農林水産省)	③	進捗中 C-1	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。 ・「緑の回廊」において、森林の生態と野生動物の生息・生育・生息状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	—	保護林面積: 90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積: 58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積: 96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積: 58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
53	○ 保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊においては、人工林の伐採により、希少野生動物植物の生息環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施策のほか、森林の生態や野生動物植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)	③	進捗中 C-1	・「緑の回廊」においては、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生育・生息環境に配慮した施策を実施した。 ・「緑の回廊」において、森林の生態と野生動物の生息・生育・生息状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
54	○ 水源涵養(かんよう)やエメ流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)	③	進捗中 D-1	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。 ・今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進。	・今後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林の計画的な指定を推進する。	保安林面積: 1281万ha (平成35年度末)	保安林面積: 1202万ha (平成23年度末)	保安林面積: 1,209万ha (平成24年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
55	○ 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない清流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生動物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図りま	③	進捗中 C-1	・国有林野では、清流に近い森林を変化に富んだ森林へと誘導するための施策技術の確立に取り組んでいる。	・引き続き、清流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。	—	—	—	・森林整備・保全費	
7 特別緑地保全地区など										
56	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息・生育地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区などの都市における良好な自然環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全や、都市公園整備等緑地の推進等の取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中 C-1	・平成23年度には、新たに特別緑地保全地区: 43ha、近郊緑地特別保全地区: 201haが指定され、都市圏において拠点となる緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	特別緑地保全地区面積: 2,412ha、419地区 近郊緑地特別保全地区面積: 3,517ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区面積: 2,412ha、442地区 近郊緑地特別保全地区面積: 3,718ha、30地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
57	○ 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的機能を活用した都市再生を図るため、それぞれ「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	③	進捗中 C-1	・平成23年度には、「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区: 201haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に加え、生物の生息空間の保全施策の強化が必要。	—	近郊緑地保全地区面積: 7,330ha、25区域 (平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積93,517ha、27地区 (平成23年3月)	近郊緑地保全地区面積: 97,330ha、25区域 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
58	○ 多様な主体により良好な緑地管理が進められるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。(国土交通省)	③	進捗中 C-1	・平成23年度には新たに10,4haの緑地で管理協定が締結され、緑地の保全・管理する活動を支援した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	管理協定: 12ha、1地区、3契約 (平成23年3月)	管理協定: 16ha、2地区、4契約 (平成24年3月)	—	
8 ラムサール登録湿地										

施策 番号	基本 戦略	具体的施策	進捗 評価	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
59		○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ワイルドユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低1カ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46カ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地としていて、潜在候補地を決定し、公表しました。向条約の流れとして、登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであるとして、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかかわらず、平成32年までに新たに10カ所程度の登録を目指します。(環境省、農林水産省)	進捗中	進捗中	・新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を実施中。	・地域における合意形成等が課題。引き続き調査を進める。	* 登録湿地:10箇所程度増(平成32年)	* 登録湿地:46(平成24年8月)	登録湿地:46	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ・アジア地域における生物多様性保全推進費	4
60		○ ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録地関係市町村会議」では、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用(ワイルドユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	進捗中	進捗中	・普及啓発に係るシンポジウムの開催、準備	・引き続き関係者と連携した取組を進める。	—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費 ・アジア地域における生物多様性保全推進費	
9	世界遺産										
61		○ 屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島については、地方自治体などと連携、協力のもとに策定した「世界遺産地域に関する管理計画」に基づき、モニタリング調査や巡視を行うとともに、「自然公園法」「自然環境保全法」「森林生態系保護地域法」及び「文化財保護法」などにより、適切な保全管理を推進します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	進捗中	進捗中	・世界自然遺産地域の保護の指針をなす各種法制度を適切に運用することなどにより、適切な保全管理を実施。 ・各地域について、相生、希少野生動物、利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視を実施。	・引き続き、各種保護指針制度の適切な運用が必要。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
62		○ 世界自然遺産地域の管理にあたっては、地域連絡会議などを通じて、各機関や関係する地方公共団体や地元団体の進める保全管理の取組と連携、調整を図り、地域の合意を固めながら管理を進めるとともに、利用者から森林や野生動物に関する情報を収集し、管理に反映する仕組みを構築するなど、国民各層とも連携した管理を一層推進します。(環境省、農林水産省)	進捗中	進捗中	・世界自然遺産地域において、各地域で地元自治体や地元関係団体が構成員として加わっている世界遺産地域連絡会議を設置しており、同連絡会議などを通じて地域と連携した管理を推進している。 ・平成24年10月に新たに策定した屋久島世界遺産地域管理計画については、島世界遺産地域管理計画については、策定主体に新たに地元自治体(県、市町村)が加わり、地域との連携協力体制を強化。	・引き続き、地元の関係団体などと連携、協力して保全管理を推進する仕組みの維持及びその発掘が必要。 ・現在新たに策定を進めている白神山世界遺産地域管理計画については、策定主体に新たに地元自治体(県)が加わることで、地域との連携協力体制の強化を進める方針。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
63		○ 世界遺産委員会で議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に及ぼす影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。(環境省、農林水産省)	進捗中	進捗中	・世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手。	・引き続き、海苔等を含めた世界自然遺産地域全体のモニタリング体制及びプログラムを構築するとともに、モニタリングを実施していく必要。	—	—	—	・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費 ・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	
64		○ 屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島においては、世界自然遺産地域科学委員会からの助言を踏まえ、今後も科学的知見に基づき適切な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	進捗中	進捗中	・世界自然遺産地域について、関係各分野の専門家が構成される科学委員会からの助言を踏まえ、保全管理を実施し	・引き続き、科学的知見に基づき管理の推進が必要。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林環境保全総合対策事業	

施策番号	施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
65	○ 屋久島及び白神山地においては、現行の世界遺産地域管理計画について科学委員会の助言を得つつ現状の課題を踏まえ改定し、これに沿って、科学的知見を踏まえた順応的な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	③	進捗中 C-1	・屋久島については、観光客の増加やヤケウカバの増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれが出てきたこと等から、現状に即した計画とするとともに、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、科学委員会の助言も得て、新しい管理計画を平成24年10月に策定。これを踏まえて順応的な保全管理を推進している。 ・白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言も得て取組を進めている。	白神山地については、新しい管理計画を策定する。 ・屋久島及び白神山地について、新しい管理計画を踏まえて順応的な保全管理を推進する。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	
66	○ 知床においては、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に沿って、海と陸の統合的管理の実現を図り同地域の自然環境の適正な保全に向けた取組を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 C-1	・知床について、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理を進めている。 ・管理計画の付属計画について環境の悪化等に対応するため鳥獣しを行い、知床半島エコシカ保護管理計画については平成24年3月に、多利用型統合的海岸管理計画については平成25年3月に第2期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている。	引き続き、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理の推進が必要。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	
67	○ 知床について、平成22年に策定した「エコツアーリズム検討会議」において、遺産地域の自然環境の保全とその価値の向上、世界の観光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築を基本とする統合的な「知床エコツアーリズム戦略」を策定し、世界遺産地域の適正利用とエコツアーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島先端部地区利用の心得」及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得」などの利用ルールや普及を進めるほか、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	進捗中 C-1	・知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。 ・平成22年6月より知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツアーリズム検討会議を設置し、適正な利用の推進のための総合的な検討を開始。平成25年3月に「知床エコツアーリズム戦略」を策定。	引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、知床における適正な利用に関するルールづくりやルール周知、利用の分散やエコツアーリズムを推進する。	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費	
68	○ 平成23年6月に開催された世界遺産委員会の審議を経て世界遺産一覧表に記載された小笠原諸島については、同時に示された動向等を踏まえ、科学的知見に基づき策定した管理計画に沿って、小笠原国立公園におけるクマノエスミなどの外来動物対策の推進や、小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	進捗中 C-1	・クマノエスミやグリーンアノール等の外来生物の駆除対策を実施した一部の島・エリアでは、陸産貝類、昆虫類や鳥類の生態環境が改善し、一部の種の生息数の増加が確認されるなど、生態系管理に効果が見られている。 ・父島においてノコギリヤギの減少や鳥類や希少植物への影響を防止するための侵入防止柵を完成させた。 ・小笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギ、モクマオウ、ギンネム等の外来植物駆除、立ち入りや行動に関する利用のルール徹底のための利用講習の開催や普及啓発などを引き続き実施。	・世界遺産委員会の勧告で外来種対策の継続等が要請されたところであり、引き続き、外来種対策等に各機関が連携協力して取り組むことが必要。 ・平成25年3月に父島で侵略的外来種グリーンアノールが新たに確認されており、早急かつ集中的に対策を講じることが必要。新たに策定した小笠原諸島におけるグリーンアノール短期防除計画等に基づき駆除や拡散防止等の対策を実施。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・自然公園等事業費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	
69	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息、生育地など、重要地域の保護拒保護の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などにより地域と連携を図りから取り組みます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	② ③	進捗中 C-1	・奄美・琉球について、平成25年1月に世界遺産条約関係省庁連絡会議において、世界遺産条約に基づく我が国の世界遺産管理一貫表に記載することを決定。 ・平成25年4月に、世界自然遺産の正式推薦に向けて科学的・専門的見地から必要な助言・検討を頂くため、学識者からなる奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会を設置。	・世界自然遺産推薦に向けて、科学委員会の助言を得つつ、地元自治体等と連携し、候補区域の検討、保全管理の推進など必要な取組を進めることが必要。	—	—	—	・奄美地域国立公園指定推進調査費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
70	○ 既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)	①	進捗中	・当該地域を含むエコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金事業)、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対応するため、エコツーリズム推進全体構想の策定に引き続き支援していく。	—	—	—	—	
71	○ 平成24年1月に世界文化遺産に推薦した富士山については、国省林野における景観にも配慮した森林整備・保全、国立公園における保護及び適正な利用の推進の取組等を進め、関係省庁及び自治体が連携・協力して平成25年の世界遺産一覧表記載を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	③	既に達成済み	・関係機関が連携・協力して対応し、世界遺産平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表への記載を果たした。	—	* 富士山の世界遺産一覧表記載(平成25年)	—	富士山の世界遺産一覧表記載(平成25年6月)	—	
72	○ 自国内に存在する貴重な自然を世界遺産として認定し保護・保全することは締約国の義務であるところ、平成15年「世界自然遺産候補地」に関する検討会1から平成25年で10年が経過することから、世界自然遺産としての価値を有する地域の有無を改めて検討します。(環境省、農林水産省)	③	進捗中	・平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を設置して、新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について議論し、平成25年5月に議論の結果をとりまとめた。	・懇談会のとりまどめを踏まえて情報収集を進める。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	
73	○ 平成5年12月に世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地については、世界遺産としての登録基準に沿った顕著な普遍的価値の適切な保全管理を図るため「管理計画」を改訂するとともに、適切な保全管理を推進します。(農林水産省、環境省)	③	進捗中	・屋久島については、観光客の増加やヤクシカの増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれが出てきたこと等から、現状に即した計画とするとともに、新たな知見を踏まえた遺産地域の管理を進めるため、新しい管理計画を平成24年10月に策定、これを踏まえて順応的な保全管理を推進している。	・白神山地については、新しい管理計画を策定する。 ・屋久島及び白神山地について、新しい管理計画を踏まえて順応的な保全管理を推進する。	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	
10	生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)									
74	○ 既存の4地域(「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」、「志賀高原」)については、自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取りまとめた「人間と生物圏(MAB)生物圏保存地域カタログ」の第2版が平成10年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーニング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全、経済と社会の発展及び学術的支援の3つの機能を持ち、自然環境の保全と人間の営みが持続的に共存する取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	① ② ⑤	進捗中	・「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」及び「志賀高原」の關係自治体に対し、生物圏保存地域(ユネスコエコパーク、以下、BRとする。)の趣旨、国際的な動向及び求められている対応について説明・助言を行った。各地域では、地元関係団体等が参画する運営協議会を設立し、平成27年12月末までに、3つの機能を強化するための拡張・ソーニングの変更申請を行う方向で検討が進められている。 ・そのうち、「志賀高原」については、平成26年9月に、日本ユネスコ国内委員会から、ユネスコに対して、移行地域の新設を含む拡張・ソーニング変更の推薦を行った。	・引き続き、關係自治体に対して、国際的な動向や必要な手続き等について情報提供を行うとともに、国内専門家の協力も得ながら、ソーニング変更及び活動の活性化に対して支援を行っていく。	—	—	—	・日本/ユネスコパートナーシップ事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
75	○ 世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間の共生)を旨とする生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を含む関係者と連携して進めるとともに、新規指定候補地に対する情報提供や助言などを行います。(文部科学省、環境省、農林水産省)	① ② ⑤	進捗中 D-1	・地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク、以下、BRと称する。)の運営協議会に関係省庁も参画するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクールやESDとの連携を図ることで、より、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成のための実践につながるよう助言しており、複数の自治体からは、ユネスコスクールの申請が出てきている。 ・平成25年9月、日本ユネスコ国内委員会は、「只見」(福島県)及び「南アルプス」(山梨県、長野県、静岡県)の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」(群馬県、長野県)の拡張について、ユネスコに推薦することを決定し、ユネスコに推薦、推薦までの間、関係省庁が連携し、各自自治体の申請に向けての取組を支援した。	・引き続き、BRの仕組みを活用した地域の取組みへの助言等を行う。 ・その一環として、平成25年10月、日本生物圏保存地域ネットワーク会議を開催し、BRについての理解促進、担当者間の知識・経験の共有を図るとともに、BRでの活動の推進、活用方法について検討する。 ・「只見」、「南アルプス」及び「志賀高原」について、平成26年6月のMAB計画国際調整理事会までの間、関係自治体との照会・勧告等に対し、関係自治体と連携して対応し、登録・拡張決定を目指す。 ・BRの建言等について広く普及啓発を行うとともに、新規申請に際し、関係自治体等に対し、国際的な動向や必要な手続き等について情報提供を行なうなど、国内専門家の協力も得ながら支援を行っていく。	—	—	—	・日本・ユネスコパートナーシップ事業	
76	○ 平成24年7月に生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)に登録された綾地域については、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を図る観点から、関係省庁や自治体、地元NPO団体等が連携し、国有林野を核とした照葉樹林の保護・復元を目指した適切な森林の保全管理のほか、有機農業等との連携を通じた自然と人間の共存に配慮した地域振興策等を進めます。(文部科学省、農林水産省)	① ②	進捗中 D-1	・平成25年9月、綾町内の全小中学校をユネスコスクールに申請しており、今後(ユネスコエコパーク、以下、BRと称する。)を活用したESD実践のモデルケースとして、学校教育を通じた普及啓発が期待される。また、綾町では、綾ユネスコエコパーク推進室を設置し、BRの活動を町の施策として推進している。 ・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として「綾プロジェクト」を実施した。向フロンエクトでは、照葉樹林の復元にに向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地域協議会と連携したボランティアによる森林整備活動のほか、事業説明会を開催するなど積極的な普及啓発活動を実施した。	・ユネスコスクールへの登録後は、地元自治体等と連携を図りながら、ESD実践のモデルケースとなるよう適切な助言を行う。 ・引き続き、地元自治体、NPO団体等と連携を図りながら森林の適切な保全管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
11 ジオパーク										
77	○ 国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性(ジオ多様性)等の保全を図るとともに、ジオツアー・環境教育のプログラム作り、地震や火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラム作りを、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。(環境省)	② ④	進捗中	・全国の国立公園とジオパークが重複した地域等において、自然環境調査や利用者アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活用計画を作成しているところ。	これらの保全活用計画をもとに、ジオツアーや環境教育の実施、情報整備等、国立公園とジオパークの連携した取組を推進していく。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(ジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進事業)	
78	○ 東日本大震災で津波の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパーク認定に向けた動きと連携を図り、地震や津波の連携を含むジオサイトの保全や、自然の脅威と向き合うための仕組みづくりを進め、その取組を世界に向けて発信していきます。(環境省)	② ④	検討中	・三陸ジオパークと三陸復興国立公園の具体的な連携内容は現在検討中である。なお、平成28年9月に三陸ジオパークが日本ジオパークに登録された。	・三陸ジオパークが日本ジオパークに登録されたことを受け、三陸復興国立公園の取組との連携内容について具体化していく。	—	—	—	・三陸復興国立公園再編成等推進事業費	
12 地域の自主的な管理区域										
79	○ NGOや漁業協同組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく管理区域が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な情報、合意形成や管理の方法などに関する情報収集を行い、共通の課題や関係機関の連携・協力のあり方などについて検討します。(環境省)	②	進捗中 B-2	・平成23年に「海洋生物多様性保全戦略」を策定する過程で、地域の関係者によって保護管理が行われている事例を収集。	海洋保護区としての管理の充実。 ・海洋保護区としての管理の充実。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
80	○ 海洋基本計画に基づき明確化した海洋保護区の設定のあり方を踏まえ、海洋保護区の設定を適切に推進することとその管理の充実を図ります。(環境省、関係府省)	C-1	進捗中	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・重要海域の情報を基に、海洋保護区の設定も含む管理の方向を検討。	わが国の管轄域内水域の約10%の保護区域化(平成32年まで) 生物多様性の観点から、海洋保護区の効果を評価するための基準及び手法の検討	領海及び排他的経済水域の約8.3% (平成23年5月)	領海及び排他的経済水域の約8.3%	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
第3節 自然再生										
(総括) 自然再生事業実施計画の作成が進みつつあるほか、関係者間の意見や情報交換を実施し技術の向上と普及を図りました。また、地域との協働・連携の動きも進めています。										
1 自然再生の着実な実施										
81	○ 森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神於山における里山の再生、くぬぎ山における平地林の再生、御路温泉やサロベツにおける湿原の再生、榎野川河口域における干潟、石西瀬川におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	② D-1 D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。また、希少な樹種が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	ー	ー	ー	・自然公園等事業費	6 7
82	○ 自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づく実施手法や順応的な管理手法の集積を進め、これら技術的手法の体系化を図ることにより、自然再生に係る技術的知見を蓄積します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③ D-2	進捗中	・自然再生専門家会議での実施計画の審議のほか、自然再生協議会情報連絡会議や自然再生専門家会議現地調査を実施し、事業の進め方やモニタリング手法等についての意見や情報交換を実施。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	ー	ー	ー	ー	ー
83	○ 自然再生事業において想定されるさまざまな効果について、適切に評価する手法を整備するがため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。(環境省)	⑤ D-2	進捗中	・自然再生事業による効果を通じた評価する方法を整備するため、自然再生事業を行うことによる公園利用者数の増加や自然環境の再生状況など、様々な視点から検討を行っている。	・自然再生事業による効果を通じた評価する方法を整備するため、自然再生事業を行うことによる公園利用者数の増加や自然環境の再生状況など、様々な視点から検討を行っている。	ー	ー	ー	・自然再生活動推進費 ・自然公園等事業費	6 7
84	○ 自然再生の取組が必要な地域において、市民参加型の自然環境調査の実施、自然観察用ハンドブックの作成、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成27年度までに自然再生事業に関する自然再生協議会を新たに5か所増やすことを目指します。また、自然再生の事業内容を明らかにする自然再生事業実施計画の作成を進め、平成27年度までに9計画増やすことを目指します。(環境省)	③ D-2	進捗中	・自然再生の取組に関する情報を収集し、ホームページを通じて提供するとともに、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民等の理解を促進するための普及啓発活動を実施。	・自然再生事業実施計画は、平成27年度までの目標である35計画が作成され、自然再生協議会は、目標値には至っておらず、その設立が推進されるよう努める。	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 (平成27年度)	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：26計画 (平成23年度末)	○自然再生協議会：24箇所 ○自然再生事業実施計画：35計画 (平成25年度)	・自然再生活動推進費 ・自然公園等事業費	6 7
85	○ 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷あかやプロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するとともに、商業樹林を分断するよう存在する二枚林や人工林をもとの商業樹林に復元する「緑の照葉樹林プロジェクト」、台風による倒木被害森林の再生を行う「野地森林再生プロジェクト」、ニホンジカ被害地の森林再生と多様な森林整備を行う「四万十くろそんプロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③ B-1	進捗中	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	・引き続き、地域住民や自然保護団体など協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。	ー	ー	ー	・森林整備・保全費	ー
86	○ 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取組む関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③	進捗中	・「森林ふれあい推進センター」等において、NPOやボランティア団体との連携により、自然再生・植生回復・植生荒廃の防止等を実施した。	・引き続き、地域の主体と連携した森林保全活動や普及啓発活動を実施する。	ー	ー	ー	・森林整備・保全費	ー
2 自然再生の新たな取組の推進										
87	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③ D-2	進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構想を踏まえつつ、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進。	・生物多様性総合評価、生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえ、引き続き取組を進める。	ー	ー	ー	・自然再生活動推進費	ー

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
88	○ 広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワークの強化を基に、広域調整レベルで自然再生の目標に対する共通の認識を形成し、それに向かっ様々な主体が自然再生を認識し、実施するための手法の検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 D-2	・広域的観点から自然再生を展開するための手法について、関係省庁が連携して検討している。	・今後も検討を進めていく。	－	－	－	・自然再生活動推進費	
89	○ 民間団体などが、特に民有地において自然再生に取り組み、場合の支援のあり方について、より効果的な手法を検討し、実施していきます。(環境省)	③	進捗中 D-2	・自然再生の取組に関する情報を収集し、関係省庁や自然再生協議会情報連絡会議を通じて提供。	・引き続き、取組事例の収集と提供などの民間団体への支援に努める。	－	－	－	・自然再生活動推進費	
90	○ 平成25年には、自然再生推進法に基づき自然再生基本方針の見直しから5年が経過するため、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、広く一般の意見を聴き、必要に応じて見直しの検討を行います。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進捗中 D-2	・現在、自然再生事業の実施状況や自然再生が抱える課題などの情報を収集・分析するなど自然再生基本方針の見直しに向けた検討を行っている。	・検討結果に基づき、自然再生基本方針の見直しに向けた検討を推進する。	－	－	－	・自然再生活動推進費	
第4節 環境影響評価など										
(総括) 風力発電事業における環境影響評価において生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理したほか、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上及び適正な審査などを実施しました。また、ダムや道路事業の実施にあたっては適切な配慮に努めているほか、国際協力においても環境社会配慮を通じて適切な実施を進めています。										
1 環境影響評価										
91	○ 各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と人と自然との意がなぬれ合いの観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べます。(環境省)	③	進捗中	・環境影響評価手続の各段階において、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と人と自然との意がなぬれ合いの観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう審査を行った。	・引き続き、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と人と自然との意がなぬれ合いの観点も踏まえた環境保全への適切な配慮がなされるよう審査を必要に応じて意見を述べ。	－	平成24年3月末までに実施した手続203件中、大臣意見を134件提出 平成23年度は5件の環境大臣意見を提出	－	・環境影響評価審査体制強化費	
92	○ 平成23年4月に改正された環境影響評価法に基づき、新たに創設された配慮書手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制度の適切な効果的な運用を進めます。(環境省)	③	進捗中	・平成25年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、154件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	・引き続き、環境影響評価制度の適切な効果的な運用を進める。	－	－	－	・環境影響評価制度高度化経費	
93	○ 法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、当該事業に係る進捗状況の把握や現地調査等を通じて、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施します。(環境省、関係府省)	③	進捗中	・法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、環境保全への適切な配慮がなされているか等について、平成24年度にフォローアップ調査(全56案件)を実施し、適切な配慮がなされていることを確認した。	・引き続き、法に基づき環境影響評価手続が終了した事業等について、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施する。	－	4カ所の地方環境事務所 でフォローアップ調査が行われた 進捗状況調査は107件、 現地調査等は16件行われた(平成23年度)	－	・地方環境事務所における環境影響評価 審査体制強化費	
94	○ 平成24年10月から環境影響評価法の対象となった風力発電事業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点からも配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。(環境省)	③	進捗中	・風力発電事業における環境影響評価の審査結果をとりまとめ、平成25年7月に「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」を公表した。この中では、生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理している。	・引き続き、生物多様性保全の観点からも配慮されるよう、適切な制度の運用を図る。	－	－	－	－	
95	○ 基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとし、最近では平成24年度に点検を行い、平成24年4月に改正を告示したことを踏まえ、今後も環境影響評価の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図っていきます。(環境省)	③	進捗中	・最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などの把握に努めているところ。	・基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとしており、最近では平成23年度に点検を行い、平成24年4月に改正を告示したことを踏まえ、今後も環境影響評価の実施状況を適切に把握し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図る。	－	－	－	・環境アセスメント技術調査費	
96	○ 環境影響の予測・評価手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置について、最新の科学的知見に基づき検討等、新たな技術動向の整理が必要で、これまで知見が少なかつた要因も含め、各種事業の実施により実際に生じた影響を分析することなどを通じて継続的な検討を行い、技術的・制度的手法を向上させていきます。(環境省)	③	進捗中	・生物多様性分野等に関する知見収集・検討を含め、技術的・制度的手法の向上に向け、必要な検討をすすめているところ。	・引き続き知見を収集し、環境影響評価制度におけるこれら分野の対策手法の拡充について検討する。	－	－	－	・環境アセスメント技術調査費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
97	○ 市民、NGO、事業者、地方公共団体などに対して、環境影響評価の実施に必要な情報のインター・ネットワークなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成10年度よりウェブページにおいて、手続状況や環境アセスメントに関する情報を提供している。平成24年度には約9万件のアクセスがあり、国民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になっている。また、平成5年度より環境アセスメントに関する研修等を開催し、地方公共団体や業務担当者等を含む幅広い関係者の知見・技術等の向上が図られている。	引き続き、環境影響評価の実施に必要な情報のインター・ネットワークなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施する。	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
98	○ 環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法について、専門家による意見交換等を行い、課題整理を実施。	③	進捗中	・環境影響評価に係る関係者間の幅広い効果的なコミュニケーションを促進するための手法について、専門家による意見交換等を行い、課題整理を実施。	整理された課題等を踏まえ、引き続き手法の検討をすすめる。	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
99	○ 国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの導入に向けた課題について、環境面からの持続可能性への配慮を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。(環境省)	③	進捗中	・国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態等について情報収集を行い、こうした情報等を踏まえ、わが国への導入に向けた課題について、整理・検討を行っているところ。	・国内外の制度・運用実態等について引き続き整理・検討をすすめる、制度化に向けた取組を進める。	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
100	○ 環境影響評価法改正に伴って新たに加わった配慮事項手続や報告書手続も含め、適切な環境影響評価を行い、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努めます。(環境省、関係府省)	③	進捗中	・平成25年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置案件を含め、154件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手続の向上、環境影響評価の適正な審査などを実施してきた。	・引き続き、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるように努める。	—	—	—	・環境影響評価制度高度化経費	
2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組										
101	○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するよう慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	—	—	—	—	
102	○ 道路事業の実施にあたっては、次の点に配慮しつつ、引き続き生態系に配慮した取組を進めます。(国土交通省) ①自然環境に関する詳細な調査、データの集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるように路線の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。 ②動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。 ③道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地味の気候や土壌などの自然条件に最も調和した植生の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。 ④地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の相種などを工夫することにより、動植物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。	B-1	進捗中	【施策番号228～229に同じ】	【施策番号226～228に同じ】	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
103	○ 政府においては、国際協力の案件採択、実施、評価のあらゆる段階で環境社会配慮に留意し、供供与国に我が国の環境社会配慮重視について理解を求めます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	・外務省は、2010年6月「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」において、新たなJICAの環境社会配慮ガイドラインを着実に実施していく旨を発表した。本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されている。	・新JICAガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ6年以内に運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	—	—	—	・ODA予算	

施策番号	施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
104		○ 援助実施機関であるJICAにおいても、「JICA環境社会配慮ガイドライン(平成22年4月交付)」を踏まえ、適切な環境社会配慮のもとで、案件形成・実施に努めていきます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)	④		進捗中	JICAは、新しい環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会を33回開催し、2010年4月に同ガイドラインを公表し、同年7月から施行している。同ガイドライン施行以降は、相手国政府から要請のあった案件について、要望調査、協力準備調査、案件審査、採択、実施及び評価において新ガイドラインを適用して環境社会配慮を実施している。本施策に関連する進捗は数値化などの方法で評価することが想定されていない。	・同ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内運用面の見直しを行う。また、施行後10年以内にはレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	—	—	—	・ODA予算	
第5節 森林												
(総括) 森林・林業基本計画及び全国森林計画において生物多様性保全機能は森林機能の一つとして位置付けており、適切な森林の整備及び保全を通して森林の有する多面的機能の発揮に貢献しており、広葉樹林化や長伐期化などによる多様な森林づくり、無秩序な伐採の防止や伐採後の的確な更新、保安林の計画的な指定、地域や多様な主体との連携による総合的な野生鳥獣対策の実施などのほか、森林の適切な利用の推進を図るための保全管理を推進しています。												
1	重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方											
105		○ 森林・林業基本計画において、森林の機能(水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の整備及び保全を推進します。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	
106		○ 期待する機能の発揮に向けては森林の区分に応じた姿への誘導の考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、森林・林業基本計画に掲げるそれぞれの誘導への考え方に基いた森林の整備及び保全を推進します。 育成単層林では、現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積を縮小・分散させるほか、間伐や択伐の実施により高年齢に移行させつつ確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成単層林に誘導します。 なお、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成単層林又は天然生林に誘導します。 育成単層林では、現況が育成単層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成単層林として維持することを基本としつつ、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。天然生林では、現況が天然生林となっている森林のうち、下層樹生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成単層林に誘導するほか、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持します。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進捗中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画では、森林の機能と望ましい姿、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を明記している。また、その機能の一つとして生物多様性保全機能も位置づけており、各機能区分に応じた森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
107	森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成段階へ移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者等が施策を選択する際の目安となる施策方法の提示や効率的な施策技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するための意識形成に向けた取組等を進めます。また、原生的な森林生態系、希少な生物の生育・生息地、渓畔林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。(農林水産省)	③	進捗中 A-1 B-2 D-1	・森林整備事業等により、育成段階へ移行や長伐期化等による多様な森林づくりを推進。 ・適切な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林整備事業等により、引き続き多様な森林づくりを推進。	—	—	—	・森林整備事業	
2	多様な森林づくりの推進									
108	○ 路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。(農林水産省)	③	進捗中 B-2 D-1	自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道等を適切に組合せた路網整備を進めている。	引き続き、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、森林作業道等を適切に組合せた路網整備を推進。	—	—	—	・森林整備事業 ・農山漁村地域基盤整備交付金	
109	○ 森林経営計画の策定や施策の集約化に必要となる森林情報の収集、境界の確認等に対する支援、間伐実施の基盤となる既存の作業路路網を丈夫で簡易な路網へと転換するための改良活動等に対して支援します。(農林水産省)	③	進捗中 A-1 B-2 D-1	・H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業者等による森林施策の集約化、境界の確認等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・施策の集約化等に必要な活動を支援することで、通時的な森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	—	—	—	・森林整備地域活動支援交付金	
110	○ 国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行って、適正な整備が進まない森林については、市町村及び推進所等が、森林組合などの林業事業者による施策などの集約化や関係の効率的な実施を促進します。これによっても通時的な整備が進み、森林の多面的機能の発揮に対する要請が高くなり、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広型交林化などを推進します。(農林水産省)	③	進捗中 B-2 D-1	・森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進し、公的主体による森林整備を必要に感じ実施することで、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化などによる多様な森林づくりを推進するとともに、治山事業により保安林の整備等を推進。	—	—	—	・森林整備事業 ・治山事業費	
111	○ 植栽が行われた伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するため、無届伐採に対する遵林命令の適切な運用等の対策を推進します。(農林水産省)	③	進捗中 B-2	・森林法に基づき伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を行うとともに、平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律(法律第20号)において、無届による伐採に対して造林の命令が発せられ、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林法の適切な運用等を通じて引き続き無秩序な伐採の防止や伐採後の適確な更新を図る。	—	—	—	—	
112	○ 森林・林業の再生に向けた適切で効率的な森林の整備及び保全、木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を引き続き推進します。(農林水産省)	② ③ ⑤	進捗中 B-2	・スギ再造林の低コスト化のため、育林コストシミュレーターとGISを利用した再造林適地判定システムを組み合わせ、植林初期に適用する低コスト再造林支援システムを構築し、伐採から植栽までの連続して行う「一貫作業システム」により、植林と初期保育にかかる経費を従来0.2/3まで削減した。	・低コスト再造林支援システムを構築したことから、さらに持続的な森林経営と森林の多面的機能発揮に向けた適切な施策体系の確立する。	—	—	—	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種助定・運営費交付金 ・独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金	
113	○ 研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるさまざまな指導的役割や林業の集約化に取り組み、林業事業者を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施策に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進することにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的機能の発揮を推進した。	引き続き森林普及指導事業を推進することにより、さらなる森林の有する多面的機能の発揮を推進する。	—	—	—	・林業普及指導事業交付金	
114	○ 植栽の自然条件に適した優良苗木の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などへの生産対策及び流通対策を実施します。(農林水産省)	③	進捗中 B-2 D-1	・採取源の確保や苗木生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を推進。	引き続き、必要な優良苗木の確保を図り、多様な森林づくりを推進する。	—	—	—	・特別母樹林保存損失補償金 ・森林環境保全総合対策事業	

施策番号	基本的戦略	具体的施策	進捗評価	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
115	③ ④ ⑤	○ 将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。また、開発途上国などにおける持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。(農林水産省)	進捗中	B-2	・新品種の開発については、平成24年度は49品種を開発し、また、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を推進した。開発された新品種の普及については、10,925本の原種を配付した。 ・また、ケニア国において、(株)国際協力機構を通じて気候変動への対応のための乾燥地耐性育種プロジェクトを開始し、優良品種候補木を用いた採種の作成などを行った。	・林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及、林木育種に関する技術協力について継続的に推進する。	「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づいて、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術に関する海外技術協力を実施	林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発及び普及、林木育種に関する海外技術協力の推進について進捗	林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発及び普及、林木育種に関する海外技術協力の推進について進捗	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種動定運営費交付金	
116	③	○ 森林による様々な恩恵は広く国民が享受しており、森林の持つ多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要です。 森林の持つ多面的機能の持続的発展に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による資金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等の様々な手法が存在します。地球温暖化対策に際しては、森林・林業の再生を図るべく、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせてコストを賄担すべきか、国民の理解を得ながら、整理していきます。(農林水産省)	進捗中	A-1	①都道府県による森林整備を主な目的とした税(森林環境税等)の導入県33県(平成25年度) ②分収造林契約面積:246ha(平成23年度) ③緑の募金:25億円(平成24年度) ④J-VET制度における森林経営活動でのクレジット認証:94件(平成24年12月) ⑤平成25年度税制改正大綱において、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保について」早急に総合的な検討を行う。」と明記などとなっている	・地球温暖化対策に際しては、森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような手法を組み合わせてコストを賄担すべきか検討する。	—	—	—		
117	② ③	○ わが国が引き続き地球温暖化対策に最大限の努力を行うとの観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入と削減である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要な財源の確保に向けた取組を進めるとともに、「森林・林業の再生」に向けた取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府・地方自治体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	進捗中	B-2 D-1 D-2	・森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の回復等の実施の促進に関する特別措置法」を改正延長。同法に基づき、森林吸収量35%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。また、森林吸収源対策に必要な安定的な財源確保に向け、税制改正要望を実施。	・森林吸収量35%の確保に向けて、森林吸収源対策を着実に推進するとともに、そのために必要な財源の確保に向けて引き続き、取り組む。	基準年総排出量比3.5%(平成25～32年)	基準年総排出量比38%(第1約束期間:平成20～24年)	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基礎づくり交付金 等	8
118	④ ⑤	○ 国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベースとなるIPCOPガイドライン(森林分野)の改訂作業へ積極的に参画します。(農林水産省、環境省)	進捗中	D-2	・GPG-UUUFの改訂(2013年京都議定書補足的方法論ガイドライン)に係る執筆委員会が我が国の経験等についてプレゼンを行うなど、作業の進捗に貢献したほか、政府レビュー等に積極的に対応している。	・我が国の意見等を踏まえたガイドラインが平成25年10月のIPCOP総会(グルジア)で採択予定。	COP18(平成26年)で改訂に合意する	平成24年5月にIPCOSコーピング委員会が開催	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
119	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路線の整備や間伐等の森林施策を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・地域における森林が有する多面的機能の持続的発揮を図るため、民有林と国有林との連携した効率的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。	・引き続き、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	—	森林共同施業団地の設定数:75ヶ所(平成23年4月)	森林共同施業団地の設定数:124ヶ所(平成25年4月)	・森林整備・保全費	
120	○ 森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。(農林水産省)	② ③	進捗中	・平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律(法律第20号)において、森林の多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林の保護の実施を計画する森林経営計画制度を創設。 ・また、民有林と国有林との連携した効率的な森林整備を行う森林共同施業団地の設定を推進した。 ・これにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・森林経営計画の策定を推進する。 また、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設定を推進する。	—	森林経営計画制度が施行(平成24年度から)	—	・森林経営計画認定事業委託費 ・森林整備地域活動支援交付金 ・森林整備・保全費	
3「美しい森林づくり推進国民運動」の促進										
121	○ 森林施業のコスト等明示する提案型施業の普及・定着、施業集約化に必要な合意形成を図る取組等を推進します。(農林水産省、関係府省)	② B-2 ③ D-1	進捗中	・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの育成に取り組んでいる。 ・H23年より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業者等による森林施業の集約化、境界の確認等の諸活動に対して重点的に支援を実施。 ・施業の集約化等に必要となる活動を支援することで、適時適切な森林整備が図られ生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に貢献。	・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、森林整備地域活動支援交付金を通じた施策への支援を進める。	—	—	—	・森林施業プランナー実践力向上対策事業 ・森林整備地域活動支援交付金	
122	○ 住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進を図ります。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及などの取組を推進します。(農林水産省、関係府省)	③	進捗中	・公共建築物等の各分野における木材利用の拡大の取組に対し支援するとともに、地域材を活用した製品開発、技術開発等に対し支援。 ・地域材を活用した住宅等についてポイントを付与する木材利用ポイント事業を実施。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対し支援。	・戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、「森林・林業基本計画」に基づいて木材の利用拡大を図るため、住宅、公共建築物、木質バイオマス等の各分野での木材利用を拡大を推進。	—	—	—	・地域材供給増進事業 ・木質バイオマス産業化促進事業 ・木材利用ポイント事業(H24補正)	
123	○ U・I・J・ターナーを含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを実施することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図ります。また、今後増加する定年退職者などのふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進めます。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図りまします。(農林水産省、関係府省)	② B-2 ③ D-2	進捗中	・森林施業プランナー実践力向上対策事業」を通じて施業集約化等を行う森林施業プランナーを育成している。 ・「緑の雇用」事業を通じて新規就業者の確保・育成・キャリアアップを推進する。 ・平成25年度から森林総合監理士(フオレスター)の認定を開始。	・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、新規就業者の確保・キャリアアップを推進する。 平成25年度から森林総合監理士(フオレスター)の認定を開始。	—	—	—	・森林施業プランナー実践力向上対策事業 ・「緑の雇用」・地域技能者育成対策事業 ・平成25年度日本型フオレスター育成・認定事業	
124	○ 優れた自然や文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出などの取組を推進することとし、地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用及び都市と山村の交流等を通じた山村への定住の促進などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(農林水産省、関係府省)	②	進捗中	・里山林など山村固有の未利用資源を活用し、山村の活性化を図るため、里山資源を活用した里山林の再生を支援し、自立的・継続的に実施できる実践マニュアルを検討・作成し、全国への普及を進めていく。	・引き続き、里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組を進めている。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林総合・利用推進事業 ・森林資源総合利用指針策定事業 ほか	
4 森林の適切な保全・管理										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
125	○ 特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、保安林の機能の十分に保全を図るため、衛星デジタリ画像などを活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	③	D-1	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の持つ多面的機能の発揮に貢献。	・公益的機能の発揮が特に要請される森林について計画的な保安林の指定を推進するとともに、保安林の現況や規制に関する情報を効率的に管理することによって保安林の適切な管理を一層推進す	保安林面積：1,281万ha (平成35年度末)	保安林面積：1,202万ha (平成23年度末)	保安林面積：1,209万ha (平成24年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
126	○ 豪雨、地震、火山噴火、地すべり、泥石流などによる山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置などを推進するとともに、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林などにおいて、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・育成を推進し、森林を適切に保全します。(農林水産省)	③	B-2	・山崩れ、地すべり、土石流等による被害の防止・軽減を図るための治山施設の整備や水士保全機能の低下した保安林の整備等を行う治山事業の実施により、森林を適切に保全。	・引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	—	—	—	・治山事業費	—
127	○ 松くい虫被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や保全すべき松林などの重点化、地域の自主的な活動との連携協力及びナラ松林対策の推進など、森林被害虫防除対策を一層推進するとともに、林野火災の予防などにより森林の保全を適切に行います。また、病害虫に対して抵抗性を有する品種の開発及び抵抗性を有する種苗の普及を促進します。(農林水産省)			・森林被害虫防除対策の推進、林野火災の予防による森林の保全、マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発及び抵抗性を有する種苗の普及を推進した。	・引き続き森林被害虫等防除事業を推進する	—	—	—	・森林病害虫等被害対策事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・マツノザイセンチュウ抵抗性品種開発技術高度化事業	—
5 鳥獣による森林被害対策の推進										
128	○ 鳥獣による森林被害については、防護柵・食害防止フェンス、忌避剤などの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)	②		・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止フェンス等といった、地域の主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる環境づくりを推進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林・整備保全費	—
129	○ 関係省庁による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②		・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止フェンス等といった、地域の主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる環境づくりを推進した。	・引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林・整備保全費	—
130	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1	・国有林野では、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行うにつれ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	・引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	—
6 人材の育成、都市と山村の交流・定住の促進										
131	○ 森林・林業に必要な人材の育成に向け、地域の森林・林業を牽引するフォレストラー、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や選別作業等を適切に行える現場技能者の戦略的・体系的な育成に取り組めます。(農林水産省)	② ③	B-2 D-2	・「森林施業プランナー実践力向上対策事業」を通じて施業効率化等を行う森林施業プランナーを養成しているほか、「緑の雇用」事業を通じて間伐等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成している。	・平成25年度から森林総合監理士(フォレストラー)の認定を開始。 ・引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・引き続き、現場技能者の育成を推進する。	①フォレストラー認定人数2,000～3,000人 (平成32年) ②森林施業プランナーの認定人数：2,100人(平成27年度) ③現場管理責任者等の育成人数：5,000人(平成32年度)	①フォレストラー認定人数：0人(平成25年度認定開始予定) ②森林施業プランナーの認定人数：0人(平成24年度認定開始予定) ③現場管理責任者等の育成人数：765人(平成24年度)	①フォレストラー認定人数：— ②認定施業プランナーの人数：393人(平成24年度) ③「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	①平成25年度日本型フォレストラー育成・認定事業 ②森林施業プランナー実践力向上対策事業 ③「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	9 10 11
132	○ 基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化などによる多様な就業機会の確保を図る。また、エネルギー利用など新たな需要が見込まれる木質バイオマスの安定供給や二酸化炭素吸収のクレジット化を推進するほか、山村の資源を活用した地域住民による自主的な起業を推進します。(農林水産省)	②		・里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組等を推進しているほか、新たなジョークレジット制度において、森林整備や木質バイオマス利用によるクレジット化を推進している。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林資源総合利用指針策定事業ほか	—
133	○ 都市と山村の交流等を通じて山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。(農林水産省)	②		・山村の地域住民がNPO等と連携して実施する。地域の森林保全管理等の取組への支援を通じて、山村住民同士あるいは山村と都市との連携の強化を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策	—

施策番号	基本的戦略	具体的施策	進捗評価	施策の取組状況・成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
134	②	○ 山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林の整備、森林環境教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいの都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる山村資源を適合させ、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。(農林水産省)	進捗中	・地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全・管理等の取組に対し国が支援を行っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策	
7		施策現場における生物多様性への配慮								
135	③	○ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施策の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)	進捗中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の発揮に資する森林に誘導するための森林施策について配慮事項を記述。 ・当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性保全を貪む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	・適正な森林計画制度の運用を推進。	—	—	—	・森林計画推進事業費	
136	③	○ 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	進捗中	【施策番号55に同じ】	【施策番号55に同じ】	—	—	—	【施策番号55に同じ】	
8		国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進								
137	①	○ 国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行う「法人の森林」の設定、自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるためフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための国民参加による「木の文化を支える森づくり」などを推進します。(農林水産省)	進捗中	・平成24年度末時点まで「法人の森林」490箇所、「ふれあいの森」140箇所、「木の文化を支える森」125箇所の設定を行い、企業や地域住民、民間団体等の森林づくりへの参画を促進した。また、森林づくり活動により、生物多様性の保全を推進した。	引き続き、「法人の森林」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	—	・法人の森林新規設定3箇所、9ha(平成23年度実績)累計499箇所2352ha ・「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末) ・「木の文化を支える森」の協定実績137箇所(平成22年度末) ・「木の文化を支える森」の協定実績25箇所(平成24年度末)	・「法人の森林」の設定実績490箇所、2282ha(平成24年度末) ・「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末) ・「木の文化を支える森」の協定実績25箇所(平成24年度末)	—	
138	①	○ 全国植樹祭の開催、NPO等の森づくり活動への支援などにより、次代を担う子供たちをはじめ、幅広い国民に対し、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図ります。(農林水産省)	進捗中	・全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	
9		森林環境教育・森林とのふれあいの充実								
139	①	○ 森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進します。(農林水産省)	進捗中	・地域の森林における森林環境教育の取組への支援等を通じて人材の育成を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策	
140	①	○ 国有林野においては、学校が行う体験活動のためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。(農林水産省)	進捗中	・これまで全国22地域でフィールドの整備・整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点で「遊々の森」173箇所、「ふれあいの森」140箇所の設定を行い、平成24年度の森林環境教育参加者数は13万人であった。 ・上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」、「ふれあいの森」の設定等を推進する。	—	・全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績172箇所(平成22年度末) ・「遊々の森」の協定実績173箇所(平成24年度末) ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数12万人(平成22年度実績) ・「ふれあいの森」の協定実績137箇所(平成22年度末) ・「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末) ・「学校林・遊々の森」全国子どもサミットを開催	・これまで全国22地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績173箇所(平成24年度末) ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数13万人(平成24年度実績) ・「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末)	・森林整備・保全費	
141	①	○ 森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通じて広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。(農林水産省)	進捗中	・「フォレスト・サポーターズ」のメールアドレスの配信。 ・国有林野における生物多様性保全の取組等についてイベント等の機会を通じてPRを実施。	引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。	—	—	—	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	

施策番号	施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
10	国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展									
142	○ 製材・加工体制の大幅強化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・木材加工流通施設等の整備や地域材を活用した製品開発、技術開発等に支援を行った。 ・平成25年3月末までに、324の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対し支援。	・需要者のニーズに応じた技術開発及び普及を行い、木材需要の拡大を推進するとともに、原木・製材を価格・量・品質の面で安定的・効率的に供給できる加工流通体制を構築する。 ・木材の良さに対する国民の理解を一層醸成するため、木づかい運動を拡充。 ・未利用間伐材等が年間2000万㎡程度発生している状況。このため、課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。	木質バイオマス利用量(間伐材等由来): 89万m3(平成24年)	木質バイオマス利用量(間伐材等由来): 55万m3(平成22年)	・地域材供給促進事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金		
143	○ 企業、生活者などのターゲットに応じた戦略的な普及や木質バイオマスの総合的な利用などを推進します。(農林水産省)	③	進捗中						・地域材供給促進事業 ・木質バイオマス産業化促進事業	
144	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路線の整備や間伐等の森林施業を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	—	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	
11	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進									
145	○ 奥地僻地山脈や水源地域を中心に里山まで全国各地に広く所在している国有林野において、多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の実施、伐採林跡の長期化、針葉樹人工林において天然力を活用した広葉樹の導入を進めるための抜き伐りを行い、針広混交林へ誘導、自然の推移にゆだねるものなど地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、人工林の間伐や針広混交林化、長伐期化など地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進した。	・引き継ぎ、国有林野の多面的機能が十分に発揮されるよう、地域管理経営計画等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進する。	—	—	—	・森林整備事業費	
146	○ 国有林野は国土保全・水源かん養などを図るうえで重要な位置にあり、国有林野面積の約9割が保安林に指定されており、指定目的の達成のためこれらの適切な保全管理を行います。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野面積の約9割が保安林に指定し、適切な保全管理のため間伐等を実施した。	・引き継ぎ、国土保全・水源かん養などを図る上で、重要な国有林野を保安林に指定するとともに、その適切な保全管理を実施する。	—	国有林野における保安林面積: 682万ha(平成22年度末)	国有林野における保安林面積: 684万ha(平成24年度末)	・森林整備・保全費 ・森林整備事業費 ・治山事業費	
147	○ 「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全・水源の涵かん養、生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・国土の保全・水源の涵かん養等の機能が確保が特に必要な保安林などにおいて治山事業を実施。 ・国有林治山事業の実施箇所1,274箇所(平成24年度実績)	・荒廃地等の復旧整備等を実施することにより、今後とも引き継ぎ森林の山地災害防止機能等を確保する。	山地災害防止機能等が確保された集落数: 約5万6千集落(平成25年度)	山地災害防止機能等が確保された集落数: 約5万3千集落(平成22年度末)	山地災害防止機能等が確保された集落数: 約5万4千集落(平成24年度末)	・国有林野内治山事業	12
148	○ 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野行が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷あかやプロジェクト」や、日本最大級の原生的照葉樹林を厳正に保護するとともに、商業樹林を分断するよう存在する二次林や人工林をもとの照葉樹林に復元する「緑の照葉樹林プロジェクト」、台風による倒木被害森林の再生を行う「野郎森林再生プロジェクト」、ニホンジカ被害跡地の森林再生と多様な森林整備を行う「四万十くろそんプロジェクト」など、地域の自然環境保全や自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③	B-1	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国で8箇所のモデルプロジェクトを実施した。	・引き継ぎ、地域住民や自然保護団体などと協働・連携しつつ、それぞれの地域や森林の特色を生かした森林管理が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
149	○ 保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生態・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、樹生の回復やニホンジカなどによる被害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)	③	C-1	【施策番号51に同じ】	【施策番号51に同じ】	—	—	—	【施策番号51に同じ】	
150	○ 京都東山の世界文化遺産の背景林であるアカマツ林や九州で新設林として整備されていた広葉樹林など里山林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・京都東山の国有林野において、地域と協働として求められるアカマツを主体とした林分とするため、残存するアカマツと競合する樹木の除去及びアカマツの天然更新を促す地柵作業を実施した。	・引き継ぎ、里山林の整備・保全を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
151	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくり(に取り組みため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1	進捗中	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	—	—	—	【施策番号130に同じ】	
152	○ 国有林野には、世界自然遺産に登録された釧路湿原、白神山、知床半島、小笠原諸島をはじめ、原生的な森林生態系や貴重な野生動物植物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」(大正4年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林については、希少な野生動物植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の明示を推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群集の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	—	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	【施策番号50に同じ】	
153	○ 緑の回廊においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物植物の生息・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の生態と野生動物植物の生息・生育環境の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回廊としての森林の広がりを確保できない場合などは、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し設定を行う努めます。また、溪流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、よりきめ細かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・「緑の回廊」においては、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生育・生息環境に配慮した施策を実施した。 ・「緑の回廊」において、森林の状態と野生動物の生育・生息状態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。	引き続き、「緑の回廊」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。また、溪流等の周辺に存する森林等の保全及びその機能・役割の維持・増進に努める。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	—	—	・森林整備・保全費		
154	○ 野生動物植物の生息・生育地を結び移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保すること、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動物等を保護する観点から「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	—	保護林面積: 90万5千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積: 58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積: 96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積: 58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
155	○ 貴重な野生動物植物の保護などを進めるため、特に保護を重視すべき野生動物植物については、生息・生育状況の把握のための巡視・生息・生育環境の維持・整備に必要な森林などの保護管理手法の調査や具体的な森林の取組方針の設定、また生息・生育環境の維持・整備などを進めます。 例えば、長野県の南アルプスとハケ岳に生息し、個体数が著しく少ないヤツガタドリについて、稚樹の発生・成長促進を図るため、更新環境や母樹育成に係る環境調査を実施します。 また、国内希少野生動物植物種であるイヌワシ・マタカについては、各地の国有林において、生息環境等の調査及び巡視をするなどにも、必要に応じて、営農地周辺の人工林において、採餌等に適正な空間・照度を確保するための列状間伐等抜き伐りを実施し、生息・生育環境を整備します。 さらに、熊本県や奈良県において、国内希少野生動物植物種であるゴイソウバシジミの保護を図るため、生息状況等の調査や、食草であるシシランの挿し木繁殖手法、実生苗の移植繁殖手法の検討とともに、シシランの苗の移植や自然復旧作業を実施します。(農林水産省)	② ③	C-2	進捗中	・国有林野内に生息・生息している希少な野生動物の保護管理に必要な巡視及び生息・生育・生息環境の維持・整備等の事業を実施した。	引き続き、希少な野生動物の保護管理に必要な事業を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
156	○ 国有林野を適切に保全・管理するため、関係機関やボランティア団体、地元関係者などとも連携を図りながら、巡視や清掃活動、マナーの啓発活動などを行います。 また、森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導などを行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の特別などの違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止など、貴重な動物植物の保護を目的とした「ハントロール」を実施します。(農林水産省)	③		進捗中	・世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポーター・スタッフ(森林保護員)が、人々による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を実施した。	引き続き、巡視やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。 ・森林の病虫獣害、山火事などの森林被害の防止及び森林利用者への指導を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費 ・国有林野産物等売払及管理処分業務費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
157	○ 世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタンプ(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための遊歩やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行います。(農林水産省)	③	進捗中	・世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、植生の荒廃などが懸念される国有林野において、国民から募集したグリーン・サポート・スタンプ(森林保護員)が、人為による植生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための遊歩やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を行った。	・引き続き、遊歩やマナーの啓発活動など効果的できめ細やかな保全管理を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
158	○ 世界自然遺産に登録された森林を適切に保全管理するために、入山者から、立木の損傷や伐採などの異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供いただく「森林情報ポスト」を設置し、国民各層と連携し国有林野の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・白神山地、屋久島及び知床の世界自然遺産地域において、「森林情報ポスト」を設置し、国民と連携して国有林野の適切な管理を推進した。	・より一層の国民各層への浸透が必要である。	—	—	—	・森林整備・保全費	
159	○ 木材などの林産物については、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を行ういながら、木材など林産物の持続的・計画的な供給に努めます。(農林水産省)	②	進捗中	・林産物の持続的・計画的な供給を実施。 国有林の収穫量762万m ³ (平成24年度実績)	・引き続き自然環境の保全に配慮した、林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	—	林産物の持続的・計画的な供給を実施 国有林材の収穫量:762万m ³ (平成24年度実績)	林産物の持続的・計画的な供給を実施 国有林材の収穫量:762万m ³ (平成24年度実績)	—	
160	○ 国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用や、庁舎や内装の木造化・木質化を推進するとともに、併せて合法伐・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・森林土木工事における木材利用を推進した。森林土木工事における木材使用量56千m ³ (平成24年度実績)	・引き続き、森林土木工事における合法性・持続可能性が証明された木材利用・庁舎や内装の木造化・木質化を推進する。	公共土木工事における実績を平成16～18年度(平成22年度)の約1.8倍に 実績平均の約1.5倍	工事費1億円当たりの木材使用量:139m ³ /億円 (平成24年) 平成16～18年度実績平均の約1.5倍	—	—	13
161	○ 自ら森林づくりを行いといった国民の要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定の3箇所を含む「ふれあいの森」140箇所が設定されており、森林づくり活動への参加を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「ふれあいの森」の設定等を推進する。	—	「ふれあいの森」の協定実績137箇所 (平成22年度末)	「ふれあいの森」の協定実績140箇所 (平成24年度末)	—	
162	○ 分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに社員教育や顧客とのふれあいの場として森林づくりを行う「法人の森林」の設定を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・平成24年度末時点で「法人の森林」400箇所の設定を行い、企業や団体等の森林づくりへの参加を促進した。	・引き続き「法人の森林」の設定を推進する。	—	「法人の森林」新規設定3箇所、9ha(平成23年度実績) 累計:499箇所、2352ha	「法人の森林」の設定実績490箇所、2282ha(平成24年度末)	—	
163	○ 歴史的に重要な木造建造物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るため、国民の参加による「木の文化を支える森づくり」を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定の3箇所を含む「木の文化を支える森」125箇所が設定されており、森林づくり活動への参加を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	—	「木の文化を支える森」の協定実績22箇所 (平成22年度末)	「木の文化を支える森」の協定実績25箇所 (平成24年度末)	—	
164	○ 学校と森林管理署などが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めていただく「遊々の森」の設定を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点で、新規設定の5箇所を含む「遊々の森」173箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参加を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに「遊々の森」の設定等を推進する。	—	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績172箇所(平成22年度末)	・これまで全国22地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「遊々の森」の協定実績173箇所(平成24年度末)	・森林整備・保全費	
165	○ 「レクリエーションの森」については、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いただくために、リフレッシュ対策を進めていきます。(農林水産省)	①	進捗中	・平成24年度中に8箇所でレクリエーションの森の区域変更を行うとともに、適切な施設整備を行っており、利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進したことにより、自然とのふれあい、自然の豊かさを実感できる機会を提供した。	・引き続き利用者ニーズに対応したりリフレッシュ対策を推進する。	—	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進	・国有林野産物等売却及管理処分業務費	
166	○ 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取組む教育関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③	進捗中	【施策番号86に同じ】	【施策番号86に同じ】	—	—	—	【施策番号86に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
167	○ 国有林野において、生物多様性の保全などより一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民に意見を求める取組を進めるとともに、計画に基づき各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで複数の指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた地域管理経営計画等の策定や変更に当たり、計画案を広く公表して国民の意見を聞くなど、双方の情報受発信による対話型の取組を進めた。 ・国有林野における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を定量的に評価し、生物多様性の保全等公益重視の管理経営を一層推進することとしている。	引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	－	－	－	・森林整備・保全費	
168	○ 国有林野の管理経営に関する基本計画を定める際には、森林における生物の多様性の保全等国有林野事業及び国有林に係る施策の一体的な推進に配慮することし、流域ごとの自然的特性などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の管理経営に関する基本計画において、生物多様性の保全等公益重視の管理経営を一層推進することとしている。	引き続き、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき取組を推進する。	－	－	－	－	
169	○ 流域を単位として国有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。 また、国有林と国有林で一体的な森林整備を進めるため、計画的な路線の整備や間伐等の森林施業を行う森林共同施業団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	－	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	
12 森林資源のモニタリングの推進										
170	○ 全国約15,700地点の定点プロットにつき、地況、樹生、枯損木、鳥獣の生息痕跡、病虫害などに係る調査を継続的に実施します。また、成木予測や天然更新等の樹木の生態的特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。また平成26年度から4巡目の調査を開始する予定。	引き続き調査を実施するとともに、調査結果についての解析を通じて、森林資源の把握に努める。	－	平成21年度より、全国3巡目の調査を実施	平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。	・森林生態系多様性基礎調査事業	
171	○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の3巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)	④	進捗中	・森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の2巡目までの結果などに基づき、FAOの「基準・指標」に対応した「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成中。	・FAOに「2015年世界森林資源評価国別レポート」案を平成25年に作成、提出。	－	－	－	－	
172	○ 森林生態系多様性基礎調査の結果などを利用した森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・全国2巡目までを終えた森林生態系多様性基礎調査の成果を踏まえ病虫害被害等の時系列的な把握を行っている。	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	－	－	－	・森林生態系多様性基礎調査事業	
173	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空間写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③	進捗中	・森林生態系多様性基礎調査の結果をKML形式等に出力またはより詳細な解析可能なGISデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 ・森林の動態変化を視覚的にわかりやすく把握することが可能となった。	・森林生態系多様性基礎調査の結果について、森林計画制度を通じて生物多様性の保全を図る取組に活用していく	－	－	－	・森林生態系多様性基礎調査事業 ・森林情報高度利用技術開発事業	
174	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤	進捗中	・自然環境保全基礎調査の一環として、モニタリングサイト1000においては森林の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
13 世界の持続可能な森林経営の推進										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
175	○ すべてのタイプの森林の持続可能な経営の推進を目的として設立された国連森林フォーラム（UNFF）などの国際対話に積極的に参加します。（農林水産省、外務省、環境省）	④	進捗中	・平成23年に設立され、以降定期的に開催されているAPEC違法伐採及び関連する貿易に関する専門家グループでの議論に貢献。また、平成25年8月に開催された第2回APEC林業担当大臣会合においても、森林に関する様々な課題の中で違法伐採対策等の重要性を主張し、持続可能な森林経営を推進する重要な要素の一つとして、違法伐採対策及び合法的に伐採された木材の貿易の促進等を行う旨の文書が閣僚声明に盛り込まれた。	・持続可能な森林経営のための将来枠組・実施手段などについて引き続き検討を行う。	—	平成22年9月に開催されたUNFF「持続可能な森林経営のための実施手段」に関する非公式会合」および平成23年1～2月に開催された第9回UNFF会合に出席した。また、持続可能な森林経営のための実施手段等に関する議論を行った。また、平成23年3月に、インドネシア共和国との共同によりUNFFの活動に貢献するための取組として国際セミナー「持続可能な森林経営の挑戦」を東京にて開催	—	—	—
176	○ 森林の減少・劣化の主要な要因のひとつとなっている違法伐採問題については、国際的な議論の場で重要性を主張し、国際的な取組を喚起します。（農林水産省、外務省、環境省）	④	進捗中	・平成23年については、JCOAと連携し、無償資金協力、各種技術協力を実施（例、ベトナムにおける自然環境保全プログラム（技術協力プロジェクト）、課題別研修（地域住民の参加による多様な森林保全））。また、技術協力プロジェクトに職員を派遣。	・気候変動、生物多様性、砂漠化の問題を含め、森林に関連する国際的な議論の動向を見極めつつ、適切な文脈の中で違法伐採問題への取組の重要性を引き続き主張していく。	—	—	—	・地域材供給倍増事業	—
177	○ 途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じて多国間の支援を推進します。（外務省、環境省、農林水産省）	④	進捗中	・二国間協力については、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じて多国間の支援を推進する。また、技術協力プロジェクトに職員を派遣。	・今後引き続き、途上国における森林保全・造成や、違法伐採対策に関する二国間の技術・資金協力、国際機関を通じて多国間の支援を推進する。	—	二国間協力については、持続可能な森林経営を推進するため、(独)国際協力機構を通じて、専門家の派遣、研修員の受け入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施。同様に、多国間協力については、国連食糧農業機関(FAO)及び国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出等を実施。また、技術協力プロジェクト及びFAOに職員を派遣	—	・ITTO任意拠出金 ・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・FAO拠出金	—
178	○ モントリオール・プロセスについては、2007年（平成19年）からわが国が事務局をホストし、世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーダーシップを発揮しつつ、森林経営の可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・運用に向けたプロセス内外及び他の国際プロセス(ITTO、フォレスト・ヨーロッパ)等と連携した取組を推進します。（農林水産省）	④	進捗中	・本プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス(FAO、ITTO、フォレスト・ヨーロッパ等)と連携し、森林資源共同調査案(CFRQ)の作成を推進。2012年（平成24年）12月、我が国でモントリオール・プロセス技術諮問委員会をホストするとともに、CFRQパートナーシップ会合及び国際報告に関する国際セミナーを開催。	・事務局として、基準・指標に沿って収集されたデータのわかりやすい表示方法について検討を行い、世界の持続可能な森林経営の推進に向け、他プロセスや国際機関と連携した国際取組を強化する。	—	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の設計作業（～平成20年）、参加各国の第2回国際報告の作成（平成21年）、本プロセス総会開催（5回、平成19～23年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス(ITTO、フォレスト・ヨーロッパ)、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施（平成23年）	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
179	○ 平成24年5月の第5回日中韓サミットにおいて、持続可能な森林経営、砂漠化対策、野生生物保全に関する3カ国の協力を強化することを決定した共同声明に基づき、持続可能な森林経営を推進するための3カ国の対話を実施します。(農林水産省)	④	進捗中 検討中	・持続可能な森林経営を推進するため3カ国の対話に向けて、3カ国で、議題、時期、開催場所等について検討中。	・検討を促進する必要がある。	—	—	—	—	
第6節 田園地域・里地里山										
(総括) 農業環境規範の普及・定着など環境保全に配慮した営農活動やエコファーマーなどの推進、緊急捕獲などの鳥獣被害防止対策の実施しています。また、里地・里山の保全再生活動への支援、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムを通じた地域づくりなどの取組を行ったほか、重要文化財農耕の認定などを進めました。										
1 生物多様性保全をより重視した農業生産の推進										
180	○ 農業・肥料などの生産資材の適正使用などを推進することが重要であり、農業者ひとりひとりが環境保全に向けて最低限の取り組みを必要とする。環境規範の普及・定着を図ります。(農林水産省)	②	進捗中	・農業環境規範の普及・定着を図るため、農林水産省が実施する補助事業等の要件化等について、規範を関連付けすることを実施しており、平成25年度は38事業において実施されているところ。	・引き続き、要件化等の関連付けについて、毎年度の実態把握及び周知を行い、事業数の拡大に努めつつ、農業者への農業環境規範の普及・推進を図る。	—	—	—	—	
181	○ 農業については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査をしながら記録されており、さらに環境への影響が生じないよう、農業使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。(農林水産省)		進捗中	・農業登録に当たっては、我が国の農業形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き続き農業使用基準を適切に設定するとともに、農業危害防止運動等を通じて、農業の適正使用指導を推進した。特に、水産動植物の被害防止の観点から、水田において使用される農業の流出を防止するため、使用時期の変更を指導した。	・農業登録に当たっては、我が国の農業形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、引き続き農業使用基準を適切に設定するとともに、農業危害防止運動等を通じて、農業の適正使用指導を推進する。	—	—	—	・消費・安全対策交付金のうち農業の適正使用等の総合的な推進	
182	○ 「農業取締法」に基づき、水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の設定を進めます。(環境省)	②	進捗中	・平成24年5月1日以降新たに22農業について基準値を決定し、31農業について基準値設定を不要と判断した。	・目標年次までに全ての農業に対して登録保留基準値の決定が済むよう適宜検討会等を開催する。	全ての農業について201農業/543農業※基準値設定および登録保留基準等を決定(平成32年)	285農業	285農業	・農業リスク総合評価業務費	14
183	○ 鳥類の農業リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農業のリスク管理指針の推進を図ります。(環境省)	① ②	既に達成済み	・鳥類の農業リスク評価・管理手法マニュアルを策定した。(平成25年5月)	・農業メーカー等におけるマニュアルの活用状況を把握する。	マニュアルの策定(平成25年度)	暫定マニュアルを策定中(平成24年5月1日)	—	—	
184	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農業の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)	②	進捗中	・地域固有の生物多様性への農業の影響を評価することができているメソコズム試験法を開発中。	・地域において簡易メソコズム試験の実証実験を実施し、メソコズム試験法のガイドライン案を取りまとめる。	—	—	—	・農業による生物多様性への影響評価事業	
185	○ 農村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的根拠に基づく指標や影響評価手法の開発を検討し、農業が生物多様性に果たす役割を明らかにします。(農林水産省)	⑤	進捗中	・委託プロジェクトの課題「生物多様性を活用した安定した農業生産技術の開発」により生物多様性指標の開発を平成25年度より開始	・引き続き委託プロジェクトで対応	—	—	—	・委託プロジェクト「研究「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト」	
186	○ たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農業の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農業の使用を地域での慣行から原則5割以上削減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合などの先進的な取組を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・環境保全型農業直接支援対策を開始し、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha(前年比約2.5倍)と大幅増加したところ。	・引き続き、化学肥料・化学合成農業の5割削減の取組とセットで、生物多様性等の効果の高い営農活動の取組に対する支援を推進。	—	—	—	・環境保全型農業直接支援対策	
187	○ 化学肥料、農業を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをばくくむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、生産者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・全国段階での有機農業を推進するため、有機農業への参入促進のための相談窓口の設置、有機農業への参入希望者や市町村の窓口担当者に対する研修等の事業を実施した。(35箇所214人)・有機農産物の流通の更なる拡大を図るため、有機農産物マーケティングフェア(3カ所)や有機JAS制度に関する講習会を開催した。(3カ所、計6回)・地域段階の有機農業の取り組みを推進するため、有機農業により産地の収益力向上に取り組む地区協議会に対し支援を実施した。(24年度46地区)	・有機農業に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、新たな基本方針を策定し、中長期の目標設定を今後行う予定。	—	—	—	・有機農業総合支援事業 ・有機農業供給力拡大地区推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
188	○ 土づくり、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーについては、引き続き認定を促進するとともに、その取組を支援するため、全国のエコファーマーたちが連携し、先進的な技術や経験の交流を通じて相互の研鑽を深めるとともに、消費者などへの理解を促進するためのネットワークを拡大します。(農林水産省)	②	進捗中	・平成24年度末現在のエコファーマー累積新規認定件数は毎年着実に増加し、278,540件の累積新規認定件数になったところ。 ・消費・安全対策交付金を活用し、普及推進員等のGAP指導者等の養成やGAPの普及・導入活動を実施することにより、GAPの導入数は着実に増加している。	・エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたものの、新規認定件数の増加が1万件程度に鈍化しているため、関連施策(環境保全型農業直接支援対策)の推進と併せて、農業直接支援対策)の推進と併せて、引き続き、エコファーマーの新規認定件数の拡大を図る。	エコファーマー累積新規認定件数:34万 件(平成26年度)	エコファーマー累積新規認定件数:266,355件 (平成24年3月末)	エコファーマー累積新規認定件数:278,540件 (平成25年3月末)	・農業改良資金	15
189	○ 農業環境規範の内容を盛り込んだ農業生産工程管理(GAP)の普及を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・消費・安全対策交付金を活用し、普及推進員等のGAP指導者等の養成やGAPの普及・導入活動を実施することにより、GAPの導入数は着実に増加している。	・現在の取組を継続して進めて行く。	GAP導入産地数: 3,000産地(平成27年度)	GAP導入産地数:2,942産地 (平成23年3月末時点、 福島県を除く)	GAP導入産地数:2,462産地 (平成24年3月末時点)	・食の安全・消費者の信頼確保対策費	16
190	○ 野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出し・維持する農法や管理手法などについて事例を収集し、結果を生物多様性条約やラムサール条約の会議などの国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。(農林水産省)	① ④	進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実施する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。 ・生物多様性条約第11回締約国会議では、我が国の提案により、内陸水に関する決議X/23において、水田等の農業生態系の重要性を認識する決定X/34を想起することが決定された。	・引き続き「生きものマークガイドブック」の配布を通して、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。 ・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	—
191	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きもの生息・生育状況、周辺環境、草農関係などを紹介し、農業者へ取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	①	進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実施する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。	・引き続き「生きものマークガイドブック」の配布を通して、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。 ・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	—	—
192	○ 地域住民を含む多様な主体の連携による里山資源の継続的かつ多様な利用を促進します。(農林水産省)	②	進捗中	・地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全管理等の取組に対する国が支援を行っている。	・引き続き継続して取組を進めていく。	里山林資源を活用し、取り組む団体数を平成26年度までに20%増加	里山林資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数:466(平成22年度)	里山林資源を活用した持続可能な活動に取り組む団体数は平成23年度741団体(平成23年度)であり、132%に増加した。	・森林・山村多面的機能発揮対策	17
2 生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進										
193	○ 土づくり及び施肥の推進については、耕畜連携の強化による家畜排せつ物由来のたい肥や食品副産物由来のたい肥の利用の促進など土づくりに取り組むとともに、土壌診断に基づき、たい肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案した合理的な施肥を推進し、土壌微生物の生息数、多様性など土壌の生物学的性質を維持・向上させることなどにより、地力の維持・増進に努めます。(農林水産省)	②	進捗中	・堆肥による土づくりの促進を図るため、強い産業つくり交付金において有機物等共有施設を整備を支援しているところ。 ・施肥体系転換推進のための施肥指導体制の強化及び土壌診断等を活用した施肥低減の取組等の適正施肥の取組の支援を行った。 ・適正施肥の推進のため、減肥基準策定(改定)に向けた取組及び土壌診断等を活用した施肥低減の取組等の支援を行った。	・引き続き、堆肥を利用した土づくりの促進を図るとともに、堆肥などの有機質資材に含まれる肥料成分を勘案するなどの合理的な施肥を推進。	—	—	合理的な施肥を行うための減肥基準を33県で、有機物の施用に対応した減肥基準を37県で策定。	・強い農業づくり交付金 生産環境総合対策事業のうち施肥体系緊急転換対策 生産環境総合対策事業のうち肥料対策	—
194	○ 土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑制、物質循環に大きな関わりを持つ土壌微生物について、農業生産への活用を図るため、それらの働き の解明などの基礎技術の開発を推進します。(農林水産省)	⑤	進捗中	・土壌の肥沃度や土壌病害の発生・抑制について、委託プロジェクト中の課題「有機農業を特徴づける客観的指標の開発と安定生産技術の開発」や「土壌微生物診断技術等の開発」等により土壌微生物相の解析を実施。	左記の基礎技術の開発: 平成32年	—	—	—	・委託プロジェクト・研究「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト」	—

[illegible]

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
201	○ ほぼ整備などの基礎整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れ、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基礎整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・平成24年度は、9地区にて実施し、地区の特徴的な希少生物の保全に配慮した排水路、ため池、バイオープ、水路整備を実施した。	・平成24年度で事業が完了したことから、整備施設の今後の維持管理及び保全管理活動をどのように継続していくかが課題。	－	9地区で事業を実施中 (平成24年度)	－	・精土地改良事業費補助	
202	○ 有機農業をはじめとした環境保全型農業を推進するとともに、農業者に対する生物多様性保全の視点に立った栽培技術の導入に向けた支援など、生物多様性保全の取組を一層推進します。(農林水産省)	②	B-2 進捗中	・環境保全型農業直接支援対策を開始し、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha(前年比約2.5倍)と大幅増加したところ。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセロリで、生物多様性等の効果を高い量産活動の取組に対する支援を推進。	－	－	－	・環境保全型農業直接支援対策	
203	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生育・生育地となることにも都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	C-1 進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積:960ha、特別緑地保全地区指定面積:43ha、近郊緑地特別保全地区指定面積:201ha、市民緑地の指定面積:82haが増加し、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	－	都市公園等整備面積: 15096ha、99874ha箇所 (平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積2412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3718ha、30地区 (平成24年3月) 定面積3517ha、27地区 (平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定 面積97330ha、25区域 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地 地区:指定面積6428ha、60 地区(平成23年3月) 歴史的風土保存区域:指 定面積20083ha、32区域 (平成23年3月) 市民緑地の契約締結面 積904899㎡、162か所 (平成23年3月) 緑化地域制度: 60425ha、3地域(平成23 年3月)	都市公園等整備面積: 119016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積2412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3718ha、30地区 (平成24年3月) 定面積3517ha、27地区 (平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定 面積97330ha、25区域 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地 地区:指定面積6428ha、60 地区(平成24年3月) 歴史的風土保存区域:指 定面積20083ha、32区域 (平成24年3月) 市民緑地の契約締結面 積986953㎡、172か所 (平成24年3月) 緑化地域制度: 60425ha、3地域(平成24 年3月)	・里地里山保全活用行動推進事業	
204	○ 全国の里地里山保全活動の取組の普及とするため、特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信します。また、各地域の取組の課題を解決するため、「里地里山保全再生計画策定の手引き」の活用を推進しつつ、研修会や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	① ②	進捗中	・特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として事例集を整理し、情報発信した。また、研修会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を毎年実施している。	・保全活動への関心の高まり、面的広がりが認められてきたことから、研修会の開催は平成25年度までとし、翌年度からは講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援のみを実施する。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
205	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など、里地的な地域での試行的な取組を通して検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、試行事例を整理した。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けた参考となるガイドラインを作成し、各地域へ普及を行っている。	・今後は、草本質系バイオマス利用の試行的な取組を通じ、有効活用手法の確立に向けた検討を実施する。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けたガイドラインについては引き続き普及を図る。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
206	○ 里地里山の保全再生活動への参加促進や担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣などの技術支援を実施します。(環境省)	① ②	進捗中	・ホームページを開設し、保全再生活動への参加促進や活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系管理などに関する専門家などの人材登録・派遣などの技術支援を実施している。	・今後も引き続き、情報の更新等を行い実施する。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	
207	○ 地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト1000(里地里山)の取組を進め、里地里山環境の指標となる動植物の生育・生育状況を把握します。また、保全活用の目標設定や活動の取組による推進効果の検証手法について検討します。(環境省)	② ⑤	進捗中	・モニタリングサイト1000(里地里山)において、全国の調査地点で日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施した。また、保全活用の目標設定等については、現在、全国の里地里山の保全活用の実態等の把握を行っている。	・モニタリングサイト1000については、現在、全国の里地里山の保全活用の実態等の把握を行っている。	－	－	－	・里地里山保全活用行動推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
208	○ 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的・生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)	① ②	進捗中	・全国各地で取組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、発信した。	・引き続き、検索可能なデータベースとしてホームページ上で情報提供を行い、全国への波及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
209	○ 文化的な価値を有する棚田、段々畑、集落等の景観を「重要な文化財景観」として選定し、保存・活用の推進を図ります。(文部科学省、環境省)	③	進捗中	・平成23年9月から平成25年9月にかけて、重要文化的景観については、11件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は35件、平成23年9月から平成25年9月で45.9%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から、地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	—	—	・有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
210	○ 里地里山の自然環境の保全活動各地域に届け付いた適切な維持管理方法を進めるため、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地利用者、企業などの多様な主体の連携による取組を進めるための計画策定について支援します。(環境省)	① ②	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業により、平成25年度までに13自治体に対し活動計画作成の支援をしており、里地里山の保全活動が多く含まれている。	・地域生物多様性保全活動支援事業を通じて計画策定支援は行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を受け終了するが、計画作成予定団体を対象とした意見交換会や地域連携保全活動計画に取り組み地域等を対象に助言・指導を行うためのアドバイザー派遣事業により支援していく。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業(里地里山保全活用行動推進事業)	
211	○ 里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するため意識向上を図るとともに、不法投棄の防止に向けて地方公共団体などとの情報交換・相互協力ネットワークを強化します。(環境省)	①	進捗中	・全国ごみ不法投棄監視ネットワーク(5月30日～6月5日)を設定し、市民、事業者、行政が連携して、監視活動や啓発活動を実施した。	・不法投棄等の防止に向けて、引き続き、監視活動や啓発活動に取り組む。	—	不法投棄等の未然・拡大防止対策を強化するため、「全国ごみ不法投棄監視ネットワーク」を設定する等、国・都道府県や市民等が連携して不法投棄等の撲滅に向けた取組を実施	—	・不法投棄等の未然防止等対策 ・産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業	
7 草地の整備・保全・利用の推進										
212	○ 生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を持続するための放牧の取組推進や草地の整備・保全に対する活動について支援を行います。(農林水産省)		進捗中	・耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田等を有効に利用するため、地域の実情に応じた飼料自給率の向上を推進するための草地の整備・保全や、放牧などの技術指導を支援。	・引き続き生物多様性の維持を図りつつ飼料自給率の向上を図るため、放牧等の取組を推進するための技術指導を支援。	—	—	—	・農業技術の基本指導「」に基づく放牧に係る技術指導などを推進	
213	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
214	○ 自然公園の保護管理において、阿蘇の草原景観など里地里山景観の保全を推進します(環境省)	②	進捗中	・阿蘇くじゅう国立公園において、自然再生事業を実施し、阿蘇草原の保全・再生、草原景観の保全を推進している。	・引き続き、草原の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費 (里地里山保全活用行動推進事業)	
215	○ 里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマスの有効活用手法の確立とその普及により草地の保全・利用の推進を図ります。(環境省)	② ③	進捗中	・里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマスの有効活用手法について、平成24年度より検討している。	・草本質系バイオマス資源については、平成24年度の検討において、燃料利用の可能性が確認できたことから、今後は、バイオマスの有効活用手法の確立に向けた検討を行い、有効活用手法の普及により、草地の保全・利用の推進を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
8 里山林の整備・保全・利用活動の推進										
216	○ 林業の振興を図る中で多様な生物の生育・生息環境を保全します。(農林水産省)	④	進捗中	・林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に貢献した。	・引き続き、林業の振興を図るとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に努める。	—	—	—	—	
217	○ NPO等による森林づくり活動など、国民が森林を身近に感じるための取組を促進します。(農林水産省)	①	進捗中	・NPO等による森林づくり活動に対して支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・日本の森林づくり、木づかい国民運動総合対策事業	
218	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息・生育地となるとともに都市における生物種の供給源等となる緑地の確保を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
第7 都市										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
(総括) 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定推進をはじめ、都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の新規指定など、都市における緑地の確保や水と緑のネットワークの形成、生きものの生態、生育空間の確保を進めました。また、道路整備にあたっては動物のロードキルの回避をはじめ、生態系への配慮や地域の環境と調和した緑化等の取組を行いました。										
1 都市におけるエコジョナルネットワークの形成										
219	都市公園等、都市における生態系ネットワーク(エコジョナルネットワーク)の形成を促進します。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
2 緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定										
220	平成22年に策定された「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進します。(国土交通省)	① ③	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	—	緑の基本計画策定自治体:648自治体(平成23年3月)	緑の基本計画策定自治体:650自治体(平成24年3月)	—	
221	未策定市町村における緑の基本計画の策定等を促進するとともに、既に策定済みの市町村についても、策定後一定期間が経過したものについては、社会情勢の変化などに対応した見直しを進めます。(国土交通省)	① ③	進捗中	・緑の基本計画については、平成23年度には新たに2市町村において策定、13市町村において見直しを実施され、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑の保全・創出の計画的実施を行うため、緑の基本計画の策定および見直しをより一層推進する。	—	緑の基本計画策定自治体:648自治体(平成23年3月)	緑の基本計画策定自治体:650自治体(平成24年3月)	—	
222	緑の基本計画の実現を図るため、引き続き、緑地の保全や緑化の推進を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	
223	都市の生物多様性指標の提示等、地方公共団体における都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等を把握し、都市の生物多様性の確保の取組を促進します。(国土交通省)	①	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成25年5月に「都市支援の観点から、平成25年5月に「都市の生物多様性指標(案)」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を促進した。	「都市の生物多様性指標(案)」の普及啓発に努め、都市の生物多様性の確保の取組を促進する。	—	—	—	—	
3 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進										
224	都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積:960ha、特別緑地保全地区指定面積:43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:20ha、市民緑地の指定面積:82haが増加し、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進する。	—	都市公園等整備面積:118,056ha、99,874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,369ha、419地区(平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,517ha、27地区(平成23年3月) 近郊緑地保全区域:指定面積97,330ha、25区域(平成23年3月) 市民緑地の契約締結面積:904,899㎡、162か所(平成23年3月)	都市公園等整備面積:119,016ha、101,111箇所(平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定面積2,412ha、442地区(平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,718ha、30地区(平成24年3月) 近郊緑地保全区域:指定面積97,330ha、25区域(平成24年3月) 市民緑地の契約締結面積:966,953㎡、172か所(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
225	埋立造成地や工場などからの大規模な土地利用転換地などの自然的な環境を積極的に創出すべき地域などにおいて、干潟や湿地、樹林地の再生、創出など、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進します。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には新たに都市公園等整備面積が960ha増加し、生物多様性の確保に資する良好な自然的環境基盤の整備を推進し、緑地の保全・創出・再生を推進した。	・生物多様性の確保に資する自然再生緑地整備事業を引き続き推進することが必要。	—	都市公園等整備面積:118,056ha、99,874箇所(平成23年3月)	都市公園等整備面積:119,016ha、101,111箇所(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
226	自然環境に関する詳細な調査、一帯の集積に取り組むとともに、それを踏まえたうえで、必要に応じて、豊かな自然を保全できるような路地の選定や、地形・植生の大きな変化を避けるための構造形式の採用に努めます。(国土交通省)	B-1	進捗中	・環境と調和した道路の整備を進めるとともに、計画を策定する段階において、地元住民や関係機関等から環境面の意見も聞きながら、手続きを進めた。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
227	○ 動物の生息域分断の防止や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動物の道路横断構造物や、動物注意の標識を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備に努めます。(国土交通省)		進捗中 B-1	・道路において動物の生息域が分断されるような場合においては道路横断施設の設置や、侵入防止柵、注意標識の設置により、生息地の分断回避とロードキルの回避を図った。 ・道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を推進した。	・生態系に配慮した道路の整備を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
228	○ 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存ストックも含めて、地域の気候や土壌などの自然条件に最も調和した樹種の活用などにより再緑化を行い、できる限り自然に近い状態に復元します。(国土交通省)		進捗中 B-1	・道路整備にあたって周辺の自然環境の現状と調和しながら、樹種の樹種などを工夫することにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)	・地域の環境と調和した樹種を用いて緑化を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
229	○ 地域においては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、樹種の樹種などを工夫することにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)		進捗中 B-1	・道路整備にあたって周辺の自然環境の現状と調和しながら、樹種の樹種などを工夫することにより、動物の生息・生育環境の形成に積極的に取り組めます。(国土交通省)	・動物の生息・生育環境の形成の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・道路事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全交付金	
230	○ 過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全、創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。(国土交通省)		進捗中	・下水事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水・下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	・引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金	
231	○ 生態系への配慮が必要な水域において、なみ放流(放流失の生簡などに配慮(水質、水温、養分防止)した下水処理水の放流形態(自然浄化、貯留池、浸透など)などの検討を推進します。(国土交通省)		進捗中	・地域特性に応じて季節別に処理水質を変更する季節別運転について検討中。	・季節別運転について検討結果をとりまとめ、地域特性に応じた下水処理を推進する。	—	—	—	—	
232	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や閉鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高度処理化や合流式下水道の改善、アンポイント対策を推進します。(国土交通省)		進捗中 B-3	・流域別下水処理計画の策定・見直しを進め、これに基づき下水処理施設の高度処理を推進しているとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。	・引き続き流域別下水処理計画の策定・見直しを進め、これに基づき下水処理施設の高度処理を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金 全交付金	
233	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な観点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		進捗中	・下水事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水・下水処理水を利用したせせらぎ水路等の整備について補助制度を設けている。	・引き続き、雨水貯留浸透施設の設置やせせらぎ水路等の整備を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金 全交付金	
234	○ 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の産学官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力を推進します。(国土交通省)		進捗中	・平成24年度は、ベトナム、インドネシア、マレーシア、ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を実施した。 また、インドネシアの下水道計画担当者を対象に本邦研修を実施し、本邦下水道技術に関する理解の醸成を行った。 ・国際標準化に関しては、平成24年7月には、ISO水の国際ワークショップを神戸で開催し、優先的にISO規格を開発すべき項目として、我が国が優位性を発揮する、排水再生利用、下水汚泥有効利用、浸水対策等の14項目が決定された。このワークショップの結果を踏まえ、ISO水のタスクフォースが「神戸宣言」をISO技術管理委員会へ報告した。 また、ISO技術管理評議会において「水の再利用」に関するISO専門委員会(ISO/TC282)の設置が決まり、日本が幹事国を担うこととなった。	・当該施策は平成21年度より実施しているが、東南アジア諸国の政府機関との関係構築については着実に進展していることに伴い、政府間協議やセミナー開催数が増加しており、また、本邦下水道技術に対する理解の醸成については、ベトナム、インドネシアにおいて推進工法に対する理解の醸成について進展が見込まれた。このことから、ベトナムにおいて新たに推進工法の規格策定支援を行う予定である。 ・国際標準化に関しては、ISO5500xの発行が早ければ平成25年内に迫っており、早急な対応が迫られていることから、今年度は地方公共団体、企業を対象とした試行認証を実施する予定である。また、ISO/TC282に関しては、我が国が強みを有する廢処理技術の国際競争力向上に向けて国際規格策定を幹事国として主導する予定である。	—	—	—	・下水道分野の水ビジネス国際展開経費	
235	○ 行為規制に伴う発生権や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中 C-1	・平成23年度は、新たに、特別緑地保全地区指定面積:43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:201haが増加した。都市域において緑地の保全等を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	特別緑地保全地区:指定面積2,369ha、419地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,517ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区:指定面積2,412ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区:指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
236	○ 生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然的環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)	③	進捗中 C-1	・制度の普及啓発を行い、地方公共団体ににおける取組を支援した。	・引き続き活用化に向けて普及を推進する。	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
237	○ 多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制 度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。 (国土交通省)	③	進捗中	【施策番号58(に同じ)】	【施策番号58(に同じ)】	—	【施策番号58(に同じ)】	【施策番号58(に同じ)】	—	
238	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方 公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。 (国土交通省)	③	進捗中	【施策番号224(に同じ)】	【施策番号224(に同じ)】	—	【施策番号224(に同じ)】	【施策番号224(に同じ)】	【施策番号224(に同じ)】	
239	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施 設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助 を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全 区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに近郊緑地特 別保全地区201ha が指定されるなど、 生物の多様性を確保する観点から、近 郊緑地保全区域などの指定の促進に向 けた取組を推進し、連続性のある生きも のの生息・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組 みを推進。	—	近郊緑地保全区域面積: 97,330ha、26区域(平成 24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,517ha、27地 区(平成23年3月)	近郊緑地保全区域面積: 97,330ha、26区域(平成 24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地 区(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
240	○ 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機 能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラ のブランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき 区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく 検討を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、「都市の環境・インフ ラのブランドデザイン」から得られた知 見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地 区201haを追加指定し、大規模な緑地 空間を確保した。	・保全すべき区域における地域指定に 加え、生物の生息空間の保全施策の強 化が必要。	—	【施策番号239(に同じ)】	【施策番号239(に同じ)】	・社会資本整備総合交付金	
241	○ 近郊緑地保全区域では、生物多様性やその地さまで多様な目的 のための活動が行われており、行為規制だけでなく管理協定制 度の活用や多様な主体との連携により、近郊緑地の適切な管理・保 全を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・近郊緑地保全区域域内、保全活動を 行う多様な主体との連携による、近郊緑 地の適切な管理・保全の施策を検討し、 緑地を保全・管理する活動について支 援した。	・生物の生息空間の保全施策の強化が 必要。	—	【施策番号239(に同じ)】	【施策番号239(に同じ)】	・社会資本整備総合交付金	
242	○ 生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公 共団体が行う行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、施設の 整備に対し、支援を行います。(国土交通省)	③	進捗中	・歴史的風土保存の観点から緑地を指 定し、一定の行為を規制することで、生 きものの生息・生育空間を確保した。	・平成16年の都市緑地法及び都市公園 法改正により都市の緑地の保全及び緑 地の推進を図る制度の充実が図られて おり、それらをきめめた各種施策の総合 的な展開をより一層推進することが必要	—	歴史的風土特別保存地 区:指定面積6,428ha、60 地区 歴史的風土保存区域:指 定面積20,083ha、32区域 (平成23年3月)	歴史的風土特別保存地 区:指定面積6,428ha、60 地区 歴史的風土保存区域:指 定面積20,083ha、32区域 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
243	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方 公共団体が行う都市公園の整備、古都における歴史的風土の保 存などを支援します。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等 整備面積:960ha、特別緑地保全地区指 定面積:43haが増加。歴史的風土保存 の観点から緑地を指定し、一定の行為 を規制することで、都市における水と緑 のネットワーク形成を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組み を推進。	—	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積24,12ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地 区:指定面積6,428ha、60 地区 (平成24年3月) 歴史的風土保存区域:指 定面積20,083ha、32区域 (平成24年3月) 市民緑地の契約締結面 積986,953㎡、172か所 (平成24年3月) 保存樹林:8,616件 (平成24年3月) 緑化施設整備計画認定 制度 280,472㎡、28件 (平成24年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積24,12ha、442地区 (平成24年3月) 近郊緑地特別保全地区: 指定面積3,718ha、30地区 (平成24年3月) 歴史的風土特別保存地 区:指定面積6,428ha、60 地区 (平成24年3月) 歴史的風土保存区域:指 定面積20,083ha、32区域 (平成24年3月) 市民緑地の契約締結面 積986,953㎡、172か所 (平成24年3月) 保存樹林:8,616件 (平成24年3月) 緑化施設整備計画認定 制度 280,472㎡、28件 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
244	○ 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持・創 出し、都市における生物の生息・生育の場を提供していることか ら、今後も制度の的確な運用を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・樹林地・水辺地など、良好な自然環境 の維持・創出しに資する風致地区の指定 を推進し、生きものの生息・生育空間を 確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組 みを推進。	—	風致地区 面積169,599ha (平成22年3月)	風致地区 面積170,738ha (平成23年3月)	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
245	○ 平地林や屋敷林などの既存の緑地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地制度を活用し、都市における生物の生息・生育地の保全・再生、創出を推進します。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに、市民緑地の契約締結件数：10件、市民緑地の指定面積：82haが増加し、生きものの生育・生息空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	市民緑地の契約締結面積：904,899㎡、162か所 保存樹指定：70,589本 保存樹林：8,645件 (平成24年3月)	市民緑地の契約締結面積：904,899㎡、162か所 保存樹指定：70,589本 保存樹林：8,645件 (平成24年3月)	—	
246	○ 都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができ、今後も生産緑地地区制度の確かな運用を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・生物の生息・生育環境に資する生産緑地地区の指定を推進し、生きものの生息・生育空間を確保した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	地区数64,787 面積14,190ha (平成23年3月)	地区数64,692 面積14,190ha (平成23年3月)	—	
247	○ 市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な緑地についても、特別緑地保全地区や市民緑地の活用を推進し、土地所有者の意向に適切に対処しつつ、その保全を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積：43ha、市民緑地の指定面積：82haが増加し、民有地における緑地保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	緑地協定：5,755ha、1,886件 特別緑地保全地区指定面積：23,689ha、419地区 市民緑地の契約締結面積：904,899ha、162か所 保存樹指定：70,589本 保存樹林：8,594件 (平成23年3月)	緑地協定：5,694ha、1,895件 特別緑地保全地区指定面積：24,12ha、442地区 市民緑地の契約締結面積：904,899ha、162か所 保存樹指定：70,589本 保存樹林：8,645件 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金	
248	○ 緑化地域制度、緑化施設整備計画認定制度などの制度については、民有地の緑化を推進するために有効な制度であることから、制度の普及も含めた一層の推進を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに、1件の緑化地域制度の活用が増加し、民有地における緑化を推進した。	・制度のより一層の運用に向けて普及に努める。	—	緑化地域制度：80,425ha、3地域(平成23年3月) 緑化施設整備計画認定制度：280,472㎡2、28件 (平成23年3月)	緑化地域制度：80,621ha、4地域(平成24年10月) 緑化施設整備計画認定制度：280,472㎡2、28件 (平成24年3月)	—	
249	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じて地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果を出し、一層の促進を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、新たに、屋上緑化施設面積：25ha、壁面緑化施工面積：89haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	屋上緑化施工面積：304ha 壁面緑化施工面積：39ha (平成23年3月)	屋上緑化施工面積：330ha 壁面緑化施工面積：48ha (平成24年3月)	—	
250	○ 工場の立地に際しては、周辺地域の生活環境との調和を保つため、工場立地法に基づき緑地の確保を図ります。(経済産業省)	③	進捗中	・工場立地法に基づき、一定規模以上の工場等に対する緑地規制を実施し、緑地の保全を行っている。	・工場立地法に基づき、緑地規制を実施し、緑地の保全を行う。	—	—	—	—	
4 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など										
251	○ 全国「みどりの愛護」のつどいについて、国営公園又は全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。(国土交通省)	① ③	進捗中	・地域住民による緑化活動など、さまざまな普及啓発活動を通じて、国民のみどりに対する意識の向上および生物多様性についての理解を推進した。	・緑豊かな美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	
252	○ 開発事業における緑に囲まれる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。(国土交通省)	① ③	進捗中	・平成24年には新たに2サイトが認定され、事業者による緑地保全・再生活動に対する取組みを推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進した。	・制度の一層の活用を促進する。	—	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数：32件 (平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数：22件 (平成24年12月)	—	
253	○ 緑化活動に取り組み地域の団体に對して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)	③	進捗中	・多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	・緑豊かな美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。	—	—	—	—	
254	○ 地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、積極的な情報発信し、国民への理解に努めます。(国土交通省)	①	進捗中	・国土交通大臣賞「循環のみち下水道」にて優れた取組を実施している自治体やNPO団体を表彰することにより積極的な情報発信している。	・引き続き「循環のみち下水道賞」において様々な団体の優れた取組を表彰し、積極的な情報発信に努める。	—	—	—	—	
第8節 河川・湖沼など										
(総括) 河川管理にあつたての多自然川づくりの推進、魚類の遡上環境の改善や総合的な土砂管理など上流から下流に至る取組に努めているほか、水質の維持・改善や自然再生事業を実施しました。また、生物相をはじめとした各種調査結果の計画策定や事業実施への活用、地域における水辺に親しめる場・機会の提供などを進めています。										
1 生物の生息・生育環境の保全・再生										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
255	○「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な景観を保全・創出するために、河川管理を行うこととされています。これはすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び通河川における調査、計画、設計、施工・維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。引き続きその取り組みの推進を図っていきます。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
256	○失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、エコロジカル・ネットワークの形成に取り組む、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・多様な主体と連携しながら広域的に生態ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進している。	引き続き、多様な主体と連携しながら広域的に生態ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進していくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
257	○事業の計画・実施にあたっては、地域のNGOや関係団体、学識者などと広範かつ積極的な連携を図りつつ実施計画を定めるなど、できる限り科学的な知見に基づいて、幅広い地域合意のもとで事業を進めていきます。(国土交通省)	① ③ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいる。	引き続き、地域のNGOや関係団体、学識者等と一体となり自然再生事業に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
258	○自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う事業に取り組んでいます。(国土交通省)	③ ⑤	B-1 E-2	進捗中	・自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れている。	引き続き、自然のレスポンスを確認し、必要に応じてフィードバックを行う順応的な管理を事業に取り入れていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
259	○エコロジカル・ネットワークの形成のため河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分断した施設を含む河川の広い範囲で産卵場、生育場及び索餌場などの生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりに取り組んでいます。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
260	○魚道の向上、高水敷の設置などによる河川に流入し出す水路との連携の解消、水生動植物の生育場の再生、自然化などにより、河川と流域の水路、池、沼、田んぼなどの水域の連続性の確保に努め、関係機関が連携して、流域全体として連続性(エコロジカル・ネットワーク)を改善していきます。(国土交通省、農林水産省、環境省)	① ③	B-1 C-1	進捗中	・施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚道の向上・降下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
261	○ダム事業の実施にあたっては、計画段階より十分に自然環境へ配慮するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境保全措置を講じるなど、多様な生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていきます。また、供用後の調査成果をダム事業の計画や影響評価に反映させるよう努めていきます。(国土交通省)	③ ⑤	A-1	進捗中	・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めている。	引き続き、実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息・生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるように努めていくものとする。	—	—	—	—	
262	○都市周辺に広がる山麓斜面において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を整備することや荒廃地における樹林帯の整備など緑化対策を推進することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がるヒートアイランド現象の保全・再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。また、里地里山地域においては、社会環境の変化によって生活と一体となった管理が不十分になり荒廃した流域斜面が拡大し、土砂災害及び洪水災害発生などの恐れが高まっていることから、地域と協働して、地域の関係村を活用した斜面整備や風倒木の処理などを実施することにより荒廃流域の復元や斜面からの土砂流出等を抑制するための対策を推進することで地域防災力を高めるとともに、自然環境や生物多様性の保全に寄与します。(国土交通省)	① ②	B-1 C-1	進捗中	・当該施策を実施するにあたり、市民・企業等と連携し樹林帯を整備することで社会への浸透及び住民と自然の関係の再構築の推進に努めている。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、環境にも配慮した事業を実施する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
263	○優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの渓流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は、景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境や景観に配慮した施設整備等を実施している。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、良好な渓流環境の再生を図る。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
273	○ 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた地域の人々により、引き締まり、コイヘルペスウイルス病などに対する疾病対策を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・内水面漁業者の行方カワウ・外来魚の駆除等の取組を支援することにより、外来魚やカワウの被害防止対策を講じた。 ・アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病等の水産疾病について、検査及び発生状況調査等を実施し、必要なまん延防止措置を講じたところ。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。 ・引き締まり、水産疾病のまん延防止のための検査及び調査等を行う。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	
274	○ 産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・漁業者を中心とした地域の人々が実施する産卵場や種苗生産施設等の整備を支援することにより、内水面の生態系保全対策を講じています。	・内水面魚類の生息環境の改善に向けて、現在取組を継続して進めていく。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・産地水産業強化支援事業	
275	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き締まり河川における外来種対策を進めていくとともに、外来種生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していきます。(国土交通省、環境省)	② ③ ⑤	進捗中	・河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組を継続的に実施されている。また、河川における外来植物や外来魚の効果的な対策を検討し、検討成果として平成25年度中に外来種対策の手引きと事例集を公表予定。 ・オオクワナバス等防除モデル事業を実施した。	・外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。 ・オオクワナバス等については、モデル事業実施地域においては一定の効果が得られた地域があった一方、依然として広域に定着していることから全国的な防除を推進する必要がある。引き締まり特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・特定外来生物防除等推進事業	
276	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。(環境省)	②	進捗中	・環境中予測測度算定のパラメータに関するデータベースを作成し、地域差の統計学的分布を推定した。また既存の毒性試験の結果をデータベース化するなどにより種の感受性分布の解析を行った。	・環境中予測測度算定に統計学的手法を導入するとともに、その検証のための河川水中農薬濃度のモニタリング調査を行う。また、種の感受性分布によるリスク評価手法の妥当性の検証を行う。	—	—	—	・農薬水域生態リスクの新たな評価手法 ・確立事業	
2 水環境の改善										
277	○ 国が指定する類型指定が未了の水域については、対象水域の情報を収集・整理し、国で、水生生物保全環境基準類型指定専門委員会の審議に諮り、順次、類型指定の検討を行っていきます。(環境省)	③	進捗中	・平成24年11月に2水域、平成25年6月に1水域の類型指定を行った。	・引き締まり、国が指定する類型指定が未了の水域について、対象水域の情報を収集・整理していき、類型指定の検討を行う。	—	—	—	・水域類型指定設定・県直し検討費	
278	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は、平成23年度末時点で37水域であった。残りの海域についても、審議に必要な資料がそろった水域から、順次検討を進めていきます。平成24年度末には40水域とします。(環境省)	③	既に達成済	・平成24年11月に2水域、平成25年6月に1水域の類型指定を行った。	・引き締まり、国が指定する類型指定が未了の水域について、対象水域の情報を収集・整理していき、類型指定の検討を行う。	40水域 (平成24年度末)	37水域 (平成23年度末)	40水域	・水域類型指定設定・県直し検討費	21
279	○ 「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成18年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る普及を図ります。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度に、ノリルフェノール及びLASを環境基準追加したことに伴い、通知を改正し、都道府県等に周知した。	・引き締まり、必要に応じ、通知を改正し、都道府県等に周知を行う。	—	—	—	—	
280	○ 毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度に、有害性の評価を行ったノリルフェノール及びLASについて、環境基準に追加した。	・引き締まり、毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進める。	—	—	—	・水生生物保全に係る環境基準策定費	
281	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)	③	進捗中	・水生生物の保全に係る環境基準への追加がなされたノリルフェノール及びLASについて、排水規制への追加の検討を行っている。	・引き締まり排水実態調査及び専門家の知見をふまえて検討を行う。	—	—	—	・排水対策推進費	
282	○ 「今後の河川水質管理の指針について(案)」(平成21年3月改訂)及び「今後の湖沼水質管理の指針について(案)」(平成22年6月)に基づき、河川・湖沼における生物の生息・生育・繁殖環境の指標である豊かな生態系の確保の観点から調査を実施します。(国土交通省)	② ③ ⑤	進捗中	・平成17年より、豊かな生態系の確保の観点から河川の水質調査を実施し、平成24年度は約60%(162地点/270地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)が得られた。 ・湖沼についても平成22年より水質調査を開始しており、平成24年度は、水質による評価では約36%(5地点/14地点)、生物による評価では50%(4地点/8地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)が得られた。	・引き締まり水質調査を実施。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
283	流出水対策及び湖辺環境保護地区制度に関する実態調査、水質データの取りまとめ及び各県へのヒアリングを行い、施策の効果を検証します。(環境省、農林水産省)	③	その他 B-3	・実態調査等により施策の効果検証を行ったところ指定湖沼において流出水対策が進められており、関係住民の啓発効果も見られる。 ・全国19湖沼にて難分解性有機物調査の実施。	・流出水対策の一層の推進と効果の把握が課題であり、これら課題への対応をとめ	平成24年度に取りま	—	—	・湖沼水質保全施設採組み再構築事業	
284	汚濁メカニズム解明のうち、定量的な解明が図られていない難分解性有機物、湖内生産される有機物について調査、検討を実施します。 また、水質障害、生態系の変化等を誘因する湖沼の要素・りん比の水質との関係解明及び管理手法の調査、検討を実施します。(環境省)	③	進捗中 B-3		・難分解性有機物等の水質汚濁メカニズムの解明。	平成25年度に取りま	—	—	・湖沼流域水循環健全化事業	
285	河川の水質浄化対策を引き続き進めるとともに、水環境の悪化が著しい河川等においては、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等、下水道管理者、下水道業者等、関係者が一体となり「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)」を策定し、水質改善の取組を重点的に実施します。(国土交通省)	② ③	進捗中 B-3	・当該施策は平成3年度から開始しており、「第二期水環境改善緊急行動計画」のもと、関係機関と連携して水質改善のとらぐみを実施。	・引き続き水環境の改善を図っていく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
286	農業用排水路などから河川・湖沼などへ排出される汚濁負荷量を削減する対策として、水路内における水質浄化施設整備や、農業排水を再利用することにより、水稻の生育による吸収や水田の持つ脱窒作用などにより汚濁負荷量を削減する循環かんがい施設の整備などを引き続き推進します。(農林水産省)	③	進捗中 B-3	・平成25年度は、水質保全対策事業(水質保全施設整備)を全国で3地区実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・農山漁村地域整備事業費	
287	「自然の浄化力を活用した新たな水質改善手法」に関する資料集(案)「平成22年3月」等を参考に、湖沼の生態系に保全・再生等による水質改善に取り組めます。(国土交通省)	② ③	進捗中 B-3 E-2	・霞ヶ浦等において、生態系の持つ自然浄化機能を活用した水質改善の取組を進め実施。	・引き続き、水質改善の取り組みを推進。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
288	地下浸透規制、地下水採取規制、モニタリング、雨水浸透施設の設置促進などによる地下水保全対策を引き続き実施するとともに、地域における地下水や湧水の保全・復活活動を推進するため取組を進めます。(国土交通省、環境省)	③	進捗中	・洪水対策として実施している流域貯留浸透事業により、雨水を一時的に貯留する施設を整備するほか、雨水浸透施設の設置に対して財政的支援を実施。 ・下水道管理者、河川管理者等の関係者が協力した雨水浸透施設の整備促進のため、浸透能力の低減を思ひ込んだ効果把握及び維持管理の考え方について整理し、「雨水浸透施設の整備促進に関する手引き(案)」として取りまとめた。 ・地下水汚染の未然防止のための制度を創設し平成24年6月施行、同制度を漸次実施している。 ・地下水環境基準項目において最も超過率の高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、各地域の状況に応じた、地域的・総合的な取組を推進するため、の制度を検討。	・平成23年の改正法施行時点に既に設置されていた施設については、構造基準等が3年間で通用廃止されるため、この期間において事業者の構造基準等への対応をより一層促進する。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、発生源が多岐にわたる(家畜排せつ物、施肥、生活排水等)、また面的な汚染であることから、排水規制等の一律規制・点源対策では限界があり、各地域の状況に応じた、地域的・総合的な取組を推進することが必要である。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・下水道関連事業予算	
289	冷水放流に対する対策として、貯水池内の任意の水深から取水できる選択取水設備を設置し、流入水温に近い水温層を選んで下流に放流します。(国土交通省)	③	進捗中 B-3	・選択取水設備を設置したダムにおいて適切な運用を図り、冷水放流対策を行った。	・今後も引き続き、選択取水設備等の設置・運用などにより、冷水放流対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
290	湧水の長期化に対して、適切な濁度の層の水を選んで放流でざる選択取水設備や洪水の終了により濁度が低くなった流入水について貯水池を迂回させて下流へ直接流す清水バイパスの設置、運用などにより、濁水の放流期間の短縮に努めます。(国土交通省)	③	進捗中 B-3	・選択取水設備や清水バイパスを設置したダムにおいて適切な運用を図り、濁水放流期間の短縮に努めた。	・今後も引き続き、選択取水設備や清水水の長期化対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
291	富栄養化対策として、貯水池内から空気を吹き上げ、表層と下層の水を混合させ水温を下げるのと同時に、水の対流を発生させる曝気循環装置などの設備を設置、運用し、フランクtonの増殖の抑制を図ります。(国土交通省、農林水産省)	③	進捗中 B-3	・曝気循環装置等を設置したダムにおいて適切な運用を図り、富栄養化防止に努めた。	・今後も引き続き、曝気循環装置等の設置・運用などにより、富栄養化対策に取り組む。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
292	河川における湧水の正常な機能を維持するために必要な流量である正常流量について、河川整備基本方針で設定するとともに、正常流量を確保するための方策として、ダムなどの既存施設の有効活用や水利用の合理化などを検討していきます。(国土交通省)	③	進捗中 B-3	・正常流量について、河川整備基本方針で設定したために、ダムなどの既存施設の有効活用や関係機関との調整による水利用の合理化などを検討・実施している。	・今後も引き続き、正常流量確保のための取り組みを推進する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
283	○ 清流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上に配慮した試験放流を実施し、これによりサケの遡上が復活するなどの効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の清流回復に取り組めます。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験に取り組んでいる。 ・昭和63年より発電水利権者の協力を得て取組を開始して以来、平成24年度末時点で約5,700km区間において流況が回復している。	・今後も引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進する。 ・引き続き、発電水利権者の協力を得ながら、対象発電所の水利権更新の機会などをとらえ進めていく。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
284	○ これまでも、各地で浄化用水の導入などが検討・実施されてきましたが、平成17年より全国7モデル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水源、水質などを調査するとともに、その結果に基づき、平常時の流量回復、水質改善のための水路の整備、維持管理及び活用方策などについての検討を進め、また、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」(平成18年3月)により、河川の流水を使用して環境用水を流通使用する場 合に必要な、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されており、今後とも地域の特徴に応じた清流の再生を促進します。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・環境用水の導入を円滑に行えるよう、明確化した水利使用の基準に基づき、地域合意の下、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図っている。	・引き続き、環境用水を目的とする水利に使用許可申請が提出されれば平成18年3月の取扱い基準に基づき審査を行った上で許可を行っていく。	－	－	－	－	
285	○ 農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の清流を再生させる取組を支援します。(農林水産省)	③		進捗中	・平成25年度は、3地区において環境用水を取得する取組を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・農業競争力強化基盤整備事業費	
286	○ ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なものとし ます。(国土交通省)	③	B-3 E-2	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験に取り組んでいる。	・今後も引き続き、河川環境の保全・改善のために、ダムの弾力的管理試験の 取り組みを推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
3 住民との連携・協働											
287	○ 引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っている。	・引き続き、自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っていくものとする。	－	－	－	－	
4 河川を活用した環境教育や自然体験活動											
288	○ 子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るために、川を 「子ども水辺」再発見プロジェクトを推進するとともに、川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進めます。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成24年度末現在、「子ども水辺」登録箇所295箇所となっている。 ・文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。	・「子ども水辺」登録後の活動の充実を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップを引き続き行うとともに、関係機関と連携し、水辺の活動をサポートする指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
289	○ 全国の市民団体及びその協議会などと連携し、川での体験活動 を支援・推進するあらゆる活動を、時代に合わせて総合的に展開し、特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けた指導者を養成する「指導者養成」の支援や、川で学ぶ体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のための啓発、情報提供等を実施している。 ・RACが行う「全国一斉1万人・川の流れて体験キャンペーン」の支援を通じて河川水難事故防止に資する人材育成の推進を図っている。	・引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。	－	－	－	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
300	○ 国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムの雨量・河川の水位などの情報を提供しています。また、急な増水による河川水難事故を防止するため、緊急的に取組事項などをまとめたアクションプランやその後の水難事故を受けて今後の具体的な対策等をまとめた報告書を取りまとめ、関係機関と連携した取組を推進するとともに、川の安全利用に関するリーフレットなどによる啓発などを実施します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のための啓発、情報提供等を実施している。 ・47都道府県において「川の防災情報」(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータ提供を実施。全国水難事故マップの整備を図り、危険箇所の情報提供を図っている。 (http://www.mizube-support-center.org/map/suinan/)	・引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。 ・また、全ての都道府県において「川の防災情報」(http://www.river.go.jp/)上で河川防災情報等のデータ提供を実施。	－	－	－	・治水事業等関係費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
301	○ 次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を高める機会として、「こども水レンジャー」の顕著な活動に対する表彰及び活動報告会により、これらの活動事例が、各地域で取りまわされている水環境保全活動の一環の啓発となるよう引き続きこども水レンジャーの取組を推進していきます。(環境省)	① ③	進捗中	・平成24年度は22団体からの応募があり、そのうち6団体に対して環境大賞等の表彰を行うとともに、受賞者の活動事例発表会を開催した。また、生物多様性の観点等から必要な専門的知識を普及・啓発するための指導者研修を17名の参加を得て実施した。 ・平成25年度も引き続き都道府県等の協力を得て実施している。	・事業実施における情報発信の工夫等を行い、継続的に事業効果の拡大を図っていく。	—	—	—	・水環境保全活動普及促進事業	
5 河川環境に関する調査研究										
302	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
303	○ 全国的な河川水辺の国勢調査の結果すべてを迅速に把握でき、全国的な分布の分析や、時系列的な傾向の把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関する多面的な分析が可能になること、情報公開に迅速に対応できることなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率的に行うとともに、当該情報を一般の多くの方々に提供することが可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を推進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・河川水辺の国勢調査の結果については、一般の方々に提供できるよう、電子化、GIS化し、HP上に公開している。	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・自然環境保全基礎調査費	
304	○ 平成19年3月に河川水辺の国勢調査の実施要領を改定し、基本調査のうち、魚類調査、底生動物調査については原則5年、植物調査、鳥類調査、両生類、爬虫類、哺乳類調査、陸上昆虫類など調査については原則10年でこれらの調査を進めるように進めるとともに、今後さらに一層の活用を図ります。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	
305	○ 流況が比較的安定している多摩川、流量変動の大きい千曲川、流送土砂量が多く多い砂洲が形成されている木津川、河川敷災害対策特別緊急事業により大規模な改修が行われている北川、自然復元型川づくりによって河道の蛇行再生を実施している糟淵川、広大なコンドクや河口部の汽水域などの環境を有する岩木川の6河川を対象として、今後、現地調査をベースにした、共同研究を進めます。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川、十勝川の5河川をフィールドとし、現地調査をベースとした研究が進められている。	・これらの調査結果を今後、河川における良質な生物の生息空間の保全・復元に資する復元工法等に広く反映させることが必要。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
306	○ 現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりに実施する際の河道計画、河床の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂還元などの具体的な施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する試みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)	① ③ ⑤	進捗中	・多自然川づくりに実施する際の河道計画、河床の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	・引き続き、多自然川づくりに実施する際の河道計画、河床の設計手法に反映させるための魚類の生息場所に関する調査・研究等を行っている。	—	—	—	・治水事業等関係費	
307	○ 市民の河川環境への関心を高める機会として、引き続き市民との協働による水生生物調査を実施します。(国土交通省、環境省)	① ⑤	進捗中	・当該調査は昭和59年より毎年実施しており、平成24年度は約6万人の参加を得て、全国の河川の2,432地点において調査を実施し、全体の59%の地点でサワカニやカワガエラ類等の指標生物の生息が確認され、「きれいな水」と評価された。	・引き続き水生生物調査を実施。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
第9節 沿岸・海洋										
(総括) 海洋の生態系サービスの持続可能な利用等のために、基礎情報の整理、島嶼における外来種駆除、許可漁業における規制の実施や資源回避措置ほか、各種の管理措置を行っています。また、藻場や干潟等の保全・創造・再生、地域も参加した海洋環境の保全・再生、漂着ゴミ対策や水質調査などの取組も進めました。										
1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
308	○ 葉場、干潟、サンゴ礁など浅海生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、海洋生物の希少性の評価方法を検討し、海洋の希少な生物の情報整備を図ります。(環境省、農林水産省)	⑤	進歩中 E-2	・モニタリングサイト1000において、葉場・干潟・サンゴ礁などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・また、海洋生物の希少性の評価手法について検討を行い、その手法に基づいた削減のその評価検討を開始。	・モニタリング調査は現在の取組を継続して進めいく。 ・海洋生物レトリブリストを平成28年度まで作成する事を目指す。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・海洋生物情報整備推進費	
309	○ 海流、気候、地形的条件などをもとに海域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生態や繁殖にとって重要な海域などに着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにします。(環境省)	⑤	進歩中 O-1	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要な海域の抽出作業を進めている。	・保護の強化が必要な海域の抽出。	平成25年度までに重要な海域抽出 要海域抽出 手(平成25年度まで)	平成23～25年度にかけて重要な海域抽出作業に着手(平成25年度まで)	—	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
310	○ 海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要な海域の危機要因を分析し、必要な対策を検討します。(環境省)		その他	・平成25年度に重要海域を抽出し終了してから着手予定。	・対策が困難な危機要因への取組が課題。	平成27年度までに重要な海域抽出 要海域の危機要因分析と対策の検討	平成23～25年度にかけて重要な海域抽出作業に着手(平成25年度まで)	—	—	
311	○ 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進めます。(環境省、国土交通省、関係府省)	⑤	進歩中 E-2	・モニタリングサイト1000において、葉場・干潟・サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。 また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本ノードであるJ-RON(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	・現在の取組を継続して進めて行く。	—	海洋政策支援情報ポータル	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
312	○ 海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下に明確化されたわが国における海洋保護区の設定のあり方に沿い、海洋生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区の設定の推進と管理の充実に努めます。その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとともに、個別的な管理の考え方のものに各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す。知床世界自然遺産地域多利用型統合的領域管理計画の事例なども参考にし、漁業者をはじめとした様々な利害関係者の合意形成を図ります。(環境省、関係府省)		進歩中 O-1	・海洋保護区の検討に資する基礎情報として、平成23～25年度にかけて重要な海域の抽出作業を進めている。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・重要海域の情報に基づき、海洋保護区の設定も含む管理の方向を検討。 (平成32年)	—	—	—	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	5
313	○ 国立・国立公園の総点検事業の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、広域的な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながりを考慮したうえで、海域における国立・国立公園の指定・再配置や海域公園地区の指定を進めます。さらに、海域公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種を定め、保全を推進します。(環境省)	③	進歩中	・平成25年2月に瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定するとともに、平成25年度中に慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園に海域公園地区を指定することを目指して、平成25年8月及び9月にそれぞれパブリックコメントを実施した。また、採捕規制区域及び採捕規制動植物については、海域公園地区の指定と併せて瀬戸内海国立公園で新規に指定を行っており、慶良間諸島国立公園及び山陰海岸国立公園においても海域公園地区の指定に併せて、指定を行うべくパブリックコメントの実施等の作業を進めている。	・引き続き、海域公園地区指定推進調査を進めるとともに、海域公園地区の新規指定や拡張を進める。	—	国立公園海域公園地区数:110箇所 国立公園海域公園地区数:68箇所 (平成23年度末)	国立公園海域公園地区数:114箇所 国立公園海域公園地区数:68箇所 (平成25年9月末)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
314	○ 国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群衆の修復などを行うほか、ウミカメの産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生に取り組まします。(環境省)	③	進歩中	・平成24年度は5つの国立公園でオニヒトデの駆除を行うとともに、11の国立公園においてウミカメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。	・引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	—	マリナーカー事業:海域を有する14国立公園で実施 (平成24年度)	マリナーカー事業:海域を有する14国立公園で実施 (平成25年度)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
315	○ 国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、ホームページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓蒙を推進します。(環境省)	③	進歩中	・平成24年度は、12の国立公園の沿岸において、86回自然観察会を開催。 ・平成24年度末までに2つの国立公園について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行った。	・引き続き国立公園の海域における適正な普及啓蒙を推進する。	—	—	—	・国立・国立公園新規指定等推進事業費 ・国立公園内生物多様性保全対策費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
316	○ 海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源対策を行うために、(環境省、関係府省) ○ 全国的又は国際的な鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の増幅を図ります。(環境省)	③ B-3 B-9	進捗中	・国立公園の海域公園地区内において、汚水や排水を規制し、海域の生物多様性の保全を図っている。	・引き続き、海域公園地区内においては法に基づく規制により、生物多様性の保全を図る。	—	—	—	—	
317	○ 指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の増幅を図ります。(環境省)	② O-1	進捗中	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	—	—	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	
318	○ 既存の制度等を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のために、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進するとともに、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、これを持続的に利用していくような海域も、効果的な保護区となりうるという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の選定を図っていきます。(農林水産省)	① B-2 O-1 ④	進捗中	・生物多様性に配慮した漁業推進事業において、資源管理手法としての海洋保護区の効果について、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施している。また、国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行うためのパンフレットの作成作業を実施している。	・引き続き海洋保護区の効果について総合的検証を推進し、海洋保護区の設定や管理の充実を適切に推進する。	—	—	—	・生物多様性に配慮した漁業推進事業	
319	○ 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用し、藻場・干潟の調査に関する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。(環境省)	⑤ E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。自然環境保全基礎調査については、沿岸域の調査の一環として藻場・干潟の調査を進めていく。	—	—	—	—	
320	○ 同節1. 2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。(環境省)		進捗中	多様性の保全のための保護区(参照)	多様性の保全のための保護区(参照)	—	—	—	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
321	○ 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海藻類、二枚目の垢、軟体動物及び魚場の増えなどの維持管理活動を推進します。(農林水産省)	③ B-2	進捗中	【水産基盤整備事業】 藻場・干潟の造成を平成24年度に738ha実施した。 【水産多面的機能発揮対策】 漁業者を中心とする活動協議会を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しているところ。本年度からの事業のため成果は次年度以降。	【水産基盤整備事業】 藻場・干潟の造成を平成24～28年度までの5年間でおおむね55千ha実施することを目指しており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。 【水産多面的機能発揮対策】 本年度以降も引き続き藻場・干潟の保全・造成に取り組む活動組織に対して支援を実施していく予定。	藻場・干潟の保全・創造 4,800(5,660)ha整備 (平成19～22(23)年度実績) (平成24～28年度)	藻場・干潟の保全・創造 4,800(5,660)ha整備 (平成19～22(23)年度実績) (平成24～28年度)	—	・水産基盤整備事業 ・水産多面的機能発揮対策	22
322	○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)	③ B-1 B-3	進捗中	・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松津の干潟の再生や、東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施し、水生生物が増加 や、深掘跡の埋め戻しにより青潮の要因となる貧酸素水塊の発生する場所の減少など、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	・引き続き浚渫土砂を有効活用した干潟・藻場の再生、深掘跡の埋め戻しを推進。	干潟の再生の割合：約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	—	・港湾整備事業費	23
323	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組めます。(農林水産省)		進捗中	・農業集落排水施設の整備推進が図られたことなどにより、平成24年度には農業集落排水処理人口普及率が87%(稲穂を除く)※となった。 ※東日本大震災の影響により調査不能な市町村が数あるため推定値。	・農業用水排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き稲穂、都道府県構想に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携し、効果的な施設の整備を推進する。	農業集落排水処理人口普及率 76%(平成28年度)	農業集落排水処理人口普及率 68% (平成21年度)	87.2% ※東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため推定値	・農山漁村地域整備交付金の内数 ・地域再生基金強化交付金の内数	24
324	○ 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)	③	進捗中	・漁業系資材の圧縮・減容技術の開発により、廃棄物スチロール・フロート等の運搬・処理経費の削減が達成され、一部の市町村で圧縮減容機が導入されている。	・漂流・漂着物及び漁業系資材のリサイクル技術の普及のため、更なるコストダウンを図るとともに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。	—	—	—	・漁場機能維持・管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業	

施策番号	基本的戦略	具体的施策	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
335	② ③	○ 種の保存法に基づき保護増進事業計画を策定している種については、その種の特性・生息状況や減少要因をふまえ、圧迫要因の除去又は軽減や、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の改善などを行い、様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図ります。(環境省、農林水産省)	進捗中	・平成24年10月に新にに保護増進事業計画を策定した全49種について保護増進事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育している希少野生動物植物種の保護管理に必要な巡視及び生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施した。	様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図る。 ・引き続き希少野生動物植物種の保護管理に必要な事業を推進する。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	
336	②	○ 北海道の利尻島や天売島、石川島の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。(環境省)	進捗中	・天売島においてウミガサスの捕食者の捕獲を行う等、海鳥の繁殖地として重要な離島において生息環境の保全を図っている。	引き続き生息環境の保全を図る。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	
337	②	○ 小笠原において海洋島に残された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外来種に抑制(かくらん)された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き国立公園内における海洋島独特の島嶼(とうしう)生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)	進捗中	・平成25年度、小笠原国立公園内において、種々の復元、外来種の駆除を目的とする自然再生事業を実施。	引き続き、島嶼生態系の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	
338	③	○ 沖縄県の石西礁湖においてはサンゴ群集の自然再生を推進しており、引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境省)	進捗中	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	—	—	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	
339	② ③	○ 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に検討します。さらに、草用対効果を確認したより効果的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。また、希少種の生息地や国立公園・保護林などの保護上重要な地帯を中心に外来種の防除事業を進めます。(環境省、農林水産省)	進捗中	・奄美大島及び沖縄本島やんばる地域におけるマングース防除のほか、アラウグマ防除モデル事業、オオウチハス等の防除モデル事業を実施した。モデル事業の成果を広く公表した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミクロウササギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、マングースの防除に資する情報収集等を実施した。	・マングース防除事業については、科学的な検証を行う平成34年度までに奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた引き続き防除事業を実施する。また、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアラウグマ及びオオウチハス等については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。 ・引き続き、国有林野においても希少種への脅威となっているマングース等外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13(平成23年度)	008(平成24年度)		・特定外来生物防除等推進事業(一部)	26 27
340	③	○ 利尻、礼文島において、オオハongoソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。(環境省)	進捗中	・オオハongoソウなどの外来植物の除去などを実施した。	現在の取組を継続して進めていく。	国立公園内において、利尻島、オオハongoソウ捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13(平成23年度)	008(平成24年度)	利尻島、オオハongoソウ捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13(平成23年度)	・国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークカー事業)	
341	② ③	○ 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とうしう)など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介入する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)	進捗中	・奄美大島、沖縄本島やんばる地域において、マングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアンノールや西貢石垣国立公園におけるオオヒキガエルの駆除作業を実施。 ・国有林野においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 外来植物の効果的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介入する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度の活用を検討している。	・マングース防除事業については、科学的な検証を行う平成34年度までに奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた引き続き防除事業を実施する。また、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアラウグマ及びオオウチハス等については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。外来種について国内移動による新たな侵入を防ぐことが課題。 ・引き続き、外来植物の駆除等を実施する。公益的機能維持増進協定制度の活用を推進する。	奄美大島のマングース捕獲数及び1000わな日当たりの捕獲頭数:272頭・0.13(平成24年度)	008(平成25年度)	008(平成25年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26 27
342	② ③	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要地域の保護担役割の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	進捗中	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	—	—	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
354	○ 漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。(農林水産省)	②	進捗中	・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となったが、被災3県除きの漁業集落排水処理人口比率は、平成22、23年度の実績値が50.4%から53.9%となっており、目標値(平成28年度)である65%は達成できる見通し。	・平成22、23年度については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となった。今後は、被災自治体と調整し全国集計が可能になるよう対応していく。	漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率:49% (平成21年度末実績) (平成28年度まで)	—	53.9%	—	29
355	○ 豊かな生物多様性を生み出す魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進するとともに、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進することにより、国民に親しみやすい漁村景観の保全・形成を図る。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進することにより、国民に親しみやすい漁村景観の保全・形成を図る。	—	—	—	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	
356	○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流、定住の推進による国民の水産業、漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図るために必要な施設等の整備を実施します。(農林水産省)	②	進捗中	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進した。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るための施設整備を促進する。	—	—	—	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	
357	○ 水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進します。(農林水産省)	B-2	進捗中	・水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価に際する作業を行っている。	・毎年、水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を行う。	—	—	—	・我が国周辺水域資源評価等推進事業 ・国際資源評価等推進事業	
358	○ 資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制(UUU)漁業の排除に取り組みます。(農林水産省)		進捗中	・マグロ類等の水産資源の保存及び持続的な利用のため、各地域漁業管理機関において科学的な資源評価に基づく保存管理措置の導入・実施の強化のため、積極的な役割を果たした。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	
359	○ 船舶資源についても、科学的研究に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めます。(農林水産省)		進捗中	・船舶について情報調査等の実施により科学的知見の蓄積を図るとともに、国際捕鯨委員会(IWCO)等において科学的情報に基づく船舶の持続的な利用の考えが理解されるよう努めているところ。	・船舶捕獲調査の安全な実施を図りつつ、現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・船舶資源調査等対策推進費 ・日本沿岸域船舶調査事業 ・船舶捕獲調査人口削減対策	
360	○ 資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やトリボール、ヤムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、これらの漁業活動により海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用が可能となることを科学的に示し、適切な国際世論の形成を図ります。(農林水産省)	① ② ④	B-2 C-1	・水産資源の持続的な利用のため、大臣許可漁業で操業期間の制限等を取り入れるとともに、保護水面の適切な設定を実施している。 ・また、混獲回避のため、まぐろ延縄漁業において地域漁業管理機関の保存管理措置に基づいた混獲回避措置を実施している。 ・さらに、国際的な議論に対応するため、水産資源持続利用国際動向調査事業において、サメ、海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施している。	・引き続き、大臣許可漁業で操業期間の制限等の規制を取り入れるとともに、保護水面の適切な設定を実施する。 ・また、混獲回避に向けた取組を更に進める。 ・国際的な議論に対応するため、引き続き混獲の現状等について調査・分析を実施する。	—	—	—	・水産資源持続利用国際動向調査事業	
361	○ わが国漁船による漁業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした二国間・多国間による漁業協定を毎年47協定以上に維持・増大することにより、漁業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。(農林水産省)	B-2	進捗中	平成25年9月現在、二国間・多国間による漁業協定数は48協定。	現在の取組を継続して進めていく。	二国間・多国間漁業協定:47協定以上(毎年維持・増大)	—	—	—	30
362	○ 漁業許可制度、漁獲可能量(TAC)制度等による資源管理とあわせて、平成23年度からは、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況等に即して休漁、漁具、漁船の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切な計画的な自主的資源管理をより一層推進する必要がある。このため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備を進めるとともに、基本的な全ての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促します。(農林水産省)	②	進捗中	・当該施策は、平成23年度から実施しており、国及び補道府県ごとに資源管理指針を策定し、これに沿って漁業者団体は資源管理計画を作成し、幅広い漁業種において、漁業奨励にの応じた各種の管理措置を実施している。 ・平成25年3月末現在、全国で1,705件の資源管理計画を作成。	・当該施策により資源管理計画の作成数は着実に増加しており、漁業者は公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施している。 ・資源管理の一層の推進を図るため、今後ともすべての漁業者が資源管理計画に基づき資源管理に参加するよう促進を図る。また、資源状況にのじた柔軟かつ機動的な資源管理を各地で実施する必要があるため、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容を見直す仕組みの構築を推進する。	—	—	—	—	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
363	○ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じ、その普及に努めます。(農林水産省)	①		進捗中	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書に記載し、普及促進を図った。	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進。 ・検討を促進する必要がある。	－	－	－	－	
364	○ 放流計画の策定、稚苗の生産・放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。(農林水産省)	①		進捗中	・水産総合研究センターの研究成果等に基づき指針の作成に向け検討中。	・検討を促進する必要がある。	－	－	－	－	
365	○ 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)			進捗中	・持続的養殖生産確保法第4条に基づく漁場改善計画の策定	・引き続き、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確保を図る。	－	－	－	－	
366	○ 魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)			進捗中	・クロマグリ養殖用飼料高度化促進事業において、平成23年度からクロマグリ用配合飼料の開発の取組が3件進められている。	・当該施策は平成23年度より実施しているが、クロマグリの成長に応じた飼料の開発が着実に進展していることに伴い、実用化への関心が高まっており、現在、出荷サイズのクロマグリへ給餌可能な配合飼料の実用化に向け事業を進めているところである。	－	－	－	・水産資源回復対策に必要な経費	
367	○ さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ個々の特性と多様性を維持することに配慮して実施することともに、天然魚との共存可能な人工環境放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。(農林水産省)	② ③		進捗中	・水産総合研究センターは種の特性と多様性維持に配慮しつつ水産資源保護法第20条に基づいたふ化放流を実施するとともに、放流水と野生魚の共存を目指すなど、さけ・ます類資源保全技術の開発に取り組んでおり、モデル河川において自然再生の実証の把握を進めている。	・引き続き、水産総合研究センターが掌握するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進していく。	－	－	－	・(漁水産総合研究センター運営費交付金	
368	○ 平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面面で生産される割合を平成22年の7割から9割に推進します。(農林水産省)			進捗中	・持続的養殖生産確保法第4条に基づく漁場改善計画の策定	海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：9割(平成22年)	85割(平成25年1月)	－	－	－	31
369	○ 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)	① ② ④		進捗中	【施策番号3441に同じ】	【施策番号3441に同じ】	－	－	－	【施策番号3441に同じ】	
370	○ サメ、海鳥、ウミガメの混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓蒙を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	① ② ④		進捗中	【施策番号3451に同じ】	【施策番号3451に同じ】	－	－	【施策番号3451に同じ】	【施策番号3451に同じ】	
371	○ 環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を全体的に食生活に反映した科学的知見の取組やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。(農林水産省)	③		進捗中	・内水面漁業者の行うカワウ・外来魚の駆除等の取組を支援することにより、外来魚やカワウの被害防止対策を講じています。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。	－	－	－	・内水面漁業振興対策事業	
372	○ 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その求道回数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)	⑤		進捗中	【施策番号3461に同じ】	【施策番号3461に同じ】	－	－	【施策番号3461に同じ】	【施策番号3461に同じ】	
373	○ 鯉類などの大型生物による有用水産資源の捕食の悪影響を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)			進捗中	【施策番号3471に同じ】	【施策番号3471に同じ】	－	－	【施策番号3471に同じ】	【施策番号3471に同じ】	
3 海洋環境											
374	○ 海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共創型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。(国土交通省)	① C-1		進捗中	・地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて海岸環境の保全・再生を図ることにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・鹿児島県地域整備交付金	
375	○ 養殖、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。(農林水産省、国土交通省)	① ③ C-1		進捗中	・自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き推進。	－	－	－	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・鹿児島県地域整備交付金	

施策番号	施策	基本的戦略	進捗評価	進捗	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
376	○「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防施設に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂などを、侵食が進んでいる親土砂（サンドバイパス）を行うなど、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効果的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。（農林水産省、国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中	・効果的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ることにより、生物生息域の保全と創出に寄与。 ・必要に応じ住民等の参加を得ながら施設の配置や構造の工夫を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、効果的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
377	○ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアラジサン、ナトリ類などの野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを推進します。（農林水産省、国土交通省）	② ③	B-1 C-1	進捗中	・必要に応じ住民等の参加を得ながら施設の配置や構造の工夫を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海生生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境と調和した海岸の形成を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
378	○ウミガメの産卵地などの海洋や自然度の高い海岸植物群落については、国立・国立公園の指定などによる保護区の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づく特別地域内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗入れをしてはならない区域を指定することなどにより、その保全を図ります。（環境省）			進捗中	・平成25年5月に陸中海岸国立公園に引き継いだ高い海岸植物群落を拡張した上で三陸復興国立公園として指定した。	・引き継ぎ自然公園の指定の拡大等を推進する。	—	国立公園乗入れ規制区域：19公園35地区（平成23年度末） 国立公園乗入れ規制区域：10公園17地区（平成23年度末）	国立公園乗入れ規制区域：19公園35地区（平成23年度末） 国立公園乗入れ規制区域：10公園17地区（平成23年度末）	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
379	○海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線形防護方式」から、併合施設や砂浜なども組み合わせた「面状防護方式」に基づき、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面状防護方式」への転換をより一層推進します。（農林水産省、国土交通省）	① ③	B-1 C-1	進捗中	・環境や利用の面からも優れた「面状防護方式」への転換を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線形防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面状防護方式」への転換を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
380	○すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海辺へのアクセスの向上を図るとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策との一層の連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）	①	A-1	進捗中	・白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森との整備対策事業「白砂青松の創出」）を推進。	・白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森との整備対策事業「白砂青松の創出」）を推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
381	○平成21年7月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物を総合的かつ効果的に推進し、海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りながら、海岸漂着物対策の一層の推進に努めます。（環境省）	③		進捗中	・平成22年3月に、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、地域の事情に応じて、海岸漂着物対策を総合的に推進しているところ。「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、海岸漂着物・漂着ごみの取組などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物を更に推進するため、各種施策を総合的に実施していく必要がある。	—	—	—	・漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業	
382	○海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実にも努めます。さらに、こうした地域住民との連携を図り、海岸環境活動の実施や環境教育の充実にも努めます。具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を進めます。（農林水産省、国土交通省）	①	A-1	進捗中	・計画段階からの住民等の参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・計画段階からの住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
383	○大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中	・漂着ごみや流木の状況を把握し、被害が著しい地域への対策を推進することにより、森林・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながり、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与。	・海岸保全施設の機能阻害の原因となる海岸漂着ごみについて、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業による処理を引き続き推進。	—	—	—	・災害関連事業	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
384	〇 漂着ごみについては全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリングを継続的に実施するとともに、都道府県域を超えた広域連携による発生抑制対策等、地域の実情に応じた効果的な対策の支援に努めます。漂流ごみ・海底ごみについても引き続き美観把握に努め、関係省庁と連携を図りながら必要な対策の検討を進めます。また、東日本大震災による洋上漂流物をはじめ、わが国から流出したごみについても美観把握を行い、関係国との協力体制の構築に努めます。(環境省)	③	進捗中	・漂着状況の調査と地域特性を踏まえ、対策を検討するため、漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査を実施し、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源の特定結果等を報告書として取りまとめた。 ・また、都道府県において地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃が実施できようよう海岸清掃事業マニュアルを策定した。 ・漂着ごみの美観把握、発生源対策及び適切な回収・処理方法に関する知見を提供し、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されることで、漂流・漂着ごみの回収などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。 ・震災起因洋上漂流物に関しては、NGO連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報・意見交換等を実施している。	・漂着ごみの全国的・経年的な状況把握を行い、また、特定の地域の主要漂着ごみを対象に原因究明調査・発生源対策の検討を行う。 ・また、代表的な地域における漂流・海底ごみについて、美観と影響を把握し、更なる対策の必要性等を検討する。 ・あわせて、漂流・海底ごみに関する調査を行い、発生原因の推定と生態系に配慮した効果的な回収実施のための技術的検討を行い、漂流・漂流・海底ごみの総合的な対策を講じる必要がある。	—	—	—	・漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業	
385	〇 都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を行います。(環境省)	③	進捗中	・海岸漂着物地域対策推進事業による支援を活用し、都道府県が地域の実情を踏まえて地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策について地域の実情を踏まえた取組が進められているところ。各都道府県等を通じて漂着ごみ回収・処理、発生抑制に向けた取組が推進され、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されることで、漂流・漂着ごみの回収などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・引き続き、基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、国としても各種施策を総合的に実施していく必要がある。	—	—	—	・平成24年度第1次補正予算	
386	〇 国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、海域の国立・国立公園係管理強化事業(マリンワーカー事業)による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度は5つの国立公園でオニトデの駆除を行うとともに、11の国立公園においてウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施。	・引き続き国立公園の海域における適正な管理を行うことにより、海洋生態系の保全再生に取り組む。	—	マリンワーカー事業・海域を有する14国立公園で実施(平成24年度)	マリンワーカー事業・海域を有する14国立公園で実施(平成25年度)	・国立・国立公園新規指定等推進事業費	
387	〇 安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行うとともに、広域的な海岸の健全に関する調査研究、生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努めます。例えば、海岸省庁においてや、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果等を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(農林水産省、国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・自然共生型海岸づくりを踏まえた、生態系に配慮した海岸整備について調査検討を行うことにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果等を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
388	〇 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇が懸念されるとともに、海岸にとっても海岸農畜の進行が顕著な地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生態系の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するための所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	進捗中	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇を考慮した海岸保全施設の整備のあり方を検討することにより、地球規模の視野を持った気候変動への適応策として寄与。	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇に対応するための施策の検討を推進。	—	—	—	—	
389	〇 これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行います。(農林水産省、国土交通省、環境省)	③	進捗中	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き行うことにより、生物多様性の保全と創出に寄与。	・海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
4	港湾環境									

施策番号	基本戦略	具体的施策	進捗評価	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
380	③	○ 海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	・東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。	三大洲における底質改善割合: 約50% (平成28年度末)	三大洲において底質改善が必要な区域のつち改善した割合: 約47.0% (平成24年度末)	三大洲において底質改善が必要な区域のつち改善した割合: 約47.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	
381	③	○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深堀跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	23
382	③	○ リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	・リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、広島湾に整備した現地実証実験施設においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続きリサイクル材の干潟造成への活用に向けた現地実証実験を進め、知見を蓄積する。	干潟の再生の割合: 約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合: 約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
383	③	○ 広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	・瀬戸内海において、浚渫土砂の広域利用を調整する枠組みとして協議会を設置した。	引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	—	—	—	・港湾整備事業費	
384	③	○ 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。(国土交通省)	進捗中	A-1	堺東北港や志布志港等における港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き続き多様な生物の生息空間、住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	—	—	—	・港湾整備事業費	
385	③	○ 老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	・新潟港等に整備した生物共生機能を付加させた港湾構造物においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続き老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。	—	—	—	・港湾整備事業費	
5 海域汚染対策											
386	④	○ 船舶バラスト水規制管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、環境省、外務省)	進捗中		・IMOの海洋環境保護委員会において船舶へのバラスト水管理システム搭載義務付け時期に関する見直し提案を行うなど、議論に積極的に参加した。	・第28回IMO総会(2013年11月)で、船舶へのバラスト水管理システムの搭載義務付け時期の見直し案が採択・議論される予定。採択されれば条約の発効に向けて確実かつ早いものと考えられる。	—	批准国数35カ国、合計商船船隻量27.95% (平成24年5月28日) (日本は未批准)	批准国数38カ国、合計商船船隻量30.38% (平成25年9月27日) (日本は未批准)	—	
387	③	○ 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を締結するための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)	進捗中		・バラスト水交換海域を設定するための基礎調査を実施。外国の動向調査及び周辺海域における海洋環境調査を実施した。	・引き続き、外国の動向調査を実施し、船舶バラスト水規制管理条約の批准に向けた国内体制の確立を推進する。	—	—	—	・海洋環境関連条約対応事業費	
388	③	○ 油及び有害液体物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域について、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟・藻場など)の情報の更新を行います。(環境省)	進捗中		・OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を拒絶した国家緊急計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(ESIマップ)及び有害物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(HNS-ESIマップ)を作成した。	・脆弱沿岸海域図は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、図を更新し、突発的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っている。	—	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/es/es_title.html	—	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
389	③	○ 汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び放置座礁船の処理などの水質浄化対策を推進します。(国土交通省)	進捗中	B-1 B-3	・東京港や大阪港等において汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進する。	三大洲における底質改善割合: 約50% (平成28年度末)	三大洲において底質改善が必要な区域のつち改善した割合: 約46.2% (平成23年度末)	三大洲において底質改善が必要な区域のつち改善した割合: 約47.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	32
400	②	○ 里海ネットワークの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的な活動の普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海として復興するための調査や行動計画の策定に取り組めます。また、シンポジウムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。(環境省)	進捗中	B-2 D-1	・H24「岩手県宮古湾」において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定した。H25には里海復興のノウハウ等をとりまとめ「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしている。	・里海づくりの取組推進のため、里海の指標化や藻場、干潟の調査方法を検討するとともに、里海づくりの取組状況を調査し、取組箇所の特定を行う。 ・また、第10回世界環境性海域確保保全会議(第10回エメックス会議)において、各国からの出席者に対し里海づくりに関する知見を提供する。	地域における里海復興プランの策定(～平成25年)	東北地方の5つの閉鎖性海域において環境(水質、底質、藻場等)調査を実施	—	・豊かな里海を感じられる海の再生事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
401	○ 東京湾、伊勢湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減を着実に実施します。また、環境基準がほぼ達成された海域がある一方で、今後とも水環境改善を進める必要がある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下関0号の改善に向けて取り組めます。(環境省)	②	進捗中 B-3	・毎年度、各指定水域の水質等について統一的手法による調査を行い、海域の水環境状況を把握 ・海域ごとに発生負荷量及び海域への流入負荷量の状況を経年的に把握 ・調査結果を公表し、水環境の状況や発生負荷量を捉える基礎データとして利用 ・調査結果等も基に、H25年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討している。	・汚濁負荷量の削減目標に向けて、着実に水質総量削減を推進する。 ・調査・検討結果を踏まえ、中央環境審議会において、今後の水質総量削減の在り方について検討を行う。	第7次水質総量削減における削減目標量 (平成26年度) COD:東京湾177t/日 伊勢湾148t/日 瀬戸内海472t/日	COD:東京湾183t/日 伊勢湾168t/日 瀬戸内海468t/日 (平成21年度実績)	COD:東京湾178t/日 伊勢湾153t/日 瀬戸内海450t/日 (平成23年度実績)	・今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査 ・総量削減状況等モニタリング	33
402	○ 閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進します。(国土交通省)	③	進捗中 B-1 B-3	・浚渫土砂を有効活用し、底土下松港の干潟の再生を実施し、水生生物が増加する等、沿岸域の生物多様性の保全・再生・創出の取組を推進した。	・引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生・創出などの施策を推進する。	干潟の再生の割合: 約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合: 約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
403	○ 都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとともに、水環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開します。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。(国土交通省、内閣官房、農林水産省、経済産業省、環境省)	① ③	進捗中	・地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定し、陸域負荷削減、海域環境改善、モニタリング等の施策を推進している。東京湾においては平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定した。これに基づき東京湾再生官民連携フォーラムを設立し、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働して、海の再生に取組む体制を整備した。 ・東京湾、大阪湾、伊勢湾および広島湾において、国民・流域住民の関心の醸成及び汚濁メカニズムの解明等を目的として、「東京湾環境一斉調査」「大阪湾再生水質一斉調査」「伊勢湾流域一斉モニタリング」「広島湾水質一斉調査」を実施した。	・引き続き下水道施設の整備等による水質浄化対策を行うことにより、河川等の水質改善を図る。 ・今後とも、各海域において行動計画に基づき施策を推進していくとともに、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働し、官民一体となって取組める体制の整備を進める。	—	—	—	・港湾整備事業費 ・下水道事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・地域自主戦略交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	
404	○ 有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に關して、平成18年12月に有明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員会報告を踏まえ、説明すべき課題として掲言された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂、懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な評価モデルの構築、二枚貝の浄化能力などの生態系の機能を活用した環境改善手法の検討に取り組めます。(環境省)		進捗中	・平成23年10月に有明海・八代海等総合調査評価委員会を再開し、平成24年には評価委員会に二つの小委員会を設置して再生・評価のために必要な情報の収集・整理・分析を行い、評価委員会の議論を促進している。	・有明海及び八代海等における、有明海・八代海等の再生の評価に関する議論を加進させるため、必要なら調査を行う。	有明海及び八代海等の再生(具体的再生の目標及び達成期限等)は評価委員会において審議決定される。	赤潮発生が大規模化する等環境悪化が継続していると思われる。(有明海及び八代海等の現状評価は評価委員会によって審議決定される。)	—	・有明海・八代海等再生評価支援調査	
第2章 構造的・基盤的施策										
第1節 生物多様性の主流化の推進										
(総括) 国連生物多様性の10年の取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地里山、河川、海辺から都市公園等まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進めました。また、具体的事例における事業者の取組事例の収集等を行っています。										
1 普及広報と国民的参画										
405	○ 国、地方自治体、経済界、メディア、NPO/NGO、若者、有識者などの各主体間での連携による取組を強力に進めるため、引き続き、多様な主体で構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)を通じて各主体間のパートナーシップによる取組を推進します。(環境省)	①	進捗中 A-1	・後述の通り、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施し、これらの取組を通して各主体間のパートナーシップによる取組を促進している。	・引き続き、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施するほか、「国連生物多様性の10年」(2011年～2020年)の折り返しにあたる2015年に中間評価を行い、それらを踏まえて取組を強化していく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	
406	○ UNDB-Jにおいて、全国の様々なセクターが一層に会して、生物多様性に関する取組を発表し、意見や情報を交換する場として、1年に1回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催します。(環境省)	①	進捗中 A-1	・平成24年11月に横浜市で生物多様性全国ミーティングを開催し、優良事業の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年11月には兵庫県豊岡市で開催する。	・引き続き、1年に1回程度、生物多様性全国ミーティングを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を促していく。	—	—	—	・国連生物多様性の10年「推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
407	○ UNDB-Jにおいて、COP11のサイドイベントを開催するなど、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を特別事業として実施します。(環境省)	①	進捗中 A-1	平成24年10月に、COP11のCEPAフェーズでサイドイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議のポスターセッションに出席し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信する。	引き続き、各年度のトピックとなるテーマに応じて特別事業を実施し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信していく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
408	○ UNDB-Jにおいて、各地の環境パートナーシップオフィス(EPO)や青少年団体、大学、自然系博物館、動物園、水族館、植物園等と連携し、協力して、各地で地域セミナーやワークショップを開催します。(環境省)	①	進捗中 A-1	平成24年度は生物多様性地域セミナーを4か所で開催し、地域の活動事例の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施した。平成25年度は3か所で開催する。また、平成25年度より、講師を派遣する座学タイプの生物多様性出前講座を開催する。	引き続き、生物多様性地域セミナーを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報交換を行っていく。また、生物多様性出前講座を開催し、生物多様性の普及啓発に努めていく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
409	○ UNDB-Jにおいて、国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」などの観点から、UNDB-Jが推進する連携事業を認定します。(環境省)	①	進捗中 A-1	これまでに31の連携事業を認定(平成24年9月に10事業、平成25年3月に10事業、平成25年9月に11事業)し、生物多様性全国ミーティングや生物多様性地域セミナー等において紹介するなど、積極的な広報活動を行っている。	引き続き、毎年度9月と9月に認定を行い、積極的な広報活動を行っていく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
410	○ UNDB-Jにおいて、効果的なCEPA(Communication, Education & Public Awareness)活動を行っていくため、「地球いきもの応援団」、「MY行動宣言」、「グリーンウェイJ」、各層ソーシャル・プラットフォーム等の把握・評価・開発・活用(UNDB-J推薦図書等)、広報誌の発行など、様々な主体への働きかけを実施します。(環境省)	①	進捗中 A-1	以下のような様々な取組によりCEPA活動を行っている。 ・平成25年9月に子供向け推薦図書(豪称「生物多様性の本箱」〜みんなが生きものとなつかる100冊〜)を選定し、様々なイベントで広報している。 ・「地球いきもの応援団」の中から生物多様性の主流化を推進する「生物多様性リーダーJ」(平成25年9月現在6名)を任命している。 ・平成24年9月に旗揚げした「生物多様性キャラクター応援団」(平成25年9月現在78)が協力して普及啓発に取り組む共同宣言を行っている。 ・「MY行動宣言」シートの活用を呼びかけ、平成24年度は91件のイベント(参加者数約20,680人)で活用された。 ・「グリーンウェイJ2013」への参加を呼びかけ、567団体の参加、140団体の協力のもと、約18,000人の参加者の手により、約41,000本の植樹など様々な活動が行われた。 ・生物多様性マガジン「Iki・Tomo(イキトモ)」を発行し、一般の方々に生物多様性の大切さを伝えている。	引き続き、これらの取組によりCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主体との協力・タイアップにより、事業規模の拡大を図っていく。 さらに、UNDB-Jの活動の趣旨に賛同し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図り、生物多様性の主流化、国民運動への足掛かりを深めていく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	
411	○ 生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」(ロゴマークとともに普及していくことに加え、愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に設立したUNDB-Jの活動のシンボルとなるロゴマークや、子供向けの広報紙「キャラクターである「タヨちゃん」や「サトちゃん」を効果的に使うことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていく(環境省)	①	進捗中 A-1	前述のUNDB-Jの各種取組等を通じ、ロゴマークや広報紙「キャラクター」を効果的に活用することで、普及啓発に努めている。	引き続き、UNDB-Jの各種取組等を通じ、普及啓発に努めていく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費 など	
412	○ 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への参加を実施します。(環境省)	①	進捗中 A-1	前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「上野の森 親子フェスタ」、「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催、出展などを通じ、普及啓発に努めている。	引き続き、様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めていく。	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費 など	

施策番号	基本的戦略	具体的施策	進捗評価	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
413	①	○「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では全体の56%でしたが、その認知度を平成31年度末までに75%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	A-1	進捗中	・前述のUNDB-1の各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6 事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	引き続き、生物多様性の主流化に向けて各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	「生物多様性」の認知度、75%以上 (平成31年度末)	「生物多様性」の認知度、56% (平成24年)	—	—	34
414	①	○「生物多様性国家戦略」の「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では34%でしたが、その認知度を平成31年度末までに50%以上とすることを目標とし、普及啓発を進めます。(環境省)	A-1	進捗中	・前述のUNDB-1の各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6 事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	引き続き、生物多様性の主流化に向けて各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	生物多様性国家戦略の認知度、50%以上 (平成31年度末)	生物多様性国家戦略の認知度、34% (平成24年度)	—	—	35
415	①	○「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計736件(朝日、毎日、読売)ですが、平成31年度には1500件まで増加させることを目標とし、広報・普及啓発を進めていきます。(環境省)	A-1	進捗中	・前述のUNDB-1の各種取組のほか、後述の「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6 事業者と消費者の取組の推進」に示した各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	引き続き、生物多様性の主流化に向けて各種取組を通じ、普及啓発に努めている。	生物多様性新聞掲載数、1500件 (平成31年度)	生物多様性新聞掲載数、736件 (平成20年度)	—	—	36
416	① ② ③	○希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」や「生物多様性地域連携促進法」等に基づく法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)	A-1 B-1 B-4 C-1 C-2	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度末までに22の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により平成25年度までに85団体を支援しており、平成24年度までに支援が完了した31団体は様々な体制で活動が継続又は展開されている。	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による支援は平成26年度で終了する。生物多様性保全推進支援事業(交付金)については、より効果的な事業となるよう見直しの上で継続する。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	37
417	③	○地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を援助、促進するため、地域生物多様性保全活動支援事業を通じて策定支援を行うとともに、既存事例の紹介や生物多様性地域戦略策定の引きの見直し、普及を行います。(環境省)	A-1	進捗中	・25年度には13自治体の生物多様性地域戦略の策定を支援するなどにより、生物多様性地域戦略の策定自治体数は着実に増加している。	地域生物多様性保全活動支援事業を通じて策定支援は行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を受けて終了するが、「生物多様性地域戦略策定の引き」等の活用により、取組の推進を図る。	生物多様性地域戦略の策定自治体数、47 都道府県 (平成32年)	18都道府県 (平成24年9月末)	23都道府県 (平成25年9月末)	・生物多様性国家戦略推進費	37
418	③	○生物多様性の保全上重要と認められる地域において地方公共団体が実施する、生物多様性の保全・回復を図るための事業に対して、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	B-1 C-1 D-2	進捗中	【施策番号5に同じ】	【施策番号5に同じ】	—	—	—	【施策番号5に同じ】	—
419	①	○「生物多様性地域連携促進法」に基づく地域連携保全活動計画の策定を支援するため、地方自治体や地域のNPO/NGOなど多様な主体の参加による地域セミナーを開催することにより、法令や制度に対する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図ります。(環境省)	A-1	既に達成済み	・平成24年度に全国5箇所で生物多様性地域連携促進セミナーを開催し、法制度に関する理解促進、優良事例や課題の共有、関係者の連携に向けた機運醸成を図った。	・今後は、地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村、NPO等に対するよりきめ細かな支援として、職員による具体的な助言、専門家の派遣などを検討する。	—	—	—	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	—
420	①	○「生物多様性地域連携促進法」の制度をわかりやすく説明する資料を作成するとともに、各地域で行われている生物多様性の保全のための活動に関する事例収集・課題分析を行い、地域連携促進法のホームページを作成して全国に発信します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	A-1	既に達成済み	・平成24年度に生物多様性地域連携促進法を紹介するパンフレットを作成した。また、同法律の概要、国内の作成事例、地域連携保全活動支援センターの設置状況等について紹介するウェブサイトを作成し、情報発信を行っている。	・生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地域連携保全活動支援センターの設置時に環境大臣への報告を義務づけていないため、定期的に都道府県等を通じて情報収集を行うとともに、その結果を反映してウェブサイトを更新する。	—	—	—	・「国連生物多様性の10年」推進事業費	—
421	① ③	○平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項(経費)を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等を推進します。また、策定等に当たっては、住民参加、公表等、透明性の向上に努めます。(国土交通省)	A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月1日「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、都市の生物多様性の確保の取組を推進した。	・「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	—	緑の基本計画 策定市町村:648市町村 (平成23年3月)	緑の基本計画 策定市町村:650市町村 (平成24年3月)	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
422	○ 国民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民有地を取得して保全を図るナショナル・トラスト活動や、公益社団法人・NPO等による緑化推進による緑化事業、国内外の自然保護基金プロジェクトを助成する経団連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の意欲の発音が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	①	進捗中 A-1	・ナショナル・トラスト活動に伴う税制上の優遇措置に関する通知や活動の手引き、パンフレットをウェブサイトに掲載する等、ナショナル・トラスト活動等の促進に向けた普及啓発を実施。	引き続き、ナショナル・トラスト活動等が促進されるよう、ウェブサイトによる情報提供を行うほか、より効果的な普及啓発の方法について検討する。	—	—	—	—	
423	○ 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に関して講じた施策などを明らかにした生物多様性白書を作成し、国会に提出するとともに、全国各地で白書を読む会を開催することなどにより、広くその普及に努めます。(環境省)	①	進捗中 A-1	・毎年度生物多様性白書を作成し、環境白書・循環型社会白書と各冊で国会に提出するとともに、国民向けに普及版及び概要版を作成している。 また、平成26年度には全国81カ所で白書を読む会を開催し、生物多様性の重要性や国等の取組に関する国民への普及啓発に努めている。	引き続き、白書の作成及び環境白書を読む会の開催による国民への普及啓発に努める。白書を読む会については、より多くの国民の参加を得られるよう開催方法等の見直しの必要性の検討が必要。	—	—	—	・生物多様性年次報告策定事務費 (平成25年度)	
424	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生態・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者が取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生さのマーク」の活用などを通して、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。(農林水産省)	①	進捗中 A-1	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	—	—	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	
425	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを中心として、情報の収集・提供、交流の場の提供などを実施します。(環境省)		進捗中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援し、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供。	引き続き、事業を実施。	—	—	—	・地球環境パートナーシッププラザ運営費	
426	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などとの連携しながら、身近な自然現象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	① ⑤	進捗中 A-1 E-2	・市民参加型調査であるいきものみつけを実施し結果を公表している。	市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきものログ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
427	○ 多様な生物の生息環境としての河川の魅力を高めるため、河川整備計画の策定を通して住民意見を反映させていくことに加え、パイロットの整備や水際緑生の復元などの取組、川を活かしたさまざまな活動などさまざまな分野における市民団体との連携・協働を進めます。(国土交通省)	① ③	進捗中 A-1	・河川整備計画の策定等において、市民団体との連携・協働を図っている。	引き続き、河川整備計画の策定等において、市民団体との連携・協働を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
428	○ 国有林野において、生物多様性の保全などにより一層国民の求める管理経営を行う観点から、これまでの取組、実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画等の計画案の作成前の段階から広く国民の意見を求める取組を進めます。また、計画に基づき各種取組について、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、森林計画区レベルで複数の指標により定量的に評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の管理経営の指針や主要事業量を定めた地域管理経営計画等の策定や変更により、計画案を広く公表し、国民の意見を聞くなど、双方の情報受発信による対話型の取組を進めた。 ・国有林野における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を定量的に評価する仕組みについて検討している。	引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や国民視点に立った行政を一層推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	—	—	—	・森林整備・保全費	
429	○ 「2 自然とのふれあい」、「3 教育・学習・体験」、「4 人材の育成」、「5 経済的価値の評価」、「6 事業者と消費者の取組の推進」に示した施策を通じ、国だけでなく、地方自治体、企業をはじめとする事業者、NGO、国民など多様な主体の自主的な行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中 A-1	・後述の各種取組を通じ、多様な主体の自主的な行動や連携を促進している。	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、行動や連携の促進に努めていく。	—	—	—	—	
2	自然とのふれあい									
430	○ 地域や企業等へ体験活動の重要性等に関する理解を求める普及啓発を実施するとともに、青少年の自然体験活動指導者の質の向上を促すこと等により、青少年の自然体験活動を推進します。(文部科学省)	①	進捗中 A-1	・家庭や企業などへの普及啓発を推進するとともに、自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、指導者の養成に取り組み、平成20年度から平成24年度までに2,112人の指導者を養成した。	・CSRシンポジウムを実施するなど、引き続き、家庭や企業などへの自然体験活動への理解を求めていくための普及啓発を推進する。	—	—	—	・青少年の体験活動の推進	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
431	○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設における青少年の自然体験活動等の機会と場の提供、指導者の養成及び質の向上、民間団体が実施する自然体験活動等に対する支援等を通して、青少年の自然体験活動を推進します。（文部科学省）	①	A-1 進捗中	・全国に設置する27の国立青少年教育施設を年間約311万人が利用し、豊かな自然環境を活かした自然体験活動等を体験した。また、環境教育事業や自然体験活動の指導者養成事業を各施設において39事業実施し、約1,300人（平成24年度）が参加した。さらには、自然体験活動プログラムを開発したほか、民間団体が実施する体験活動等に対して「子どもゆめ基金」による助成を行い、自然体験活動については、1,371件（平成24年度）を採択した。	・引き続き、青少年の体験活動の機会と場の提供の充実を図るとともに、より多くの指導者を養成していく。	—	—	—	・独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費交付金	
432	○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、生物多様性の保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報の整備と提供を推進します。	②	進捗中	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	—	—	【施策番号29に同じ】		
433	○ 環境教育・環境学習の推進、エコウィーズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。（環境省）	①	進捗中	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	—	—	【施策番号30に同じ】		
434	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の増悪を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づき利用調整地区の指定や管理を行います。（環境省）		進捗中	・知床国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、平成23年5月から運用を開始。また、大台ヶ原の西大台利用調整地区において、利用調整効果のモニタリング、評価、利用ガイドラインの周知等を実施。 その他、知床国立公園の知床半島先端部、西表石垣国立公園の川平湾地域において管理手法の検討を実施。	・引き続き利用調整地区の適切な管理を推進するとともに、利用者の集中など過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討する。	—	利用調整地区数：2地区 （平成24年3月末）	・国立公園内生物多様性保全対策費		
435	○ 子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。（環境省、文部科学省）	①	進捗中	・自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに対する思いやり、健全な育成を支える効用があることかなど、豊かな人間性を育むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護ハトールや美化清掃、自然観察会等を小・中学生を対象に実施している。	・自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用があることから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	—	—	—		
436	○ 自然公園指導員やパークボランティアの活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。（環境省）	①	進捗中	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	—	—	【施策番号19に同じ】		
437	○ 「みどりの月間（4月15日～5月14日）」「自然に親しむ運動（7月21日～8月20日）」「全国・自然歩道歩こう月間（10月）」の期間を中心に、全国各地で自然観察会などの、自然とふれあうための各種行事を実施します。さらに、環境省ホームページ「自然大好きクラブ」で自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報を配信し、自然とのふれあいの機会をより一層増やします。（環境省、国土交通省）	①	進捗中	・より多くの国民に自然と触れ合う機会を提供できるよう、自然体験イベント等に関する情報収集を行い、ホームページでの情報発信を行っている。	・引き続き、ホームページやパンフレット等による情報発信の充実を図り、自然と触れ合う機会の増加に努める。	—	—	—	自然生きものふれあい推進等事業費	
438	○ 国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページ「インターネット自然研究所」において、コンテンツの追加や見直しなど必要なバージョンアップを図り、自然とのふれあいの推進に貢献します。（環境省）	①	A-1 進捗中	・インターネット自然研究所「ウェブサイト」では、全国の国立公園等に設置しているライブカメラで撮影した画像を提供しているが、自然とのふれあいの推進により貢献していくため、カメラの新設により提供する画像を増加している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
439	○ 森林の有する機能や木材利用の意義等に対する国民の理解と関心を高めるため、子どもたちに人間的な森林体験活動の機会を提供する「森の子どもらふ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林・関連施設の整備や情報提供、並びに人材の育成、森林・林業体験活動の受入体制の整備及び普及啓発活動などを実施します。（農林水産省、文部科学省）	①	進捗中	・森の子どもらふ活動等の体験活動の場に関する情報の提供、木育、森林管理等における森林教室の実施等を通じた教育関係機関等との連携の強化等を実施している。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林・山村多面的機能発揮対策事業費	
440	○ ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育つよう、子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を行う「緑の少年団」に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。（農林水産省）	①	進捗中	・「緑の少年団」に対し、少年団間の交流、全国大会等の開催を支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・日本の森林づくり、木づかい国民運動総合対策事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
441	○ 国有林野においては「遊々の森」などの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)	①	進捗中 A-1	これまで全国22地域でフィードルの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するとともに、平成24年度末時点で、新規設定の5箇所を含む「遊々の森」17箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	—	全国18地域において、フィードルの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績172箇所 (平成22年度末)	これまで全国22地域において、フィードルの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 ・「遊々の森」の協定実績173箇所 (平成24年度末)	・森林整備・保全費	
442	○ 生物多様性の豊かな里地・山環境を有する国営公園において、引き続き市民参加などにより、その環境の整備・保全に取り組むとともに、こうした貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境負荷の小さい持続可能な循環型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)	① ②	進捗中 A-1	・生物多様性の豊かな里地・山環境を有する国営公園において、市民参加等による里地・山環境の整備・保全・体験学習プログラムの提供等により、都市近郊の里地・山の保全・管理や地域における生物多様性について認識を深めるための教育・学習等の普及啓発活動が推進された。	・現行の取組の継続・拡充を図る。	—	(参考) 国営公園整備面積: 29,961ha、17箇所 (平成23年3月)	国営公園整備面積: 33,233ha、17箇所 (平成25年3月)	・国営公園事業費	
443	○ 都市公園などでは、地域のNPOや学校などの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多岐実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していきます。(国土交通省)	③	進捗中 A-1	・都市公園等において、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな自然環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都市住民の身近な自然とのふれあいを推進。	引き続き、都市公園等において、環境学習ボランティアの育成や、新たなプログラムの提供などを推進していくことが必要。	—	都市公園等整備面積: 118,056ha 箇所数: 99,874箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
444	○ 都市内の水循環や公共水域に排出する汚濁負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報共有を進めるとともに、環境学習の中で、多様な生態系の保全などにも資する下水道の役割を明確に位置付け、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道の役割について正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。(国土交通省)	①	進捗中 A-1	・下水道のプレザンスを向上させ、必要ならソーラー・活力・元気を確保するため、提案・参加型の広報に関するプラットフォームとして「下水道広報プラットフォーム (GKP)」を設置し、「エコプロダクツ2012」において小中学生を対象とした環境教育に関する展示を実施。	・今後は、「エコプロダクツ2013」等を活用して下水道における環境教育を推進していく。	—	—	—	—	—
445	○ 都心部に位置する国民公園(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑)の広大な緑地は、環境教育・環境学習にとって格好のフィールドで、いずれの公園も多くの歴史的遺構や文化財を有しており、歴史的な学習の場としても通じていることから、自然を活かした環境学習や文化的な関わりを踏まえた環境教育を推進していきます。特に、「母と子の森」などを活用し、自然資源を活かした新たな環境教育プログラムの提供を推進していきます。(環境省)	①	進捗中 A-1	・パークボランティアによる園内のガイドウォークや旧連経御所の特別公開や、母と子の森をフィールドとした親子向けの自然教室を開催した。 ・ホームページ上で母子森便りを不定期で掲載した。 ・「母と子の森」においては、「母と子の森」維持管理に関する中期計画及び新宿御苑生態的管理方針(暫定)を作成しており、里地里山的な自然環境を目指し、生物多様性に配慮した管理を行う。例えば、在来生物の生息に悪影響を与えている外来生物の排除に取り組みんだり、昆虫の食糧の保全や小動物のすみかの設置により生物の生息環境への配慮をしたり、観覧金以外の人々の立入を制限したエリアを設定したりしている。	・今後継続して内容の充実を図りながら取り組みを進めていく。	—	—	—	—	—
446	○ 川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子ども水辺」再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	進捗中 A-1	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	—	—	—	【施策番号298に同じ】	
447	○ 子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育の学習素材をインターネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)	①	進捗中 A-1	・学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる情報をホームページで提供するとともに、冊子等を作成し、総合学習に対応した河川に関する様々な情報を発信している。	・学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
448	○ 河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を通して身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となることから、参加型の水生生物調査を引き続き実施します。(環境省、国土交通省)	① ③		進捗中	・平成24年度の全国水生生物調査は国土交通省分と併せて約62,000人の参加を得て行われた。全国の調査地点2,432地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定された。 ・平成25年度も引き続き、都道府県の協力を得て実施している。	・国交省との連携を図りつつ、参加者の増加に努めていく。	—	—	—	—	
449	○ 豊かな生物多様性を生かすとする魅力的な地域資源を活用した漁付づくりを推進するとともに、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。(農林水産省)	②		進捗中	【施策番号335に同じ】	【施策番号335に同じ】	—	—	【施策番号335に同じ】	【施策番号335に同じ】	
450	○ 海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNPOなどと連携しながら全国各地で展開します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・児童や親子を対象に自然体験プログラム(「海辺の自然学校」を、地域の自治体・教育機関、NPO等と連携して開催している。 ・平成24年度は全国133箇所、16件の「海辺の自然学校」を開催した。	・引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が自然体験プログラムの開催ノウハウを蓄積することで、自ら実施できる体制整備を進める。 ・NPO等が港湾・海洋における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進める。	—	海辺の自然学校：17件 (平成23年度)	—	・港湾整備事業費	
451	○ 国立公園内で、自然生態系が消失・変容した箇所において、湿原・干潟・灌叢・自然性の高い森林などの失われた自然環境の再生を実施します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7地区)を実施。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	
452	○ 国立公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自主戦略交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)			進捗中	【施策番号37に同じ】	【施策番号37に同じ】	—	—	【施策番号37に同じ】	【施策番号37に同じ】	
453	○ 国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の増悪(かくらん)などを防止するため、湿原における木道の敷設、高山植物群落における立入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)			進捗中	【施策番号32に同じ】	【施策番号32に同じ】	—	—	【施策番号32に同じ】	【施策番号32に同じ】	
454	○ 体験活動の場となる森林・関連施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。(農林水産省)	①		進捗中	・山村地域や都市近郊の里山林等において、子ども連の継続的な体験活動を通じて森林環境教育の推進の場や、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施している。なお、国有林においては、これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施した。	・今後も継続して取組を進めていく。 ・引き続き、環境学習の活動拠点を整備し、都市公園等の整備の推進が必要。	—	全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施 「学校林・遊々の森」全国子どもサミットを開催	これまで全国22地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林整備・保全費	
455	○ ほ場整備などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を視野に入れて、地域固有の生態系に即した保全対象種を設定し、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を、地域住民の理解・参画を得ながら計画的に推進します。(農林水産省)	②		進捗中	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	—	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	【施策番号201に同じ】	
456	○ 都市農業の振興を通じ、身近に生きものとのふれあえる空間づくりを推進します。(農林水産省)			進捗中	・平成25年度は、市民農園や農業体験農園の開拓促進に向けた取組や、都市農業の振興・都市農地の保全のための各種の施設整備等を全国101団体に(9月現在)に対して支援した。	・引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供などの多面的な機能を促進し、都市農業の活性化を図ることが必要。	—	—	—	・「農」のある暮らしづくり交付金	
457	○ 体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習の活動拠点施設を整える都市公園などの整備を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積が960ha増加し、環境学習の活動拠点施設を整える都市公園等の整備を推進し、緑地の保全・創出・再生を推進した。	・引き続き、環境学習の活動拠点を整備する都市公園等の整備の推進が必要。	—	都市公園等整備面積：118,056ha 箇所数：99,874箇所 (平成23年3月)	都市公園等整備面積：119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
458	○ 都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・平成23年度には、新たに市民緑地の指定面積：72haが増加し、民有地における緑地の保全を推進した。	・緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	—	市民緑地の契約締結面積904,899㎡、172か所 (平成23年3月)	市民緑地の契約締結面積866,953㎡、172か所 (平成24年3月)	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
459	○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と農村の交流・定住の推進による国民の水産業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図るために必要な施設等の整備を実施します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号356に同じ】 ・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となった子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成24年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所295箇所、「水辺の楽校」登録箇所281箇所となっている。	【施策番号356に同じ】 引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	【施策番号356に同じ】	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
460	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生態・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、できるだけ改善しないようにするとともに、改善する場合でも最低限の改善にとどめ、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用し、良好な自然環境の復元が可能となるような多自然川づくりを行います。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となった子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成24年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所295箇所、「水辺の楽校」登録箇所281箇所となっている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
461	○ 河川が子どもたちの身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体などから構成される協議会を設置し、地域と一体となって、水辺に近づくための河川整備・楽校や調査・研修などの創出など、水辺の整備など(水辺の楽校プロジェクト)を実施します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となった子どもが水辺に親しめる場・機会の提供を行っている。平成24年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所295箇所、「水辺の楽校」登録箇所281箇所となっている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
462	○ 河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取り組んでいる。	引き続き、「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取り組んでいくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
463	○ 大都市などの中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、沿川における市街地の整備と併せて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行います。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
464	○ 優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などの溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、又は景観・親水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、水と緑豊かな溪流砂防事業などを推進します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境や景観に配慮した施設整備等を実施している。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、良好な溪流環境の再生を図る。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
465	○ 堤防の治水機能の維持・増進などに役立つ樹林帯については、自然生態系の保全・創出や散策、鑑賞や自然体験といったレクリエーション利用に配慮した整備を行います。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っている。	引き続き、河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っていくものとする。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
466	○ 漁漁の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会を充実するため、地方公共団体やNPOなどが行う自然・社会教育活動の場となる干潟等などの整備を行っています。(国土交通省)	① ③	B-1 B-3	進捗中	・浚渫土砂を有効活用し、徳山下松港の干潟の再生を実施し、水生生物が増加等、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進した。	引き続き、閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進する。	干潟の再生の割合：約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合：約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	・港湾整備事業費	23
467	○ 海岸保全施設の整備にあたっては、当該地区における生物の生態状況などを踏まえたうえで、必要に応じて緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を検討し、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進します。(農林水産省、国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな湖と森の整備対策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定。	海岸保全施設の整備にあたって、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全・社会資本整備交付金 ・沖縄県県民生活投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
468	○ 長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過しているため、社会状況等の変化により利用の実態に合致しなくなっている路線について路線計画の見直しを行うとともに、国の直轄事業及び地域自主財源交付金(内閣府所管)等の支援により、利用の魅力を高めるための環境整備を着実に推進します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・長距離自然歩道の設定等に向けて、調査及び現地関係者との調整を実施した。また、都道府県に対する交付金等の支援により、整備の推進を行った。	引き続き、長距離自然歩道の設定等や交付金等の支援に努める。	—	整備計画距離 267.26km (平成22年12月末)	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
469	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全かつ適切な利用を推進するための登山道整備(補強整備、洗掘箇所の修復、植生復元など)、地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できるよう施設のユニバーサルデザイン化などを推進します。また、盛れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービスの向上に資するビューポイント施設、多言語対応案内標識などの統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史、文化とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	①	進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	—	—	—	・自然公園等事業費	
3 教育・学習・体験										
470	○ アメリカ合衆国の提唱する環境のための地球規模の学習及び観測(GLOBE計画)に参加し、GLOBE協力校の指定を行います。(文部科学省)	② ④	進捗中	・平成25年度は16校をグローバル協力校として指定し、グローバル活動を支援している。	・今後もグローバル協力校の活動を支援していきたい。	—	GLOBE協力校数:15校 (平成24年度)	GLOBE協力校数:16校 (平成25年度)	・環境教育の実践普及	
471	○ 環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換などを行います。(文部科学省)	①	進捗中	・平成24年度に開催された環境学習フェアでは、全国から120名が参加し、実践の発表や情報交換を行った。	・平成25年度末までに環境学習フェアを開催する予定である。	—	環境学習フェア参加者数:307名(平成22年度)	—	・環境教育の実践普及	
472	○ 自然の中での長期宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進します。(文部科学省)	①	進捗中	・平成24年度体験活動参加人数等調査を平成25年度内に取りまとめ予定。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	宿泊を伴う自然に親しむ体験活動を実施している全国の小学校の割合:85%	—	・教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)	
473	○ 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	① ②	進捗中	・エコスクール・バイロット・モデル事業に参入し、エコスクールとして整備する学校1,453校をモデル校として認定(平成25年5月)	・引き続き、エコスクール・バイロット・モデル事業を実施。	—	太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ピオタープなどの整備について、エコスクール・バイロット・モデル事業として1,340校を認定(平成24年4月)	エコスクールとして整備する学校1,453校をモデル校として認定(平成25年5月)	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	
474	○ 環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)	①	進捗中	環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、教職員・環境保全活動に取り組む者に向けた研修を実施。	引き続き、事業を実施。	—	講座参加者数:70名 (平成23年度)	—	・環境教育の実践普及 ・環境教育強化総合対策事業	
475	○ 天然記念物の活用施設の整備など、環境学習の機会につなげるためにも、地方公共団体などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。(文部科学省)	②	進捗中	・天然記念物活用施設数に増加なし。 ・史跡等・登録記念物・歴史の遺産保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 353件 交付金額 4,531百万円 ・史跡等総合整備活用推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 32件 交付金額 909百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 交付金額 100百万円	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	天然記念物活用施設(9ヵ所) (平成24年3月末現在)	—	・有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	
476	○ 社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援していきます。(文部科学省)	①	進捗中	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(～平成24年度)「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)」の実施を通じ、環境問題を含む様々な地域課題の解決のための取組を支援した。	・引き続き、社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援。	—	—	—	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(～平成24年度) ・公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)	
477	○ 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、知的好奇心・探求心を刺激することができるとして、博物館活動の充実を図ります。(文部科学省)	①	既に達成済み	・国立科学博物館において、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知的・物的資源を活用した展示や学習支援活動等を実施するとともに、博物館を活用したモデル的な学習プログラムの普及、全国の科学系博物館の学芸員を対象とした専門的研修、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っている。	引き続き実施予定。	—	—	—	・独立行政法人国立科学博物館運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
478	○ 子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期滞在しての自然体験あるいは国立公園内での自然保護官の業務体験といった身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進すること、自然の恩恵や自然と人の関わりなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(環境省、文部科学省、農林水産省)	①		進捗中	・身近な自然から原生的な自然までのふれあい活動を実施し、Webサイトで情報発信を行っている。自然保護の大切さや自然との付き合い方、また、生きものに對する思いやりの心など、豊かな人間性を育むことを目的として、自然保護官の指導の下、国立公園等で自然保護ハートルールや美化清掃、自然観察会等を小・中学生を対象に実施している。	・子ども達が自然にふれあう機会が減少しているため、広く機会を提供していくことが必要であり、引き続き施策を講じていく。自然とのふれあいには、子どもたちの健全な育成を支える効用があることから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	—	—	—	—	
479	○ 小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する(子ども農山漁村交流プロジェクト)を引き続き推進し、農業体験・自然体験を通じて生物多様性の理解の促進を図ります。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	①	A-1	進捗中	・小学生が宿泊体験活動を行う際の支援(文部科学省)、農山漁村が小学生を受け入れるために行う整備への支援(農林水産省)、地方公共団体の自主的にこれらの取組を行う場合の支援(総務省)を行っているところ。さらにこれら3省が連携して学校、地方自治体、農山漁村地域の各担当者を対象とした研修を実施するなど、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を図ったところ。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)(文部科学省) ・都市農村共生・対流総合対策交付金(農林水産省) ・都市・農山漁村の教育効果による地域活性化推進事業(総務省) ・特別交付税(総務省)	
480	○ 子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援する(子どもエコクラブ)などを企業、民間団体等と連携・協力して促進します。(環境省)				・当該事業は公益法人事業。		—	—	—	—	
481	○ 環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)			進捗中	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
482	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の掘り起こしを行い、それを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省)			進捗中	・各地域で行われているESD事例の可視化や情報発信、人材育成などを通じて、地域に根ざしたESDを促進。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
483	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	・環境教育等促進法に基づき人材認定制度に適切に対応。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
484	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィス			進捗中	【施策番号425に同じ】	【施策番号425に同じ】	—	—	—	【施策番号425に同じ】	
485	○ 川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもの水辺」再発見プロジェクト)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗中	【施策番号298に同じ】	【施策番号298に同じ】	—	—	—	【施策番号298に同じ】	
486	○ 国民や民間団体等による環境保全活動や環境教育等の活動が効果的に進められるために、情報提供や助言、指導者等のあつせん又は紹介等を行う民間団体で、一定の基準を満たすものを指定し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	—	—	—	【施策番号483を参照】	
487	○ 土地や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動等の体験の機会のある場として提供する場合に、当該土地や建物を都道府県知事が認定する制度を適切に運用します。(環境省)			進捗中	・環境教育等促進法に基づき、体験の機会の場制度に着実に対応。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・環境教育強化総合対策事業	
4 人材の確保・育成											
488	○ 自然保護思想の普及と啓蒙を図るため、全国の国立公園などでパークボランティアを養成します。(環境省)	①		進捗中	・研修等を実施しパークボランティアの活動の支援を行っている。	・引き続きパークボランティアのスキルアップを図り、自然保護指導の普及と啓蒙を行っていく。	—	—	—	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	
489	○ 全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーにおけるガイドなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。(環境省)	①		進捗中	・人材育成はエコウィーリズムの普及・促進に大きく寄与するため、ガイドの人材育成や教育を行う事業として、エコウィーリズムガイド養成事業を実施している。	・引き続き人材育成を支援していく。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
480	○ 海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域での開催を支援していきます。（国土交通省）	①	A-1	進捗中 ・NPO法人 海に学ぶ体験活動協議会にオブザーバーとしてバックアップし、「海辺の達人養成講座（海辺の自然体験活動指導者養成セミナー）」の開催に協力した。	・引き続き、企業の段階からオブザーバーとしてバックアップしていく。	－	－	－	－	
491	○ 環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。（文部科学省、環境省）	①	A-1	進捗中 【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	－	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	
492	○ 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境力ワンセラーとして登録し、広く活用を図ります。（環境省）			進捗中 ・環境力ワンセラー登録制度を審議に運用。	・引き続き、事業を実施。	－	－	－	・環境教育強化総合対策事業	
493	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。（環境省）			進捗中 【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	－	登録事業所数: 38 (平成24年4月)	－	【施策番号483を参照】	
494	○ アジアにおける環境人材育成ビジョンに基づき、環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で環境保全活動や環境教育に係る環境人材育成を推進。			進捗中 ・環境人材育成コンソーシアムを通じ、大学、企業、NPO等で環境保全活動や環境教育に係る環境人材育成を推進。	・引き続き、事業を実施。	－	会員数: 83 (平成24年4月)	－	・環境教育強化総合対策事業	
495	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連国会への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家の発掘・支援・育成を行います。（環境省、外務省、関係府省）	④ ⑤	E-1	進捗中 ・COP11やPSES第1回総会、専門委員会等の生物多様性条約関連国会に国内の専門家を派遣した。	・引き続き、生物多様性条約関連国会への専門家派遣等を実施していく。	－	－	－	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
5 経済的価値の評価										
496	○ 国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及と広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。（環境省）	①	A-1	進捗中 ・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」「全国的なシカ食害対策」において保全される生物多様性の価値について経済的評価を施行。 ・「環境経済の政策研究」により我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マングース防除により保全させる生物多様性の価値等を評価。 ・「地球環境研究総合推進費」により「藻場の資源供給サービス」の定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめる予定。	・引き続き経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。また、自然資本会計について国内外の情報収集に努める。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
497	○ 既存の評価事例や評価手法など生物多様性の経済価値評価に関する情報の収集・発信等を通じて、生物多様性が有する価値の普及と啓蒙を図るとともに、多様な主体による自発的な価値評価の実施を促します。（環境省）	①	A-1	進捗中 ・平成24年度に、生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価に関するウェブサイトを自然の恵みの価値を語るを作成し、生物多様性の経済的価値評価に関する基本的な考え、手法、国内の事例等について普及啓蒙を図っている。	・生物多様性と生態系サービスの経済価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトに掲載することにより、引き続き普及啓蒙に努める。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
498	○ 都道府県での導入が進む「森林環境税」など、生態系サービスの受益者が、その恩恵に対する資金負担を行う「生態系サービスの支払い」の事例に関する情報提供等を通じて、国内での普及を推進します。（環境省、農林水産省）	①	A-1	進捗中 ・生態系サービスへの支払い(PES)に関するウェブサイトを作成し、PESの考え方や国内の事例について紹介している。	・引き続きPESに関する国内外の事例を収集し、情報提供等を行う。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
499	○ 省エネルギー・低炭素化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、投資家などを含む多様な関係者に認識・評価され、持続的な投資が促進される市場の形成に向けた取組を推進します。（国土交通省）	①	A-1	進捗中 ・環境不動産普及促進委員会を立ち上げ（本年9月に第1回開催予定）、課題における検討結果は、環境不動産ポータルサイト等を通じて一般に広く公開していく。	・当委員会およびワーキンググループにおける検討結果は、環境不動産ポータルサイト等を通じて一般に広く公開していく。	－	－	－	・環境不動産の普及促進経費	
6 事業者と消費者の取組の推進										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
500	○ 事業者に対し、生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通して、持続可能な事業活動のための方針の設定・公表を働きかけるなど、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。(環境省)	①	A-1 進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、事業者による取組の促進策を結果や国際的動向等の民間参画関連情報を環境省ホームページにて公開。 ・平成22年・23年度事業において認証制度や経済活動と生物多様性の関わり及びそれを測る指標等に関する情報収集を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページで公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・業種・場面毎の事業者による取組状況を自治体との連携状況等の評価・分析を通じて、事業者による取組の促進策を検討を行うとともに、国際的な動向を継続的に把握し、情報公開する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
501	○ 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を示す指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	①	A-1 進捗中	・平成22年・23年度事業において認証制度や経済活動と生物多様性の関わり及びそれを測る指標等に関する情報収集を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページで公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・経済社会における生物多様性の主流化を促進する認証制度、指標、表彰制度等に関する情報を引き続き収集・発信する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
502	○ 経済界により自発的に設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」等の事業者間の枠組みとの連携・協力を進めます。(環境省)	①	A-1 進捗中	・生物多様性民間参画パートナーシップとは、平成22年の設立以来、会議開催やパンフレット作成、事業者による取組事例の収集等における連携・協力を継続的に実施。同様に事業者間の枠組みである企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)とは平成25年に会員企業との情報交換会を開催する等連携を強化。	・生物多様性民間参画パートナーシップ及び企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)との連携・協力を引き続き進める。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
503	○ 生物多様性に配慮した「賢い消費者(スマートコンシューマー)」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を経験的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	①	A-1 進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報収集・発信する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
504	○ 自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の確保に資する制度に関する法律では、規制により生じた損失を土地所有者などに補償する制度が設けられています。また、自然公園、特別緑地保全地区などでは民有地の買い入れの制度があります。これらの制度について、引き続き、適切な運用に努めます。(環境省、国土交通省)	③	進捗中	・平成24年度は、吉野熊野国立公園「大谷ヶ原山地区J1615haを買上、阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地区J22.1haを買上した。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	—	—	—	・特定民有地買上事業費	
505	○ 国民等からの寄付金により自然保護のために自然豊かな民有地を取得して保全を図るアンソナル・トラスト活動や、公益社団法人・NPO法人による緑化事業、国内外の自然環境保全プロジェクトを助成する経団連自然保護基金など、国民及び企業など事業者の意欲の寄付が生物多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	①	A-1 進捗中	【施策番号422に同じ】	【施策番号422に同じ】	—	—	【施策番号422に同じ】	【施策番号422に同じ】	
506	○ 「地球環境基金」、「河川整備基金」(せせらぎ・ふれあい基金)、「緑と水の森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。(環境省、国土交通省、農林水産省)			・なお、「地球環境基金」は独立行政法人事業。		—	—	—	—	
507	○ 「緑の基金」による森林整備等の推進に関する法律Jの「緑の基金」による寄付金を活用し、森林の整備、緑化を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・「緑の基金」による、森林の整備、緑化活動に対して支援。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	
508	○ 都市公園の整備、緑地の保全などに対する支援や、緑化対策事業などに対する補助を行います。(国土交通省、農林水産省)	③	C-1 進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積が900ha増加するなど、都市公園の整備や緑地の保全等の取り組みに対し、財政的支援を着実に実施し、緑地の保全・再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・緑地の保全等の地方公共団体の取組みに対し、財政的支援を行う。	—	都市公園等整備面積: 118,056ha 箇所数: 99874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区:面積 2,369ha、箇所数419箇所(平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 特別緑地保全地区:指定 面積2,412ha、442地区 (平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
509	○ 生物多様性の保全をはじめ自然環境の保全活動などを行う特定公益増進法人に対する寄付金の徴収措置や、自然公園や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。(環境省、農林水産省)	③	進捗中	・地方税等の特例措置を受けられる国立・国定公園の特別保護地区及び第1種特別地域の民有地のうち、国立公園の第1種特別地域の民有地51haを拡大。 ・隣接所得の特別控除を受けられる民有地の国有地化は184ha拡大。 ・地方税等の特例措置を受けられる民有林の保安林面積を約3万ha拡大。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区内の土地が国又は地方自治体に買収される場合の譲渡所得の特別控除 実績：これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	—	—	
第2節 野生生物の適切な保護管理等										
(総括) 絶滅のおそれのある野生生物の保全については、国内希少野生動物植物種の選定方針の検討を開始、トキの野生復帰を着実に進めるための放鳥などを実施しました。また、生息・生育空間である保護林や緑の回廊などにおいてモニタリングなどを進めまじ。鳥獣の保護管理としては、今後の鳥獣保護管理のあり方の検討を進めたほか、担い手の育成や技術研修、地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業などを実施しています。										
1 絶滅のおそれのある種と生息・生育環境の保全										
510	○ 平成24年に改訂したレッドリストについては、その普及啓発に努めるとともに、次期改訂に向けて取直し作業を行います。また、鳥類にあっては、必要に応じて、レッドリストに掲載種あるいは候補種の生息・生育状況を把握するための調査を行います。(環境省)	①	進捗中	・従来のレッドリスト(陸域レッドリスト)については、平成24年度に第4次レッドリストを公表し、次期レッドリスト改訂に向けた検討を開始したところ。 ・海洋生物のレッドリストについては、平成24年度に基本的な方針等を検討し、絶滅のおそれの度合いについて評価を開始したところ。 ・平成24年度に公表した第4次レッドリストに基づく改訂版レッドデータブックを取りまとめ中。	・従来のレッドリスト(陸域レッドリスト)については、概ね5年後の発表をめざし、検討を進める。 ・海洋生物レッドリストは平成28年度の発表を目指し、検討を進める。	—	—	—	—	
511	○ レッドデータブック(レッドリストに基づき生息状況などを取りまとめ編集した書物)については、平成25年度に各種の最新の生息状況などを記載した改訂版を取りまとめ、平成26年度に発刊し、普及啓発に努めます。(環境省)	①	進捗中	・平成24年度に公表した第4次レッドリストに基づく改訂版レッドデータブックを取りまとめ中。	・改訂版レッドデータブックを平成28年度に発刊し、普及啓発に努める。	＊ レッドデータブック改訂版の取りまとめ(平成25年度) ＊ レッドデータブック改訂版の発刊(平成26年度)	—	—	—	
512	○ 絶滅のおそれのある種の保全を全国的に推進するための基盤として、レッドリスト掲載種の回復を促している現在における要因や多様な主体による保全実施状況、有効な保全手法等に関する情報の収集をとともに、国や地方自治体等で蓄積されている分布情報をはじめとする関連情報をより効果的に共有し、活用するための体制整備を検討します。(環境省)	C-2	検討中	・作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」において方針検討を開始したところ。	・作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」において方針検討を進める。	—	—	—	—	
513	○ 平成23年度に実施したわが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検を受けて、今後の全体的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」を作成します。また、種の保存法については、上記点検の中で行った施行状況の検討結果とともに、同保全戦略の作成過程での議論も踏まえ、必要に応じて必要の措置を講じます。(環境省)	C-2	進捗中	・保全戦略を中央環境審議会自然環境部会で検討中。	・平成25年度内の作成を目指す。	—	—	—	—	
514	○ わが国における生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している建群者レッドリストのうち、絶滅危惧A類(CR)または絶滅危惧準類(OR+EN)の中でも、特に絶滅のおそれが高く、規制による対策効果があると考えられる種について、今後作成する保全戦略で定める保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づき国内希少野生動物植物に指定します。特に捕獲・採集圧が減少要因となっており、全国的に流通する可能性がある種については優先的に指定を検討することとし、新たに25種程度の指定を目指します。(環境省)	②	検討中	・国内希少野生動物植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、国内希少野生動物植物種の選定の方針検討を開始したところ。	・国内希少野生動物植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、指定の検討を進める。	国内希少野生動物植物種数:25種増(平成32年度末まで) 国内希少野生動物植物種数:89種(平成25年6月)	国内希少野生動物植物種数:90種(平成24年9月)	国内希少野生動物植物種数:89種(平成25年6月)	・希少野生動物植物種保存対策推進費	38
515	○ 国内希少野生動物植物のうち、その種名に迫っている要因を除き又は軽減するだけでなく、生息・生育環境の回復・改善や、動物園・植物園などにおける個体の繁殖の促進やその他の野生生物など、個体数の維持・回復を図るためのより積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの取組を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	② ③	進捗中	・平成24年10月に新たにライチョウの保護増殖事業計画を策定、ライチョウを加えた全49種について保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育する希少野生動物植物の生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備等を実施した。	・積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、事業を実施する。 ・引き続き、希少野生動物植物の保護を進めるための対策を推進する。	—	—	—	・森林整備・保全費(農林水産省)	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	進捗 評価 目標	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
516	○ 希少な野生生物の取引管理については、引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して違法行為の防止、摘発に努めるとともに、効果的な国内流通管理の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)	② ④	進捗中	・関係省庁及び関係機関が連携・協力し、事業者の指導等、希少な野生生物の国内流通管理を実施。	引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。	—	—	—	—	—
517	○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	検討中	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	—	—	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】	—
518	○ 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	②	進捗中	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	—	—	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】	—
519	○ 高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物種の生息・生育状況の変化については、モニタリングサイト1000なども活用して、重点的な注視を続けます。(環境省)	⑤	進捗中	・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生息系を含め、日本を代表する生息系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—
520	○ 「保護林」において、希少な野生動植物の生息・生育環境を保護するとともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き伐りによる希少野生動植物の採集環境及び組となる動物の生息環境を整備する施策などのほか、森林の状況や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、特に保護を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持・整備などを進めます。(農林水産省)	③	進捗中	・「保護林」においては、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置、地域の関係者等との利用ルールの確立とその内容の普及等を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生生物等を保護する観点から「保護林」や「緑の回廊」の設定し、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進する。	—	保護林面積: 90万5千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積: 58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積: 96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積: 58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	—
521	① 希少植物の保全については、市民や研究者などのさまざまな主体で構成されるNGOが主体となって、平成14年度の生物多様性条約第6回締約国会議で採択された「世界植物保全戦略」を受け、日本での植物保全の進捗状況のレビューが行われたため、この成果を参考に保全の取組を進めます。(環境省)	① ② ③ ④ ⑤	進捗中	・採取、譲り渡し等の規制等。	・国内希少野生動植物種の指定促進等。	—	—	—	・希少野生動植物種保存対策推進費	—
522	○ 絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、イヌワウ、クマタカ、オオタカの保護指針である「猛禽類保護の進め方」の見直しを進めるとともに対象とする猛禽類の拡大などの取組を進めます。(環境省)	②	進捗中	・平成24年12月に猛禽類保護の進め方(改訂版)の公表を行った。現在、サシバ、チュウヒについて取り組んでいる。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・希少野生動植物種保存推進費	—
523	○ ジュゴンについては、引き続き、生息環境、生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めます。(環境省)	②	進捗中	・ジュゴンについては、嘴ひょう調査等による生息モニタリングや漁業者との共生を目指す取組を引き続き実施している。	・羅網時のレスキュー訓練の体制維持や、漁業者を含む地域社会との共生のための取組を継続する。	—	—	—	・特定海産哺乳類との共生推進事業	—
524	○ 絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針にもついて、動物園や植物園、水族館、昆虫館、研究機関などの実施主体及び関係団体との連携を深め、生息域外保全の取組状況の把握を行うとともに、絶滅のおそれのある種の生息域外保全の取組を進めます。(環境省、関係府省)	①	進捗中	・生息域外保全の取組については、関係団体との情報交換を継続的にを行い、特に日本動物園水族館協会とはツシマヤマネコ保護増殖事業等における連携を強化するとともに、取組全般を推進する協定締結の準備を進めているところ。	・日本動物園水族館協会とは新たにライチョウにおける取組に関する調整を進める。	—	—	—	・特定野生生物保護対策費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
525	○ トキについては、平成11年に中国から贈呈されたベアから飼育下の繁殖を進め、飼育個体群の充実を図ってきた。飼育個体群の維持に目途が立ってきたことから、かつての生息地であった新潟県佐渡島において、トキの生息に適った環境を整えようとして、平成24年野生復帰を図るため、計画的に放鳥を実施してきました。平成24年4月には放鳥したトキの一部のベアから子ナが誕生し、巣立ちも実現するなど、野生での定着に向けて大きな前進がありました。今後これからの取組を継続し、平成27年頃に小佐渡東部地域を含む佐渡島に60羽程度を定着させることを目標とします。また、平成22年に署名された「日中共同トキ保護計画」に基づき、中国とトキ保護協力の取組を進めるとともに、トキの遺伝的多様性を確保するため、新たなトキ2羽の受入れ準備を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ②	進捗中	・佐渡島ほか5つの生息域外で飼育繁殖を進め、飼育下で繁殖した個体を年2回に分け概ね30～40羽の放鳥を継続して実施。平成25年9月末現在、野生下繁殖の個体も含め98羽が野生下に生きている。 ・新たなトキの受入れ準備として、飼育の専門家による技術交流について合意。これを受け、2羽の個体選定のためのDNA分析について両国で調整を進めている。	・引き続き、生息域外での飼育繁殖、野生下の生息環境の整備、放鳥を進め、着実な野生復帰を進める。 ・新たなトキの受け入れのためのDNA分析を早期に行うよう両国の調整を加速する。	野生個体数:小佐渡島を含む佐渡島に60羽程度を定着(平成27年頃)	野生個体数:約50羽(平成24年7月)	野生個体数:98羽(平成25年9月末)	・特定野生生物保護対策費 ・希少野生動物野生順化特別事業費	39
526	○ ツシマヤマネコについては、(公社)日本動物園水族館協会及び各動物園と連携して飼育個体の分散や繁殖を促進し、遺伝的多様性に配慮した持続可能な飼育下個体群を確立するとともに、平成26年までに野生順化訓練を開始することを目標に、野生復帰に向けた取組を強化します。(環境省)	① ②	進捗中		・野生復帰の技術確立に向けた検討を進める。	—	—	—	・絶滅のおそれのある種のある種の野生順化関連施設整備 ・希少野生動物野生順化特別事業費	
527	○ 絶滅のおそれのある植物種については、新宿御苑において温室などを活用した栽培を行っています。今後さらに取組を強化し、新温室を拠点として、絶滅危惧植物の系統保存、保護増殖及び展示を進めます。(環境省)	②	進捗中	・平成24年11月に閉鎖した新温室で、沖縄地域、小笠原地域の絶滅危惧植物の保護増殖を行うとともに、絶滅危惧種展等の企画展を開催して普及啓発活動を行った。	・現在の取組を継承して進めます。	—	—	—	—	
528	○ 植物については、種子での収集・保存を行うことが種及び種内の遺伝的多様性の減少リスクの回避のために効果的です。そのため、新宿御苑が中心となって種子の保存体制を構築し、(社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。(環境省)	②	進捗中	・(公社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して日本各地に自生する絶滅危惧植物の種子保存を行った。	・引き続き(公社)日本植物園協会及び各植物園などと連携して、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。	日本産絶滅危惧植物218種(平成23年度末)	285種(平成24年度末)	—	—	40
2 鳥獣の保護管理等										
529	○ 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	進捗中	【施策番号38に同じ】	【施策番号38に同じ】	—	—	—	【施策番号38に同じ】	
530	○ 自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確立に努めます。(環境省)	③	進捗中	・渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
531	○ 鳥獣保護区においては、定期的な巡視、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生息などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適った環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実を図ります。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。(環境省)	①	進捗中	・国指定鳥獣保護区における生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干渉の造成、進入防止柵の設置等を行った。	・引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
532	○ 猟法規制の遵守徹底を図り、錯誤捕獲の防止などにより適正な捕獲や狩猟などに伴う危険防止を推進します。また、錯誤捕獲の実態を把握するための情報収集に努めます。(環境省)	②	進捗中	・都道府県や狩猟関係団体等に対し、定期的な法令遵守の徹底や狩猟に伴う危険の防止等について、情報提供や注意喚起を行った。	・錯誤捕獲の実態把握に係る情報収集についての検討が必要。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
533	○ 狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指定や捕獲の制限等を見直します。また、狩猟鳥獣の考え方や情報収集のあり方等について検討するとともに、モニタリング手法が確立していない狩猟鳥獣について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等への情報提供を行います。(環境省)	②	進捗中 B-1	・学識経験者等による検討会を設置し、狩猟鳥獣のモニタリングのあり方について検討を行っている。	・引き続き検討を進める。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
534	○ 鳥獣の生息状況の効率的・効果的なモニタリング、保護管理の中核的な担い手の確保や養成、個体数調整、緩衝帯の設置など生息環境管理、防護柵の設置や作物防除の除去など被害防除について、地域の取組への支援も含めた対応を進めます。(環境省、農林水産省)	②	進捗中 B-1	・鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、狩猟免許取得へ向けたセミナー、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施した。	・引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成・育成に係る取組を推進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
535	○ ニホンジカやイノシシのように、生息域や分布域が著しく増加して農林水産業や生態系などの被害が生じている種については、特定鳥獣保護管理計画に基いて実施される、捕獲などによる個体数調整、被害防止施設の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進するとともに、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。また、これらの種の全面における個体数を推定する手法を検討し、精度の向上に努めます。(環境省、農林水産省)	②	進捗中 B-1	・最新の知見や現状を踏まえて作成した特定計画作成のためのガイドラインについて、都道府県に対して積極的な普及を図るとともに、技術的な指導を行い、計画の作成を推進。 ・イノシシ及びニホンジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	・引き続き、都道府県の取組を支援し、特定計画の作成を促進する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
536	○ カワウソウやクマ類など都道府県境を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための方向性を示す広域的な保護管理の指針の作成を推進するため、協議会の設立などにより関係省庁や都道府県の連携を促進するとともに、地域団体等の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で整合性が図られた保護管理を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	②	進捗中 B-1	・広域的な保護管理を推進するため、カワウソウ2地域、クマ類1地域、ニホンジカ1地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会の運営等を行っている。	・既に広域指針が作成されている地域において取組を推進するとともに、新たな地域において広域保護管理の実施を検討する。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
537	○ 希少鳥獣であるセウガサザランによる漁業被害が深刻化しているため、種の保全に十分配慮しながら総合的な保護管理を進じます。(環境省)	②	進捗中	・漁業被害軽減のための被害防除手法の検討、個体数等の生息状況調査を行った。	・引き続き、被害防除手法の検討、生息状況調査等を実施。 ・また、平成25年度内を目途に保護管理計画を策定する予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
538	○ ニホンジカ等の個体数増加や分布拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが課題です。効果的な捕獲技術の普及や捕獲体制の構築に努めます。(環境省)	②	進捗中 B-1	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進している。 ・また、中央環境審議会に設置された「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講ずべき措置の検討を進めている。	・引き続き地域で一体となった鳥獣保護管理の取組を推進する。 ・講ずべき措置の検討については、平成25年内を目途に報告をとりまとめる予定。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
539	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地固有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	進捗中 B-1	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	—	—	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	
540	○ 知床国立公園、南阿蘇国立公園、屋久島国立公園などでニホンジカによる自然植生衰退などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・順応的かつ科学的な対策を講じるため生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、植生防護柵の設置や個体数調整など個体数管理を実施していきます。(環境省、農林水産省)	③	進捗中 O-1 O-2	・平成24年度に阿蘇国立公園においても新たにシカを対象とした生態系維持回復事業計画を策定。また、既に計画を策定している公園においても、科学的知見に基づく順応的かつ総合的なシカ対策を実施し、生態系被害の軽減に努めている。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	—	—	—	・国立公園等シカ管理対策事業費	
541	○ 蓋付き容器を利用するなどのガラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓蒙を進めます。(環境省)	②	進捗中 B-1	・ガラス対策マニュアル等による普及啓蒙を実施。	・引き続き、ガラス対策マニュアル等の普及に努める。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
542	○ 平成24年4月現在、都道府県知事により、シカ、クマ、イノシシ等を対象として6都道府県で120の特定鳥獣保護管理計画が作成実施されていますが、生息状況や被害状況などの情報を常にモニタリングし、順応的管理が進められています。これらのより効果的な施策を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを必要に応じて補足、改訂を行います。(環境省)	②	B-1 進捗中	・特定鳥獣5種(イノシシ、クマ、クマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンカワウ、カワウ)について、生息状況や被害の現状、対策の実施状況について評価を行い、それぞれの種の保護管理に関する課題等について整理を行うことなどを目的として、種ごとに「保護管理検討会」を設置。当該検討会で整理された内容や効果的な保護管理手法等の最新の知見について、ガイドラインの補遺となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布。 ・また、カワウの特定計画技術マニュアルについて、改訂案を作成し、平成25年秋に公表予定。	引き続き、都道府県の取り組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	ガイドラインの補足・改訂回数:6回(おおよそのべ12回) (平成32年まで)	4種のガイドラインを改訂 (平成22年)	5種について5回補足・改訂 (平成25年9月)	鳥獣保護管理強化事業費	41
543	○ 鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたセミナーの開催などの事業を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1 進捗中	・鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知見及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業、狩猟免許取得へ向けたセミナーを実施した。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保、育成に係る取組を推進する。	研修・セミナー等のべ開催数:120回 (平成32年)	15回 (平成24年度)	17回 (平成25年9月)	鳥獣保護管理強化事業費	42
544	○ 狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び活用を図るとともに、狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1 進捗中	・鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保のため、狩猟免許の取得促進セミナーを実施した。また、狩猟の危険防止策について都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保、育成及び狩猟の危険防止等に係る取組を推進する。	—	—	—	鳥獣保護管理強化事業費	
545	○ 鳥獣によって被害を受けている農家自身のノウハウを用いた鳥獣の捕獲を促進します。また、免許を持たない者であっても、補助的に捕獲に参加できるようになつたことを踏まえ、地域での捕獲体験構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となつた鳥獣保護管理の取組を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1 進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となつた鳥獣保護管理の取組を推進している。	引き続き、地域で一体となつた鳥獣保護管理の取組を推進する。	—	—	—	鳥獣保護管理強化事業費	
546	○ 農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むため、鳥獣被害対策実施施設の設置などを推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1 進捗中	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通して、地域で一体となつた鳥獣保護管理の取組を推進している。	引き続き、地域で一体となつた鳥獣保護管理の取組を推進する。	—	—	—	鳥獣保護管理強化事業費	
547	○ 鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどの被害防止施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)	②	進捗中	【施策番号128に同じ】	【施策番号128に同じ】	—	—	【施策番号128に同じ】	【施策番号128に同じ】	
548	○ 関係省庁による鳥獣保護管理施設との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止テープ巻といった、地域の主体的な防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能発揮対策 ・森林・整備保全費	
549	○ これらの施策の推進にあたっては、関連する施策と連携を図りながら一体的な効果が得られるように進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1 進捗中	・関係省庁による連絡会議を開く等、関連する施策と連携を図りながら、これらの施策を推進している。	引き続き、関連施策との連携を図る。	—	—	—	鳥獣保護管理強化事業費	
550	○ 自然環境保全基盤整備を引き続き実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報網の収集整備に努めます。特に、ニホンカワウやアライグマをはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物について、速報性を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動に関する調査を推進します。(環境省)	⑤	E-2 進捗中	・新たな生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を開発している。	生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を2013年10月15日に供用開始し野生動物の分布・生息情報の収集を実施する予定。	—	—	—	・自然環境保全基盤調査費	
551	○ 狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報として収集します。(環境省)	④	B-1 進捗中	・都道府県を通じ、狩猟及び許可捕獲に係る捕獲位置情報を収集。	・本提出の都道府県に対して、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行う。	—	—	—	鳥獣保護管理強化事業費	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
552	GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実・努めです。（環境省）	④	B-1	進捗中	・捕獲位置情報を地図上に簡易に表示できる捕獲位置情報マッピングシステムを平成25年度に改修。	・引き続き、GIS（地理情報システム）を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
553	特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣については、それらの被害を防止し、野生鳥獣を適切に管理するため、その個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法、被害防止技術などに關する調査・研究を進めます。（環境省、農林水産省）	②	B-1	進捗中	・特定鳥獣から種で設置した保護管理検討会において、先進的かつ効果的な個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法について、全国の先進事例等を調査し普及に努めた。 また、イノシシ及びヒノジカの個体数について、捕獲数のデータを用いて全国の個体数推定を行った。	・引き続き、先進的かつ効果的な野生鳥獣の管理手法等の調査・普及に努める。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
554	渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現状を把握するため、引き続き鳥類観測ステーションにおける継続調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほか、モニタリングサイト1000事業において、主要な遷移地におけるガン・カモ類やシギ・チドリ類の生息調査などのモニタリング調査を実施します。これら野生鳥獣の保護管理に關する調査については、民間団体などとの連携を通じて効果的な実施を図ります。（環境省）	⑤	E-2	進捗中	・継続調査、ガン・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施したほか、モニタリングサイト1000においてガン・カモ、シギ・チドリ類の調査について、民間団体と連携して実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・野生鳥獣情報整備事業費	
555	② 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなど連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）	② ③	B-1	進捗中	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	—	—	【施策番号130に同じ】	【施策番号130に同じ】	
556	② 平成22年に行った「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の改正において、愛玩飼養のための捕獲については、都道府県知事が認める一部の例外を除き、原則として許可しないこととされたため、その周知を図り、適正飼養を推進します。また、愛玩飼養のための捕獲は、今後廃止する方向で検討し、検討方向の周知に努めていきます。（環境省）	②		進捗中	・基本指針の改正内容について都道府県等へ周知を図るとともに、都道府県主催の鳥獣ブロック会議等で、基本指針の改正を踏まえた対応状況や密猟の情報収集等を実施。	・引き続き、愛玩飼養の適正化の推進を図るとともに、愛玩飼養のための捕獲について、今後廃止する方向で周知方法について検討を行う。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
557	② 鳥獣保護員を活用し警察及び違法飼養の取締りの強化を推進します。（環境省）	②		進捗中	・現在、メジロの識別マニュアル更新版を作成、印刷準備中。	・引き続き、関係者と連携して違法捕獲及び違法飼養の取締りを強化。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
558	② 傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、感染症等の原因の把握や自然界に排出された糞やその他の有害物質などが与える影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の船舶中絶を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定禁禁法禁止区域を活用した船舶監視の使用禁止区域の指定を促進します。また、狩猟などにおいて捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。（環境省）	②		進捗中	・船隻監視の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止については、都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。その他の施策の実施方法については検討中。	・取組が十分でない施策の検討を促進する必要がある。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
559	② 地方自治体と連携しつつ、民間の協力も得て、感染症の防疫等に配慮しながら、傷病鳥獣救護の受け入れ、リハビリ、対象鳥獣の検討などの体制整備を進めます。また、傷病鳥獣救護のあり方について、実態を踏まえて検討を行います。（環境省）	②		進捗中	・都道府県主催の鳥獣ブロック会議等で、各地域の状況について情報収集等を実施。	・引き続き、基本指針等に基づき、各都道府県等と連携、傷病鳥獣救護の在り方の検討について、今後その実施方法について検討を行う。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
560	② 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。（環境省）	②		進捗中	・水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	—	—	—	・水鳥救護研修センター維持費	
561	② 鳥獣の保護管理に關しては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められるため、鳥獣とあふれあふ機構の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生態系、農林水産業などに係る被害の軽減などについての情報提供などを通じて、広く人々と鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めてもらうための普及啓発及び啓蒙、指導を積極的に行います。（環境省、農林水産省）	②		進捗中	・狩猟免許の取得促進セミナーにおいて、鳥獣保護管理について、鳥獣被害の実態や、鳥獣保護管理における狩猟の役割等について来場者への情報提供を行った。 ・その他の施策の実施方法については検討中。	・取組が十分でない施策の検討を促進する必要がある。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
562	② 野生鳥獣の適切な保護管理の推進についても、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。（環境省、農林水産省）	②	B-1	進捗中	・都道府県や市町村、民間団体等とともに「狩猟免許の取得促進セミナー」を実施する等、関係機関との幅広い連携を図った。	・引き続き、関係機関との連携の充実強化を図る。	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
563	○ わが国では、高病原性鳥インフルエンザが、平成16年度から家さんや野鳥（オオハクチョウ等）において発生しており、特に平成22年から平成23年にかけては、全国各地において野鳥（キンクロハジロ、ナベヅル等15種）や家さんの死亡個体等から相次いで認められました。渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、国内の鳥獣の保護管理及びウイルスの感染経路究明に資するため、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、都道府県と連携し、全国で渡り鳥の糞便や死亡野鳥を対象とした、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を確認するモニタリングを実施します。（環境省）	②	進捗中	・平成20年に作成（平成23年に改訂した）対応技術マニュアルに基づき、都道府県や関係所長と連携し、適切に対策を実施中。	引き続きマニュアルに基づき、都道府県や関係所長と連携し、適切に対策を実施する。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
564	○ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現地に派遣し、渡り鳥など野鳥に高病原性鳥インフルエンザウイルスが蔓延していないかを確認するため、現地の状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。（環境省）	②	進捗中	・平成24年～平成25年現在、我が国において高病原性鳥インフルエンザは発生していない。なお、中国において、低病原性鳥インフルエンザウイルスA（H7N9）の人への感染・死亡事例が確認されたことから、国内での野鳥の緊急追加調査を実施した。	引き続き、発生時において必要な調査を適切に実施し、危機管理対応を着実に行う。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
565	○ 国内での発生時の早期対応に資するため、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国との鳥インフルエンザの発生情報等の共有に努めます。（環境省）	②	進捗中	・我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	引き続き、我が国の対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
566	○ 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。（環境省）	⑤	E-2 進捗中	・カモ類等に発信器を装着し、衛星追跡を行っている。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
567	○ 高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症に対して、発生時に迅速な対応ができるよう、通常時から国民や関係機関に対して情報提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。（環境省、農林水産省、厚生労働省）	②	進捗中	・高病原性鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症について、必要に応じて関係省庁に情報提供を行うとともに、鳥類、豚インフルエンザウイルスサーベイランスに関する関係省庁連絡会等を通じ、関係省庁や都道府県間で、情報共有を行い、連携に努めているところ。また、野鳥における高病原性鳥インフルエンザの調査結果をホームページ上で公表している。	今後も引き続き、関係省庁、関係者等間で連携し、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行う。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
568	○ 高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイル熱等の、野生動物が感染あるいは伝播する可能性のある感染症についても、鳥獣における蔓延に早期に対応するため、情報収集等に努めます。（環境省）	②	進捗中	・野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努めた。	今後も引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	—	—	—	・野生鳥獣感染症対策事業費	
3 動物の愛護と適正な管理										
569	○ 動物が命あるものであることを踏まえ、それぞれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の遺棄及び虐待などの禁止行為の周知徹底を図ります。また、動物取扱業者については、標識などの掲示、動物販売時における動物の特性及び状態などに関する事前説明の責務な実施などにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物については、適正な飼育環境の確保を図るとともに、法令を適切に運用することにより、普及啓蒙を推進します。（環境省）		進捗中	・平成24年9月に動物愛護管理法が改正され、終生飼養の責務の明記、動物取扱業者の規制強化がなされた。普及啓蒙のためのパンフレットやポスター等を製作し、都道府県等を通じて配布を行っている他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に努める。種々の取組を進めている。	改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、適切な法の施行を進めるとともに、動物虐待や遺棄の防止のために、今後とも適正飼養に係る講習会の実施や各種普及啓蒙活動を行うことにより、動物の愛護及び適正な管理を推進していく必要がある。	—	—	—	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
570	○ みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、地域域活動への理解促進、安易な飼養の抑制などにより終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度まで10年間で半減させるとともに、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。（環境省）		進捗中	・犬猫の不妊・去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、犬猫の引取り数は、平成16年度（平成23年度）であり、平成16年度と比べて47%減少しており、飼養を希望する者への譲渡数も増加している。殺処分率も94%（平成16年度）から79%（平成23年度）に減少している。	平成25年8月に基本指針を改正し、新たな達成目標（目標年度平成35年度、平成16年度比59%減）を策定したことから、自治体における取組動物の返還譲渡に力を入れる施設整備の補助や適正譲渡講習会の実施等を充実、継続し、引き続き返還譲渡の推進を図る取り組みの支援を行っていく必要がある。	約42万匹 犬・猫引取り数：平成16年度から半減（21万頭）（平成29年度）	—	—	・調査連絡事務局費 ・動物収容施設対策施設整備補助	43

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
571	○ 所有明示措置の必要性に関する意識啓発を行うなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率を平成19年度の基準(犬:33%、猫:18%)から平成29年度までに倍増を図るとともに、国及び地方公共団体、関係団体などの協力のもとに、データの一元的管理体制の整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基礎整備を図ります。(環境省)		進捗中	・所有明示措置の実施率(平成22年度)は、平成15年度と比べて犬は33%から36%、猫は18%から20%に増加している。マイクロチップの登録数は、62,799匹(平成18年度末)から602,405匹(平成23年度末)に増加している。	・所有明示の実施率の目標達成に向けて、自治体や獣医師会等の関係者とも連携して一般飼養者に向けた継続的な普及啓発を行って行く必要がある。	犬及び猫の所有明示の実施率:平成15年度から倍増(犬:66%、猫:36%)(平成29年度)	犬:33% 猫:18% (平成15年度)	—	・動物適正飼養推進・基礎強化事業	44
572	○ 国及び地方自治体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や適正飼養講習会などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護と管理、その健康とウェルファードの安全に関する教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などに努めます。また今後とも継続して、動物の飼育実態について各種調査を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓発に役立てていきます。(環境省)		進捗中	・動物愛護週間には関係団体等と協力して国が中央行事を開催した他、全国116自治体が23の動物愛護週間行事を開催した(平成24年度)。動物愛護推進員は60の関係自治体で2,916名となっている。	・動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等を通じて、動物愛護管理に関する広報活動を継続して実施していくとともに、動物愛護推進員等の人材育成さらに進めていく必要がある。	—	動物愛護推進員数: 2,801人 (平成23年4月1日)	—	・飼養動物の安全・健康保持推進事業 ・動物適正飼養推進・基礎強化事業	
第3節 外来種等の生態系を損乱する要因への対応										
(総括) 外来生物法の一部を改正したほか、外来種被害防止行動計画(仮称)や侵略的外来種リスト(仮称)の検討を進めています。また、遺伝子組換え生物等については最新の動向・リスク評価等の情報収集等を行いました。化学物質などについても、フィードバック調査や影響評価を進めています。										
1 外来種対策										
573	○ 特定外来生物法施行後5年が経過していることから、生物多様性条約第10回締約国会議の成果も踏まえ、同法の施行状況の検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じます。(環境省、農林水産省)	B-4	既に達成済み	・平成24年に中央環境審議会野生生物部会で外来生物法の施行状況の検討が行われ、同年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対し、「外来生物法の施行状況等を踏まえ、今後講ずべき必要な措置」について意見書がなされた。この意見書に基づき、外来生物が交雑することにより発生した生物を規制対象とすること、特定外来生物が付着・混入している輸入品等の消費等の措置を命ずることができると、外来生物法の一部を改正する法律が平成25年6月に成立・公布された。	・改正外来生物法の施行(公布から1年以内の政令で定める日)に向けて、新たな規制対象とされた、外来生物が交雑することにより生じた生物の特定外来生物の指定や、輸入品等の消費基準の設定制度等を行い、改正外来生物法の適切な執行体制を確保する。あわせて、意見書を踏まえ策定を進めている「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「侵略的外来種リスト(仮称)」を通じて、総合的な外来種対策を推進する。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
574	① 特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、多様な分野と連携しながら普及啓発を強化し、外来種問題への認識と外来生物対策への理解を深めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	B-4	進捗中	・外来生物法の施行により、特定外来生物に依る輸入と飼養等の規制を行っている。また、外来生物法ウェブサイトやパンフレット・紙芝居等も通じて外来生物問題に係る普及啓発を進めた。現在策定作業を進めている「外来種被害防止行動計画(仮称)」では、外来種問題や対策の重要性についての基本的な考え方を記述するとともに、教育機関や動物園、報道機関等普及啓発に重要な役割を持つ主体も含めて、様々な主体に求める役割を整理している。同じく作成作業中の「侵略的外来種リスト(仮称)」では、掲載種の生態的特徴や定着経路、対策の方向性、利用上の留意事項等についてわかりやすく示すこととしている。	・実態把握や指導等も含めて引き続き法の適正な施行を行っていくとともに、普及啓発を進める。「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「侵略的外来種リスト(仮称)」を活用し、一層の普及啓発に努める。	外来種:75% 外来生物法:25% (平成29年)	外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合:64.7% 外来生物法の内容を知っている人の割合:11.8% (平成23年度)	外来種:62.6% 外来生物法:17.0% (平成24年度末)	・外来生物対策管理事業費(一部) ・外来生物飼養等データベースシステム ・運用費 ・外来生物対策管理事業地方事務費	45 46
575	○ 「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定することにより、防除の優先度を踏まえた計画的な防除等を推進するとともに、各主体の役割分担を整理し、各主体における外来種対策に関する行動を促します。(環境省、農林水産省)	B-4	進捗中	・「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定するために会議での検討、関係者からの意見聴取等の作業を進めている。	・NGOや外来種を利用している関係団体との意見交換を図り、各主体における外来種対策を促進し、計画的な防除の実施等の推進を図る。	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定(平成25年度)	外来種被害防止行動計画(仮称)の策定中	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
576	○ 法規制の対象となっていない外来種も含めて、特に侵略性が高く、わが国の生態系等への被害を及ぼしている外来種や、今後被害を及ぼすおそれのある外来種のリストとして、「外来種ブラックリスト(仮称)」を作成し、掲載種について分布や定着経路、対策の方向性などの情報を整備します。これによって普及啓発や計画的な防除等の外来種対策を推進します。(環境省)	B-4	進捗中	・「侵略的外来種リスト(仮称)」を作成するために会議での検討、関係者からの意見聴取等の作業を進めている。	・リスト掲載種についての分布や定着経路、対策の方向性、やむを得ず利用されている種についての利用上の留意点などの情報を整備し、活用し、実態に即した普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
577	○ 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年を科学的に検討します。さらに、より効果的・効率的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指します。希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオウチハスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行います。地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	進捗中 B-4	・奄美大島及び沖縄本島やんばるの地域におけるマングース防除のほか、知床国立公園においてシマフクロウの脅威となるアライグマの防除、伊豆沼・内沼、琵琶湖、蘭在田地などのラムサール登録湿地においてオオウチハス等防除モデル事業を実施した。 ・国有林野の保護林等において、希少種であるアマミクロウサギ等の生息状況や死傷個体の調査を行うなど、マングースの防除に資する情報収集等を実施した。	・マングース防除事業については、平成34年度までに奄美大島及び沖縄本島やんばるの地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けて引き続き防除事業を実施する。また、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。全国的に定着しているアライグマ及びオオウチハス等については、引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行う。 ・引き続き、国有林野においても希少種への脅威となっているマングース等外来種の防除に資する取組を推進する。	奄美大島のマングース 捕獲数及び1000わな日 当たり捕獲頭数・272 頭・0.13 (平成23年度)	0.08 (平成24年度)		・特定外来生物防除等推進事業(一部) (環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
578	○ 生物多様性保全推進支援事業による地域の取組支援や国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)による国立公園内での取組などにより、地域住民などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。(環境省)	②	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業により外来種対策を支援している。平成25年9月時点で10地域にて実施。	・今後も、引き続き、地域主体の外来種対策を支援し、全国各地での防除事業の推進を図る。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	
579	○ 外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)	③	進捗中 B-4	平成24年度からの委託事業により効果的な駆除手法を開発中。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業	
580	○ 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼(とうしよ)など特有の生態系を有する地域への外来種の影響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)	②	進捗中 B-4	・奄美大島、沖縄本島やんばるの地域において、マングースの防除、小笠原国立公園におけるグリーンアンノールや西表石垣国立公園におけるオオヒギキエルの駆除作業を実施。 ・国有林野においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施した。 ・外来植物の効果的な駆除を推進するため、国有林に隣接・介在する民有林における対策として公益的機能維持増進協定制度の活用を検討している。	・マングース防除事業については、根絶に向けて引き続き防除事業を実施するとともに、低密度下における効果的な捕獲手法の開発を行う。外来種について新たな導入を防ぐことが課題。 ・引き続き、外来植物の駆除等を実施する。公益的機能維持増進協定制度の活用を推進する。 ・平成34年度までの達成を目指す	奄美大島のマングース 捕獲数及び1000わな日 当たり捕獲頭数・272 頭・0.13 (平成23年度)	0.08 (平成24年度)		・特定外来生物防除等推進事業(一部) (環境省) ・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
581	○ 国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	進捗中 B-4 C-2	・自然公園における法面緑化のあり方を検討する検討会を平成25年度より設置し、自然公園における法面緑化の適正化を図る検討策定に向けた検討を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費	
582	○ 例えば外来の牧草などの外来緑化植物や外国産在来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、地域産在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。(環境省)	③	既に達 成済み B-4 C-2	・平成20～24年度の5年間で緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法に関する研究を実施し、国立公園における外来緑化植物等の生態系影響及び在来緑化植物の遺伝的多様性の実態について調査を把握し、緑化指針策定への基礎資料として研究成果として取りまとめた。	当該研究成果を平成25年度から検討を進めている自然公園における法面緑化指針の策定に役立てる。	—	—	—	・公害防止等試験研究費 ・国立公園内生物多様性保全対策費	
583	○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来種生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中 B-4	・河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。また、河川における外来植物や外来魚の効果的な対策を検討し、検討成果として平成25年度中に外来種対策の手引きと事例集を公表予定。	・外来種の侵入を未然に防止することが重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
584	○ 非意図的な導入を含めて、外来種の導入・定着を防ぐより効果的な水際対策についての調査・検討を進めます。(環境省)	②	進捗中 B-4	・改正外来生物法において、特定外来生物等が付着・混入している輸入品等の検査や、消毒・廃棄等の措置を命ずることとできることが新たに規定された。作成に向けて作業を進めている「侵略的外来種リスト(仮称)」では定着経路に係る情報等についても収束・整理している。また飼料等への外来種の混入状況等の調査を実施し、効果的な対策を検討する上での情報の整理を行っている。また、主要港湾等の周辺において、モニタリングを実施している。	・改正外来生物法の施行に向け、特定外来生物等が付着・混入している輸入品等の消費基準等の設定を進め、法律の効果を最大限に活用を行う。また、引き続き、非意図的な導入リスクが高い輸入品や輸入経路等の情報収集に努め、より効果的な検査・モニタリング体制等を検討する。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
585	○ 国内の他地域から持ち込まれる外来種や遺伝的構造の異なる在来種がもたらす問題については、「外来種被害防止行動計画(仮称)」や「外来種ブラックリスト(仮称)」の作成等により、基本的な考え方を整理し、多様な主体に対して注意喚起するとともに、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。(環境省)	②	進捗中 B-4	・生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題も含めて、「外来種被害防止行動計画(仮称)」において基本的な考え方を整理するとともに、国内由来の外来種も含め、日本の生物系等に被害を及ぼす外来種をリスト化する「侵略的外来種リスト(仮称)」の策定に向けて作業を進めている。国立公園等における国内由来の外来種の防除を実施している。また、飼養動物の適正管理について、普及啓発を実施。	・外来種被害防止行動計画や侵略的外来種リスト(仮称)を通じて、国内由来の外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解が進むよう努める。リスト掲載種については、国内由来の外来種について、被害を及ぼす地域等の情報を整備し、活用しやすい形で公表等を通じて普及啓発を行い、外来種対策の推進を図る。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
586	○ 船舶バラスト水規制管理条約の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、外務省、環境省)	④	進捗中	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	—	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	—	
2 遺伝子組換え生物等										
587	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に、平成25年8月までに264件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 ・また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため、使用者に対して適切な拡散防止措置が定められていない場合は主務大臣の確認を受けた上で、当該拡散防止措置を執ることとしている(平成25年8月までの確認件数:研究開発分野1643件、農林水産分野149件、医薬品等分野183件、鉱工業分野1576件)	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
588	○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況等を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。 ・日本版バイオセーフティーグループ(Ｊ-ＢＣＨ)にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	・引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
589	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・日本版バイオセーフティーグループ(Ｊ-ＢＣＨ)にて、施行状況の点検を含めたカルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	・引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
3 化学物質など非生物的要因										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
580	○ 平成21年5月に公布された改正化学物質審査規制法に基づき、すべての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者は毎年度、前年度の実績数量の届出を義務づけることにより、必要に応じて有害性情報の提出を求めることにより、生態系などへの影響を考慮した安全性評価を策定に実施します。また、高次捕食動物である鳥類に対する長期毒性の疑いの有無を判断するための予備試験方法の開発・実行、化学構造式や物理化学的性状から生態毒性を予測する定量的構造活性相関(QSAR)の開発・試行を行います。(環境省、経済産業省)	③ ⑤	進捗中	・事業者から届け出られた化学物質の製造・輸入実績数量等をもとにスクリーニング評価を実施し、平成24年度に新たに45物質を優先評価化学物質に指定した。 ・ヘキサブロモシクロドデカンを被験物質とした家畜繁殖毒性試験を実施し、試験による鳥類繁殖毒性に基づく残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)のリスクプロファイルに引用され、国際的な廃絶への取組が進むこととなった。 ・生態毒性を予測するQSARIに関して、環境省・国立環境研究所が開始した生態毒性予測システム(KATE)の試行結果が、新規化学物質の審査における参考情報として取り扱われており、引き続き活用の方策を検討を進めている。	引き続き、現在の取組を継続して進めている。	昭和48年の化学法制定以前から市場に存在する化学物質を含むすべての化学物質について、届出の内容及有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「優先評価化学物質」に指定し、リスク評価を行う	優先評価化学物質を95物質指定 (平成24年3月末)	優先評価化学物質を40物質指定 (平成25年3月末)	・化学物質の審査及び製造等に関する法律施行経費	
581	○ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境への完全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施します。(環境省、経済産業省)		進捗中	・化学物質の環境への排出量、廃棄物としての移動量は全体として減少傾向、法施行後継続して届出対象物質である276物質は、平成23年度の総届出排出量・移動量は、358千トン(対前年度6%増加)。平成23年度と初年度(13年度)を比較すると、31%の減少。	引き続き、現在の取組を継続して進めている。	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は381千トン、また国が推計した届出外排出量は270千トンであった	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成25年2月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は398千トン、また国が推計した届出外排出量は255千トンであった	化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成25年2月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行った結果、届出排出量と届出移動量の合計は398千トン、また国が推計した届出外排出量は255千トンであった	・PRTR制度運用・データ活用事業	
582	○ 水質、底質、生物(貝類、魚類及び鳥類)及び大気の大規模にわたって化学物質残留性を把握するための調査などを行うとともに、生態系への影響の観点を含めて相対的に環境リスクの高い化学物質をスクリーニングする。環境リスク初期評価を引き続き実施します。(環境省、農林水産省)		進捗中	・【化学物質環境実態調査】平成24年度は59の地方自治体協力の下、352地点で44物質の調査を実施し、平成25年度末までに結果をとりまとめ公表する予定。 ・平成25年度調査も、59の地方自治体協力の下、現在実施中。 ・【化学物質環境リスク初期評価】平成24年度は、環境リスク初期評価のため基礎情報の収集・検討作業を実施し、23物質について環境リスク初期評価結果をとりまとめた。 ・平成25年度は、14物質について評価を進めるとともに、評価方法の見直しを検討中。	引き続き、環境リスクの初期評価を実施していく。	—	化学物質環境実態調査により、昭和49年度から平成22年度までに1,222物質の残留状況を把握。また、平成24年5月現在で291物質について生態影響の観点からリスク初期評価を実施	化学物質環境実態調査により、昭和49年度から平成23年度までに1,231物質の残留状況を把握。また、平成25年9月現在で305物質について生態影響の観点からリスク初期評価を実施	・化学物質環境実態調査 ・化学物質環境リスク初期評価	
583	○ 化学物質の内分沁かく乱作用問題に関する対応として、平成22年にとりまとめた「化学物質の内分沁かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—」に基づき、専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基礎的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分沁かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を加速して進めます。(環境省)	⑤	進捗中	・【化学物質の内分沁かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2010—】に基づき、専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基礎的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分沁かく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を進めている。	引き続き評価の方法を検討し、個別の化学物質について、試験を実施し、内分沁かく乱作用による影響についての評価を進めていく。	—	評価の方法を検討するとともに、個別の化学物質に依る試験を通じ、内分沁かく乱作用による影響についての評価を実施	平成24年度までに85物質を文庫の信頼性評価を実施する対象として選定。	・環境汚染等健康影響基礎調査費 ・化学物質の内分沁かく乱作用に関する評価等推進事業	
584	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域は、平成23年度末時点で37水域となりました。残りの海域についても、審議に必要な資料がそろった水域から、順次検討を進めています。平成24年度末には40水域とすることを目標とします。(環境省)	③	既に達成済み	【施策番号278に同じ】	引き続き、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。	40水域 (平成24年度末)	37水域 (平成23年度末)	40水域	・水域類型指定設定・見直し検討費	21
585	○ 「都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準」の通知(平成16年6月)により、都道府県が指定する水域の類型指定に係る審査を図ります。(環境省)	③	進捗中	【施策番号278に同じ】	引き続き、必要に応じて通知を改正し、都道府県等に周知を行う。	—	—	—	—	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
596	○ 毒性値が高いとされ必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めていきます。(環境省)	③		進捗中	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	—	—	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	
597	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に応じて、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じるとともに、公共用水域における水質環境基準の達成状況について常時監視を行います。(環境省)	③		進捗中	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	—	—	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	
598	○ 「河川」・湖沼等におけるダイオキシン類常時監視指針マニュアル(案)「平成17年3月」及び「内分泌かく乱化学物質調査の考え方(案)」(平成24年5月)に基づき、河川・湖沼等においてダイオキシン類及び内分泌かく乱化学物質のモニタリングを行います。 また、「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」(平成19年7月)、「底質ダイオキシン類対策技術資料集(案)」(平成19年4月)、「河川」・湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル(案)「平成20年4月改訂」の活用により、汚染された河川・湖沼等の底質対策を促進します。(国土交通省)	③ ⑤	B-3	進捗中	「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されているダイオキシン類については平成11年度から、内分泌かく乱化学物質として疑いのある物質については平成10年度から、全国一般水系で継続的に調査を実施している。 ・平成24年度は、ダイオキシン類については、平成24年度は水質215地点、底質215地点で調査を実施しており、内分泌かく乱化学物質については56地点で調査を実施している。 ・なお、底質に関しては、ダイオキシン類の環境基準を超えた地点は存在しない。	引き続きダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質のモニタリングを実施。	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
599	○ 農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録係留基準の設定を進めます。(環境省)	②	B-2	進捗中	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	14
600	○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農薬のリスク管理措置の推進を図ります。(環境省)	① ②	B-2	既に達成済み	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	
601	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農薬の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)	②	B-2	進捗中	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	—	—	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	
602	○ 光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。(環境省)		その他	その他	継続して普及啓発を図っているところ。	引き続き普及啓発を進めていく。	—	—	—	—	
603	○ 光害対策ガイドラインの内容は、照明関連技術の向上などに基づき見直されるべきものであることから、必要に応じて愛次ガイドラインを見直し、その充実を図っていきます。(環境省)		その他	その他	継続して普及啓発を図っているところ。	引き続き普及啓発を進めていく。	—	—	—	—	
604	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分析を活用した評価手法を開発します。(環境省)	②	B-2	進捗中	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	—	—	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	
第4節 農林水産業											
(総括) 農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進しています。また、森林や漁場環境の生物多様性への影響評価等にも取り組んでいます。											
1 農林水産業と生物多様性											
605	○ 農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施策を総合的に推進します。(農林水産省) ① 田園地域・里地里山の保全(第1章第6節に詳述) ② 森林の保全(第1章第5節に詳述) ③ 里海・海洋の保全(第1章第9節に詳述)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-2	進捗中	・農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生態・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献することを誇り、生物多様性保全をより重視した農林水産業施策を総合的に推進するため、平成24年2月に「農林水産省生物多様性戦略」を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。	「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、関連施策の推進を図る。	—	—	—	—	
606	○ 田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森林・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。(農林水産省、国土交通省)	③	D-1	進捗中	・農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進。 ・魚つき保安林の指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	引き続き、農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産業を積極的に推進するとともに、魚つき保安林の指定を推進。	—	—	—	・保安林整備事業委託費等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
607	○ 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（2章6節に詳述） 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進と遺伝子組換え農作物などの規制によるわが国の生物多様性の確保を図ります。（農林水産省）	⑤	B-2	進捗中	・農業生物資源・ジオンバンク事業では、食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在（平成25年3月末）までに、国内外の植物遺伝資源約22万点、微生物約3万点、動物約1千点、DNA約50万点を保存し、試験研究（育種を含む）又は教育用に、国内の国立・独立機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。 ・また、遺伝子組換え農作物等の使用については、カルタヘナ法に基づき、生物多様性影響評価を実施し、遺伝子組換え農作物等による生物多様性への影響の防止に適切に対応している。	・ジオンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の締結やTPGRへの加入などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの变化等に対応できるよう、広範な遺伝資源（動植物、微生物など）の収集・特性評価、保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進める。 ・また、遺伝子組換え農作物等の使用については、引き続き、カルタヘナ法に基づき、生物多様性への影響の防止を図る。	—	—	・農業生物資源研究所運営費交付金		
608	○ 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に資する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的貢献します。（農林水産省）	④		進捗中	・海外での現地調査や国際水管理研究所（IWMI）への派出・専門家を通過し、「土地・水資源の劣化防止」、「気候変動に適切に対応した水資源の持続可能な利用」、「農業と林業を結びつけた循環型農業」、「再生可能エネルギーを導入した農業農村開発」といった地球環境保全に貢献するための技術・手法を開発	・開発した技術・手法をまとめたマニュアルを作成し、多くの国で活用されるよう普及を推進する方針。	—	—	・海外農業農村地球環境問題等調査事業 ・気候変動適応型灌漑排水施設保全対策検討調査事業		
609	○ 農林水産業の生物多様性指標の開発（第2章第8節に詳述） 農林水産業が立脚する生物多様性保全は、国民に良質な農林水産物を安定的に提供するためにも必要不可欠です。 この間、環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策の実施にあたっては、生物多様性に配慮しつつ行い、例えば農業及び評価では、環境保全型農業等の取組効果把握できる指標及び評価手法の開発に取り組み、ほ場レベルでの生物多様性評価手法のマニュアルを作成しました。しかしながら、農山漁村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的根拠に基づき指標を開発されておらず、これらの農林水産関連施策を効果的に推進するうえで、指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。（農林水産省）	③ ⑤	E-2	進捗中	・森林の生物多様性の状態を表す指標を検討するため、全国を気候区分及び地帯ごとに分け、代表的な現地調査に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集・整理・分析を実施し、指標の候補を抽出した。 ・平成20年から24年度まで漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析手法をまとめた。現在、漁場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、これらの指標を用いた評価法の実証化に向け、実証的取組みを行っているところ	・指標の候補が様々なタイプの森林において生物多様性の状態を表す指標として適用できるかの検証を行い、指標を特定する。さらに特定した指標について、それぞれのタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るための調査を行い、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成25年度から29年度まで（5カ年計画）漁場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、引き継ぎ生物多様性の評価手法の実用化（評価指標の開発）に向け取組みを行なっていく。	—	—	・森林環境保全総合対策事業 ・漁場環境生物多様性保全総合対策事業費		
610	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きもの生態・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者が取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信します。（農林水産省）	①	A-1	進捗中	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	—	—	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	
611	○ 農林水産物の経済的価値のみならず、農林水産業が育んでいる生物多様性についても経済的評価を行い、その価値を明らかにすることによって、農林水産業の果たしている役割が多くなる人々に理解されるよう努めます。また、経済的評価にことさらに、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう、こうした評価の活用のあるり方を検討します。（農林水産省）	①	A-1	進捗中	・農林水産分野における生物多様性保全活動を支援するため、農業者が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討した	・農林水産分野における生物多様性の経済的評価や、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、ガイドラインとして取りまとめます。	—	—	・農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち、生物多様性保全推進調査事業		
第5節 エコツーリズム											
（総括） エコツーリズムを推進する地域の支援、優れた取組の表彰などを行い、生物多様性の保全と活力ある持続可能な地域社会の実現を進めています。											
1 エコツーリズム											

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
612	○ 地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行されたエコツーリズム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中	・全体構想策定を目標としている地域に ついて認定申請内容について関係省庁 とともに助言等の支援を行っている。	・左記支援の他、引き続き地域主体のエ コツーリズムの推進に関する活動を支 援していく。	—	—	—	・エコツーリズム総合推進事業費	
613	○ エコツーリズム推進法に基づき、関係省庁で構成するエコツーリズム推進連絡会議において、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行います。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中	・エコツーリズム推進連絡会議の構成 員は各省局長級であるのに対し、「エコ ツーリズム推進連絡会議」の設置につい て、平成21年3月に各省申し合わせを 行っており、この中で各省の課長級で構 成する幹事会を設けており、平成21年3 月から実施している。そのほか、各省担 当者レベルでの打合せを実施している。	・エコツーリズム推進法附則に定める法 律施行状況の点検時期にあることから、 連絡調整を行いつつ点検を進める。	—	—	—	—	
614	○ エコツーリズムに関する特に優れた取組の表彰などを開催するとともに、山岳地域、里山地域、島山地域、海城などのタイプ毎に地域資源の活用方法や保全などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムに関する優れた取組 みを表彰するエコツーリズム大賞の表 彰を実施し、パンフレットやホームページ でその取組の紹介を行っている。	・現在、第9回エコツーリズム大賞の募 集を開始し、エコツーリズムの普及啓発 のために取り組んでいる。	—	—	—	・エコツーリズム総合推進事業費	
615	○ 環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①	進捗中	・自然公園等におけるエコツーリズムの 推進を図ることにより、生物多様性を保 全しながら、活力ある持続可能な地域 社会の実現に寄与している。	・引き続き、地域主体の活動を支援し、 エコツーリズムの推進を支援する。引き 続き戦略的な情報発信等を行い国立公 園の魅力を伸ばし、地域活性化を図る。	—	—	—	—	
616	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損傷を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)	③ B-1 B-5 C-2	進捗中	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	—	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	
617	○ 既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムを推進する地域を支援 する取組として、エコツーリズム地域活 性化支援事業(交付金事業)、エコツー リズム推進アドバイザー派遣事業、エコ ツーリズムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負 担に対応するため、エコツーリズム推進 全体構想の策定に引き続き支援してい く。	—	—	—	—	
618	○ 地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、エコツーリズムを意図的に推進する地域に対し、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムのづくり等を支援します。また、国立公園において地域と一体となったエコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設などを整備します。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムを推進する地域を支援 する取組として、エコツーリズム地域活 性化支援事業(交付金事業)、エコツー リズム推進アドバイザー派遣事業、エコ ツーリズムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負 担に対応するため、エコツーリズム推進 全体構想の策定に引き続き支援してい く。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進 事業	
第6節 生物資源の持続可能な利用										
(総括) 遺伝資源の利用のための技術開発、微生物資源も含めた活用のための収集・保存を進めています。遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)については、名古屋議定書の可能な限り早期の締結と効果的な実施を目指して検討を行っているところです。										
1 遺伝資源の利用と保存										
619	○ 今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術に応用した医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。(厚生労働省)		進捗中	・医薬品の分野において、遺伝子組換え 生物等の使用等の規制による生物の多様性 の確保に関する法律の適正な運用が行わ れている。	・引き続き、医薬品の分野においても遺 伝子組換え生物等の使用等の規制によ る生物の多様性の確保に関する法律に 基づき、生物多様性の確保を図ってい くこととする。	—	—	—	—	
620	○ 厚生労働省関係の独立行政法人医薬品医療機器総合研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物などの積極的な収集、保存を行っている。また、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的評価に関する研究、外国産未利用植物資源の開発に関する研究、薬用植物資源の増進などの研究などを行っています。(厚生労働省)		進捗中	・厚生労働省関係の独立行政法人医薬 品医療機器総合研究所の薬用植物資源研 究センターでは、薬用植物などの積極的な収 集、保存を行っており、また、薬用植物 の栽培、育種に必要な技術に関する研 究、薬用植物の有効成分の化学的、生 物学的評価に関する研究、外国産未利 用植物資源の開発に関する研究、薬用 植物の組織培養などの研究などを行っ ている。	・引き続き、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働省研究費補助金の一部	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
621	○ 食料、環境、エネルギー問題の解決に関係する遺伝子の単離、遺伝子地図上での位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。(農林水産省)		進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	－	－	－	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	
622	○ 遺伝子を染色体上での位置に導入する技術や導入した遺伝子の発現をコントロールする技術、遺伝子の特定の部位を改変する技術、複合病害抵抗性などの形質転換作物の開発など、単離した遺伝子を利用し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。(農林水産省)		進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	－	－	－	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	
623	○ 農業上重要と考えるられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解明し、高収量性作物や不気味環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するよう作物を開発するとともに、動物や昆虫のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立などを行い、新産業の創出を目指す。(農林水産省)		進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の単離、単離した遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	－	－	－	委託プロジェクト(新農業展開ゲノムプロジェクト、平成24年度で終了) 委託プロジェクト(ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト、平成25年度から5年間の予定で実施) 委託プロジェクト(アグリ・ヘルス実用化研究推進プロジェクト、平成22年度から5年間の予定で実施)	
624	○ 農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。(農林水産省)	⑤	進捗中	・農業生物資源ジェノバンク事業では、平成23年度において、植物遺伝資源約8千点を、公的研究機関、都道府県、大学、民間企業に配布するなど広く利用された。	・ジェノバンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択や我が国のITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に対応できるよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に実施する。	－	－	－	・農業生物資源研究所運営費交付金	
625	○ 「名古屋議定書」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源条約(ITPGR)」を締結することにより、国際条約に整合した形で、食料農業植物遺伝資源の利用及び保全を推進します。(農林水産省)	④	進捗中	・「食料及び農業のための植物遺伝資源」に関する国際条約(ITPGR)について、平成25年10月30日加入書を寄託し、我が国について同年10月28日に効力を生ずる。	・ジェノバンク事業においては、ABS名古屋議定書の締結やITPGRへの加盟などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に対応できるよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に実施する。	－	－	－	・農業生物資源研究所運営費交付金	
626	○ 遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集を今後とも行います。(厚生労働省)		進捗中	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しく開発される技術に関する情報収集を今後とも行います。(厚生労働省)	引き続き、事業を実施する。	－	－	－	・厚生労働科学研究費補助金(事業の安心・安全確保推進研究) ・食品等試験検査費(安全性未審査GM食品監視対策事業等)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
627	○ 植物による工業原料や、高付加価値タンパク質などの有用物質生産（モノづくり）に必要な基礎技術を開発し、植物機能を活用したモノづくり技術の基盤を構築します。（経済産業省）		進捗中	・密閉型遺伝子組換え植物工場において、医薬品原料・ワクチン・機能性食品等の高付加価値な有用物質を高効率に生産するための基礎技術開発及び実証研究を行っている。現在までにおいて、遺伝子組換え植物に目的物質を効率的に生産させるために必要な遺伝子組換え技術等の基礎技術の構築、省エネルギー型栽培技術の開発、等の成果が得られている。	これまでの研究により、目的物質を高効率させる組換え植物の基礎技術や、省エネルギー生産プロセスの要素技術は蓄積されてきたものの、また、十分な裏証化には至っていない。今後は、機能を活用した安全かつ生産効率の高い物質生産技術を確立するとともに、その生産した目的物質の評価を行い、医薬品原料・ワクチン・機能性食品等の実用化を目指す。	－	－	－	・「密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物ものづくり実証研究開発」事業	
628	○ 微生物を活用した効率的な有用物質生産プロセス（モノづくり）や生物反応のための基礎技術を開発するとともに、微生物を活用した廃水・廃棄物などの環境バイオ処理技術を高度化させます。（経済産業省）		進捗中	・組換え微生物等バイオ技術による物質生産プロセスを用いることで、従来化学合成出来なかった材料を高効率に生産するための革新的なバイオものづくりを目指す。これまでの成果として、上記の研究を行うべく、ウェット（実験系）とドライ（計算科学）とを融合した研究拠点の整備を行った。また、環境浄化バイオ処理技術については、微生物を利用して汚染した土壌の浄化を行うバイオレメディエーションの普及に向けて、利用する微生物の安全性を評価する方法等の開発も進めており、現在までに、20種類以上の対象菌種の菌株のシーケンス解析を終了している。	・長い遺伝子を安定かつ短期間で正確に合成することは非常に難易度が高い。さらに、顕生産性の有用物質を高生産するためのには、遺伝子配列の設計や、宿主（微生物）の選定が課題となっている。今後は、最適化された遺伝子設計の技術の開発、より長い遺伝子合成技術の開発、等を通して、効率的な革新的バイオマテリアル生産技術の開発を行う予定である。また、環境浄化バイオ処理技術については、開発した安全性評価手法等を用いて、汚染された現場での実証試験を行い、その成果をバイオレメディエーション利用指針に反映させていく。	－	－	－	・「革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発」事業 ・「土壌汚染対策のための技術開発（VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術）」事業	
629	○ 平成14年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を引き続き行います。（文部科学省）		進捗中	・ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を継続して行っています。	引き続き、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を行っています。	－	－	－	・「ナショナルバイオリソースプロジェクト」	
630	○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの集積に努めます。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）		進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向・リスク評価等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換えナタネの分布状況を調査すること等により、科学的知見の収集を行った。	引き続き遺伝子組換え生物等の情報収集・調査を行うことにより、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見の収集に努める。	－	－	－	・「遺伝子組換え生物対策事業」	
631	○ カルタヘナ法やその他の施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図ります。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）		進捗中	・日本版バイオセーフティーアグリリンクハウス（J-BCH）にて、カルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	引き続き日本版バイオセーフティーアグリリンクハウス（J-BCH）や各省ホームページ等を通して情報提供を行い、カルタヘナ法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を図る。	－	－	－	・「遺伝子組換え生物対策事業」	
632	○ カルタヘナ法に関する締結国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、カルタヘナ法に関する第5回締結国会議（COP-MOP5）において採択され、平成24年3月にわが国が署名した名古屋・クアラルンプール補足議定書については、他国の状況や締結国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）	④	進捗中	・平成22年10月に開催された第5回締結国会議において採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び執済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」については、我が国は平成24年3月に署名したところであり、早期の締結を目指し、カルタヘナ法の改正等、締結に向けた検討を進めているところ。	引き続きカルタヘナ法議定書締結国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画していく。	可能な限り早期に補足議定書を締結する	補足議定書に署名し、締結に向けた検討を進めている	－	・「遺伝子組換え生物対策事業」	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
633	○ 独立行政法人医薬基盤研究所には、難病バンク、実験用小動物・バンク、薬用植物資源研究センター及び重長類医学研究センターがあり、生物資源の収集と研究者への供給事業を引き続き実施していきます。 また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。(厚生労働省)		進捗中	・独立行政法人医薬基盤研究所の難病バンク、実験用小動物・バンク、薬用植物資源研究センター及び重長類医学研究センターでは、生物資源の収集と研究者への供給事業を行っている。 ・また、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行っている。	引き続き、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
634	○ 独立行政法人医薬基盤研究所の難病バンクでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物・バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報発信を行っている。また、同研究所の研究用力ニクイサルを繁殖、育成させ、研究者に供給しています。 なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めるとともに、それまでの間、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団(HS財団)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き続き実施していきます。 引き続き、このような研究者への生物資源の供給を行っています。(厚生労働省)		進捗中	・独立行政法人医薬基盤研究所の難病バンクでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物・バンクでは、新たな疾患モデル動物も含めた実験動物の積極的な収集、保存、系統維持、安定した供給と関連情報発信を行っている。また、同研究所の研究用力ニクイサルを繁殖、育成させ、研究者に供給している。 ・なお、細胞バンクにおいては、平成25年度から独立行政法人医薬基盤研究所で一元的に分譲を行っている。	引き続き、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
635	○ 薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き続き行っています。(厚生労働省)		進捗中	・薬用植物に関しては、医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を図っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を引き続き行っています。(厚生労働省)	引き続き、事業を実施する。	—	* 種子リストの送付: 世界62か国、397機関 (平成23年度)	* 種子リストの送付: 世界62か国、396機関 (平成24年度)	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
636	○ 国立感染症研究所では、病原性微生物の収集、保管、国内外の関係研究機関との研究交流、情報交換を引き続き行っています。(厚生労働省)		進捗中	・病原体資源の収集を行い治療法の研究を実施すると共に、世界的あるいは国内で流行し公衆衛生学的に問題となるインフルエンザウイルス等に対応するための交流を推進している。感染症法の改正など行政施策に反映された。	・社会生活に脅威となる新しい感染症に対応するための研究体制をひき続き構築維持する。	—	—	—	・国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部	
637	○ 新しい品種の育成などや研究に提供するため、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の遺伝資源の収集・保存や特性評価をジェーンバンク事業において引き続き実施します。この内、食料・農業・植物資源の収集、保全及び利活用に当たっては、植物遺伝資源の持続的な利用を確保する観点から、それを保全することに重点を置きつつ対応し、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)		進捗中	・食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成25年3月末)までに、国内外の植物遺伝資源約22万点、微生物約3万点、動物約1千点、DNA約50万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の国立・独立機関、都道府県、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様な解析、遺伝子解析、新品種開発、ゲノム研究等、幅広く活用されている。生物多様性保全に新しい道を拓く遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	・ジェーンバンク事業においては、ABS名古屋議定書の締結やTPGRへの加入などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応えるよう、広範な遺伝資源(動物、微生物など)の収集・特性評価・保存及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効果的に進める。特に、特性評価情報等の公開情報や作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい栄養繁殖作物・遺伝資源に適した保存技術を開発する。	—	—	—	・農業生物資源研究所運営費交付金	
638	○ 貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発や先端技術の開発に用いるため、林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを推進します。(農林水産省)	③ ④ ⑤	進捗中 B-2 C-2	・林木・遺伝資源については平成24年度1293品の収集の他、保存・配布・特性評価を推進した。	・林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを継続的に推進する。	・森林・林業に関するジェーンバンク事業などを実施	・林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などを引き継ぎ推進	・林木及びきのこ類などの遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価などの推進について進捗中	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種特定運営費交付金	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
639	○ ジーンバンク事業の一環として、貴重な遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の多様性の保全と利用のための国際的な共同研究を行うほか、国際連合食糧農業機関(FAO)への資金拠出などを通じ、生物多様性の保全に貢献します。(農林水産省、外務省)	④		進捗中	・FAOトラストファンドプロジェクトとして、アジア諸国(15か国)に対し、ITPGR制度に係る能力開発をするためのワーキンググループ等を実施。 ・農業生物資源・ジェンバンク事業においては、毎年数名程度、遺伝資源を保有する途上国から研修生を受け入れ。 ・国際協力機構(JICA)を通じたODA事業では、例えば、「インドネシア生命科学研究所及びバイオテクノロジー促進のための国際標準の微生物資源センターの構築プロジェクト」及び「メキシコ遺伝資源の多様性評価と持続的利用の基盤構築」を通じ、遺伝資源の多様性の保全に資する協力を実施中。(右記案件は現在実施中であるため、各案件の成果に対する評価は現時点で実施していない)	・FAOトラストファンドプロジェクトについては、平成28年10月にプロジェクト最終委員会を開催し、今後のアジア地域協力体制について、本プロジェクトの成果を踏まえて検討する。 ・農業生物資源・ジェンバンク事業においては、引き続き、植物遺伝資源に關してアジア諸国を中心に研究協力・共同調査を進めるほか、アジア諸国における遺伝資源の管理・研究における能力向上に貢献する。 ・途上国における生物多様性の保全に資する支援を、国際協力機構(JICA)を通じてODA事業などにより引き続き実施する。	—	—	—	・FAOトラストファンド事業「植物遺伝資源アクセス・品種保護制度総合推進事業」 ・FAOトラストファンド事業「アジアにおける植物遺伝資源の保全と持続的利用の強化のための能力開発と地域協力」・農業生物資源研究所運営費交付金 ＜注＞ODA予算については予め援助分野を決めることなく予算要求を行っているため、内訳を示すことはできない。	
640	○ 国有林野において、研究機関と連携を図りながら、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」をはじめとした保護林を指定し、適切な保全管理を推進します。(農林水産省)	③		進捗中	・国有林において、林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存等を目的とした「林木遺伝資源保存林」等をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資する各種「保護林」を設定し、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進した。	・引き続き、「林木遺伝資源保存林」の設定等を推進するとともに、モニタリング等を通じて適切な保全・管理を推進する。	—	保護林面積: 96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費		
641	○ 平成14年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行うナショナルバイオリソースプロジェクトにおいて、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要かつ戦略的に整備することが必要なリソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備を引き続き行います。(文部科学省)			進捗中	【施策番号629に同じ】	【施策番号629に同じ】	—	—	【施策番号629に同じ】	【施策番号629に同じ】	
642	○ 新御宿において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的な価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう、情報の集約や提供の仕組みを検討し活用を図ります。(環境省)	②		進捗中	・新御宿苑は(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点園として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点園ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。	・現在の取組を継続して進めます。	—	—	—	—	
2 微生物資源の利用と保存											
643	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の提供などを行い、微生物資源の「持続可能な利用」の促進を図っていきます。(経済産業省)			進捗中	【具体的な進捗状況については施策番号644と645を参照】	・名古屋議定書が発効すればそれに沿った対応が必要。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
644	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国の政府機関及び傘下の研究機関との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。これにより、引き続き資源保有国に遺伝資源の保全や収集、利用に関する技術を提供するとともに、海外資源へのアクセスルートへの確保及び資源国との合意に基づく資源移転とその利用により、わが国の企業に遺伝資源の利用の機会を引き続き提供していきます。(経済産業省)			進捗中	・ミャンマーとの交流が再開した。 ・インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国と協力関係を確認し、微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施している。	・ベトナム、モンゴル、ミャンマーに関しては、利用に関する技術移転がまだ十分でないため、今後も引き続き行っていく。 ・インドネシア、タイ、中国については、十分な技術を提供するため、生物遺伝資源関係同士の関係を確認していく。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	
645	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用を目的とした「アジア・コンソーシアム」を設立(平成16年)し、各国の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存微生物、技術情報、遺伝資源移転ルールの共有化及び人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関数を増やしアジア諸国の遺伝資源機関のネットワークの拡大と強化を行います。(経済産業省)			進捗中	・アジア・コンソーシアムに、新たにインドを含む4機関がメンバー入りし、現在「3か国、22機関のアジアの微生物資源の保全と持続可能な利用のためのメットワーク」となった。定期的に会合を開催し、左記取組を実現するための個別のタスクフォースを設立し、活発に課題解決の活動を行っている。	・アジア・コンソーシアムに加盟する生物資源関係機関間の遺伝資源の移転に関する共通した移転システム案の構築と、名古屋指定量が発効すれば、それに沿った移転メカニズムの対応と検討が必要。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
646	○ 平成14年より、ライフサイエンス研究の発展のために多様なバイオリソースの整備を行う「ナショナルバイオリソースプロジェクト」において、基礎・基盤型微生物に重要な微生物資源にも焦点をあて、中核的拠点を整備し、収集・保存・提供・バックアップ事業を推進するとともに、利活用に向けたデータベースや付随情報の整備に引き続き取り組めます。(文部科学省)		進捗中	・微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要な役割に整備することが必要なりソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を継続して行いました。	引き続き、微生物資源を含むライフサイエンス分野における知的基盤として重要な役割に整備することが必要なりソースの収集・保存・提供・バックアップ体制の整備及び利活用に向けたデータベースや付随情報の整備を行います。	—	—	—	・ナショナルバイオリソースプロジェクト	
647	○ 農林水産業や工業などに利用できる微生物資源の効率的保存法を開発し、分類決定のための学術的分析を進めます。また、研究・産業に提供するための遺伝資源の収集・保存や特性評価の強化、研究材料の配布及び情報の整備によって研究開発、産業利用のための知的基盤を整備します。(経済産業省、農林水産省)		進捗中	・長期保存が困難な生物資源について、安定した長期保存法の開発を行っている。MALDI/TOFMSを用いた迅速同定手法を導入し、遺伝資源の評価と保存における品質管理を導入している。遺伝資源のケノム解読を加速し、情報整備を行っている。	・微生物資源の学術的分析、収集、提供を更に進める。 ・遺伝資源の配布と情報整備、さらにそれらを公開するためのデータベースの開発が必要。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
648	○ 日本国内外の微生物を簡便に利用できる体制を構築するために、日本国内における主要な微生物遺伝資源機関が協力してオンラインカタログを作成し、ネットワーク上での連携を進めます。(経済産業省、文部科学省、農林水産省)		進捗中	・2機関を加え計8機関で連携し、利用者の検索が可能となっている。	・さらなる国内BIRC機関の連携に向けて整備を進める。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
649	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センターにおいて、日本国内外から収集した農林水産業及び工業などに有用な微生物資源の保存及び研究開発や産業利用のための提供を継続して行います。(経済産業省、農林水産省)		進捗中	・微生物及び微生物由来DNAクロームを保存し、研究開発や産業利用のための分譲を行っている。	・微生物株及び微生物由来DNAクロームの収集及び提供を更に進める。	—	—	—	・独立行政法人製品評価技術基盤機構 運営費交付金	
3 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)										
650	○ 関係する産業界や学術界の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組み可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、締結に基づき、提供国のABS(Access and Benefit-Sharing)に関する国内制度の遵守の促進、国内における遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置、普及啓発などを実施します。遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ集配を分配を実現させることで、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献します。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	④	D-3	・可能な限り早期に名古屋議定書を締結することを目指して、関係する産業界や学術研究分野の意見を聴きながら、関係省庁が連携して国内措置の検討に取り組んでいる。	・現在の取組を進め、名古屋議定書の可能な限り早期の締結と効果的な実施を目指す。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査(環境省)	
651	○ 名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境フアンリティー(GEF)や名古屋議定書実施基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の開発、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図ります。また、2013年9月現在、名古屋議定書実施基金によるプロジェクトを8件承認。	④	進捗中	・名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施のため、地球環境フアンリティー(GEF)(名古屋議定書実施基金を含む)、及び生物多様性日本基金等を通じ、途上国におけるABS国内制度の開発、民間セクターの参画や遺伝資源の保全や持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援の促進を図った。なお、2013年9月現在、名古屋議定書実施基金によるプロジェクトを8件承認。	・名古屋議定書実施基金の支援を受けたプロジェクトの進捗の実地調査等を通じ、名古屋議定書の早期発効及び効果的な実施が期待される。なお、基金の運用期間については原則2014年6月までとなっており、基金への拠出金の運用期間内での計画的執行が求められている。	—	—	—	・名古屋議定書実施基金 ・生物多様性条約拠出金(生物多様性日本基金)	
第7節 国際的取組の推進										
(総括) 生物多様性日本基金に拠出し、途上国の能力育成への協力を進めています。また、生物多様性条約をはじめとする諸条約の会合に積極的に参加し、それぞれの取組の進展への貢献と図ったほか、第1回アジア国立公園会議を開催し、我が国の取組を発信しています。更に開発途上国に對しても、ODAやJICAを通じて取組により効果的かつ効率的に国際協力を進めています。										
1 COP10の成果を受けた国際貢献										
652	○ 生物多様性条約関連会合への参加を通じ、効果的な条約実施の推進、我が国の知見・取組の共有など、地球規模での生物多様性の保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。(環境省、内閣官房、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、関係府省)	④ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・COP11をはじめ、IPBES第一回総会、第五回国別報告書アジア地域ワークショップ、第7回CBDトロンハイム会合など、生物多様性条約関連会合に参加し、積極的に議論に参加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	・愛知目標の達成に向けたCOP10主要課題検討調査	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
653	○ COPや生物多様性条約の科学技術補助機関(SBSTTA: Subsidiary Bodies for Scientific, Technical and Technological Advice)などにおける議論の状況や主な決定、勧告の内容を紹介するなど、生物多様性や生物多様性条約などについて、国民に周知し、条約の実施への国民の協力を促します。(環境省)	④ ⑤	A-1 E-2	進捗中	・我が国はCOP10議長国としてCOP11の準備を進めるとともに、COP11及び関連委員会にも出席し、積極的に議論に参加するとともに、パンフレット及びウェブページを作成して結果の広報を行った。 ・COP11やPBE3第一回総会等の生物多様性条約関連委員会に国内の専門家を派遣した。	・今後開催予定のCOPやSBSTTA等において、現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
654	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約関連委員会への派遣など、国内の生物多様性分野の専門家への発掘・支援・育成を行います。(環境省、外務省、関係府省)	④ ⑤	E-1	進捗中	・AP-BONAsia-Pacific Biodiversity Observation Network等を通じて、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を促進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
655	○ アジア太平洋地域における生物多様性の保全のための取組をより効果的に推進するため、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を深めます。(環境省、外務省)	④	E-1	進捗中	・AP-BONAsia-Pacific Biodiversity Observation Network等を通じて、各国の生物多様性の現状について情報交換などを行い、地域の連携を促進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	－	－	－	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
656	○ 日本の国立公園における地域の多様な主体と連携協力した保護管理システムや持続可能な農林水産業などが国の先進的な取組を国内外に発信します。(環境省、農林水産省)	② ④	C-1	進捗中	・平成25年11月に仙台市で開催される第1回アジア国立公園会議等において、日本の国立公園における多様な主体との協働による保護地域管理のあり方等についてアジア各国と共に現状や今後のあり方について検討を行うとともに、我が国の取組を事例集としてとりまとめること等により発信する。	・引き続き様々な機会を活用しながら我が国の取組を積極的に発信していく。	－	－	－	－	
657	○ 途上国がCOP10で採択された戦略計画2011-2020(愛知目標)を達成するための国際協力を推進します。(環境省、外務省)	④	E-1	進捗中	・生物多様性条約事務局に設置した生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国の愛知目標達成に向けた能力育成への協力を進めている。現在生物多様性国家戦略策定・改訂の地域WSを20地域以上で開催し、700名以上が参加した。	・生物多様性日本基金については2020年まで実施し、愛知目標達成への国際協力を推進する予定。	－	－	－	・生物多様性日本基金	
658	○ 第5回国別報告書の提出等を通じて、愛知目標の達成評価に積極的に貢献します。(環境省、外務省、関係府省)	④	E-2	進捗中	・第5回国別報告書アジア地域ワークショップへの参加などを通じて情報収集を行い、執筆作業を進めている。	・期限までに提出し、愛知目標の達成評価に積極的に貢献する予定。	第5回国別報告書を提出(平成26年3月末まで)	－	－	・生物多様性国家戦略推進費	
659	○ COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。(環境省)	④	D-1	進捗中	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成23年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	－	(参考)IPSのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体(平成24年9月)(平成25年9月)	IPSのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の155団体(平成25年9月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	
660	○ 「SATOYAMAイニシアティブ」をより一層推進するため、COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協働活動を促進します。(環境省)	④	D-1	進捗中	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	・定例会合の開催、優良事例収集や研修の実施促進、持続可能な自然資源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、特に「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」を推進するとともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの参加団体は155団体し、パートナー間の協働活動は29案件が形成されている。	－	IPSのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体(平成24年9月)(平成25年9月)	IPSのメンバー：政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の155団体(平成25年9月)	・国連大学拠出金(SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
661	○ 地球環境フアンダシティー (GEF) やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金 (GEPP) 等を通じて、SAITOVAMA-アジアタイプに関連した活動に対する支援の機会を促進します。(環境省、財務省、外務省)	④	E-1 進捗中	・同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援している。2010年7月から2011年6月までの間の、GEPPはアジアをはじめとする途上国の19の生物多様性ホットスポットにおける生物多様性の保全に係る取り組みに対して、支援を実施した。支援対象団体数 1,588団体(2010年末時点)	・引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	—	—	—	経済協力費	
662	○ 野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農法や管理手法などについて収集した事例を国際的な場や一般向けに発信することにより、その普及・定着を図ります。(農林水産省、環境省)	① ④	A-1 B-2 進捗中	・生物多様性に配慮した農林水産物であることをあわせて「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進した。 ・生物多様性条約第11回締約国会議では、我が国の提案により、内陸水に関する決議XII/23iにおいて、水田等の農業生態系の重要性を認識する決定X/34を型起することが決定された。	・引き続き「生きものマークガイドブック」の配布を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。 ・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—		
663	○ 愛知目標(保護地域の関連部分)の達成及び保護地域作業計画(POWPA)の実施に向けたアジア地域の協力の枠組としてアジア保護地域パートナーシップ(仮称)の構築を、アジア各国、生物多様性条約事務局、国際自然保護連合(IUCN)等と協力して進めます。その中で、国と、地方公共団体や地域住民との協働による日本型の国立公園の管理の方策や、三陸復興国立公園の取組の取組、アジア各国の先進事例を取りまとめ、相互に情報共有・発信を進め、各国の国立公園の安全管理の水準を向上させます。そのための取組として、平成25年に東北地方の都市で、第一回アジア自然公園会議を開催します。(環境省)	② ④	O-1 進捗中	・平成25年11月に仙台市において国際自然保護連合(IUCN)との共催により、「第1回アジア国立公園会議」を開催する。会議では、アジアにおける保護地域の特質と方向性を示す「アジア保護地域憲章」が策定されるとともに、保護地域に関するアジア地域の協力の枠組である「アジア保護地域パートナーシップ(仮称)」について議論が行われる予定。また、環境省からは、地方公共団体や地域住民と連携した日本型の国立公園の管理の方策や、三陸復興国立公園の取組について発表する予定。	・全議における議論を踏まえ、「アジア保護地域パートナーシップ」の構築に向けて、アジア各国との調整を進める。 ・また、平成26年11月にシドニーで開催される「第6回世界国立公園会議」等において、アジア国立公園会議の成果を発信していく。	—	—	—	・アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業	
664	○ 生物多様性に関する国際的な科学的情報基盤である地球規模生物多様性情報機構(GBIF: Global Biodiversity Information Facility)、生物多様性観測ネットワーク(GEO BON: Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)、国際長期生態学研究所ネットワーク(ILTER: International Long Term Ecological Research)など既存の地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力します。(環境省)	⑤	E-2 進捗中	・GBIF事務局に対し毎年、活動資金を拠出する(2012年度は2000万円)とともに、現行中の事務局のガバナンスや財政見直しを支援するなど、継続的な活動の実施に貢献していく。	・引き続き資金拠出を継続するとともに、現在進行中の事務局のガバナンスや財政見直しを支援するなど、継続的な活動の実施に貢献していく。	—	—	—	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPEES)拠出金 ・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金	
665	○ GBIFやGEO BONなどの既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	④	E-1 進捗中	・既存の国際プログラムとの連携協力を図りながら、AP-BON等を通じて、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動に協力している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
666	○ 国内では、主要な研究者によって平成21年5月に設立された日本生物多様性観測ネットワーク(JBON: Japanese Biodiversity Observation Network)と連携・協力することによって、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援します。(環境省)	⑤	E-2 進捗中	・AP-BON等を通じて、JBONに連携・協力し、日本の生物多様性情報のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
667	○ 東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献する関係者、関係機関と連携しながら、域内の生物多様性に関する情報を収集・整理し、分類学に関する研修などを行う東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII: East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative)を推進します。(環境省)	④	D-3 進捗中	・東・東南アジア各国において、生物多様性の保全と持続可能な利用のための意思決定に貢献する関係者、関係機関と連携しながら、域内の生物多様性に関する情報を収集・整理し、分類学に関する研修などを行う東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ(ESABII: East and Southeast Asia Biodiversity Information Initiative)を推進します。(環境省)	・現在の取組を継続して進めていく。	—	ESABIIのメンバー14カ国、3機関、3ネットワーク (平成24年3月末)	ESABIIのメンバー14カ国、3機関、2ネットワーク (平成25年3月末)	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
2	生物多様性関連諸条約の実施									

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
668	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(拡散防止措置を執らない使用)について、個々の申請案件に対し学識経験者から意見を聴取し、生物多様性影響が生じる可能性の有無を検討。その意見を基に、平成25年8月までに264件の遺伝子組換え第一種使用規程を承認した。 ・また、第二種使用については生物多様性影響を防止するため、使用者に対して適切な拡散防止措置が定められていない場合は主務大臣の確認を受けた上で、当該拡散防止措置を執ることとしている(平成25年8月までの確認件数：研究開発分野1643件、農林水産分野149件、医薬品等分野183件、鉱工業分野1576件)	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するな ど生物多様性の確保を図る。	—	—	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
669	○ カルタヘナ議定書締結国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締結国会議(COP-MOP5)において採択された、平成24年3月にわが国が署名した名古屋・クアラルンプール補足議定書については、他国の状況や締結国会合における今後の議論等も踏まえ、締結に向けた必要な作業を進めていきます。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	④	進捗中	・平成22年10月に開催された第5回締結国会合において採択された「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」については、我が国は平成24年3月に署名したところであり、他国の状況や締結国会合における今後の議論等も注視しつつ、本補足議定書の義務を履行するために必要な国内法の改正等、締結に向けた検討を進めているところ。	・引き続きカルタヘナ議定書締結国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画していく。	可能な限り早期に補足議定書を締結している	補足議定書に署名し、締結に向けた検討を進めている	—	・遺伝子組換え生物対策事業	
670	○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用(ウィズユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をつラムサール条約湿地として最低1カ所登録することが義務づけられており、わが国は平成24年8月までに46カ所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすわが国の湿地について、潜在候補地を選定し、公表しました。同条約の流れとしては、平成11年の第7回締結国会合において目標とした、「条約湿地数を2000カ所にまで増やす」ことを達成(平成24年5月現在2000カ所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報策(RIS)の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を図ります。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域における保全等が円滑に推進されたと考えられる湿地については、これまでの登録状況にもかかわらず、平成32年までに新たに10カ所程度の登録を目指します。(環境省、農林水産省)	① ② ③ ④ ⑤	進捗中	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	【施策番号59に同じ】	4
671	○ ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。 また、条約湿地の保全と賢明な利用(ウィズユース)のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③ ④ ⑤	進捗中	・普及啓発に係るシンポジウムの開催、準備。	・予算不足が課題。引き続き業務を縮小しながらも項かを上げるよう努めていく。	—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	

施策番号	基本的戦略	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
672	① ③ ④	○ 国際的には、特にわが国に近接する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の現況調査やアジア太平洋地域の陸地保護支援、普及啓蒙を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力を行います。(環境省、外務省)	B-1 B-9 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	・ミャンマーにおける普及啓蒙活動等。 ・国際希少野生動物種物種について種の保存法に基づき引き継ぎ関係省庁等との取引規制を行った。ワシントン条約附属書に掲げる種の違法取引に対する取締りを推進した。また、違法行為の防止に向け関係省庁との連携を図った。「種の保存法」及び「外国為替及び外国貿易法」を適用し、条約対象種の違法取引を摘発した。また、関係省庁との連携により、関係国体に対する指導等を実施した。 ・また、ワシントン条約事務局に対し、2012年度には「ソフ密監視役(MIKE)プロジェクト」への支援を実施。また、本年度より、CITESへの新規加盟国及び途上国に対する法執行面での国内法整備等にかかわるキャパシティビルディングへの支援を実施することを決定。	・一定程度の成果をあげてきたため、現地のニーズや状況の再確認を行い、方向性を検討していく。	平成27年までにアジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地を3カ所追加	タイ及びミャンマーにおいてプロジェクトを展開。地域における普及啓蒙を進めている	0	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進 費2アジア地域における生物多様性保全推進費	47
673	④	○ 「絶滅のおそれのある野生動物種の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」(昭和48年採択)は、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保護を図るための国際取引の規制を定めており、わが国は昭和55年に締結しました。わが国では、本条約の附属書に掲げられた種は「外国為替及び外国貿易法」等によって輸出入が規制されており、特に条約附属書Ⅰに掲げられた種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡し等も規制されています。これらの法律等を適切に運用するとともに、引き続き関係省庁、関連機関が連携・協力して、違法行為の防止、摘発に努めます。あわせて、輸出入や国内流通の規制に必要な情報の収集を進め、あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。(環境省、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・国際希少野生動物種物種について種の保存法に基づき引き継ぎ関係省庁等との取引規制を行った。ワシントン条約附属書に掲げる種の違法取引に対する取締りを推進した。また、違法行為の防止に向け関係省庁との連携を図った。「種の保存法」及び「外国為替及び外国貿易法」を適用し、条約対象種の違法取引を摘発した。また、関係省庁との連携により、関係国体に対する指導等を実施した。 ・また、ワシントン条約事務局に対し、2012年度には「ソフ密監視役(MIKE)プロジェクト」への支援を実施。また、本年度より、CITESへの新規加盟国及び途上国に対する法執行面での国内法整備等にかかわるキャパシティビルディングへの支援を実施することを決定。	・引き続き関係省庁等の連携を促進させ、絶滅のおそれのある種の違法取引削減に努める。引き続き、希少野生動物種の密輸出入や国内での違法取引に関する事犯の取締りを実施する。	－	－	－	・ワシントン条約対策費 ・ワシントン条約事務局への任意拠出金による支援	
674	④	○ また、「希少野生生物の国内流通管理の点検結果」では、種の保存法等の制度の幅広い周知を図ることや違法な国内流通に対する罰則の強化の必要性が指摘されました。これらの指摘を含めた点検の結果を踏まえ、流通に関する悪影響を最も効果的に抑制できる対策の検討と実施を進めていきます。(環境省、関係府省)		既に達成済み	・平成25年6月に種の保存法が改正された。	・改正法の適切な執行を実施する。	－	－	－	－	
675	④	○ 野生動物種の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を調和させる持続可能な利用の考え方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約関連委員会に積極的に参画し、関係の締約国と必要に応じた積極的な情報交換を行うとともに、条約を適切に実施します(外務省、農林水産省、経済産業省、環境省)		進捗中	・2013年のワシントン条約第16回締約国会議では商業漁業対象種であるサメ類が附属書Ⅱに掲載され、我が国は留保を付した。他方で、国際協力を重視し、地域漁業管理機関(RFMO)を通じて他国と協力しつつサメ類等の保存管理に努力すること、自主的行動としてCITESの輸出許可証の手続きを行うこと等を重んじた。 ・また、同条約事務局が実施するプロジェクト(ソフの密輸監視や法制度能力構築支援等)に対しても協力を行った。	・ワシントン条約等、国際的な枠組みを通じ、また、他国とも協力しつつ、条約を適切に実施し、野生動植物の保護と持続可能な利用を実現する。	－	－	－	－	
676	③	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護と保護種の拡充が課題であることから、世界自然遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図りながら取り組めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)		進捗中	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	－	－	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	
677	④	○ 世界遺産の定期報告を通じて、わが国の世界遺産の保全に関する経験をアジア太平洋地域を中心とした締約国と共有し、各国の世界遺産地域の保全管理の質の向上に貢献します。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省)		既に達成済み	・平成23年7月に定期報告書を世界遺産センター(世界遺産条約事務局)に提出し、平成24年6-7月の第38回世界遺産委員会において我が国が属するアジア太平洋地域の定期報告が報告され、審査された。	・引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮問機関からの報告事項に適切に対応すると共に、世界自然遺産としての価値が将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めつつ、最新の科学的知見を反映した保全管理を行う。	－	－	－	－	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
678	○ 平成24年は、ユネスコ世界遺産条約の採択後40年を迎え、世界遺産を改めて振り返り、世界遺産条約の将来を考える節目の年であるとして、世界各地で世界遺産条約採択40周年記念行事が行われています。わが国においては、平成24年11月に京都において、ユネスコ全体の40周年を締めくくる行事として最終会を開催し、積極的な国際貢献の推進や同条約の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	④	既に達成済み	・平成24年11月に京都において、同年を通じて行われた世界遺産条約採択40周年記念行事を締めくくる最終会合を、ユネスコとの協力のもとで開催し、条約の今後のあり方について一定の方向性を示す成果文書「京都ビジョン」を発表した。 ・ボコバ・ユネスコ事務局長や歴代世界遺産センター所長、条約締約国関係者、内外の世界遺産の専門家等、主要関係者の出席を得た最終会合を主催したことにより、国内における条約の意義に対する理解を推進するとともに、対外的には、ユネスコ及び世界遺産の分野における我が国のプレゼンスを高め、我が国の世界遺産保護に対する積極的な国際貢献及び世界遺産条約への積極的な取組を印象つけた。	課題と今後の方針 引き続き、わが国の知見を活かした条約運用への貢献等を継続する。	—	—	—	・世界遺産条約40周年記念会合開催費	
679	○ 世界遺産条約40周年を機にわが国の世界自然遺産地域における登録後の成果と課題、順応的な保全管理の取組、持続的な利用、地域社会に果たす役割等について提言を取りまとめ、今後の世界自然遺産地域の効果的な保全管理等に役立てます。(環境省、農林水産省)	③	O-1	・平成24年8月に学識者からなる「新たな世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を設置して、国内の既存世界自然遺産地域における成果と今後の保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取りまとめた。 ・各自然遺産地域へ共有しこれを踏まえた保全管理の推進を図っている。	—	—	—	—	—	
680	○ 油及び有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱国について、沿岸における土地利用の変化を踏まえた、生物対象群(魚類・底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)の情報の更新を行います。(環境省)	③	進捗中	・OPRC条約及びOPRC-HNS議定書を担保した国家緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対応した脆弱沿岸海域図(ESIマップ)及び有害物質流出事故図に対応した脆弱沿岸海域図(HNS-ESIマップ)を作成した。	・脆弱沿岸海域図は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、海上輸送可能な有害液体物質が追加される毎に、図を更新し、実勢的な大規模流出事故に対応可能なよう、整備を行っている。	—	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esl/esl_title.html	—	・海洋基本計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費	
681	○ 水鳥救護研修センターにおいて、油污染事故が生じた場合など一時的に多数の油污染された水鳥などが発生した場合に対する準備や被害が発生した地域で迅速な対応が可能となるよう地方公自治体職員などを対象とした研修を引き続き実施します。(環境省)	②	進捗中	・水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き続き、水鳥の油污染対応等のための研修を実施する。	—	—	—	・水鳥救護研修センター維持費	
682	○ 南極環境実態把握モニタリング事業等により、昭和基地におけるモニタリング手法等を検討し、わが国観測隊による定期的な環境モニタリングを実施します。(環境省、文部科学省)		進捗中	・平成24年度に昭和基地周辺において、基地活動による影響を調査するために採取したサンプリングについてのモニタリングを、平成25年度末を目途に実施中。	・採取したサンプリングの分析を進めるとともに、現場の実情をふまえたモニタリング・マニュアルの改訂及び効果的かつ効果的なモニタリングを行うためのモニタリング長期計画の検討。	—	—	—	・南極環境実態把握モニタリング事業費	
683	○ 昭和31年に開始された我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測船による海洋調査、湖沼における海水調査、氷河末端域における調査を実施するとともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極限環境と遺伝的特性の解明を行います。また、南極生物多様性データベースを介した成果の公開を行います。(文部科学省)	④	E-2	・南大洋の外洋域及び海水域において、常観測点の長期的な基礎データと併せて、海生基礎生産やプランクトン群集の中長期的な変化や変動傾向の分析を行う予定である。 ・陸上生態系については、ペンギン調査により取得したデータの検討を進め、集約レベルでの採餌行動・繁殖成績・行動生態と海水状況との関係を明らかにする。 ・昭和基地の沿岸域において、原核生物分離解析のための土壌、湖沼底泥等、生物多様性の観点から、南極陸域生態系の発達・遷移の解明につなげる試みを実施した。	・海洋生態系については、日本側の定常観測点の長期的な基礎データと併せて、海生基礎生産やプランクトン群集の中長期的な変化や変動傾向の分析を行う予定である。 ・陸上生態系については、ペンギン調査により取得したデータの検討を進め、集約レベルでの採餌行動・繁殖成績・行動生態と海水状況との関係を明らかにする。 ・昭和基地の沿岸域において、原核生物分離解析のための土壌、湖沼底泥等、生物多様性の観点から、南極陸域生態系の発達・遷移の解明につなげる試みを実施した。	—	南極生物多様性データベース 公開データ数: 65,535件 (平成22年度末) アークセス件数: 40,230件 (平成24年5月21日)	南極生物多様性データベース 公開データ数: 67,404件 (平成23年度末) アークセス件数: 42,101件 (平成25年9月19日)	・南極地域観測事業費 ・国立大学法人運営費交付金の内数	

施策番号	施策 番号	具体的施策	基本 戦略	国際 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
684		○ 砂漠化の被害影響国の途上国に対して、ODAなどを通じ、砂漠化対策の支援をします。(外務省、農林水産省、環境省)	④		進捗中	・有償資金協力(「灌漑開発事業」)や技術協力(「土地劣化抑制・有効利用促進のための能力向上」)、「乾燥地生物資源の機能解析と有効利用」、「半乾燥地小規模灌漑開発管理」など)を実施中。	・砂漠化対策に資する支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	—	—	—	・ODA予算	
						○ 乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組めます。(環境省、外務省、農林水産省)	・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(GST)に日本の科学者を科学技術推進委員(STC)として派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。 ・モンゴルにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施。	—	—	—	・砂漠化追加条約拠出席金 ・砂漠化防止対策調査経費	
686		○ わが国はアメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定を締結しています。この枠組みに基づき、特に生態解明や保全の必要性の高い、アホウドリ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施するとともに、日ロ間で実施する共同調査についても検討を行います。(環境省)	④ ⑤	E-2	進捗中	・アホウドリ、ズグロカモメの渡り経路の把握を継続中。	・日ロ共同調査については、露側と協議をしつつ引き続き検討。	—	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中。 一部データをとりまとめ、相手国と共有している。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進策③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	
687		○ 韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定(日韓環境保護協力協定、平成5年発効)」に基づき渡り鳥などの保護協力が行われているところであり、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。(環境省、外務省)	④ ⑤	E-2	進捗中	・韓国政府と調整を進めているところ。	・今後も韓国政府と調整を進める	—	二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉にむけて準備中	二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉にむけて準備中	—	
688		○ 条約の締結に向け、パラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、パラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を締結するための態勢の検討を進めます。(環境省、国土交通省)	③		進捗中	【施策番号397に同じ】	【施策番号397に同じ】	—	批准国数 35カ国、合計商船総重量27.95% (平成24年5月28日) (日本は未批准)	—	・海洋環境関連条約対応事業費	
689		○ 条約の実施のためのガイドラインの策定など、引き続き国際海事機関(IMO)の議論に積極的に参加していきます。(国土交通省、環境省、外務省)	① ⑤		進捗中	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	—	【施策番号396に同じ】	【施策番号396に同じ】	—	
690		○ 条約の発効に備え、条約の基準を満足するパラスト水管理システムの承認を進めます。(国土交通省)	④		進捗中	・条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用パラスト水管理システムの承認を進めている。	・条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用パラスト水管理システムの承認を進める。	—	—	—	—	
691		○ 「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)」(昭和54年採択)では、条約の附属書に掲載された絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全のため、捕獲の禁止や種毎の協定・覚書の締結などが行われています。 わが国は、本条約で捕獲が禁止される動物について意見を裏にする部分があるため、本条約を批准していませんが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約・協定を結ぶほか、関連する様々な条約等を通じた絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全に努めています。 引き続き、既存の取組を着実に実施するとともに、ボン条約に関しては、継続的な情報の収集に努め、必要な場合には、本条約又は関連する協定・覚書への対応も検討します。(環境省、外務省)	④		進捗中	・二国間渡り鳥条約・協定、ワシントン条約等の関連条約を通じた取組を実施するとともに、ボン条約における活動についての情報収集に努めた。	・引き続き関連条約を通じた取組の推進と情報の収集を図る。	—	—	—	—	
692		○ 食料及び農業のための植物遺伝資源条約(仮称)の締結に向けた検討を行います。(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)	④		既に達成済み	・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約については、平成25年6月24日に加入につき国会承認を得て、同年7月30日に加入書を寄託した。これにより、本条約は、我が国について、本年10月28日に効力を生ずることになる。	・我が国による本条約の適切な実施。	—	—	—	—	

施策 番号	具体的施策	基本 戦略	進捗 評価	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
693	○ 平成23年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)における成果を踏まえ、すべての国が参加する新しい将来枠組みの構築に向け積極的に貢献するとともに、COP17に際して発表された「世界低炭素成長ビジョン」に基づき、東アジア低炭素成長・パートナーシップ構想、アフリカ・グリーン成長戦略等を通じ、世界の低炭素成長の実現に向け主導的な役割を果たしていきます。(外務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	進捗中	・国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)では、日本はすべての国が参加する新しい枠組みの構築を目指し、引き続き国際交渉においてリーダーシップを発揮していく。 ・2つの作業期が終了し、新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整った。 また、国際交渉を精査する様々な具体的な取組として、「気候変動に関する更なる行動」に関する非公式会合、第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話等を開催。		—	—	—	・気候変動枠組条約・京都議定書拠出金	
694	○ ロンドン条約1996年議定書に基づき、海洋環境を保護するとともに、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止するとともに一部の廃棄物については許可制度を導入しており、引き続き同制度を適切に運用します。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の海底下への地下貯留(CGS海底下貯留)に関する許可制度についても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、同制度を適切に運用します。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・廃棄物の海洋投入処分について、許可制度を適切に運用することにより、今後も引き続き海洋投入処分量の削減に努めて参りたい。 ・CGS海底下貯留については、経済産業省の承認試験が完了し、許可申請書の提出が見込まれることから、これまでに収集した知見や今後の調査で得る知見を活用して審査を実施する。		—	—	—	・海洋環境関連条約対応事業費	
3 国際的プログラムの実施											
695	○ 「東アジア・オーストラリア地域フライング・パートナーシップ」(EAAPP)は日本を含む東アジア・オーストラリア地域の渡り鳥の飛来経路(フライングウェイ)において、国の政府機関、国際機関、NGO等の様々な主体の連携・協力を促進し、渡り性水鳥とその重要な生息地を保全するための枠組みです。我が国には29カ所のネットワーク参加地があり、これらの参加地において、普及啓発、調査研究、研修、情報交換などの活動を推進します。(環境省)	① ② ③ ④ ⑤	A-1 B-1 B-5 C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	・モニタリング活動の推進、ネットワーク参加地間の交流の推進やモニタリング活動の推進を行う	・ネットワーク参加地間の交流を4回開催し、また普及啓発ツールを充実させる(平成32年度)	一般向けパンフレットを作成した。	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	48
696	○ ネットワーク参加地の潜在候補地を抽出し、参加地拡充のペースとします。(環境省)	③ ④ ⑤	B-1 B-5 C-1 E-2	既に達成済み	・潜在候補地リストを活用した、効率的なネットワーク参加地の拡充・推進を図る。		—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ②アジア地域における生物多様性保全推進費	
697	○ 中国、韓国との間で、黄海とわが国の間を渡り、特に保全の必要性の高い、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、三国間で情報共有を進めます。(環境省)	③ ④ ⑤	E-2 C-1 E-2	進捗中	・日韓の研究が共同で調査研究を進め、引き続き、三カ国の共同調査を進める。と共に、三カ国間の情報共有を図る。		—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	
698	○ ICR(International Coral Reef Initiative)や国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム(ITMEMS:International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium)への参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進に貢献します。(環境省)	④		進捗中	・ICRI総会に毎年参加し、ICRI東アジア地域委員会を開催し、この中で決定した「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護重点ネットワーク戦略2010」の実施フォローアップを継続している。	・日本がICRI事務局をホストする(平成26～27年度)。	平成26年から2年間ICRI事務局をホストする	東アジア地域の取組を主導	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	
699	○ ICR(東アジア地域委員会)を開催し、平成22年に策定した東アジアサンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010に基づき、サンゴ礁保護区ネットワークの強化及び充実を関係各国と連携して推進します。(環境省)	④	B-5 C-1	進捗中	・平成20年より毎年「ICRI東アジア地域委員会」を開催し、この中で決定した「ICRI東アジア地域サンゴ礁保護重点ネットワーク戦略2010」の実施フォローアップを継続している。	・事業の持続可能性の確保と、地域の他のイニシアティブ等との連携が課題。	平成26年から2年間ICRI事務局をホストする	東アジア地域の取組を主導	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	
700	○ 「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター(沖縄県石垣市)」などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域における拠点として設立を支援した「バロオ国際サンゴ礁センター」の研究、教育機能などの推進に協力します。(環境省、外務省)	⑤	B-5	進捗中	・モニタリングサイト1000(サンゴ礁)の成果を地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの報告書に反映。 ・バロオで実施されている科学技術振興機構及びJICAの研究課題に助言。	・国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター-JICAの技術協力が、2012年7月で終了後は、JSTを通じて学術交流を予定	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターの活用を推進	—	—	—	
701	○ わが国はUNESCOに対して、平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金(平成19年度より、ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業日本信託基金)を拠出し、アジア・太平洋地域における生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。(文部科学省、外務省)	④	D-1	進捗中	・平成25年4月、アジア太平洋ネットワーク会議(ユネスコ・ジャカルタ事務所主催)がベトナム・ハノイで開催され、アジア太平洋地域の8か国32名が参加。各国のBR活動についての発表・意見交換を通じ、域内ネットワーク機能の強化に貢献した。なお、我が国からは日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科委員会が、ユネスコエコパーク等について発表	・ユネスコにおいて、BRの地域ネットワーク強化は重点課題とされているため、引き続きアジア・太平洋地域におけるBRネットワーク会合の開催等を通じて、BR相互の協力やネットワーク機能の向上を図る。	—	—	—	・ユネスコ地球規模の課題の解決のための科学事業日本信託基金拠出金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
702	○ 世界的な潮流を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間の共生)を目的とする生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進めます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	① ④	進捗中 D-1	・地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体で構成する生物圏保存地域(ユネスコエコパーク、以下、BRと称する。)の運営協議会に関係省庁も参画するなどして、地域での取組みへの助言等を行った。 ・BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクールとESDとの連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しており、複数の自治体からは、ユネスコスクールの申請が出てきている。	引き続き、BRの仕組みを活用した地域での取組みへの助言等を行う。 ・その一環として、平成25年10月、日本BRネットワーク会議を開催し、BRについての理解促進、担当者間の知識・経験の共有を図るとともに、BRでの活動の推進、活用方法について検討する。	—	—	—	・日本／ユネスコパートナーシップ事業	
703	○ 平成18年に策定した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木材製品を政府調達のみならず、地方公共団体、民間企業、一般消費者まで普及していきます。(農林水産省、環境省)	①	進捗中	・平成25年3月末までに3/72の林業・木材事業体が国内で合法性証明の取組に登録。	合法性証明の信頼性・透明性の向上や合法木材の消費等への普及を促進。	—	—	—	・地域材供給倍増事業	
704	○ 我が国とインドネシアが提案し、持続可能な開発に関する世界首脳会議において地域レベルの対話の場として発足した「アジア森林パートナーシップ(AFP)」などを通じ、森林減少・森林劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策に取り組み、アジア地域での持続可能な森林経営を推進します。(農林水産省、外務省、環境省)	④	既に達成済み	・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムにおいて、AFPに関するサイドイベントを、我が国、米国、インドネシア政府との共催により開催。サイドイベントでは、多様な利害関係者が対等なパートナーとして違法伐採問題等に関して議論し、問題解決に向けた取組が定められてきたことについて参加者から評価を得るとともに、これまでの活動を総括して終了。	—	—	アジア・太平洋地域における持続可能な森林経営を推進するため、各国政府、国際機関、NGO等が参画するAFP会合に積極的に参画	—	—	
705	○ 国連森林フォーラム(UNFF)等の国際的な政策対話の場への積極的な参画を通して、世界の森林資源がはくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしていきます。(農林水産省、外務省、環境省)	④	進捗中	・2013年(平成25年)4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUNFF各国貢献イニシアティブ(2011年にインドネシア政府と共催で開催した「国連セミナー」)「持続可能な森林経営の挑戦」について報告。特に、モンツォールール・プロセスについては、事務局として参加12か国間の連絡調整、総会や技術諮問会議の開催支援等を行うほか、他の国際的な基準・指標・プロセスとの連携、協議の促進等についても貢献。	・現在の取組を継続して実施。 また、世界の持続可能な森林経営の推進に向けた課題の解決に引き続きイニシアチブを発揮していく観点から、森林・林業関係者の参画による国際会議を毎年開催	—	—	—	—	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
706	○ モントリオール・プロセスについては、平成19年から、わが国が事務局をホストし世界の持続可能な森林経営の確立に向けてリーディングシップを牽引しつつ、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けたプロセス内及び他の国際プロセス（国際熱帯木材機関（ITTO）International Tropical Timber Organizations）、フオレストヨローロッパ等と連携した取組を推進します。（農林水産省）	④	進捗中	・本プロセスの事務局として、他の国際的なプロセス（FAO、ITTO、フオレスト・ヨローロッパ等）と連携し、森林資源共同調査（OFRO）の作成を推進。2012年（平成24年）12月、我が国でモントリオール・プロセス技術諮問委員会をホストするとともに、OFRO・パートナーシップ委員会及び国際報告に関する国際セミナーを開催	・現在の取組を継続して実施。	－	本プロセスの事務局として、本プロセスの指標の改訂作業（～平成20年）、参加各国の第2回（平成21年）国別報告の作成（平成21年）、本プロセス総会開催（5回、平成19～23年）等の活動を企画調整。また、国連森林フォーラム（UNFF）、他の国際的なプロセス（ITTO、フオレスト・ヨローロッパ）、国際機関等と連携した国際セミナーを企画し、わが国で実施（平成23年）	－	－	
707	○ 引き続き、グリーン購入法に係る基本方針に基づく持続可能な政府調達を推進します。（環境省）	①	既に達成済み	・国等においてはほとんどどの品目で高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達が推進されている。	・今後も継続した推進が必要である。	－	－	－	・国等におけるグリーン購入推進経費	
708	○ 平成20年にITTOが策定した「熱帯生産林における生物多様性多様性作業計画実施をITTOのプロジェクトを通じ支援します。（外務省、農林水産省）	④	進捗中	・国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、平成24年度には、生物多様性を目的としたプロジェクト5件を支援。	・今後も引き続き、ITTOを通じた多国間の支援を推進する。	－	－	－	・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・熱帯林連法体採択対策新体制推進事業	
709	○ 世界銀行が森林保全活動を通じて森林減少の抑制に取り組む。途上国を支援するために設置した森林炭素パートナーシップ基金（FCPF）に対し、わが国は14百万ドル（平成20年度に1千万ドル、平成23年度に4百万ドル）の拠出を行っており、REDD国家戦略を実施するための能力向上支援、途上国の森林減少を抑制するためのモニタリング技術開発に積極的に関与していきます。（財務省、外務省、農林水産省、環境省）	① ② ③ ④	進捗中	・森林炭素パートナーシップ基金では、2013年6月までに10億米ドルに達する見込み ・FCPF資金へのアクセスを拡大（市民社会や原住民にも認める） ・支援計画の策定プロセスに被支援国において重要な役割を果たす省庁の参加を強化 ・Preparation and Readiness Grantを普遍的かつ透明な基準の下で、国別に異なった額を供与するシステムの構築 ・R-PPが適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく ・REDDなどの気候変動対策の手法に関する協力を推進した。	・外部評価による今後の課題は以下の通り ・FCPF資金へのアクセスを拡大（市民社会や原住民にも認める） ・支援計画の策定プロセスに被支援国において重要な役割を果たす省庁の参加を強化 ・Preparation and Readiness Grantを普遍的かつ透明な基準の下で、国別に異なった額を供与するシステムの構築 ・R-PPが適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく	－	－	－	・一般会計（経済協力費）	
710	○ 開発途上国における持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD＋：Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries）」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組めます。（農林水産省、外務省、環境省）	④	進捗中	・REDD＋パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の委員会に参画し、REDD＋の取組にかかわる国際的な連携、協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD＋の実施のための方法論等について議論した。 開発跡地や貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域における森林造成・管理手法、半乾燥地域の水収支・バランズに配慮した森林造成・管理手法の開発等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や人材育成、森林技術の研修・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。	－	－	－	・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・途上国森林減少・劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDプログラム基金	
711	○ 平成22年末までに、19ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1,698に上ったこと、引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。（財務省、環境省）	① ② ③ ④	進捗中	・平成24年末までに、21ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1,773に上る。（2012年末）	・引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	－	－	－	－	

施策番号	基本的戦略	具体的施策	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
712	⑤	○ 政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学と政策のインターフェースを強化するため、PBES (Inter-governmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備します。(環境省、外務省、農林水産省)	E-2	・平成25年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始している。今年度は生態系サービスの定量的評価に関する調査に関するヒアリング等を3回程度実施予定。 ・PBES活動内容の協議・調整、GBIFデータ集積を支援している。 ・発展途上国における分類学研究のための組織的能力向上を行っている。	当該施策は今年度より実施しているが、我が国の生物多様性と生態系サービスの評価・変化の予測を行い、平成27年度に報告書を作成。 ・PBES作業計画2014-2018を支援し、生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。また、PBESでの評価のための重要な基盤データとなるGBIFも支援していく。	—	—	—	・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金・地球規模生物多様性情報機構(GBIF)拠出金 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費	
713	④	○ アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献などを通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種基本の管理状況の改善などを通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生態系生物種の美観解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通じて、同地域の発展途上国における分類学研究のための組織的能力向上を行っています。(環境省、文部科学省)	D-3	・発展途上国における分類学研究のための組織的能力向上を行っている。		—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
714	④	○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるように、国内外との情報交換・連携を推進します。(環境省)	E-1	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の普及啓蒙を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が、平成24年3月と比較して約3割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
715	④	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)	E-1	・生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて、ユーザーインターフェースを高めるとともに、一部英語サイトを開設し、自然環境情報の発信を強化している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
716	④	○ クリアリングハウスマカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、開発途上国支援の観点からも各国との情報の交換を積極的に進めます。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用を促進するとともにデータ提供者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利用者が利用できる情報量を増やします。(環境省)	D-3 E-1	・JICA研修において、クリアリングハウスマカニズムの仕組みや重要性について講義を行い、利活用の促進に努めている。また、生物多様性情報システムやインターネット自然研究所ウェブサイトにおいて、適宜調査成果を公表し、提供する情報量の増大に努めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
717	④	○ 国連環境計画(UNEP)、国連食糧農業機関(FAO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力などに基づき調査・研究情報の交換を進めます。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)			・IPBESなど既存の国際的な枠組みへの関与等を通じ、引き継ぎ調査・研究情報の交換を促進していく。	—	—	—	—	
718	⑤	○ 東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)では、平成21年時点より19地域の土壌、18地域の森林樹生、17の湖沼・河川について、酸性雨による生態系への早期把握・美観解明のためのモニタリングを実施しています。今後とも、東アジアにおける酸性雨による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進していきます。(環境省)		・平成23年に19地域の土壌、18地域の森林樹生、18の湖沼・河川について、酸性雨による生態系への早期把握・美観解明のためのモニタリングを実施。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・EANET拠出金 ・東アジア地域における越境汚染対策のための国際協調推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
719	北太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画(NOWPAP: Northwest Pacific Action Plan)の活動への積極的な参加や支援を通じて、北西太平洋海域における、海洋環境に係るデータの集積及び海洋汚染の原因等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等の推進を図り、海洋環境汚染防止の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。また、海洋保護区については、適正な保護区の設定の推進や管理の向上のため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAG: Special Monitoring & Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre)への支援を通じて各国の海洋保護区の設定の考え方や管理の在り方等について整理します。(環境省)	③	進捗中	・CEARAGの活動が積極的に支援、特に、NOWPAPのプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、手法の案と手順書を策定するとともに、これを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行っている。 また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法の開発に向けた課題の抽出・整理を行った。 ・NOWPAP政府間会合においては、我が国からCBD-COPI10の成果等を報告する等、各国の生物多様性に関する情報を共有した。 ・地域で連携したモニタリングを実施し、得られたデータ等を活用しつつ、海洋環境評価手法の確立に向けた検討を行い海洋汚染の防止を図ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・COP10で合意された愛知目標のにおいても、海洋の生物多様性の保全についてその重要性が認識されているものの、海洋の生物多様性に関する知見は不足していることから、引き続き情報の収集・整理に努めるとともに、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法に確立に向けた検討を進め、日本海における海洋生物多様性の保全を引き続き促進する。	—	—	—	・北西太平洋地域海洋行動計画推進費	
720	OWPAPIにおける漂着ごみに関する地域行動計画(RAP-MAL)を通じて、発生源の究明のための相互の情報交換や政策対話等の協力を推進し、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化します。(環境省)	③	進捗中	・海洋ごみ地域行動計画(RAP-MAL)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの取組等により、各国における海洋ごみ問題に関する施策推進に寄与した。 また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係を説明するため、NOWPAPの代表的な地域においてケーススタディを実施することで、河川に含まれる化学物質等が沿岸海洋地域の環境に与える影響に関する知見が蓄積され、海洋生物多様性の保全の向上に貢献した。海洋ごみ地域行動計画(RAP—MAL)を推進し、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップを実施し、また、陸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係に関する知見を得ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与した。	・海洋ごみ地域行動計画(RAP—MAL)に基づき、各国において更なる取組を実施するとともに、各国間の連携を図っていく必要がある。 また、ケーススタディにより得た知見を踏まえ、海洋環境の改善のための河川と沿岸域の統合管理に関する取組を推進する必要がある。	—	—	—	・北西太平洋地域海洋行動計画推進費	
721	GISP(Global Invasive Species Programme)への協力を進めることを検討します。(環境省)		進捗中	・GISPに関する情報収集に努め、GISPへの協力のあり方について検討中。	・引き続き整理・検討を進める。	—	—	—	・外来生物対策管理事業費(一部)	
722	地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後ともGEO(Group on Earth Observation)を積極的に関与し、全地球観測システム(GEOSS: Global Earth Observation System of System)の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)	④ ⑤	進捗中	・生物多様性、気候変動、災害などの地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報の創出を目指し、「全地球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画」に基づいて各国の衛星・海洋・地上観測のネットワークの強化、取得した地球観測データ等の共有基盤の整備等を国際協力により推進し、全地球観測システム(GEOSS)の構築に貢献している。	・生物多様性等の地球規模課題への対応に向けた政策決定等に貢献する情報(創出)を目指し、全地球地球観測システム(GEOSS)の構築に向けて引き続き地球観測を実施するとともに、国際協力を推進する。	—	—	—	・地球観測に関する政府間会合(GEO)拠出金	
723	生物多様性観測ネットワーク(GEO BON: Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)との連携協力を図りながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	④	進捗中	・AP-BON等を通じて、GEO BONに連携・協力し、日本の生物多様性観測のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
4	開発途上国への支援及び協力									

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
724	○ 開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を推進します。(外務省)	④	進捗中	・ODA大綱及びODA中期政策等に基づき、生物多様性分野を含む環境分野における国際協力を効果的かつ効率的に推進した。	今後、開発途上国のニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を継続する。	—	—	—	・ODA予算	
725	○ 開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関する研究を含む環境分野や生物資源分野などにおける地球規模課題を対象とし、その解決及び科学技術水準の向上に資する新たな知見を獲得すること、及び開発途上国の人材育成とその課題対応能力の向上を目的として、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAと組み合わせて実施する。「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)」を推進します。(文部科学省、外務省)	① ④	進捗中	・文部科学省および科学技術振興機構(JUST)と外務省および国際協力機構(JICA)は、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題の解決につながる新たな知見の獲得と科学技術水準の向上を目的とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)を実施している。この事業では環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症を協力分野として設定しており、H24.9～H25.9までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、16件である。	生物多様性関連プロジェクトの実施数: 12件 (平成24年5月24日)	—	生物多様性関連プロジェクトの実施数: 16件 (平成25年9月20日)	—	・地球規模課題対応国際科学技術協力	
726	○ 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に貢献します。(農林水産省)	④	進捗中	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	—	—	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	
727	○ 二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じた技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・ベトナム北西部水源地域における持続可能な森林管理プロジェクト(技術協力プロジェクト)、ガボン持続的森林経営に資する国家森林資源インベントリーシステム強化プロジェクト(開発調査型技術協力)などを実施するとともに職員を派遣、課題別研修(持続可能な森林経営のための実施手段の強化、「国家森林モニタリングシステム整備のための人材育成」など)を実施した。 ※該当項目については、具体的施策の内容に適合する性格のあるODA関連事業の一部を進捗と捉えて記載している。このため、各個別事業の進捗をもって、具体的施策を実施した成果を(数値などにより)評価するに至らなかった。	今後もし引き続き、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林経営を推進する。途上国政府からの要請に応じ森林保全・造成に係る協力を検討する。 ・現在の取組を継続して実施。	—	—	—	・ODA予算	
728	○ 多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などを通じ、途上国において違法伐採対策などの持続可能な森林経営の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・国連食糧農業機関に対して、信託基金によるプロジェクトへの任意抽出、職員の派遣等の貢献を行った。国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、違法伐採対策などのプロジェクトを実施するための資金抽出を行った。ITTO統計によると、持続可能な経営されている熱帯林は、2005年のITTO統計対象地域8,590haのうち、3,640万平方キロ(4.2%)から、2010年7,830haのうち、5,330万平方キロ(6.8%)に増加した他、持続可能な森林経営に関する国際協力を推進した。	我が国はITTOホスト国、また最大ドナー国として引き続き違法伐採対策など熱帯林の持続可能な経営の促進に資するプロジェクトの実施を支援していく。	—	—	—	・ITTO分担金 ・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・国際連合食料農業機関拠出金 ・国際熱帯木材機関拠出金 ・ITTO任意拠出金	
729	○ 水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続的な漁業のための国際資源管理及び漁村開発の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(農林水産省)		進捗中	・国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)などへの資金拠出などを通じて、持続的な漁業や増養事業の発展に貢献した。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・東南アジア地域持続的水産業推進事業	
第8節 情報整備・技術開発の推進										
(総括) 自然環境基礎調査やモニタリング調査をはじめ各種の調査を行っているほか、河川水辺の国勢調査を含めたそれらの調査結果や情報の整理・公開や施策への活用を図っています。										
1 生物多様性の総合評価										

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
730	○ わが国の生物多様性の現状や動向を的確に把握し、国民の生物多様性に関する理解を進めるため、生物多様性の状況や各種施策の効果を把握する適切な指標を設定し、わが国の生物多様性に関する現状を総合的に評価します。また、評価結果等は地図上で表現するなど、分かりやすく取りまとめるとともに、定期的に更新していきます。(環境省、関係府省)	⑤	進捗中 E-2	・わが国に生物多様性の現状の総合的な評価に向け、過去50年間の生物多様性を評価し平成22年に公表した「生物多様性総合評価報告書」を踏まえ、課題の整理等を行っているところ。	・平成27年ごろ総合的な評価を取りまとめるために、検討を進めていく。	生物多様性の現状及び各種施策の効果を把握するための指標を設定し、わが国の生物多様性の現状について総合的な評価を行う (平成27年まで)	—	—	・生物多様性国家戦略推進費	
731	○ 農地、森林、藻場・干潟等にとどのような生きものが生育・生息しているのかを調査するとともに、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、関連施策を効果的に推進するための科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発を推進し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	④ ⑤	進捗中	・森林の生物多様性の状態を表す指標を検討するため、全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を対象に、植生調査、昆虫調査等の現地調査を行い、データの収集・整理・分析を実施し、指標の候補を抽出した。 ・平成20年から24年度まで藻場環境生物多様性評価手法開発事業において、藻場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる数種の指標の調査分析手法をまとめた。現在、藻場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、これらの指標を用いた評価法の実証化に向け、実証的取組みを行っているところ。	・指標の候補が様々なタイプの森林において生物多様性の状態を表す指標として適用できるかの検証を行い、指標を特定する。さらに特定した指標について、それぞれのタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るための調査を行い、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成25年度から29年度まで(5か年計画)藻場環境生物多様性評価手法実証調査事業において、引き継ぎ生物多様性の評価手法の実用化(評価指標の開発等)に向けた取組みを行なっていく。	—	—	・森林環境保全総合対策事業費 ・藻場環境生物多様性保全総合対策事業費		
2 調査・情報整備の推進										
732	○ 昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、連続性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。国土の自然環境の基本情報図である縮尺2万5千分の1植生図については、国土の約60%(平成24年現在)を整備している状況ですが、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めます。(環境省)	⑤	進捗中 E-2	・自然環境保全基礎調査の一環として植生図整備を引き続き推進している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	縮尺2万5千分の1植生図整備 国土の約60% (平成24年3月末)	縮尺2万5千分の1植生図整備 国土の約64% (平成25年3月末)	・自然環境保全基礎調査費	
733	○ わが国の陸域に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集を行います。わが国の海域における自然環境データの収集整備などについては関係府庁が連携して実施します。(環境省、関係府省)	⑤	進捗中 E-2	・新たな生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を開発している。	・生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を2013年10月15日に供用開始し野生動物の分布・生息情報の収集を実施する予定。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費	
734	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を高めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然現象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	⑤	進捗中 A-1 E-2	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	—	—	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	
735	○ ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国の生態系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥類・哺乳類のきめ細かな保護管理施策を進めるため、これら特定の野生動物に係る重点的な生息情報の収集を実施します。(環境省)	⑤	進捗中 E-2	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	—	—	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	
736	○ 「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために、継続的に調査を実施します。(環境省)	⑤	進捗中 E-2	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	—	—	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	
737	○ 日本各地における生態系モニタリングを実施し、各省などのデータとの共有、相互利用の推進などの連携強化や連続性の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。(環境省)	⑤	進捗中 E-2	・モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し生態系毎に連絡等を開いている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
738	○ モニタリングの実施にあたっては、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体をはじめ、多様な主体の参画・協力を得て、効果的な継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の整備・提供を同時行い、生物多様性の保全施策への活用を進めます。(環境省)	⑤	進捗中 E-2	・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画・協力を得て調査を実施し、結果を公表した。また、市民参加型調査である「いきものみつけ」を実施し結果を公表している。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
739	○ 国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、生物多様性動態ネットワーク(GEO BON)など地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に貢献している。(環境省)	④	進歩中	・AP-BON等を通じて、GEO BONに連携、協力し、日本の生物多様性観測のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
740	○ 官・学との連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため設立された世界分類学インシアティブ(GTI)や、Species 2000、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動物植物種の目録など、の整備・公開を進めます。また、目録の基礎となる野生動物植物の標本や資料の体系的収集・情報の共有を図ります。(環境省、文部科学省)	④	進歩中	・GTHや、GBIFなど国際的プロジェクトとの協力を図りながら、野生動物植物種の目録などの整備・公開を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
741	○ 生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)	⑤	進歩中	・生物多様性センターでは約65,000点の生物標本及び約30,000点の資料を所蔵し、収集及び維持管理体制の強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費	
742	○ 各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム(J-BIS)を通じて情報提供を充実強化しアクセス数の増加を図るなど、インターネットを通じて広く国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまな主体により整備される各種自然環境情報の重ね合わせや解析をウェブ上で可能とするWebGISを活用したデータの整備・提供、他の統計などデータを含めた多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。(環境省、関係府省)	①	進歩中	・過去の調査成果について順次電子化を進めるとともに、自然環境情報GIS提供システムにおいて、各種調査成果をGISデータとして提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
743	○ 生物多様性クアリアリナグハワスメカニズム(GHM)については、環境省が日本のフォーカルポイントとしての役割を十分に発揮できるように、国内外との情報交換・連携を推進します。(環境省)	④	進歩中	・生物多様性クアリアリナグハワスメカニズム(GHM)の普及啓発を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が、平成24年3月と比較して約3割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	
744	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めるなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)	①	進歩中	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	—	—	【施策番号715に同じ】	【施策番号715に同じ】	
745	○ わが国の生物多様性に関する、「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球連理化などによって影響を受けるわが国の生物多様性及び生態系を質的・量的に評価し適切な対策を講じるため、自然環境保全基礎調査に加えモニタリングサイト1000を推進します。また、関係省庁、地方公共団体、研究機関、博物館、NGO、専門家、市民など、それぞれが保有する生物多様性情報をこれら主体が施策や活動に利用できるようにするため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の拡充強化を進めます。(環境省)	① ④ ⑤	進歩中 E-1 E-2	・自然環境保全基礎調査に加え、モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施し調査結果を公開した。また、市民参加型調査であるいきものみつけを実施し結果を公表している。 ・また、地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図っている。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・また、市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである、「いきもの口集」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費 ・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
746	○ 関係府省をはじめ、地方自治体、大学、民間団体、その他調査研究機関、博物館など多様な主体が取得した生物多様性情報の電子化、相互利用及び公開の推進に向けた取組を強化します。特に、平成16年に設置された自然環境情報に関する省庁情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関連絡協議などをはじめとする各種の連絡組織などを通じ、自然環境情報に関する情報交換・連携・交流、ネットワークの強化を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進歩中	・自然系調査研究機関連絡協議の開催等を通じ、相互の情報交換、情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	
747	○ 生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成24年3月現在、約24,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実化を図っていきます。(環境省)	①	進歩中	・生物多様性に関する図書資料を収集し、生物多様性センターの図書資料データベース登録数は24,304件となった。 ・認知目標の達成に向け、生物多様性の理解や普及啓発、環境学習にも資するものとして、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の子供向け推薦図書	・現在の取組を継続して進めていく。	—	図書資料データベース 登録数 約24,000件 (平成24年3月末)	図書資料データベース 登録数 24,304件 (平成25年3月末)	・生物多様性センター維持運営費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
748	○ 全国約15,700点の定着プロットにつき、地況、樹生、枯倒木、鳥獣の生息痕跡、病虫被害などに係る調査を継続的に実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態的特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切かつ円滑な作成を行うことを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	—	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	
749	○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の三巡目までの結果などに基づき、FAOの「基連・指標」に対応した「2015年世界森林資源評価国別レポート」を作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)	④	進捗中	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	—	—	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	
750	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号172に同じ】	・調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き続き取り組む。	—	—	【施策番号173に同じ】	【施策番号173に同じ】	
751	○ 国有林野における保護林について、設定後の状況を把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、森林や樹生の現況、野生動物の生息状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じたモニタリング調査を進め、状況に応じて樹生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野のうち、「保護林」について、設定状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などについてモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保全管理の一環として、樹生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護網の設置等を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	—	保護林面積: 90万5千ha (平成23年4月)	保護林面積: 90万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
752	○ 国有林野における緑の回廊について、森林の状態や野生動物の生息・生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生息実態などモニタリング調査を進め、状況に応じて樹生回復などの適切な対策を行います。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野のうち、「緑の回廊」について、森林の状態や野生動物の生息・生育実態の関係を把握して保全管理に反映するためのモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、人工林内の広葉樹を積極的に保護するなど、野生動物の生息・生育環境に配慮した施策を実施した。	・引き続き、「緑の回廊」の適切な保全管理を行うための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。	—	緑の回廊: 58万5千ha (平成23年4月)	緑の回廊面積: 58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	
753	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤	進捗中	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	—	—	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	
754	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生息・生育環境などを容易に把握することができるよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備・管理に活用します。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	
755	○ 魚類、産生動物調査については原則5年、それ以外については原則10年でこれらの調査を一巡できるよう河川水辺の国勢調査を実施し、全国的な河川環境に関する情報を収集するとともに、その全体的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握します。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	—	—	—	【施策番号302に同じ】	
756	○ 河川環境GISの整備及び公開を引き続き進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)	③ ⑤	進捗中	・河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを「河川環境データベース」にて公開している。	・引き続き、相互利用を含めた取り組みの推進を図る。	—	—	—	・治水事業等関係費	
757	○ 海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)	⑤	進捗中	・逐次データベースの蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	・引き続き観測データの蓄積及び内容の充実化を実施する。	—	—	—	・港湾整備事業費	
758	○ 日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの収集を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・日本海洋データセンターへ海洋環境に関する情報を集積し、インターネットにより公開している。	・引き続き日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進する。	—	—	—	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
759	○ 海洋環境・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海洋情報を適切に提供することが重要であるため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理し利用しやすい形で提供する海洋台帳を整備します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・各種海洋情報を収集・管理し、海洋台帳によりインターネット上で公開している。	・引き続き海洋台帳の充実・機能強化を推進する。	—	—	—	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
760	○ 大規模な油流出事故等が発生した場合に、的確に対応するための必要となる沿岸域の情報を関係機関等の協力を得て収集、その情報をデータベースとして管理し、インターネットにより提供するCeisNet(シーズネット)を運用するとともに、CeisNetから情報項目を調整し、印刷できるようにしたESI(環境脆弱性指標)マップをPDFにより提供します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・沿岸海域環境保全情報を整備し、インターネットにより公開している。また、より速やかに事故現場での措置が講じられるよう、スマートフォンによる提供も実施している。	・引き続き沿岸海域環境保全情報の収集・整備を行う。	—	—	—	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進	
761	○ 国立公園の管理運営に必要な科学的情報の情報については、関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進めていきます。(環境省)	③	進捗中	・関係行政機関、研究者、地域の専門家などの協力を得て、国立公園の運営管理を行った。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・自然環境資源の持続的活用推進事業 活用推進事業	
3 研究・技術開発の推進										
762	○ 環境研究総合推進費では、環境研究・環境技術開発の推進戦略における重点課題等にもつき、東日本大震災による生態系への影響の解明、アジア圏域での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究、気候変動対策と生物多様性保全の連携を目指した生態系サービス評価手法の開発などの研究を実施します。(環境省)	⑤	進捗中	「自然共生社会」分野において、平成24年度は新規課題7件を採択し、継続課題20件と合わせて計27件の研究開発を実施した。平成25年度は新規課題6件を採択し、継続課題15件と合わせて計21件の研究開発を実施している。 ・事後評価においては、平成24年度終了課題12件のうち9件が「A」、残る3件も「B」評価と、概ね所期目標を達成し、生態系サービスから見た森林劣化抑制プログラムの改良提案、生物多様性の動向評価手法及び環境指標の開発、等の成果を挙げた。	「推進戦略」の平成25年度フォローアップにおいて今後必要な対応方針として示された、以下のテーマに係る研究開発を、より一層推進していく必要がある。 ○生物多様性観測技術を活用した生物多様性総合評価 ○外来種対策を総合的に推進するため ○調査研究 ○遺伝資源へのアクセスと利益配分の国際的仕組み構築に向けた調査研究 ○生態系サービスの経済価値に係る研究 ○生態系サービス確保に有効な保護地域の管理のあり方に関する研究 等	—	—	—	・環境研究総合推進費	
763	○ 第Ⅱ期環境経済の政策研究(平成24・25年度)では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及方策などの研究を実施します。(環境省)	⑤	進捗中	・奄美大島のマングース対策の経済評価を実施し、外来種対策の経済効果を検討するための手法の開発について検討を行った。また、国立公園指定・世界遺産登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について検討を行った。	・今後はコンジョイント分析や最新のトランプコスト分析手法など適用して最新の分析手法を適用し、より精度の高い適正な評価が可能となるように評価方法の高度化に向けた研究を進める。	—	—	—	・グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業	
764	○ 生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合化することで、生物多様性変動の予測・評価法を開発するとともに、他の環境情報も用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応を目指すための研究開発及び人材育成を行います。(文部科学省)	③ ④ ⑤	進捗中	・平成23年度より「大学発グリーンイノベーション創出事業」(グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス)(GREENE)事業環境情報分野を開始し、分散している生物多様性・生態系情報の収集・整備・標準化、生物多様性・生態系観測の高度化、モデル地域における生物多様性・生態系、物質循環、機能やサービスの評価を実施している。 ・また、地球温暖化への適応に関する取組として、平成24年度より「気候変動リスク情報創生プログラム」を開始し、地球温暖化による生物多様性への影響の評価を実施するための研究開発に着手した。	・「GREENE環境情報分野」において、平成27年度までに、DIASとの更なる密な連携によって、既存データ収集と新規データ取得を一層進め、植物などの機能・形態・分布やポロネーションサービスの評価・地図化、変動可視化アルゴリズムなどを高度化させ、モデル地域に限らず、より広域での評価手法を確立していく。 ・また、「気候変動リスク情報創生プログラム」において、平成28年度までに、気候変動によって増大するリスクのマネジメントに資する基盤的情報を創出し、生物多様性に関する影響評価を実施する。	—	—	—	・気候変動適応戦略イニシアチブ ・大学発グリーンイノベーション創出事業 ・気候変動リスク情報創生プログラム	
765	○ 国立行政法人森林総合研究所を中心として、森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、病虫害等による森林被害を防止、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うため、生物多様性に対する被害軽減・共存技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行います。(農林水産省)	② ③ ⑤	進捗中	・里山の重要な構成要素である、広葉樹15種について、成長特性、萌芽特性を類型化し、伐採周期による多様性変化のシミュレーションを行った。この結果、里山二次林を萌芽更新で維持しようとするのなら、伐採前にナラ類やサクラ類などが多いこと、林齢が50年未満であることなどが条件であることがわかった。	・里山林の管理を明らかにしたため、さらに生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理手法を開発するために、管理による生物多様性の変動を森林生物多様性変動シミュレーターで予測する。	—	生物多様性の質的・量的・量的評価手法、固有の生態系に対する外来生物に起因する影響の緩和技術、広域的病虫害の管理技術などの開発を引き続き推進	—	・国立行政法人森林総合研究所研究・育種助成運営費交付金 ・国立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
766	○ 地方自治体等による都市の生物多様性の確保の取組みに資する科学的知見を提供するため、都市における緑地の量や質、規模、連続性等と生物多様性の関係に関する調査研究に取り組みます。(国土交通省)	⑤	A-1 進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定の観点から、平成23年10月に「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を策定し、都市の生物多様性の確保の取組みを推進した。	「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及啓発に努め、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を推進する。	—	緑の基本計画 策定市町村: 650市町村 (平成24年3月)	—	—	
767	○ 自然共生研究センターでの研究等、学識経験者や各種機関と連携して様々な調査・研究の推進と活用を図ります。(国土交通省)	③ ⑤	E-2 進捗中	・河川地形変化に伴う氾濫源環境の再生手法に関する研究や、自然環境に配慮した護岸工法に関する研究等を実施。	引き続き研究の推進と研究の活用を図る。	—	—	—	—	
768	○ 現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行い、得られた成果は多自然川づくりを実施する際の河道計画・河川の設計手法に反映されています。流量や土砂供給量に関する調査・研究では、付着藻類や底生動物の生息状況を中心に基礎的な検討を行い、得られた成果は正常流量の設定、土砂運元などの具体的施策を考える際の基礎資料として活用されています。また、研究成果を分かりやすく発信する取組みも行っており、河川技術者の育成、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)	① ③ ⑤	A-1 進捗中	【施策番号306に同じ】	【施策番号306に同じ】	—	—	—	【施策番号306に同じ】	
769	○ 千曲川、多摩川、五ヶ瀬川など各フィードバックとして、河川生態学術研究を進めるとともに、これまでの研究成果を分析し、得られた学術成果の整理・評価を進めます。(国土交通省)	③ ⑤	E-2 進捗中	・岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川の4河川をフィードバックし、現地調査をベースとした研究が進められている。 ・十勝川や斐伊川でも研究が進められるようになった。	・これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生息空間の保全・復元に資する複元工法等に広く反映させることが必要。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
770	○ 世界最大規模の干潟水槽(メソコスム)を用いて、水槽内に自然に定着し生息している生物や藻類、薬藻、リンなどの物質循環の調査研究を推進します。(国土交通省)	⑤	E-2 進捗中	・干潟における物質循環の解明に寄与。	・鳥の食性に関する実験など、引き続き干潟水槽を用いた調査・研究を推進。	—	—	—	・港湾整備事業費	
771	○ 現存する自然干潟や造成した干潟・藻場においても、バクテリアから鳥類までの広範な生物調査を推進します。(国土交通省)	⑤	E-2 進捗中	・干潟・藻場における生態系の機能と構造を調べ、多様性のある生態系を保全する手法を提案。	・干潟・浅場造成の実験に役立つような、設計やモニタリングを含む一連の順応的管理手法の提案を行う。	—	—	—	・港湾整備事業費	
772	○ これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行いなから、沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推進します。(国土交通省)	⑤	E-2 進捗中	・調査で得られた生物/パラメータをうまく活用し、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発。	・豊かな生態系の回復に必要な行政施策(負荷削減や干潟・浅場造成など)の効果を比較・評価する。	—	—	—	・港湾整備事業費	
773	○ 沿岸域における海洋生物における炭素固定(ブルーカーボン)について調査研究を推進します。(国土交通省)	⑤	D-2 進捗中	・複数の海洋藻場におけるCO2の吸収速度を測定し定量化した。 ・データの解析等により、CO2吸収量に影響を及ぼす要因を解析した。	・引き続き海洋生物における炭素固定についての調査・研究を推進。	—	—	—	・港湾整備事業費	
774	○ 海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(国土交通省、農林水産省)	③ ⑤	B-1 C-1 進捗中	・生態系に配慮した海岸整備についての調査検討を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境に与える影響や効果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備についての調査検討へ引き続き推進。	—	—	—	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄振興公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
775	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海面の上昇が懸念されており、海岸にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	B-1 C-1 進捗中	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	—	—	—	—	
776	○ 地球温暖化等による海洋環境の変化や食糧資源としての海洋生物資源の安定供給に関する国民意識の醸成を踏まえ、海洋生物の生理機能を解明し革新的な生産につなげる研究開発や、海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に解明する研究開発を推進します。(文部科学省、農林水産省)	⑤	E-2 進捗中	・平成23年度より、海洋生物資源の安定供給の活用を可能とするために、「海洋生物資源・環境保護技術高度化」事業を開始し、海洋生物の生理機能を解明し、生殖・細胞移動技術を用いて大型魚の育苗生産を簡略化させる「育り隠技術」の開発や海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や海象・波浪による生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施している。	・平成32年度までに「育り隠技術」を確立することや海洋生態系モデルを高度化することを目標として、研究開発を着実に推進する。	—	—	—	・研究開発推進費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
777	○ 海洋の生物多様性および生態系を把握するための先進的な計測技術と将来予測に資するモデルの研究開発を行い、これを保全・再生するために必要な基礎技術を開発することを目指します。(文部科学省)	⑤	E-2 進捗中	・(独)科学技術振興機構による戦略的創造研究推進事業において、国が定める戦略目標のもと、研究領域「海洋生物多様性および生態系の保全・再生」に資する基礎技術の創出を促進し、平成23年度より海洋生物種の定量化や種の同定を高精度化、高精度化するための技術の開発や海洋生物資源量や海洋生物多様性の変動を把握するための技術開発を実施している。	・平成30年度までに、海洋の生物多様性および生態系の研究で現在ボトルネックとなっている、環境を含む生物データの取得技術とその将来予測技術の高度化を目指して、開発を継続して推進する。	—	—	—	・戦略的創造研究推進事業	
778	○ 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能の研究を行うとともに、資源としての多様な生物における潜在的有用性を掘り起こし、社会と経済の発展に資する知見、情報を提供します。また、これらの生物圏の気候・海洋や固体地球との相互関係を理解することで、将来発生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。(文部科学省)	⑤	E-2 進捗中	・海洋研究開発機構では海洋生物を中心に、日本周辺の海生生物に関する多様性と分布などの情報を持つデータベース(BISMaL: Biological Information System for Marine Life)を運用し、科学データの発信並びに情報交換を促進している。世界規模での海洋生態学、生物地理学、系統分類学などの発展、生態系変動、生物多様性に対する影響評価などに貢献している。	・日本周辺データの受け入れ、並びにOBSへのデータ提供、ユーザビリティの向上を行う。	—	—	—	・運営費交付金の内数のためなし。	
779	○ 東北沖において、漁場の回復に資する科学的知見を提供するため、モデル海域を中心に、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系の変動メカニズムを解明する調査研究に取り組めます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	⑤	E-2 進捗中	・平成23年度より、「東北マリンサイエンス拠点形成事業」を開始し、東日本大震災の地震・津波により甚大な被害を受けた東北沿岸の海域において、海洋の物理・化学的環境と生物動態に関する幅広い調査を実施している。	・平成32年度までに、海洋生態系の回復過程や産業復興による海洋生態系への影響調査を通じて、被災海域の海洋生態系変動メカニズムを総合的に解明する。	—	—	—	・教育・科学技術等復興政策費	
第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進										
(総括) 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス吸収源対策として、森林の適切な管理・保全、都市緑化等の推進、木質バイオマスなどの活用を進めました。また、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見を取りまとめたことを受け、気候変動が日本に与える影響及びリスク評価の検討を開始しています。										
1	生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進									
780	○ 森林吸収源対策、バイオマスの活用、施設園芸・農業機械・漁船の省エネルギー対策、環境保全型農業の推進による施肥量の低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2 進捗中	・森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に向けて、平成25年5月に「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を改正延長。同法に基づき、森林吸収量35%の確保に向けて、年間52万ha(平成25～32年平均)の間伐や保安林等の適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用拡大等の森林吸収源対策を推進。	・森林吸収量35%の確保に向けて、森林吸収源対策を確実に推進するとともに、そのために必要な財源の確保に向けて引き続き、取り組む。	—	—	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金等	
781	○ わが国が引き継ぎ地球温暖化対策に最大限の努力を行うための観点から、気候変動枠組条約のCOP17等国際的に合意された森林経営による森林吸収量の算入上限値である基準年排出量比3.5%の確保に向けて必要な財源の確保に向けた取組を進めるとともに、「森林・林業の再生」に向けた取組を加速しつつ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の拡大整備、保安林などの適切な管理・保全、再造林等による森林の吸収能力の維持向上、木材製品の利用促進による炭素貯蔵機能の発揮、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府、地方自治体、林業・木材産業関係者、国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2 進捗中	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	8
782	○ 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園の整備や、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出等を推進します。(国土交通省)	③	D-2 進捗中	・平成23年度には、新たに、都市公園等整備面積：960ha、屋上緑化施工面積：25ha、壁面緑化施工面積：89haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・引き続き取組みを推進。	—	都市公園の整備面積：118,056ha、箇所数99,874箇所(平成23年3月) 屋上緑化施工面積：330ha 壁面緑化施工面積：39ha(平成23年3月)	都市公園等整備面積：119,016ha、101,111箇所(平成24年3月) 屋上緑化施工面積：330ha 壁面緑化施工面積：48ha(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
783	○ 燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	④	進捗中	・木質バイオマスの利用拡大に向けた文書体制の構築や技術開発等に対し支援。 ・バイオマス事業化戦略(H24.9策定)に事業化を推進するバイオマスの一つとして木質を選択した。	・未利用間伐材等が年間2,000万m ³ 程度発生している状況。このため、課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。 ・引き続き「バイオマス産業都市」の構築を推進する。	木質バイオマス利用量(間伐材等由来): 600万m ³ (平成32年)	木質バイオマス利用量(間伐材等由来): 55万m ³ (平成22年)	木質バイオマス利用量(間伐材等由来): 89万m ³ (平成24年)	・木質バイオマス産業化促進事業 ・地域バイオマス産業化推進事業	49
784	○ 平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組を促進。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定。さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表。(経済産業省)		進捗中	・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定。さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表。	・引き続き、現在の取組を継続していく。	—	—	—	—	
785	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じた地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)	③	D-2	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	—	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	—	
786	○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗料などの対策技術を推進します。(環境省)		その他	・緑化や塗装等の対策技術の効果や導入に対してその効果や留意事項等について整理した「ヒートアイランド対策ガイドライン」及び「ヒートアイランド対策推進マニュアル」等を作成し、普及・啓発を図っているところ。	・引き続き、関係府省と連携しつつ、広範な促進施策を行う予定。	—	—	—	—	
787	○ 国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、砂漠化防止、水資源の持続可能な利用、地球温暖化対策などの地球環境保全に積極的に関与します。(農林水産省)	④	進捗中	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	—	—	【施策番号608に同じ】	【施策番号608に同じ】	
788	○ 開発途上国における持続可能な森林経営や、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みます。(農林水産省、外務省、環境省)	④	進捗中	・REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画し、REDD+の取組にかかわる国際的な連携、協力の推進に貢献した。 また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 開発跡地や貧困問題から森林の過剰利用が見られる地域における森林造成・管理手法、半乾燥地域の水収支・ラングスに配慮した森林造成・管理手法の開発等を支援した。 衛星画像等による森林のモニタリング手法等の開発や人材育成、森林技術の研究・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等を支援した。	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止対策の推進のため、引き続き、これらの取組を実施する。	—	アフリカ等亜非地域における森林等の保全・普及活動の実施 乾燥地域の水収支・ラングスに配慮した森林造成・管理手法の開発等の支援を実施 衛星画像等により森林の経年変化の実態を把握する技術の開発・移転や途上国での人材育成 森林技術の研究・普及など国際的な森林減少・劣化対策に対応した国内体制の整備等の支援を実施	—	・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・途上国森林減少・劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDの活動に対する拠出 ・REDD+パートナーシップに対する拠出	
789	○ 国際的な気候変動対策を進めるための技術的ベースとなるIPCCガイドライン(森林分野)の改訂作業へ積極的に参画します。(農林水産省、環境省)	④ ⑤	D-2	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	【施策番号118に同じ】	
790	○ 国連森林フォーラム(UNFF)等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはくくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、違法伐採対策を含めた持続可能な森林経営の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果たしてまいります。(農林水産省、外務省、環境省)	④	進捗中	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	—	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	【施策番号705に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
800	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面上昇が懸念されており、海岸にとっても沿岸侵食の進行やセロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するための検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	B-1 C-1	【施策番号388に同じ】	【施策番号388に同じ】	—	—	—	—	
801	○ 今後避けることができない地球温暖化の農林水産業への影響や集中豪雨等引起因する山地等災害や洪水、渇水といった国民の安全・安心を脅かす恐れがある影響に対応するため、暑さに強い品種の開発や野生鳥獣害・害虫害への対応、山地災害等の防止対策などの適応策の開発・普及に取り組めます。(農林水産省)	② ③	B-2 D-1 D-2	・「気候変動」に対応した備蓄型食料生産等の確立のためのプロジェクトにおいて、コメの高品質性品種の開発等を実施 ・山腹崩壊地等の復旧整備を実施するとともに、災害の発生を未然に防止するため、国土保全機能が低下した森林の整備を強化し、山地防災力の向上を図っているところ。 ・被害先端地域におけるくい虫被害の拡大防止の取組等を推進。	・事前防災・減災に向けた取組の一層の強化を図る。	—	—	—	・森林整備事業 ・治山事業等	
802	○ 乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた科学的知見を条約締約国会議や補助機関会合などにおいて提供しながら、世界の砂漠化問題に積極的に取り組めます。(外務省、環境省、農林水産省)	④		・平成25年4月、トイワ・ボブにて条約実レビュー委員会(CRIC)第11回会合及び科学技術委員会(CST)第3回特別会合が開催され、ベストプラクティスの活用に関する議論等に参画した。同年9月、ナミビア・ウィントフックにて第11回締約国会合が開催され、グローバル・メカニズムの扱いに関する議論を決議させたほか、条約事務局の平成26～27年予算につき会合させた。これらの会合を通じて、条約事務局の取組の効率化し、砂漠化対処のステークホルダーの意識や取り組みが向上した。 ・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(CST)に日本の科学者を科学技術連絡員(STC)として派遣し、科学技術委員会の活動支援を行った。また、科学的助言体制の確立に向け、科学政策イニシアチブが設置された。 ・モンゴルにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施中。	・条約の効果的な実施及び国際枠組における議論に貢献することが引き続き必要。 ・引き続き調査事業を実施するとともに、砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。	—	—	—	・砂漠化対処条約拠出金 ・砂漠化防止対策調査経費	
803	○ 自然生態系分野をはじめ、食料、水資源、水質汚濁、水災害、沿岸、健康、国民生活・都市生活などの各分野における温暖化影響に関する最新の知見を取りまとめ、日本の温暖化とその影響について統合的な影響の予測・評価を実施し、その情報をもとに、わが国における適応の基本的な考え方、適応策の立案・実施にあたっての分野横断的な留意事項、重点分野、各主体の役割などを取りまとめた適応指針を策定し、関係省庁、地方自治体などにおける適応策の推進を支援します。(環境省)	③	D-2	・平成24年度に、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見の取りまとめとして、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」を作成・公表した。 ・平成25年度には、平成27年度夏頃を目途とした適応計画策定に向けて、気候変動が日本にあたらえる影響及びリスクの評価を審議するため、中央環境審議会地球環境部会の下に気候変動影響評価部会を設置し、8/28に第1回会合を実施した。	・気候変動影響評価部会等小委員会における審議を平成27年1月頃まで行い、「日本における気候変動の影響及びリスク評価に関する報告と今後の課題(意見書)」(仮)を取りまとめる。その内容を踏まえ、各省において適応策の検討を実施。平成27年度夏頃を目途に適応計画の閣議決定を行う。	—	—	—	・気候変動影響評価・適応推進事業	
804	○ 国有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	D-2	・「保護林」を中心に生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を特定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・引き続き、原生的な森林生態系や希少な野生動植物等を保護する観点から「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等を推進する。 ・必要に応じて、隣接する民有林との連携・協力を推進する。	—	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月) 緑の回廊面積:58万6千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月) 緑の回廊面積:58万3千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
805	○ 国有林野のうら緑の回復においては、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた林分の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に関与するなど、野生動物植物の生息・生育環境に配慮した施策を行うとともに、森林の状態で野生動物植物の生息・生育環境の関係を把握して保全・管理に反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけでは緑の回復としての森林の広がり確保できない場合は、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼し、設定するよう努めます。また、渓流等水辺の森林等について、その連続性を確保することにより、より豊かな森林生態系ネットワークの形成に努めます。(農林水産省)	③	D-2	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	—	—	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	
806	○ 里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー源としての利用を促進するため、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)	②	D-1	・バイオマスの利活用を進めるため、収集方法・製造方法等を含めたバイオマス利用システム全体として低炭素化、低コスト化のための技術開発や実証を実施している。	・バイオマスは資源が薄く広く存在するため収集・運搬コストが高いなどの課題があり、収集・運搬も含めた、低コストな利活用システムの技術開発や実証を促していく。	—	—	—	・CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業 ・地球温暖化対策技術開発等事業 ・木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業(農林水産省連携事業)	
第10節 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進										
(総括) 都市における緑化の推進等、使用済み小型電気機器等の再資源化、下水道処理に関する資源化やエネルギー化の取組を推進するとともに、里地里山など地域資源を利用したバイオマスをはじめとする再生可能エネルギー導入に向けた計画の策定、財政的支援や実証実験等を進めています。										
1 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進										
807	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツアーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	① ② ③	進捗中	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	—	—	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	
808	○ COP10の決定を踏まえ、ISATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ]を有効なツールとして、二次的自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「ISATOYAMAイニシアティブ」を世界規模で推進していきます。(環境省)	④	D-1	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	—	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	
809	○ 世界的な潮流やSATOYAMAイニシアティブ等の既存の施策との連携を踏まえ、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とする生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討について、自治体を含む関係者と連携して進めます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	① ④	進捗中	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	—	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	
810	○ 温室効果ガスの吸収源となる都市公園の整備や緑地の保全等への支援を行う等、都市における緑地の保全と緑化の推進を図ります。(国土交通省)	③	D-2	・都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づき吸収量算定手法の改善により、CO2吸収量として106万トンを計上(平成23年度実績)した。	・引き続き、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意識や効果の普及啓発を行う	—	—	温室効果ガス吸収量: 106万t-CO2/年	・社会資本整備総合交付金 等	
811	○ 都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間接的な二酸化炭素排出量の削減につながる取組を推進します。(国土交通省)	③	D-2	・平成23年度には、新たに、都市公園等整備面積:960ha、屋上緑化施工面積:25ha、壁面緑化施工面積:8.9haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	・効果の検証とともに引き続き取組みを推進。	—	(参考) 都市公園の整備面積 119,016ha、箇所数99,874 (平成24年3月) 箇所(平成23年3月) 118,056ha、箇所数99,874 屋上緑化施工面積: 330ha 壁面緑化施工面積: 304ha 壁面緑化施工面積: 48ha(平成24年3月) 39ha(平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119,016ha、101,111箇所 (平成24年3月) 屋上緑化施工面積: 330ha 壁面緑化施工面積: 48ha(平成24年3月) 39ha(平成23年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
812	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じて地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)	③	D-2	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	—	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	—	
813	○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射性塗装などの対策技術を推進します。(環境省)	その他	その他	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	—	—	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
814	○ 資源採取に伴う自然破壊の防止に向け、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指し、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に公布されました。平成25年度から法律が施行される予定となっており、使用済み小型電子機器等の回収及びレアメタルを含む有用金属の回収が開始されます。 ・レアメタル等の安定供給確保に資するため、産業構造審議会と中央環境審議会の合同合会において示された、「レアメタルを含む使用済み製品の回収量の確保」と「リサイクルの効率性の向上」のため回収スキーム構築等の実証事業など、必要な施策を講じていきます。 ・製品の長寿命化やリサイクルが簡単な製品の設計・製造技術の開発などのため、「革新的構造材料を用いた新構造システム建築物研究開発」、「リサイクル優先レアメタルの回収技術開発」に加え、レアメタルの機能を、より豊富に存在する資源に代替、あるいは使用量を大幅に削減する技術開発を支援すべく「希少金属代替材料開発プロジェクト」及び「元素戦略プロジェクト」を推進していきます。(環境省、文部科学省、経済産業省)	⑤	E-2	進捗中	・平成25年4月1日より使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行された。平成25年9月時点で約170の市町村と連携し、使用済み電子機器等リサイクルシステムの構築に向けた実証事業の実施や、国民への普及啓発等に努めている。 ・レアメタルリサイクルのスキーム構築のため、審議会の中間取りまとめを踏まえ、「資源循環実証事業」、「リサイクル優先レアメタルの回収技術開発」、「希少金属代替材料開発プロジェクト」等に取り組んでいる。 ・「元素戦略プロジェクト」において、レアメタルであるジスプロシウムを用いない、高性能磁石が開発されるなど、着実に成果が得られている。	・使用済み電子機器等リサイクルシステムの構築に向けた取り組みについては、現在の取り組みを今後も継続して進めていく。 ・物質・材料の特性・機能を決める元素の役割を理論的に解明することで、レアメタル・レアアース等の希少元素を用いない全く新しい代替材料の開発を目指し、引き続き取組を進めていく。	(参考)年間14万トンの使用済み電子機器等の再資源化(平成27年度)	—	—	・レアメタル等を含む使用済み電子機器等リサイクル事業推進費 ・産業技術実用化開発事業費補助金(資源循環実証事業) ・産業技術研究開発費(リサイクル優先レアメタルの回収技術開発) ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構一般会計運営費交付金(一般会計)ナノテク・部材イノベーションプログラム(希少金属代替材料開発プロジェクト) ・元素戦略プロジェクト	
815	○ 下水道は希少な有用資源が含まれる都市鉱山の一種であり、循環型社会の構築に向けて、需要先と連携して回収、資源化の取組を推進します。(国土交通省)	②		進捗中	・平成22年5月に「下水道におけるリソース化の手引き」をとりまとめ公表した。 ・下水道革新的技術実証事業においてリソース回収に係る実証を実施中。 ・リソース化について、全国5カ所において実施中。	・下水道革新的技術実証事業の成果によって、ガイドライン化を図ること等によって低コスト、高効率のリソース化技術の普及を図る。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金	
816	○ 下水処理によって発生する下水汚泥について、社会資本整備総合交付金による支援、下水道革新的技術実証事業の実施等によって、固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進します。(国土交通省)	②		進捗中	・社会資本整備総合交付金より、地方公共団体による下水道における下水汚泥のエネルギー化を支援した。 ・下水道革新的技術実証事業において下水汚泥のエネルギー化に係る実証を実施中。 ・下水汚泥エネルギー化率は13%(平成23年度実績)。	・下水道革新的技術実証事業の成果によって、ガイドライン化を図ること等によって低コスト、高効率のエネルギー化技術の普及を図る。 ・下水汚泥の固形燃料について、市場拡大を目的としたJIS規格化を行う。 ・下水道事業に係るベンチャー・キッキングの導入による優良事例の全国展開を推進する。	—	—	・社会資本整備総合交付金 ・グリーン投資減税		
817	○ 下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進します。(国土交通省)	②		進捗中	・建設資材等のマテリアル利用に加えて、固形燃料化やメタン発酵によって生じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進した。 ・下水汚泥のリサイクル率は55%(平成23年度実績)。	・引き続き、建設資材等のマテリアル利用に加えて、エネルギー化を推進する。	—	—	—	・社会資本整備総合交付金	
818	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)			進捗中	【施策番号233に同じ】	【施策番号233に同じ】	—	—	—	【施策番号233に同じ】	
819	○ たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図り、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域から原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合などの先進的な取組を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	—	—	【施策番号186に同じ】	【施策番号186に同じ】	
820	○ 化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを保つむ有機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及指導体制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	—	—	【施策番号187に同じ】	【施策番号187に同じ】	
821	○ 養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)			進捗中	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	—	—	【施策番号365に同じ】	【施策番号365に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
822	○ 魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)		進捗中	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	—	—	【施策番号366に同じ】	【施策番号366に同じ】	
823	○ 平成21年7月に成立したエネルギー供給構造高度化法に基づき、バイオマスを含む非化石エネルギー源の利用の拡大を図るため、エネルギー供給事業者の計画的な取組を促進します。具体的には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の促進の促進に関する基本方針を策定し、さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に關し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表します。(経済産業省)		進捗中	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	—	—	【施策番号784に同じ】	【施策番号784に同じ】	
824	○ バイオマス活用促進に關する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成23年に達成すべき目標を定めておき、今後、市町村バイオマス活用推進計画の策定を推進します。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③	進捗中	・地域の実情にに応じた地域推進計画の円滑な策定が進められるよう、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」の作成などを行った結果、18市町及び13府県においてバイオマス活用推進計画が策定された。	・市町村・都道府県バイオマス活用推進計画の作成に努めることとするなど、現在の取組を継続して進めていく。	市町村バイオマス活用推進計画:600市町村達成(平成32年まで)	バイオマスタウン:318地域を策定(平成23年度)	市町村バイオマス活用推進計画:18市町村策定	—	50
825	○ 燃焼しても、光合成により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するバイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利活用することにより温暖化の防止に資するものであり、その利活用を推進します。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	④	進捗中	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	【施策番号783に同じ】	49
826	○ 平成24年2月に、外部有識者から構成される「バイオマス事業化戦略検討チーム」を設置し、事業や施設の効率性の改善等の観点から、原料生産から収集・運搬・製造・利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略の検討を進めていきます。(農林水産省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③	既に達成済み	・平成24年9月にバイオマス事業化戦略を策定し、具現化のためにバイオマス産業界の構築を進める。既に関係府省で8つの地域を産業都市として選定。	・引き続きバイオマス産業都市の構築を進めるとともに、選定された地域のバイオマス事業化を支援する。	—	—	—	・地域バイオマス産業化推進事業	
827	○ 平成19年度より進めていた原料の調達からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した大規模実証事業について、平成24年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組として支援します。(農林水産省)	②	進捗中	平成24年度は3地区において実証事業を実施し、事業化に向けた課題の克服に取り組んでおり、原料の多様化や製造コストの削減等一定の成果が得られた。	・引き続き事業化に向けた課題を克服する取組を実施する。	—	約4万キロリットルのバイオ燃料を生産(平成23年度)	—	・バイオ燃料生産拠点確立事業	
828	○ 平成19年度より、資源作物の育成と低コスト栽培、稲わらや木質バイオマスなどの非食用資源や資源作物全体から高効率にエタノールを生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度からは稲わらなどのソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発などを行っています。(農林水産省)	②	進捗中	・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、ソフトセルロース系を原料とした製造コストが確立されるとともに、品質や製造コスト等について一定の成果が得られた。	・実証事業は平成24年度で完了したが、今後は本実証事業による成果を元に、今回実証を行った事業者をはじめとする民間団体等による更なる技術の確立が期待できる。	—	—	—	・ソフトセルロース利活用技術確立事業	

施策 番号	基本的 戦略	具体的施策	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
829	②	○ バイオ燃料の技術開発に向けた「バイオ燃料技術革新計画」に基づき、食糧と競合しないセルロース系エタノールなどの生産技術の開発を図るほか、各種バイオマスから化学製品原料を製造する技術や、メタン発酵を効率化する技術の研究開発を行います。また、2030年頃の商用化が期待されるBTL(Biomass to liquid)、微細藻類由来バイオ燃料製造技術等の開発も行い、バイオマス資源の総合利活用を行います。(経済産業省)	進捗中	・2015年～2020年におけるバイオエタノール製造コスト40円/L(※)。2020年における年産20万L以上の商業化を要請するため、資源作物の栽培からバイオエタノールの製造に至る革新的技術を用いて食糧問題や環境問題に配慮したバイオ燃料生産システム構築を目指す研究開発を行っている。 ・また、化学品原料の多様化を図りつつ、エネルギー多消費産業である化学産業の製造プロセスの革新的な省エネ化を目指すため、非可食性バイオマス原料から機能性及びコストの両面で競争力のある化学品を一気通貫で製造する省エネプロセスの開発を開始したところ。 ・加えて、2030年頃のバイオ燃料本格量産を可能とする次世代バイオ燃料製造技術を確立すべく、バイオマスのガス化及び液化技術、微細藻類からのバイオ燃料技術の研究を行っている。	・食糧との競合や、生態系・森林破壊、ライフサイクル全体での環境負荷増大等を引き起こすことがないよう、引き続きバイオ燃料の開発に関する施策を推進していく。	—	—	—	・バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業 ・革新的省エネ化学プロセス技術開発プロジェクト ・戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業	
830	②	○ 平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)	進捗中	・平成24年度までの累積導入量は、平成23年度末までの累積導入量と比較して、1割程度伸びているなど、順調に導入が拡大している。	・再生可能エネルギーについては、今後3年間で最大限、普及を加速することとされている。引き続き同制度を着実に安定的に運用していく。	—	—	—	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	
831	②	○ 都市公園等から発生する厨廃材等の木質バイオマスの活用に向けた技術開発を推進し、その普及に努めます。(国土交通省)	進捗中	・都市由来の通物廃材を活用したバイオマス発電の一連のプロセスについての実証実験等を実施した。	・引き続き実証実験を行い、その結果をもとに当該システムの導入に関するガイドラインの作成等を行う。	—	—	—	・循環型社会形成推進交付金	
832	②	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスの堆肥化、飼料化、メタン化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	進捗中	・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・循環型社会形成推進交付金	
833	②	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における廃棄物系バイオマスのバイオディーゼル燃料化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	進捗中	・当該施設を整備する市町村に対して財政的支援を行っているところ。	・現在の取り組みを継続して進めていく。	—	—	—	・循環型社会形成推進交付金	
834	②	○ 里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー(ハードストライク)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのハードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の両立を目指します。(環境省)	進捗中	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	—	—	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	
835	②	○ 風力発電施設にオジロワシなどの希少な鳥類が衝突する事故(ハードストライク)が発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の障害のひとつとなっていることから、風力発電施設へのハードストライクのリスクを軽減するための技術の開発に努め、野生生物の保護と風力発電の両立を目指します。(環境省)	進捗中	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	—	—	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	
第3章 東日本大震災からの復興・再生										
第1節 東日本大震災からの復興・再生										
(総括) 三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイルの一部開通をはじめ、グリーン復興プロジェクトに対しては野生動物植物のモニタリングを実施しました。更に、被災した防災林の普及・再生や復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全等を推進しています。										
1	三陸復興国立公園の創設									

施策番号	基本的戦略	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
836	② ③	○ 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクト ①三陸復興国立公園の創設(自然公園の再編成)、②里山・里海 フィールドミュージアムと施設整備、③地域の宝を活かした自然を 深く楽しむ旅(復興エコツーリズム)、④南北にたがき交流を深める 道(東北海岸トレイル)、⑤森・里・川・海のつながりの再生、⑥持続 可能な社会を担う人づくり(ESD)の推進、⑦地震・津波による自然 環境への影響の把握(自然環境モニタリング)を推進すること、 森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のく らしを後世に伝える、自然の恵みと尊敬を呼び、それらを活用しな がら復興に貢献します。(環境省)		進捗中	・平成25年5月に三陸復興国立公園を創 設するとともに、みちのく潮風トレイル (東北海岸トレイル)については、路線検討 を進め、平成25年8月に一部開通に先 立ちイベントを実施、施設整備につ いては、平成25年7月に浄土ヶ浜集団回 路地区の海岸遊歩道の開通など、被災 施設地区の復旧を実施。復興エコツーリ ムでは、モデル地域(5地域)での自立し たエコツーリズムの確立のための取組 を行い、8月には1地域でモニターア の植生改善状況や干潟等の調査 を実施し、科学的データの集積を行な ど、グリーン復興プロジェクトを着実に 施している。	・三陸復興国立公園については、南三 陸金華山国立公園を始めとする周辺自 然公園の編入の検討を進める。みちのく 潮風トレイルについては、平成25年秋ま でに青森県八戸市から岩手県久慈市ま で一部開通し、平成27年度中に全路線 の設定を目指す。復興エコツーリズムに ついては、平成28年度までにモデル地 域での自立したエコツーリズムの体制 構築を目指す。自然環境モニタリングに ついては、平成27年度までは広範囲で の継続的な調査を実施し、中間とりま めを行う。27年度以降は、重要なボイ トの絞り込みを行った上で調査を実施す る。他の施策についても、復興に資する ための取組を具体化していく。	—	—	・三陸復興国立公園再編成等推進事業費		
2 原子力発電所事故への対応											
837	⑤	○ 福島第一原発の周辺地域での放射性物質による生態系への 影響を把握するため、関係する機関・団体とも協力しながら、植物 の様子やササミ等の試料の採取と分析を進めています。 生態系への影響の把握には、何世代にも渡る長期的な調査が必 要となるため、関係する研究機関や学識経験者とも連携しながら、 モニタリング方法の検討し、生態系への影響把握を進めていきま す。(環境省)		進捗中	・平成23年度より、旧警戒区域内外で、 野生動植物の試料採取及び分析を實 施。	・長期モニタリング計画の策定と、人の 不在による間接的影響の把握が課題。	—	—	—	・放射線による自然生態系への影響調査 費	
838		○ 福島第一原発の事故により、半径20km(警戒区域内)に取り残 された被災ペット(犬及び猫)を保護するため、福島県と全面的に 協力し、関係する機関・団体とも協力しながら、被災ペット(犬及び 猫)の保護収容、シェルターでの飼育管理、飼い主への返還、譲渡 等を進めていきます。(環境省)		進捗中	・福島県と連携し、被災ペットの保護収 容を行うとともに、適正な飼養を図りな がら、返還・譲渡を進めている。これま でに犬459頭、猫544頭を保護し、犬404 頭、猫348頭を返還・譲渡している(平成 25年9月1日)。	・福島県と連携し、被災ペットの保護収 容、全頭の返還・譲渡を進めていく。	—	—	—	・警戒区域内における被災ペット保護活 動事業費	
3 防災林等の活用											
839	③	○ 海岸防災林は、津波・高潮含む潮害の防備、飛砂・風害の防 備等の災害防止機能を有しており、地域の生活環境の保全に重要 な役割を果たしています。東日本大震災の津波により、青森県 から千葉県にかけて253箇所、約1718haが被災しました。 震災以降、防潮堤等の災害復旧事業に早期着手するとともに、 林野庁は、平成23年5月に海岸防災林の被災状況を把握すること もに、復旧方法の検討等を行うことを目的として学識経験者等か らなる「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」を 設置し、5回の議論を経て、平成24年2月に「今後における海岸防 災林の再生について」(以下、「報告書」)をとりまとめました。報告 書では、海岸防災林は、津波自体を完全に抑止することはできな ものの、津波エネルギーの減衰効果や漂流物の捕獲効果等被 害の軽減効果がみられることから、まちづくりの観点において多重 防備の一つとして位置づけることができるとなりました。今後、海岸防 災林の本格的な復旧・再生を進めるにあたっては、被災箇所ごと に被災状況、自然条件や地域のニーズ、地域の生態系保全の必 要等を踏まえ、広葉樹の植栽による多様な森林づくり等についても 考慮するなど、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組 むこととしています。(農林水産省)	B-2 D-1	進捗中	・東日本大震災の津波により青森県か ら千葉県にかけて約140kmの海岸防災 林が被災。平成24年度までに約50kmに ついて復旧・再生に着手したところであ り、平成25年度中には、ガレキ・仮置き場 等を除く約100km全てについて着手する こととしており、飛砂や潮害の防備等の 機能を有する海岸防災林を早期に復 旧・再生し被災地の復興に向けて貢献。	・引き継ぎ、海岸防災林の早期の復旧・ 再生に向けた取組みを推進。	—	—	—	・治山事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
840	○ 今回の津波災害において、海岸部の大部分の樹木が倒伏し、樹木自体が流出して被害が生じている一方、樹林が後背地の家屋への被害を軽減した事例や重油等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害の減災に一定の効果が現れました。このような状況を踏まえ、津波災害に強いまちづくりにおける公園緑地の整備等について、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」として被災都市の復興まちづくり計画の検討や、復興事業における公園緑地の計画・設計等の参考となるよう、平成24年3月に公表しました。		進捗中	「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取り組みを推進した。	引き続き、「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」を周知し、復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全を行う取り組みを推進する。	—	—	—	—	
第2節 新たな自然共生社会づくりの取組										
(総括) 生態系ネットワーク、生物多様性の経済価値評価の試行、地域における保全活動の支援、里地里山の利用・管理の新たな枠組などを進めています。										
1 新たな自然共生社会づくりの取組										
841	○ 生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発に努めるとともに、既存の施策や事業の効果について評価・検証を行っています。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③	C-1	進捗中	・生態系ネットワークの基本となる考え方、自治体向けの手引等を国交省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。	—	—	—	・自然資本の活用と生態系ネットワーク形成の推進に関する調査	
842	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化の方策について、わが国の生物多様性総合評価の評価結果や生態系ネットワーク構想の進展も踏まえつつ、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構想を踏まえつつ、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進。	—	—	—	・自然再生活動推進費	
843	○ 国内の自然保護地域や自然環境保全施策などを対象に、生物多様性の経済的価値、生物多様性の損失に伴う経済的損失、効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。また、評価結果の普及広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園指定」「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性の価値について経済的評価を施行。 ・「環境経済の政策研究」により「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を採択し、マングラーズ防除により保全させる生物多様性の価値等を評価。 ・「地球環境研究総合推進費」により「藻場の資源供給サービス量の定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を採択。平成25年度中に評価結果を取りまとめる予定。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
844	○ 希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主体的に行う生物多様性の保全・再生活動のほか、「生物多様性基本法」(以下「生物多様性基本法」)等に基づき法定計画等の策定の取組を支援します。(環境省)	① ② ③	A-1 B-1 C-1 C-2	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度末までに22の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により平成25年度までに55団体を支援しており、平成24年度までに支援が完了した31団体は様々な体制で活動が継続又は展開されている。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
845	○ 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を図る指標、生物多様性の保全に寄与する優れた取組に対する表彰制度などの情報を収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	①	進捗中 A-1	・平成22年・23年度事業において認証制度や経済活動と生物多様性との関わり及びそれを測る指標等に関する情報収集を実施。平成24年度事業において業種別の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページで公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・経済社会における生物多様性の主流化を促進する認証制度、指標、表彰制度等に関する情報を引き続き収集・発信する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
846	○ 生物多様性に配慮した「賢い消費者(スマートコンシューマー)」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供することなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	①	進捗中 A-1	・平成24年度事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報収集・発信する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	—	—	—	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費	
847	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の掘り起こしを行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することや、ESDの関係者を連携させる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省、文部科学省)		進捗中	【施策番号482に同じ】				—	【施策番号482に同じ】	
848	○ 地域固有の魅力を再見し、活力ある持続的な地域づくりを進めるため、平成20年4月施行されたエコツーリズム推進法に基づく「全体構想」の策定を支援します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中	・全体構想策定を目標としている地域について認定申請内容について関係省庁とともに助言等の支援を行っている。	・左記支援の他、引き続き地域主体のエコツーリズムの推進に関する活動を支援していく。	—	—	—	・エコツーリズム総合推進事業費	
849	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市住民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、試行事例を整理した。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みに向けたガイドラインの構築に向けた参考となるガイドラインを作成し、各地域へ普及を行っている。	・今後は、草本質系バイオマス利用の試行的な取組を通じ、有効活用手法の確立に向けた検討を実施する。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けたガイドラインについては引き続き、各地域へ普及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
850	○ 里地里山の保全活動の促進を図るため伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省、文部科学省)	① ②	進捗中 E-2	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検査可能なデータベースとして整理し、発信した。	・引き続き、検査可能なデータベースとしてホームページ上で情報提供を行い、全国への波及を図る。	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	